

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	2番	奥輝人君
3番	大迫勝史君	4番	橋口和仁君
5番	朝木一昭君	6番	平川久嘉君
7番	三島照君	8番	師玉敏代君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	12番	伊東隆吉君
13番	崎田信正君	14番	叶幸与君
15番	肥後笑子君	16番	竹田光一君
17番	保宜夫君	19番	渡京一郎君
20番	南修郎君	21番	中山雅己君
22番	松山信一君	23番	栄勝正君
24番	平高市君	25番	石神友夫君
26番	元井孝信君	27番	榮吉岡君
28番	泉伸之君	29番	福芳樹君
30番	向井俊夫君	31番	山田良一君
32番	福田利広君	33番	柊田謙夫君
34番	川上勝君	35番	前田幸男君
36番	奈良博光君	37番	世門光君
38番	西村タカ子君	39番	平敬司君
40番	榮年男君	42番	田部義和君
43番	師玉憲夫君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
環境政策課長	高野匡雄君	国民健康保険課長	福山治君
介護保険課長	重野照明君	福祉事務所長	大井進良君
産業振興部長	赤近善治君	農林振興課長	小浜忠弘君
建設部長	平豊和君	都市整備課長補佐	上島宏夫君
会計管理者	田畑米利君	教育部長	重田茂之君
文化課長	重久春光君	水道課長	岡優雄君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	

主幹兼議事係長 上 原 公 也 君
議 事 係 主 事 重 田 俊 彦 君

議 事 係 主 査 森 尚 宣 君

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は41人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから、平成19年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成18年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成18年度奄美市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成18年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成18年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び平成18年度奄美市一般会計予算事故繰越し繰越計算書、並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により平成18年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の6件について報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

報告いたします。

本年第1回定例会において採択した請願で、会議規則第135条の規定により、市長において処理すべきものとして送付してありました請願について、その処理の経過及び結果について報告がありました。その報告は、お手元に配付したとおりであります。

報告いたします。

去る6月19日、第83回全国市議会議長会定期総会において、奈良博光君が市議会議員15年以上、石神友夫君、栄勝正君、中山雅己君が10年以上の永年勤続表彰を受けられ、前田幸男議長が感謝状を受けられましたので報告いたします。なお、その伝達式は、本日の本会議終了後に、本会議場で行いますので、御了承願います。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、平川久嘉君、三島照君、師玉敏代君の3名を指名いたします。

○

議長（前田幸男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期として、別紙配付の議事日程表案のとおり、本日から7月11日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7月11日までの20日間とすることに決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第3、議案第54号 奄美市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

39番（平敬司君） おはようございます。議案第54号について、提案理由を申し上げます。

議案第54号 奄美市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第1回定例会において、第4条第1項中「2万5,000円」を「2万2,500円」に改正したところですが、これとの整合性を図るため、第5条第1項においても同様の改正を行うものです。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第4，報告第2号から報告第17号までの16件の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。暑い夏を迎えようとしておりますが、くれぐれも御健康に留意されて、また20日間よろしくお願いいたします。

本日提案いたしております報告第2号から報告第17号までの提案理由を御説明いたします。

報告第2号 前渡金請求に関する訴訟の提起につきましては、都市計画事業に係る建築物等移転補償契約が不履行となったため、前渡金返還訴訟の提起をする必要が生じたので、市長において専決処分を行ったものであります。

報告第3号 平成18年度奄美市一般会計補正予算（第5号）の専決の主な内容を御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入におきまして、法人市民税及びたばこ税などに税収の減が見込まれておりますので、その決算見込額を計上いたしております。

地方譲与税をはじめ利子割交付金、地方消費税交付金等のいわゆる税外収入、さらには地方交付税のうち特別交付税につきましては、それぞれ確定した歳入額を計上いたしております。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料をはじめ国県支出金及び繰入金や市債その他の各歳入費目につきましても、それぞれの事務費及び事業費の確定に伴いまして、その決算見込額を計上いたしております。

なお、繰入金のうち、1億1,274万2,000円を計上いたしておりました減債基金繰入金につきましては、今回、その総額を減額といたしております。

次に歳出につきましては、各歳出費目におきまして、職員手当の不用額を計上し、それぞれの事務事業費の確定に伴います不用額及び財源更正などについて計上するものでございます。

総務費の総務管理費におきましては、財政管理費において減債基金積立金を1億4,124万7,000円を追加計上いたしましたほか、情報化推進費において事業費確定に伴い所要の減額補正をするものでございます。

民生費につきましては、社会福祉費におきまして身体障害者福祉費及び知的障害者福祉費における支援費その他の扶助費の確定額を計上するものでございます。

児童福祉費におきましても、各歳出費目の確定に伴い所要の減額補正をするものでございます。

衛生費につきましては、保健衛生費におきまして、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金を4,900万円追加計上するとともに、各事業費の確定により所要の不用額を計上し、農林水産業費におきま

しても事業費確定に伴う各歳出費目の不用額を計上するものでございます。

商工費につきましては、各事業費の確定により所要の不用額を計上し、土木費におきまして、国・県道路用地等代行買収費をはじめ、各事業費及び工事費等の確定に伴い国・県支出金及び地方債など財源更正を行うものでございます。

消防費につきましては、消防団員退職報償金及び出動旅費の確定に伴う不用額を計上してございます。

教育費におきましては、各事務事業費の確定により所要の不用額を計上するものでございます。

災害復旧費におきましては、土木施設災害復旧費の事業費確定に伴い、歳出予算の不用額を計上するものでございます。

今回の専決補正によりまして、平成18年度奄美市一般会計予算の総額は、315億7,407万9,000円となります。

第2表地方債補正につきましては、各事業費の確定に伴い、起債限度額の廃止及び変更をするものでございます。

報告第4号 平成18年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決につきましては、歳入歳出額の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整をさせていただくもので、歳入歳出それぞれ2億5,588万3,000円の減額補正を計上させていただいております。

今回の補正によりまして、平成18年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、63億919万3,000円となります。

報告第5号 平成18年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）の専決の主な内容といたしましては、診療収入などの見込みが減額となることに伴い、その減収分を含め、決算不足見込額を一般会計等から繰り入れるものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ2,960万7,000円の減額となり、平成18年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、3億7,245万3,000円となります。

報告第6号 平成18年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）の専決につきましては、歳入歳出額の最終的な見込み及び事業費の確定に伴う調整をさせていただくもので、歳入歳出それぞれ3億4,941万8,000円の減額補正を計上させていただいております。

今回の補正によりまして、平成18年度奄美市老人保健医療特別会計予算の総額は、51億5,924万2,000円となります。

報告第7号 平成18年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決であります。主に事業費の確定に伴う歳入歳出額の最終的な調整をさせていただくものでございます。

補正額の歳入の主なものといたしましては、国庫負担金等の介護給付費負担金の決定によるものであります。歳出の主なものといたしましては、保険給付費及び地域支援事業費の決定によるものでございます。

今回の補正による総額に変わりはなく、平成18年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は、43億9,079万円となります。

報告第8号 平成18年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第3号）の専決につきましては、歳入歳出の最終的な見込みに伴い、歳入歳出それぞれ81万9,000円の減額補正を計上させていただいております。

今回の補正によりまして、平成18年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は、2,626万4,000円となります。

報告第9号 平成18年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費、事業費及び公債費の確定に伴い974万6,000円を減額補正するものでございます。

主なものといたしましては、維持管理費の433万4,000円、公債費の利子の225万円でございます。

歳入につきましては、下水道事業受益者負担金を327万3,000円、使用料及び手数料として敷地

占用料を102万7,000円、繰越金を335万9,000円の増額補正とし、有収水量の減少に伴い、公共水道使用料を1,088万8,000円減額補正したことが主な内容となっております。

これらの調整により一般会計からの繰入金475万6,000円を減額補正しております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ974万6,000円の減額となり、平成18年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は、18億6,522万5,000円となります。

報告第10号 平成18年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決の主な内容につきまして説明をいたします。

歳出におきましては、総務費及び事業費の確定に伴う172万3,000円の減額補正と市債利子の支払いに対する公債費101万4,000円の増額補正でございます。

減額補正の主なものといたしましては、総務費の一般管理費の負担金、補助及び交付金の34万8,000円、事業費の維持管理費の需用費70万9,000円、委託料38万円でございます。

歳入におきましては、繰越金として151万4,000円の増額補正をいたしました。

これらの調整により一般会計からの繰入金222万3,000円を減額補正しております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ70万9,000円の減額となり、平成18年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、5億8,972万5,000円となります。

報告第11号 平成18年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第2号）の専決の内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、一般管理費に係る不用額の確定に伴い、14万8,000円を減額補正いたしております。

歳入につきましては、事業収入78万7,000円及び諸収入2,000円を増額補正いたしております。

これらの調整により、一般会計からの繰入金を93万7,000円減額補正いたしております。今回の補正によりまして、平成18年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ618万円となります。

報告第12号 平成18年度奄美市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、事業費におきまして交通災害共済見舞金が当初見込みより減少したこと等により33万5,000円を減額計上するほか、基金積立金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、住用・笠利両地区の加入者の多くが平成19年3月31日で期間満了のため、空白が生じないよう3月中に継続加入をしたことから、交通災害共済会費収入126万1,000円及び平成17年度決算確定により繰越金190万円を増額計上いたしております。また基金からの繰入れをする必要がなくなりましたことから、繰入金349万6,000円を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ31万4,000円の減額となり、平成18年度奄美市交通災害共済特別会計予算の総額は、855万4,000円となります。

報告第13号 平成18年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、旧笠利町の事業費におきまして賃金、需要費、使用料及び賃借料、原材料費等の不用額の確定に伴い1,055万2,000円を減額、工事請負費の入札差額402万2,000円を減額計上いたしております。

旧住用村の事業費におきましても、委託料の入札差額等で212万円の減額補正を計上いたしております。

歳入におきましては、住用地区の簡易水道使用料収入の見込みが321万1,000円の増額、笠利地区が360万円の減額、また歳出の減額により一般会計からの繰入金を1,825万6,000円減額補正いたしております。

今回の補正によりまして、平成18年度奄美市簡易水道事業特別会計予算の総額は、3億8,909万

3, 000円となります。

報告第14号 奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設、上場株式等の譲渡益及び配当益に係る軽減税率の延長等所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第15号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、平成19年度分以降の国民健康保険税の医療分に係る賦課限度額が53万円から56万円に引き上げられたことにより、所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第16号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決について御説明をいたします。

歳出におきまして、繰上充用金を計上いたしました。繰上充用金につきましては、平成18年度奄美市国民健康保険事業特別会計において、歳入不足が生じ、予算の執行に急を要したため、平成19年度歳入を繰り上げてこれに充てたものでございます。

歳入につきましては、その財源といたしまして国民健康保険税を増額計上いたしました。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ3億3,225万7,000円の増額となり、平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、66億5,922万4,000円となります。

報告第17号 前渡金請求事件に係る訴訟上の和解の専決につきましては、鹿児島地方裁判所名瀬支部において係争中の前渡金請求事件について和解することとなりましたので、市長において専決処分を行ったものです。

以上、報告第2号から報告第17号までの提案理由を申し上げましたが、いずれも議会を招集して審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに、石神友夫君の発言を許可いたします。

25番（石神友夫君） おはようございます。自由連合の石神でございます。今回提案されております議案の中から、報告第3号について3点質疑をいたしたいと思っております。

まず、平成18年度当初予算時において、14億7,708万円の財源不足を生じてスタートいたしました。平成18年12月の補正予算において、地域振興基金3億6,260万円及び地域活性化基金、減債基金など4億2,055万6,000円の財源確保により、財源不足額を10億565万円まで減縮することができました。ここまでは今までの予算審査の中で大体記憶のあることであります。

今回の報告第3号最終補正予算（第5号）の結果、平成18年度の財源不足額はどのようになったのか。また、平成18年度の決算見込みはどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思っております。

2点目に、同じく報告第3号の32ページの4款衛生費、3項水道事業費、1目水道事業費の28節繰出金で1,825万6,000円の減額となっております。これは、一般会計補正予算（第3号）において2,586万7,000円の追加計上をしたばかりであります。減額の理由をお示してください。

3点目に、今回の報告第3号の一般会計補正予算（第3号）を見ますと、各費目の職員手当つまり職員の時間外勤務手当が4,578万5,000円減額されておりますが、これをどういう理由でこのように減額されたのか、お示しをいただきたいと思っております。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

財政課長（則 敏光君） おはようございます。ただいまの御質問でございますが、18年度当初予算におきましては、財源不足が御指摘のとおり14億7,708万円ございました。12月補正におきまして、4億2,055万6,000円を解消いたしました。さらに実は3月補正におきまして、ちょうど1億円、また財源不足を解消いたしております。これは減債基金の1億円を繰り入れないと、減少するというところで、1億円を戻したということでございます。

今回の専決予算でございますが、これにつきましても特別交付税の確定などがございました。税収の若干の増も見込まれておりますし、繰越金の増額など歳入全般にわたっての若干の増額が見込まれましたので、そこでトータル3億5,367万6,000円の財源不足を解消いたしております。

その内訳といたしましては、減債基金の繰入金を1億1,274万2,000円戻しました。さらに、歳出の面で同じく減債基金を1億4,090万4,000円、今度は積み立てた。逆に貯金をしたという形でございます。同時に、特別交付税を1億円、年度当初の財源不足で1億円投入いたしておりますので、それも戻したということで、合計3億5,367万6,000円、この専決予算におきまして財源不足を解消したということでございます。この年間トータルで財源不足額を合計で9億5,652万4,000円解消することができました。年度当初の財源不足を差し引きいたしますと、6億284万8,000円が今なお財源不足という形で決算に入りそうな形になっております。14億7,708万円を最終的に6億284万円に圧縮できたということでございます。

さらに、18年度の決算の見込みということでございます。これにつきましては、今後、もう今決算統計の作業に入っておりますが、ほぼ歳入の増あるいは歳出の減額あるいは不用、そういったもので合計で3億1,600万円ほどの黒字を生じるのではないかというふうに考えております。これは決算確定、決算統計でまた改めて確定になりますが、おおむね3億円台は黒字額は間違いないだろうというふうに考えておるところでございます。

水道課長（岡 優雄君） 32ページの4款衛生費、3項水道事業費、28節の繰出金の1,825万6,000円の減額理由についてお答えいたします。

この繰出金につきましては、奄美市簡易水道特別会計の歳出に対する歳入の不足額を繰出金として一般会計から補てんするものです。奄美市簡易水道事業特別会計では、一般会計繰入金として受け入れております。

平成18年度の奄美市簡易水道特別会計補正予算の歳出につきましては、主に笠利地区の渇水対策経費につきまして、渇水期間の予測や笠利管内での水源の状況を検討し、最悪を想定し名瀬管内から原水及び浄水の運搬等を見ていましたが、笠利管内におきまして対処ができましたことで経費の節減を図ることができました。また住用地区では使用料及び手数料の徴収対策を行い、未納者の方の通知の徹底と集金人の徴収努力により使用料の増加に伴うものと経費節減によるものでございます。

以上のことから、一般会計繰入金を住用地区が841万6,000円、笠利地区が984万円、合計で1,825万6,000円を減額しております。

これによりまして、4款衛生費、3項水道事業費、28節の繰出金を1,825万6,000円減額するものでございます。

総務課長（川口智範君） 時間外勤務手当につきましては、人件費抑制の観点から、当初予算では時間外勤務手当の対象とならない職員を除きまして、職員の給料の3パーセントをまず計上いたしております。12月補正において、5パーセントの予算額となるように補正計上をいたしたところでございます。

このことから、平成18年度の当初予算では給料額の3パーセントにあたる6,628万5,000円を計上し、10月補正で給料総額の5パーセントにあたる1億964万7,000円に増額補正いたしております。

御質問の今回の減額補正につきましては、18年度の時間外勤務手当が3月末に実績といたしまして、総額で6,346万2,000円となったことから、4,578万5,000円の減額補正を行おうとす

るものでございます。よろしく願いいたします。

25番（石神友夫君） 今、財政課長の説明よくわかりました。大体当初予算の段階で14億7,708万円の財源不足が、いろいろ努力によって8億7,423万2,000円まで確保した。最終的には6億284万8,000円とこういうことになったわけですが、それはそれで財政当局の努力だと評価するわけでありませぬ。問題は18年度の決算見込み等の関連です。今言うように、3億1,600万円ぐらいは18年度は黒字が予想されると、こう答弁があります。この予算をみますと、今さっき総務課長の説明もありました職員の超勤、時間外手当にしても、あるいはその他の経費にしても最終的には相当、私は職員に無理を強いられているんじゃないかと。時間外手当も本当に支給すべきものがされていないんじゃないかと私は思うんです。財政が厳しいから、それはそれなりに職員が協力をすればそれでいいわけですが、やはり残業をして、これを超勤も出さないというようなことがないようにくれぐれもしていただきたいなところ思います。

それと今、簡易水道の件、これ繰出し、繰入れだからわかりますよ。しかし、笠利で予定しておった漏水対策が済んだと、対応できたと。こういうことで不用額が出たと。節減じゃなくて不用額です。そういうことだと思います。

それともう一つ、飛び飛びになります。今さっき総務課長の答弁によりますと、当初予算において対象とならない職員、時間外手当を支給する対象とならない職員と言え、どういう職員ですか。お示ください。

総務課長（川口智範君） ちょっと説明がまずくて申し訳ありません。管理職でございます。部課長の管理職を除いております。

25番（石神友夫君） それはいいですが、管理職が当初で抜けているわけでしょう、除外されているわけでしょう。いずれにしても、財政がこういう厳しい状況でありますので、市長以下職員が一丸となってやはり無理な支出を抑制し、やはり財政的に協力するというのは私は当然のことだと思いますので、今後ひとつ部課長さん一丸となって、厳しい財政の中でやはり効果的な行政運営ができますようにひとつ希望いたしまして終わります。

議長（前田幸男君） 次に、榮年男君の発言を許可いたします。

40番（榮年男君） 皆さん、おはようございます。質疑に入ります前に、執行当局と議長に一言苦言を申し上げておきたいと思っております。

先ほど会議が開きます前に、平成18年度の一般会計予算繰越明許費繰越計算書、これは当然会議が始まってから報告すべきものだと私は理解しておりますけれども、会議が始まります前の冒頭にありまして、このようなことが出ますと、いつどこでこれを論議するのか。議長のほうで地方自治法施行令の146条の2で議会の報告ということで発言がありましたけれども、本来は地方自治法の215条の中にこの繰越明許費繰越決算書というのは予算の内容の一部でございます。申しますならば、もう釈迦に説法かもわかりませんが、歳入歳出予算2号に継続費、3号に繰越明許費、4号に債務負担行為、5号に地方債、6号に一時借入金、7号に歳出予算の各項の経費の金額の理由ということで、ほとんど繰越明許費とか債務継続費とかありませんから、補正予算に掲載されないだろうと思っておりますけれども、明らかにこれは自治法の違反じゃないかと思って苦言を呈しておきます。

そういうことでありますので、私も議員になりまして二十数年になりますけれども、事故繰越しのこの論議はどこでやるのかなと思って先日の議会運営委員会でも話しましたが、議題も上がりませんので、事故繰越し、二十数年になりますけれどもこのようなことは初めてですけれども、論議もできなくて、はなはだ残念に思いますので、苦言を呈しておきます。

それでは質疑に入ります。まず、報告の第2号と第17号は連結しておりますので、一括して質疑いたします。

先ほど、都市計画に基づいて前渡金請求に関する提訴、報告2号で上げまして報告17号で訴訟上の和解ということであります。都市計画という話はわかりましたけども、いつの都市計画でどこの都市計画を計画して、総対象者は何名ぐらいおられて、この方1件だけが最終的に残ったからこのようなことになったと思いますけども、その中のいきさつですね。これは過去の旧名瀬市の時代のことだろうと思いますけども、我々笠利から来た者にとりましては初めて、これも初めてですね。議題として上がっておりますので質疑いたしますので、中を見ましてもこれはまた2回目の質疑でもしますけども、そもそもどこの都市計画で対象世帯数が何件で、いつの時代の計画だったのか。そして、いつの時点で訴訟を提起するようなことになり、また和解ということが出ていますので、そこらあたり詳しく御答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、報告の第3号 一般会計補正予算（第5号）につきまして、第3号から件数が何件かありますので、ゆっくりと話しますので担当の部署は答弁をお願いいたします。

まず最初にページ24ページですね、ページ24ページの総務管理費、10目の情報化推進費、その中の15節で工事請負費が8,670万6,000円減額されております。それは当初予算の3億5,982万2,000円からすると約24パーセントの減額でありますけれども、減額してもこの情報化推進事業として計画どおりの事業を遂行されたのか。どこか積み残されたことによって減額したのか。そこらあたりにつきましてお答えをいただきたいと思います。

続きまして、それと関連しましてお伺いしますけど、この中で財源の内訳を見ますと全体では情報化の中で9,000万円余りが減額補正された中で、国の支出金、地方債は減額であります。一般財源が1,667万6,000円、一般財源だけが増額されております。そのような事務上の流れですね。どういふふうにして、国の確定ということはわかりますけど、確定でしたら見積りが甘かったのかですね。そこらあたりまでお答えをいただきたいと。

続いて31ページ、保健衛生費の10目ヤスデ対策でございます。このことにつきましては、各旧市町村の時代から大変苦慮されております。しかし、昨今は私ども笠利のほうでもあまりヤスデということは聞いておりませんで、今回の補正で当初予算の374万8,000円から約3分の2、253万3,000円を減額されております。ヤスデがもう終息期ということで理解していいのか。あれほどヤスデの最盛期には生息の実態を把握するために、いろいろと県とかに陳情とかもしたはずだろうと思います。そのようなヤスデの生態が確認されているものであるのか。今後もまたヤスデは発生されるということを考えておるのか。そして、今年は3分の1であります139万5,000円でヤスデの対策を行っております。その地区ですね、地区あたりをお示しをいただきたいとこのように思います。

続いて32ページ、農業費、4目のさとうきび省力化推進対策事業費ということで、これは補正額がゼロで財源更正だけがありますけども、財源更正はどこを見てもプラスもマイナスもありましたので、これはどこがしたのかなと思っております。ちなみに当初予算では1億771万2,000円が、国の国庫支出金が8,332万7,000円ですか。そして地方債が1,210万円、一般財源が1,228万5,000円でこれは減額されておりますけども、減額された中で予算がこうして上がっておりますけど、どこを財源更正されたのかですね。それによってまた意味合いが違ってこようかと思っておりますので、そこは多分漏れだろうと思っておりますのでお示しをいただきたいと思っております。

続いて42ページ、社会教育費、一番下の第5目ですね、第5目の文化財保護費、これ1節しかありませんので11節の需用費が57万2,000円、印刷製本ということで減額するというので計上されております。やはり文化財保護というのを需用費の印刷製本ということは、ほとんど調査結果に基づく資料の分析した報告書の印刷製本費だろうと思います。やはり当初予算から比べると多額な減額じゃないかと思っておりますが、予定どおりに調査の結果報告が出されているのか。今、奄美市でどれほどの遺跡の発掘したりして、また調査したりして調査項目を抱えているのかですね。そこらあたりまでお示しをいただきたいとこのように思います。このことにつきましては、また2回目の質疑でも論議して質してみたいと思っております。

続いて、最後の一般会計ですね、47ページと48ページにかけまして、地方債の前年度における現在高並びに当該年度末における現在高の見込額に関する調書につきまして若干だけお伺いいたしますけれども、この流れを見ましても48ページにいきますとトータルで全年度末の現在高が382億2,867万円の起債残高、そして本年度末の見込額が398億4,908万4,000円とやっぱり増えておるわけですね。だから、見ますと本年度の起債見込額が約50億円、返済額が33億8,000万円。そして、中をまた詳しく見ますと当初見込んでいたよりは借りるものを若干少なく借りておりますので、増える幅が少なくなったと理解しております。そういう手法でですね、どうして当該年度に返すやつを多く返すような方策はできなかったのかですね。そこまでお伺いするとともに、平成19年度から市長が一般財源につきましては起債枠30億円というような数字的な設定をはめました。それが19年度、今年ですけど来年度以降も30億円以上の起債枠で可能であるのかどうかですね。当然また返す金は今年が33億8,800万円ですので、若干増えていくだろうと思っています。そのプライマリーバランス的な形で、借りるのを少なくして返すのを多くできるような財政運営ができるかどうかをですね、そこらまで合わせましてお伺いしたいと思います。

次に、報告第7号、これはもうまとめて介護保険事業特別会計の1本ですけども、これはもう財源のほうのことにつきましてだけお伺いいたします。

介護保険事業特別会計の5ページと6ページですね。5ページと6ページ、歳入が5ページに載っています。1款の保険料から7款の繰入金まであります。端的に1款の保険料から7款の繰入金まで、6ページにありますような補正額の財源の内訳ということで、国庫支出金、地方債、その他一般財源とあります。そのうちのどれに入るか、お示しをいただきたいとそのように思います。それに関連して、再度自席から質疑したいと思います。

最後に、報告の第16号 平成19年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）ですけども、繰上充用として3億3,225万7,000円計上されております。これも過去を振り返ってみますと、平成17年度の決算で名瀬市の繰上充用金として支出した金額がおおよそ1億2,208万6,000円、住用が1,496万円、それで足りずに奄美市としての実質収支は、歳入から歳出を引きますとマイナスの2億5,092万2,000円ということで赤字決算が出ているわけですね。そういうことで平成18年度の当初予算でその金額を新しい項を設けて2億5,092万2,000円の平成18年度の当初予算で計上されました。そしてまた平成16年度の繰上充用として3億3,225万7,000円計上されましたが、どこに原因があってこのような繰上充用をしなければならないような経緯に至ったのかですね。その根本的な原因が何であるのかをお示しをいただきたいと思います。

以上で壇上からの質疑を終わります。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

都市整備課長補佐（上島宏夫君） 御質問の報告第2号及び報告第17号のいきさつについてお答えします。

平成2年度から進めております平田土地区画整理事業において、かねてより交渉中の地権者1名の方と昨年8月に家屋移転交渉が成立し、契約後に前払金として移転補償費に対しての5割と土地売買金に対する7割の合計額1,679万4,040円を支払っております。契約では建物の撤去を平成19年2月28日までの期限でありましたが、期限近くになりましても移転の動きがなかったため、期限の延長を含め何度となく本人と話し合いを申し入れましたが応じてもらえず、弁護士とも相談した結果、早急に土地・建物等を仮押さえをする必要があるとの判断から、仮押さえを前提として前払金の返還請求を3月の30日にいたしました。

今回の訴訟の段階では、結審の日時が不明でありましたが、先月5月21日に裁判所のほうから専決第17号の和解案が示され、5月28日に和解したものであります。

企画調整課長（瀬木孝弘君） それでは24ページの2款，1項，10目情報化推進費につきまして，榮議員さんから3点の御質問がございました。お答えをいたしたいと思っております。

まず，15節の工事請負費の8，670万6，000円の減額でございますが，御質問にございました当初予算に計上いたしました額の奄美市地域イントラネット基盤整備施設整備事業，光ファイバーケーブルの敷設事業でございますが，この工事の入札をプロポーザル方式によりまして実施をしたための入札執行の残でございます。

2点目に，この執行残によりまして当初計画は予定どおりなされたのかというお尋ねでございますが，当初の計画どおり実施をされております。特に17年度の事業といたしまして，名瀬から住用の支所まで幹線が引かれておりますが，更に名瀬からこの幹線を笠利地区のほうへ延長するための事業として取り組んだのが18年度の光ファイバー敷設網事業でございます。笠利地区で実施をいたしました施設を申し上げますと，特に太陽が丘運動公園でございますB&G海洋センター，それから農村環境改善センター，それから太陽が丘総合体育館等まで幹線を延ばしてございまして，喜瀬から用安，それから大笠利地区まで18年度予定どおり事業を整備したものでございます。

3点目に，国庫補助金並びに地方債の減額計上の中で一般財源が1，667万6，000円増額補正になっているという御指摘でございますが，まず申しあげました工事請負費の執行残に伴います国庫補助金並びに地方債の減額がございました。併せまして，この市の事業につきましては，全国的に都市で取り組まれてございまして，私どものほうでは総務費国庫補助金で当初予算を見込んでおりましたが，この全国枠の中で当初の見込額よりも下回った補助金の交付決定がなされたために，一般財源でその分確保しようということで増額をさせていただいたものでございます。

以上が質問についての答弁でございます。よろしく御理解をお願いいたします。

環境政策課長（高野匡雄君） 31ページ，ヤスデ関係についてお答えいたします。

ヤスデの終焉であれば非常に喜ばしいことではございますが，18年度のヤスデの発生が少なかった要因については，二通りの理由があるのではと考えております。

一つは，今年の異常気象であります。ヤスデは降雨量・湿度・気温等とも密接な関係が指摘されており，ヤスデの発生が抑えられたのではないかとということと，二つ目は，市民の取組であります。ヤスデの発生から14年が経過しており，市民の皆さんもその対応に慣れ，行政に頼ることなく，自己もしくは自治会単位で早目の取組がなされているケースが増えていることです。

また，今年度現時点において，件数は昨年同様少ないようですが相談が入っており，発生が確認されていることからヤスデが出なただけであり，その生態も解明されていないことから，残念ながら終焉ではないと思っております。現在，ヤスデの研究者とか薬品会社，その他，県，関係市町村でヤスデ対策研究委員会というのがありますけれども，今そこのほうで状況把握をしたり対策の研究を続けているところです。

また，本年度の地区についてですけれども，市内全域で予算計上いたしております。

農林振興課長（小浜忠弘君） 歳出の32ページをお願いいたします。6款，1項，4目さとうきび省力化推進対策事業費の財源更正について御説明申し上げます。

歳入の17ページをお願いいたします。15款，2項，4目農林水産業県補助金，1節農業費補助金，さとうきび省力化推進対策事業費補助金16万7，000円が，次の18ページをお願いいたします。さとうきび産地活性化推進事業補助金16万7，000円に事業名が変わったものであります。

文化課長（重久春光君） 予算書42ページの文化財保護費，印刷製本費で57万2，000円の減額になっておりますけど，内訳を申し上げますと，これは報告書類ではございませんで，当初予算で奄美市全体の文化財の冊子を作るということで予算計上させていただいておりましたけども，18年度旧3市町村の統一した基準をつくって新たに文化財を従来のものを継続していくか，あるいは解除したほうがいいのか，

この検討会を行いまして、合併前126の文化財がございましたけども、内訳を申しますと名瀬が10、住用が36、笠利が80、これを一つ一つ新基準に照らし合わせまして検討してまいりました。名瀬は10そのまま、住用地区が36のうち21がふさわしくないという結果が出まして15になりました。笠利地区の80件につきましては、昨年4回検討会をしましたけども、まだ数が多いということで本年度も引き続きするというので、本年度の成果までみましてこの冊子を作るということで、この57万2,000円のうち50万円の印刷製本費は、今回不用額として減額をさせていただきました。残りの7万2,000円につきましては、笠利地区の歴民館などで使いますパンフレットの印刷費の不用額でございます。あともう1点ございましたけども、18年度の調査なんですけども、18年度は笠利地区でグスク調査として喜瀬地区を実施いたしました。名瀬地区はございませんでした。

財政課長（則 敏光君） 47ページと48ページの地方債の現在高についてでございます。48ページについて、合計欄で説明させていただきたいんですが、当該年度18年度、最終的に50億900万円の借入れということで、その右の欄が18年度の償還の見込み33億8,800万円、あくまでも元金だけでございます。御指摘のとおり、借入れよりも返すほうが大きくないと残高は減っていかないわけでございます。もう基本的には償還元金よりも少ない起債をするというふうに心がけております。今回50億円ということですが、18年度につきましては特殊な合併特例基金というのがございまして、18億5,000万円、これを合併特例債と県の振興資金を充てまして、借入れを実施いたしております。その関係でトータルで18億4,000万円ほどの特殊な特殊要因と申しますが、合併特例債等が入っております。これを除きますと、18億4,000万円ほど除きますと31億6,800万円という形で、わずかながら元金償還よりは少ないということは言えると思います。そのような心がけをしております、おりますが、あくまでもこれは19年度につきましては30億円台にとどめたいと、30億円内にとどめたいということで19年度につきましては26億3,900万円、元金償還は33億円という形でかなりの誤差はございます。問題はその17年度の繰越しが入ってまいります。また18から19に逃げていく、19に繰り越す分が減ります。ですから、なかなか30億円という見込みが立ちにくいわけですが、基本は30億円内かつ元金償還よりも少ない形を維持したいと。もちろん借入れが少なければ少ないほどいいということになります。

確かに御指摘のとおり、元金償還、もう少し多めに償還できないかということは考えられますが、18年度までにつきましては財源があればいろいろと償還したいわけですが、なかなか難しく、またそういう繰上償還とかいう形も今のところ18年度は認められておりません。繰上償還をして元金を多めに返すということになれば、それに相応する利子を補償金として出せというような形に今現在なっております。ですから、元金は基本的には多めには返さないという形は取っております。ただし、19年度以後3年間、その繰上償還が認められる制度ができております。これについては、いろんな要件もございまして、何とかこれに該当するように実施の方向で検討はしていきたいと。繰上償還をすることによって元金を償還を大きく減らすことができますし、残高を大きく減らすことができるということになりますので、特例がこの19年度、新年度から始まりますので、3年間の期限付きです。それについて検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

介護保険課長（重野照明君） 報告第7号、5ページの歳入の各費目が6ページにあります補正の財源内訳のどの項目にあたるかという御質問にお答えいたします。5ページをお願いいたします。

5ページ、1保険料は財源内訳の一般財源に相当いたします。3国庫支出金は、財源内訳、国・県支出金になります。4支払基金交付金は、財源内訳、その他になります。5県支出金につきましては、財源内訳、国・県支出金になります。7繰入金につきましては、その他になります。

国民健康保険課長（福山 治君） 榮議員の専決の第16号の平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計の補正予算について御説明を申し上げたいと思います。

まず3億3,225万7,000円の繰上充用という形で専決をさせていただいたわけですが、その前にまず数字の確認をさせていただきたいと思いますが、17年度までの累積赤字で2億5,092万2,000円でした。それで今回3億2,000万円との差引きでございまして8,133万5,000円、これが単年度の赤字ということでございまして。本年度18年度につきましては、約2億円ほどの赤字を計上する想定をしておりましたが、結果といたしまして8,000万円余りで済んだということで安堵をしているところでございます。

どこに原因がというところで御質問があったわけですが、一番は給付費に対して税率はかかっているんですが、それなりの収入が求められていないというのが大きな要因ではなかろうかというところで考えております。給付費につきましては、県下でも国保の給付費は非常に適正化をされておまして、低い基準で行っておりますので、原因といたしましてはそういうところにあるんじゃないかというところで考えております。

40番(榮年男君) どうも御苦勞様でした。再度自席から質してまいります。

報告の第2号と17号につきましては、おっしゃる意味がわかりました。しかしやはり、平成15年から計画が始まったんですか。あまり長く住民とトラブルとかやっぱりしないほうがいいんじゃないかと私は思っております。だから平田都市計画がいつ終わったのかもわかりませんが、やはりこの平田都市計画にかかわったことですよ。そうですから、住民の方々の同意のもとにこの事業が多分推進されただろうと理解しております。しかしながら、やっぱりこうしていつ終わったのかもわかりませんが1件だけ残ったと。17号で和解ができますからいいんですけども、和解ができなかったらこれはもう裁判ですよ、ということになります。なるべくこのようなことがないように当局の御努力をお願いしたいなと思っております。

次に、報告3号につきましてはいろいろありますので、一番もう最後のほうだけ市債ですね、地方債を減少させていくためには、右肩上がりの景気がいい時でしたらこれはもう別に何ともないんだと思うんですけども、国は景気がいい、景気がいいと言っていますけれども、地方はなかなかこの実感がないわけですよ。ないわけですので、なかなか地方債がふくらむものはこれはあまり好ましくないことだろうと思いますし、また当年度の返す地方債にしましても、やはり繰上償還ができましたらいいんですけど、これも国の関係でなかなか今問題になっています年金あたりも多分借りているんだと思うんですよ、年金基金あたりからもね。やはりこのあたりでも、早く返してもらったら利子が集まらないから、利子が取れないからいつまでもこうして分割して取ろうというようなことだろうとこのように思いますが、やはり早い返還ができるのがありましたら是非早目にやっていただいて、またこの奄美地区の地域の経済をまた疲弊させていきますので、そこらあたりバランスを取りながら、やはり必要不可欠なものは借金してでもやらなければいけないと思います。しかしながら、これはもう本当に地域の発展のためになるのかなということにつきましては厳選しながら事業もしていかなないと、いつまでも親方日の丸的な体質でなくして、やはり奄美市の独自の発想でやっぱりやっていかなければいけないと思いますので、幸い市長がこの一般会計につきましては30億円という枠をはめておりますので、その枠を本当に守りながら起債を多く返しながら総額を徐々に少なくして行って、やはり公債比率も適正な規模にもっていかれますように執行当局のこれも御努力をお願いしたいなとこのように思います。

続いて、報告の第7号、だからこの7号はそういうことで聞いたんですよ。5ページのほうの保険料は一般財源ですよ。一般財源が歳入のほうでは352万5,000円減額されておりますよね。これは一般財源がこれだけですよ。今、課長が言われたのは。そうしますと当然6ページの一般財源のほうに歳出の合計でマイナスとして上がらなければならないはずですけども、これがゼロなんですよ。そして、その他の財源をしますと国・県の支出金が合わせまして7,547万6,000円あるんですよ。これはこのとおり合っていますよね。しかしながら、その他の財源では、先ほど課長が言われたその他の財源を合計しますと、7,195万1,000円で若干数字が違ってくるわけです。多分これは基金積立金のほうの操作ミスじゃないかと思うんですよ。これは後ほど決算統計上は大変数字が狂ってくると思

いますので、そこらあたりは是正しなければ私はいけないと思いますが、そこらあたりはどうお考えなのか。

それはもうこれだけじゃなくして、報告の第12号も見てください。報告の第12号、これはとぼっちりかもわかりませんが、奄美市交通災害共済特別会計補正予算のほうも5ページと6ページ見てくださいよ。歳入のほうの共済会費収入の126万1,000円というのは一般財源ですよ。そして、4の繰越金も一般財源ですよ。これは190万円ですよ。この二つを合わせますと、本当は本来でしたら316万1,000円にならないといけないはずが、マイナスの33万3,000円ですね。そして、その他の財源は財産収入の2万1,000円が黒の補正で、繰入金349万6,000円は減額ですよ。これを相殺してトータルでマイナス31万4,000円というのはわかります。こうなるべきですよ。しかしながら、これを見ますとその間が完全に欠落しているという気がしてならないわけですよ。これを如実に表しているのが、最後の8ページですね。8ページを見ていったら、その他の財源がマイナスの2で、右のほうの説明を見ますと各種会合出会負担金が減額の2,000円で。一般財源33万3,000円が減で、これが何かという交通災害見舞金をこれだけしたというだけの説明を財源の内訳に書いて上げているんじゃないかと。そうじゃなくて、本来した一般財源がプラスの316万1,000円増額、その他の財源がマイナスの349万6,000円、そうしますとトータルでは33万5,000円になる。だから、歳入と歳出のつじつまが決算上、統計上合わなくなってくるんじゃないかと心配しているんですけど、そこらあたり、これはもう財政課のほう詳しいだろうと思いますが、そこをどう考えるかですね。

その他の報告16号は、繰上充用が平成18年度のもの思った以上に上がらなくて済むそうですので、なお一層、今回3億3,000万円上がりましたが、これ以下で済みそうな感じだということですので、なお一層の御努力をして、やはり正常な形じゃないんですよ、繰上充用というのは。正常な形でないので、やっぱり正常な形に早くもっていくためにはやっぱり努力をしていただきたい。

議長（前田幸男君） 暫時休憩します。（午前10時55分）

○

議長（前田幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時11分）

財政課長（則 敏光君） ただいまの交通災害共済の専決予算でございますが、私どもの間違いでございました。訂正をお願いいたします。交通災害共済、8ページでございます。12号でございます。12号の8ページでございますが、8ページの歳出でございます。1款、1項、1目事業費のほうの財源の内訳のほうの訂正をお願いいたします。特定財源のその他、その他特定財源がマイナスの159万6,000円でございます。その横の一般財源、126万1,000円という形で財源充当の金額の間違いでございました。トータルとしては間違いではございませんが、充当額の誤りでございます。誠に申し訳ございませんでした。よろしくをお願いいたします。

40番（榮 年男君） それでは最後の質疑をいたします。

もう今のあれはわかりましたので、これは機械的な単純なミスだろうと思いますので、やはり機械というものは人が使ってしまうので、ミスが重なるとまた大きなミスにつながりますので、ミスが出ないようにやはり万全の注意を払ってやっていただきたいと思いますなどそのように要請しておきます。

報告の3号の42ページの社会教育費の文化財保護費、それで1点だけ肝心なことを忘れておりました。42ページの文化財保護費ですね。文化課が新しくできたのはいいんですけども、せっかく旧笠利町のほうで2名配置されておりました文化の担当の職員が2名名瀬に配置替えになりまして、笠利のほうはだいぶ明かりが暗くなったような感じがします。私は、歴民館は笠利町の応接座ということで、それからあちこちにPRしておりましたけれども、いろんな対応がほとんど手付かずのような状況になったかなと思っています。文化課を置いたのは結構だと思いますよ。しかしながら、配置として、文化会館と言うんで

すか、あれは。博物館、そのような大きな建物だけの管理するためだけの配置じゃ、これはせつかくの人があまり生かされないんじゃないかという気がするわけです。やはり、それぞれの方々は文化財の専門家でもありますのでね。やっぱりいろんな民俗学もありましょうし、地質学も考古学もありますよ。やはりいろんな現場でやって、トータル的なやっぱり文化行政をやっていかないと、文化課を置いたから奄美市の文化が発展するんじゃないなくて、逆に私のほうは見ますと笠利は先ほど80の文化財があるとおっしゃっていましたが、やはりそれ以外の人的な文化というのも島唄とか八月踊りとかいっぱいあるわけです。そのようなことを地域興しと言うんですか、そこらあたりはただ1か所に人だけ集めて、あとは民間のほうでやってくれじゃなくて、やはり行政がやっているから笠利は僕はうまくいったと思うんです。本当、一人しかいない職員でもやってきました。しかし、やっと最近2名体制になったと思ったら今度はゼロになってしまって、笠利地区の文化は今からどうしようかなということで懸念しているわけです。そういうことで是非これはもう質疑ですので、このままずっと文化課を1か所に配置したままで置いていくのかどうかですね。そこらあたりだけ確認の意味で質疑したいと思います。

教育部長（重田茂之君） 文化課の職員を博物館のほうに今1本化して働いてもらっています。これは今、議員御指摘のとおり、奄美市として笠利の良さ、いろんな文化の面からですね、それから旧名瀬・住用を含めて施政方針にも述べておりますとおり、文化産業戦略プランというのを今年中に是非策定をする。また、どういった方向で策定するかとかそういったことを検討を今しているところでございまして、笠利に職員を配置をされていないという、そういった笠利地区からすればそういった心配もあろうかと思いますが、榮議員からも今御指摘のとおり、トータルとしての力が発揮できればということでの配置でございしますので、そこらへんを是非御理解をいただきたいと思います。

市長（平田隆義君） 先ほどの起債残高の件であります。私のほうとしましても実質公債比が19.1パーセント、これを18パーセント以内にもどるようになっていくかというのは喫緊の課題だということしております。今年度も一般会計30億円、特別会計8億円という線を定めましたが、それ以上に切り込んでいかないと対応ができないのではないかとこういう思いをいたしております。そういった点では、公債比率が高いということと合わせてもう一つ、経常収支比率が99.9パーセント。その中に占める人件費、扶助費、公債費、この三つが大きなポイントになっておりますから、職員にも給与の5パーセントカットをお願いしていることもありますから、市長としても当然に公債費を削減していく。この努力をしていかなきゃならないだろうとこう思っております。

そういった点では、各集落の村づくり懇談会との多くの公共事業の要望が出てまいります。単独事業も含めて補助事業も要望が大変強うございますが、ここの当分の間と申しますか、この改善に向けるまでにはこういった点の要望も十分には果たせないという状況になってきたのではないかとということで、真剣にこのことを取り組んでいこうとこう考えておりますので、むしろ議会の皆さんにもそのことは是非御理解をしていただきたいと。恐らく多くの要望が議員の皆さんにも寄せられていると思います。このことを乗り越えることは、市民もですが議会・行政が一体となって取り組んでいかなければ改善できないのではないかとこのような思いをいたしておりますので、是非御理解を賜り御指導賜ればとこのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（前田幸男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

本案は委員会付託及び討論を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

報告第2号から報告第17号までの16件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案をそれぞれ承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第17号までの16件の専決処分については、いずれも承認することに決定いたしました。

○

議長(前田幸男君) 日程第5, 議案第55号から議案第60号, 議案第62号から議案第67号及び議案第69号までの13件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(平田隆義君) ただいま上程されました議案第55号から議案第60号, 議案第62号から議案第67号及び議案第69号の提案理由を御説明いたします。

議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明をいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、各歳出費目に人事異動に伴う欠員対応の臨時事務補助金賃金及び航空運賃改定に伴う旅費を追加計上いたしております。

総務費の総務管理費において、自治振興費に一般コミュニティー助成事業費補助金を新規計上するとともに、交流型地域ネットワーク拠点整備事業を増額し、戸籍住民基本台帳費におきましては、産休・育休代替の臨時事務補助員賃金を追加計上いたしております。

民生費につきましては、身体障害者福祉費に制度改正に伴う更生医療費を追加計上するものでございます。

農林水産業費におきましては、農地費の農業施設管理において農業用水設備の修繕等の経費を追加計上するとともに、水産業費の水産振興費に農林水産研究高度化事業関係経費を新規計上するものであります。

商工費におきましては、振興開発費に風力発電事業に係る経費を追加計上するとともに、同じく振興開発費において、奄美の健康な暮らしに根ざしたビジネスモデル構築事業に係る経費を新規計上いたしております。また、新目として奄美北部観光交流拠点整備事業費を新規計上いたしております。

土木費におきましては、都市計画費に、新たに平田土地区画整理事業費におきまして弁護士謝金を計上するとともに、住宅費の公営住宅整備事業費に中金久公営住宅整備事業費に係る経費を追加計上するものであります。

教育費におきましては、学校教育振興費に、赴任旅費、子どものサポート体制整備事業補助金及び豊かな体験活動推進事業補助金を新規計上するものでございます。

小学校費の小学校管理費におきましては、佐仁小学校の整備に係る経費及び東城小学校の補修に係る経費を新規計上いたしております。

社会教育費の公民館費におきましては、笠利地区公民館の生涯学習指導員報酬を追加計上し、文化財保護費におきましては、辺留グスク発掘調査に係る経費を新規計上いたしております。

また、保健体育費の保健体育総務費におきまして、住用町民プールの補修に係る経費を、体育施設管理費におきましては名瀬運動公園施設の補修に係る経費を追加計上いたしております。

これらに要する主な財源といたしましては、国・県の支出金が1億2,739万6,000円、特別会計からの繰入金1,789万2,000円、繰越金が2,010万9,000円、諸収入が1,385万3,000円、市債で6,680万円などを充てております。

今回の補正によりまして、平成19年度一般会計予算の総額は、287億3,969万2,000円と

なります。

第2表地方債補正につきましては、事業の変更に伴います起債の限度額の廃止及び変更について計上するものでございます。

議案第56号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容について御説明をいたします。

歳出につきましては、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金をそれぞれ確定及び概算通知により計上いたしております。また、国保事業費におきましては、国の補助事業であるヘルスアップ事業実施に伴う経費を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出見合い分といたしまして国県支出金及び共同事業交付金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ4億2,162万6,000円の増額となり、平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、70億8,085万円となります。

議案第57号 平成19年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容について御説明をいたします。

今回の補正につきましては、平成18年度の老人医療費の確定に伴い、精算が生じたことによる補正でございます。

歳入歳出それぞれ精算に伴う確定額を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ3,413万3,000円の増額となり、平成19年度奄美市老人保健医療特別会計予算の総額は、52億9,810万7,000円となります。

議案第58号 平成19年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして、施設の老朽化等に伴う修繕料、工事請負費を計上いたしております。

歳入につきましては、基金運用収入及び前年度剰余繰越金をそれぞれ増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ291万7,000円の増額となり、平成19年度奄美市笠寿園特別会計予算の総額は、2億2,159万円となります。

議案第59号 平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳出につきましては、総務費におきまして水道運営調査委員会委員の報酬費といたしまして、17万6,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、使用料及び手数料で17万6,000円の増額補正を計上いたしております。

今回の補正によりまして、平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計予算の総額は、4億9,440万4,000円となります。

議案第60号 奄美市情報公開条例及び奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、奄美市情報公開条例の開示請求権者の範囲を奄美市以外に住んでいる奄美市出身者を含め何人により公正で開かれた市政の推進に資するため及び郵政民営化法が本年10月1日から施行されることに伴う両条例の所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第62号 鹿児島県市町村総合事務組合設立に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、平成19年4月1日から鹿児島県市町村自治会館内に事務局を置く七つの一部事務組合が統合されて、鹿児島県市町村総合事務組合が設立されたことに伴い、本市にある8条例についての所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第63号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規定の変更につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から熊毛郡上屋久町、同郡屋久町及び屋久島広域連合を脱退させ、屋久島町を加入させ、鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更をすることについて協議したいので、市町村の合併の特例に関する法律第13条及び地方自

治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

議案第64号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、笠利辺地において前回の辺地総合整備計画は終了したことに伴い、新たに5か年の計画を策定する必要が生じました。

このため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第65号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地における総合整備計画において、産業振興施設、交通通信施設、厚生施設、教育文化施設及び消防施設の事業費が当初計画を上回ることが見込まれます。

また、住用辺地における総合整備計画において、交通通信施設、厚生施設及び消防施設の事業費が当初計画を上回ることが見込まれます。

このことから、総合整備計画を変更するにあたり、交付税措置において、より有利な起債である辺地債を適用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第66号 過疎地域自立促進計画（後期）の変更につきましては、同計画で、産業の振興、交通通信体系の整備等の項目に新たに事業の実施内容を定めたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第5項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第67号 奄美市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、市道伊津部30号線及び市道伊津部31号線の認定を行うもので、財団法人奄美市開発公社からの市道編入の申請を受け諸条件が整いましたので、今回市道に認定し交通の安全を確保するとともに、地域の福祉増進を図ろうとするものであります。

議案第69号 建設工事委託協定の締結につきましては、特定環境保全公共下水道大笠利浄化センターが平成14年3月の供用開始から5年が経過しております。同センターの現処理能力では、平成21年に能力不足が想定されることから、今回処理施設の機械・電気設備の増設工事を実施する必要性があり、日本下水道事業団へ工事を委託するため、今回処理施設の機械・電気設備の増設工事を実施する必要性があり、日本下水道事業団へ工事を委託するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上をもちまして議案第55号から議案第60号、議案第62号から議案第67号及び議案第69号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いいたします。

○

議長（前田幸男君） 日程第6、議案第61号 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第61号の提案理由を御説明いたします。

議案第61号 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、選挙事務の費用弁償額が改定されたことから、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

併せて、笠利町駐在員及び住用町嘱託員の費用弁償についても、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

以上をもちまして議案第61号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いいたします。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

本案はこれを総務建設委員会に付託することにいたします。

○

議長(前田幸男君) 日程第7, 議案第68号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(平田隆義君) ただいま上程されました議案第68号の提案理由を御説明いたします。

議案第68号 固定資産評価員の選任につきましては、平成19年4月1日付けの人事異動に伴い、前任の税務課長 大井進良が異動になりましたので、後任の税務課長 有川清貴を固定資産評価員に選任したいので、地方自治法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

以上をもちまして議案第68号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいようお願いいたします。

議長(前田幸男君) これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

お諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

これにて本日の日程は終了いたしました。

6月25日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。(午前11時41分)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	2番	奥輝人君
3番	大迫勝史君	4番	橋口和仁君
5番	朝木一昭君	6番	平川久嘉君
7番	三島照君	8番	師玉敏代君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	12番	伊東隆吉君
13番	崎田信正君	15番	肥後笑子君
16番	竹田光一君	17番	保宜夫君
19番	渡京一郎君	20番	南修郎君
21番	中山雅己君	22番	松山信一君
23番	栄勝正君	24番	平高市君
25番	石神友夫君	26番	元井孝信君
27番	栄吉岡君	28番	泉伸之君
29番	福芳樹君	30番	向井俊夫君
31番	山田良一君	32番	福田利広君
33番	柊田謙夫君	35番	前田幸男君
36番	奈良博光君	37番	世門光君
38番	西村タカ子君	39番	平敬司君
40番	栄年男君	42番	田部義和君
43番	師玉憲夫君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

14番	叶幸与君	34番	川上勝君
-----	------	-----	------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町長	森米勝君	笠利町長	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務部参事	伊集院平應君 (衛生組合事務局長)
総務課長	川口智範君	財政課長	則敏光君
管財課長	田丸友三郎君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
環境政策課長	高野匡雄君	国民健康保険課長	福山治君
介護保険課長	重野照明君	健康増進課長	大迫博史君
市民課長(住用)	浦口一弘君	福祉事務所長	大井進良君
福祉政策課長	桜田秀勝君	産業振興部長	赤近善治君
商工水産課長	前里佐喜二郎君	紬観光課長	日高達明君
農林振興課長	小浜忠弘君	産業建設課長	澤修平君
産業振興課長	吉卓男君	建設部長	平豊和君
都市整備課長	田中晃晶君	土木課長	東正英君
建築住宅課長	徳田照久君	教育部長	重田茂之君

教委総務課長	安田義文君	生涯学習課長	里中一彦君
地域教育課長	松下啓徳君	地域教育課長	福和久君
(住用)		(笠利)	
代表監査委員	久野勝彌君	水道課長	岡優雄君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は39人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。

また、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますように、あらかじめお願いいたします。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 福田利広君の発言を許可いたします。

32番（福田利広君） 皆さん、おはようございます。公明党の福田利広です。質問に入る前に一言ごあいさつ申し上げます。

私は、平成4年夏の市議会議員選挙に初当選して以来、これまでに4期約15年の間、市議会議員として仕事をさせていただきましたが、今限りで議員生活を終えることになりました。

この間、選挙の度に手弁当でボランティアで一生懸命に支援をしてくださった支持者の方々への感謝の気持ちは、議員を辞めても生涯忘れてはならないし、またこの間、ヒューマンズムの政治を目指す公明党の議員として活動できたことに感謝の気持ちでいっぱいです。それに、平田市長をはじめ市の職員の皆さん、それに同僚の議員の皆さん、これまで本当にお世話になりました。ありがとうございました。この場をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。

今後、私は年老いた両親を大切にしながら、私なりの新しい人生を新たな気持ちでつくり上げていきたいと思っております。

それでは、これから通告に従い、質問を行います。

最初に、奄振事業でドクターヘリの整備はできないかということです。ドクターヘリとは、医師や看護師が搭乗して事故現場に駆けつけ、即座に治療に当たる救命救急システムで、「空飛ぶ救命室」とも呼ばれています。事故や緊急の病気にかかった傷病者などは、最新機器を備えた機内で治療を受けながら、適切な病院に運ばれ、救命率を向上させることができます。

ドイツでは、ヘリコプター救命網を整備して、導入後20年間で交通事故死が3分の1に激減するという大きな実績を上げているようですが、日本には現在10道県に11しかドクターヘリはありません。

このため公明党は「命のマニフェスト」を発表するとともに、ドクターヘリの全国配備を促進する「ドクターヘリ配備法案」を今国会に提出しておりましたが、つい先日、ドクターヘリの全国配備を目指す特別措置法が衆院本会議で全会一致で成立しております。

同法案が成立したことで、ドクターヘリの全国配備に向けた財源的裏付けができ、公明党としては2012年をめどに47都道府県に50か所へのドクターヘリ配備を目指しております。

そして、このドクターヘリは救急医療だけでなく、へき地・離島医療、災害医療、周産期医療、臓器移植などにも幅広く威力を発揮するものと期待されております。

このドクターヘリを、鹿児島県内では奄美に配備できないかと私は考えております。幸い現行の奄美群島振興開発特別措置法では、「医療の確保等」第6条の3で「医療機関の協力体制・救急医療用の機器を装備したヘリコプター等による患者を移送し、かつその移送中に医療を行う体制の整備」と明確にうたわ

れております。

この条文からも私は、奄振事業でドクターヘリを奄美に配備できる可能性が高いのではないかと考えておりますが、当局の見解をお尋ねいたします。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。福田議員の質問にお答えいたしますが、その前に、この度の任期満了に伴う御勇退の意思表示がございました。長い間、本当に御苦労様でございました。思い起こせば平成4年と申しますと、地方自治体の行革の始まりの頃であります。御苦労も多いことだったと思いますが、本当にいろいろとありがとうございました。これからもどうぞ御自愛の上、頑張っていただきたいとこのように願っております。

奄振事業でのドクターヘリの整備でございますが、議員が指摘されますように奄美群島地域における救急急患搬送体制ということは大変重要なことございまして、現在もこのことが十分に機能しているという状況ではないのではないのかなという思いは私もいたしております。しかし、そういう状況の中ではございますが、現に自衛隊、そしてヘリコプターに添乗していただく病院の先生方の御苦労等には、心から感謝を申し上げておかなければいけないだろうところでございます。

この救急ヘリコプターを奄美群島地内に配置するという事は、片道分の時間がこれかなりかかりますので、この件の解消ということでは大変重要じゃないのかなとこのように思っております。しかし、何分にも財政的な裏付けがどうしても必要でございます。先般の県議会でも同様の質問があったようでございますが、県当局の答弁としましては、年間に約2億円の運営維持費がかかるということ予想しているということと、それからヘリの運行時間が昼間のみ限定されているということのようであります。このことは、災害救急の問題でも同じような問題が出てきております。このことの解決が図られなきゃならないということですが、それから県内の救命救急センターの設置箇所が鹿児島市立病院のみにあり、この点の問題がまだ残っておるとこのようでございますが、この点は英知を絞れば解決できないことではないのかなとこう思ったりしながらでございますが、救急救命センターに隣接するヘリポートの確保の問題、このほうがむしろ大きいのではないのかなとこのように思っております。鹿児島県のほうは空港とその他、鹿児島市の北部のほうでヘリポートを確保しておりますが、それでも不十分のようであります。そういった点などで、今後の大きな課題としていかなければならないだろうとこのように思います。

今後、群島民と力を合わせて群島の救急医療体制、これを整備していくという努力は必要でございますので、今後とも県と連携を取りながら対応していきたいとこのように思います。ドクターヘリということについての問題はなかなか難しいのではないのかなというのが、現状の率直な感想であります。

幸いにして、奄美の地域においては、南部のほうは特に沖縄の101の混成団の協力を得り、北部のほうは鹿屋の航空自衛隊のお力をお借りして昼夜対応ができるようになっておるところであります。このことは、今度はその所要の時間の短縮ということなどが今何とか対応できないだろうかということでお願いを申しておるところでございます。今後の課題にさせていただきたいとこのように思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

32番（福田利広君） 市長が言われましたように、このドクターヘリは確かに課題もありますね。しかしですね、やはりこのドクターヘリが整備されますと、離島医療ですね、本当の意味で離島は医療の盲点でありますけども、その盲点がされるということで、そうした一つは市長が基地、ヘリポートですね。それは最近新聞に載りましたけども、佐大熊の向こうのほうでヘリができると聞いています。また、このドクターヘリのあれが国会で正式承認を得まして財政的な面でもかなり大きな分、各地方に大きなあれ、ある程度はできると思いますので、是非とも今後、県議会も取り組んでますけども、奄美に4人の県会議員、あるいは徳田代議士とも相談の上、是非とも奄美の今後の医療をよくするためには、是非とも市長が先頭

に立ってこの問題をお願いします。

次に移ります。次は、総合窓口（ワンストップサービス）の早期設置について。

私がこの総合窓口の設置を初めて提案したのは、平成9年の第1回定例会です。その前年の行政視察で山形県の米沢市に行った際、同市の担当者から「電算システムの導入効果として、市民の転入・転出の際に市民をあちらこちらにたらい回ししなくてもいいようになり、市民から大変に喜ばれている」との話を聞き、名瀬でも是非導入してほしいと訴えました。

その後、私は3回ほど同様の質問をし、早期の設置を促してきましたが、当局の答弁も「前向きに検討するから」「できるだけ早目に」と変わり、そして市が今年3月に発表した「奄美市行政改革実施計画案 集中改革プラン」の中に「ワンストップサービス（総合窓口）」の推進が明確にうたわれております。しかし私は、その年度別計画に少し疑問を持っております。

計画では、今年度と来年度に「ワンストップサービス実施の課題と問題点の研究あるいは先進事例の調査」をし、実際の設置は21年度からとなっておりますが、なぜ2年もかけて課題や問題点の研究や調査をしなければならないのか、私には疑問です。

全国では多くの自治体がこれまでに実施しているし、奄美でも龍郷町が既に実施済みです。また、私が最初に総合窓口の設置を訴えてからはや10年が過ぎ、当局もこれまでに何度も検討しているはずですが、今年1年集中して研究や調査をすれば、1年間短縮して来年度からの実施も可能ではないかと私は思っておりますが、当局の見解をお願いします。来年度から実施できないのか、改めてお尋ねいたします。

企画部長（塩崎博成君） 議員御指摘のとおり、ワンストップサービスの実現につきましては、市役所を訪れる市民の視点に立った行政サービスの一環でありまして、重要なものであるということは十分に認識をいたしております。

このようなことから、これまでも本市におきましては、来訪者の多い市民課をはじめ国民健康保険や市税など各種証明の発行、あるいは相談、給付、納付などを担当する課については、3支所各庁舎の1階に配置をいたしております。また、障害のある方々や子ども連れの来訪者の方に考慮をいたしまして、福祉関係課については、駐車場と隣接をした地下フロアに配置をするなど、市役所を訪れる市民の利便性を優先をしたフロア配置に努め、実施をいたしてまいったところでございます。

さらに、平成18年度から本庁におきましては、駐車場に隣接をする新たな第3別館を活用いたしまして、幅広い年齢層の方々が訪れる健康増進課や、相談など窓口業務の多い介護保険課を配置をいたし、市民の訪れやすい市役所の構築に向けた取組を、限られた庁舎スペースの中でその確保に努めてきたところでもあります。

御紹介の龍郷町で運用が開始をされました戸籍の電算化システムにつきましては、現在、本市においても導入作業を取り進めておりまして、「現在戸籍」については平成20年3月までに、また「除籍」等については平成20年夏頃の運用を見込んでいるところでございます。

本システムの導入につきましては、事務処理の効率化による来訪者の待ち時間の短縮など、その導入効果については十分に認識をいたしております。厳しい財政状況の中、旧3市町村においては導入費用の確保などの面から先送り扱いになった経緯もございます。

合併に伴いまして、奄美市におきましては、合併補助金など優遇制度を活用いたしまして本システムを導入することで、市民にとって重要な戸籍事務の効率化により来訪者の待ち時間の大幅な短縮が図られるなど、市民の利便性の向上に大きく寄与するものと考えているところでございます。

もちろん戸籍電算化システムを導入をすることによりまして、現在、多くの課にわたる行政手続きに対し、総合的な対応ができるようになるわけではございません。このようなことから、総合窓口実施の際の限られた庁舎スペースにおける配置計画などの課題がありますことに、御理解を賜りたいと思います。

このような中で、「集約が可能な事務につきましては、迅速に対応していく」と集中改革プランにおいてもお示しをしておりますが、その一環といたしまして、去る6月18日からこれまで本庁においては商工水産課、あるいはまた支所の産業振興課で取り扱ってございました離島航空割引カードの申請交付業務に

については、3 総合支所ともに住民基本台帳システムとの連動を図る必要性から、市民課に移管をして住民サービスに努めているところでもございます。

今後とも、市民サービス、来訪者の利便性向上の視点に立ちまして、集約できる業務については可能な限り集約を進めながら、総合窓口の実現に向けては、庁舎の限られたスペースから課題はございますけれども、議員御提言の趣旨も参考にしながら今後検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3 2 番（福田利広君） 部長の答弁では、個々のいろんな便宜は市民に対してするという事です。また、やはりこの総合窓口は、私が前回質問した後に、確か平成11年の11月の市政だよりで翌年度の新規事業として総合窓口しますということで載っておりました。そして、その時点でいろんな課題も研究されて、その上で載ったわけですよ。いろいろ研究されてね、できるということで確かに市民の、市政だよりは市民に対する約束ですからね。だからですね、それをその後無視されて、また今の中であと2年かけてどうして2年間をかけなければならないのかね。ずっとこれまで研究された課題のしたあれです。今年2年でできないのかね、過去もずっとやっているんですね、研究課題は。また私、2年かけて研究課題しなければならないか。今年1年間集中してやればなんとかできないかと思っておりますけれども、今の話ではやはり2年後ということですね。今の答弁ではですね。今年いっぱい集中して研究課題をやれば、やっぱり私としては、ずっと過去もやっているんですから、研究は。できないというのは、どうですかね。やはりあと2年かけなければいけないんですか。

企画部長（塩崎博成君） これまでも旧名瀬市のほうにおきましてはいろいろ検討してきた経緯があるということも承知はいたしております。そしてまた、去年3月に3自治体も合併もいたしたところでございますので、それぞれの総合支所間の共通認識という部分も十分に持つ必要があるもんだと思っておりますし、そのへんも踏まえながら極力対応できるような形で今後取組をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

3 2 番（福田利広君） 次は、行政処理の無料宅配サービスについて。

一人が外出することが困難な高齢者や障害者などを対象に、住民票の写しや課税証明書などを、市の職員が無料で宅配するサービスが現在あちこちの自治体で始まっております。

例えば、茨城県の北茨城市では、代行できるものとして、①戸籍の交付に関するもの、②住民票の交付に関するもの、③印鑑登録証明書の交付に関するもの、④税務関係諸証明の交付に関するもの、⑤国民年金及び国民健康保険に関するもの、⑥その他代行できる手続きに関するものとなっております。

対象者としては、同市に住所を有し、現に居住している者のうち、次の各号に該当するものとして、①病弱または体が不自由なために市役所に出向くことが困難な者、あるいは交通手段がなく市役所まで出向くことが困難なおおむね65歳以上の者、③寝たきりの高齢者または高齢者を介護している者、その他市長が特に必要と認める者となっております。

奄美市でも、市民サービスの一環として、高齢者や障害者などを対象に、行政処理の無料宅配サービスを実施できないか、お尋ねします。

企画部長（塩崎博成君） 高齢者や障害者などを対象にしました行政書類の無料宅配サービスについての御質問でございますが、住民票の写しや課税証明書など手続きを代行できる行政書類の無料宅配サービスの実施につきましては、議員御指摘のとおり、一部の自治体で取り組んでいるようでございます。

そのような中、先進地の取組状況などを見ますと、当初の予想に反しまして利用者が少ないということで、制度が十分に活用されていないケースも見受けられるようでございます。

さらに、個人情報保護の必要性から、行政書類の代理申請につきましても、従来よりも厳しい条件などを課すなど、国会でも議論がされ始めているということも伺っております。

したがって、国会での議論なども注視をしながら、行政改革の中で本サービス導入による事務量へ

の影響なども当然検討していかなければいけないものと考えておるところでございます。

32番（福田利広君） 今の部長の答弁では、利用者が少ないことがとありましたね。少なければ少ないでいいんですよね。できればね。だから、もう限られていますよね、なかなかね、足腰が弱くて出られないとあります。誰でも利用できないものですかね、そういう方のために制度を導入しておれば利用するわけなんです、そういう方がね。普通は誰でもできないですからね。そういう方のためにこの制度をしてほしいのが私の思いですけども、是非とも今、全国ではやっている自治体が少ないかもしれませんけどね。奄美市は本当に市民サービスの先進地としてのやはりそういうあれを組めれば、是非ともやってほしいと思いますので、早目をお願いします。

次に、公益通報制度の導入について。

平成18年4月に公益通報者保護制度が施行されました。この法律は、事業所内の法令違反行為を労働者が通報した場合、いわゆる内部告発があった場合、それを理由とした不利益な取扱いから労働者を保護するために、あるいは事業所の法令遵守を強化するために制定されております。

最近はこのような公益通報制度を導入する自治体が増えております。職員が公務に関する疑問や問題などを相談する場として導入されております。例えば、職員が上司からの違法な命令や指示などがあった場合に、不正を告発する相談の窓口で、自治体によっては専門の窓口を設けたり、あるいは監査委員事務局、あるいは弁護士など外部の相談員を公益通報制度の窓口にしている自治体もあります。

奄美市でも、行政に対する市民の信頼性を高めるために公益通報制度を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

総務部長（福山敏裕君） 公益通報制度の導入についてお答えいたします。

公益通報者保護法は、労働者が事業者内部の法令違反行為について公益通報を行った場合の通報者に対して不利益な取扱いの禁止や公益通報に関して事業者及び行政機関が取るべき措置を定めて、事業者による法令遵守の促進を強化する目的で制定された法律でございます。

地方公共団体の位置付けとしましては、事業者としての位置付けと権限のある行政機関としての位置付けが規定されております。

公益通報制度の取組につきましては、国のガイドラインが示されております。内部通報窓口の設置や受付体制の整備、監督官庁としての通報受付体制の整備など早急に整備を図ることが求められているところでございます。

本市の現在の対応といたしましては、職員からの内部通報等の相談窓口については、総務課で対応しているところでありますが、法律にのっとった制度の整備について、早い時期に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

32番（福田利広君） じゃお願いします。次に移ります。里山の復活と整備。

里山は、かつて人間と自然の交流の場であり、古くから人々の生活に深くかかわりながら維持されてきました。また、里山は人と自然が一体となって作り上げてきた日本特有の環境でもあり、多様な動植物が生息しているのみならず、地域の歴史や文化と深くかかわり合った地域住民の大事な生活空間としても大切にされてきておりました。

ところが近年は、地域住民の生活様式の変化などによって、全国的に里山の荒廃が進んでいるようです。地域住民が里山に入る機会が少なくなるとともに、管理が行き届かず荒れ放題となり、中には不法投棄の場になっているような所もあるようです。

このような中、里山を再生しよう、復活しようとして、また地域住民の生活空間としての里山を取り戻そう、と全国各地で里山の保全、整備、活用を目指す動きが高まっているようです。

奄美市でも各集落ごとに、その地域住民に深くかかわりのある里山が存在すると思いますが、それらの里山を復活、再生について、当局の見解をお尋ねいたします。

産業振興部長（赤近善治君） お答え申し上げます。

人里近くにありまして暮らしと結び付いてきました山や森林の自然を保全する里山の復活、整備につきましては、議員御指摘のとおり全国的に見直されているところでございます。

従来、奄美でも各集落ごとに共同体で生活が営まれ、集落の周辺の里山では森林の樹木を人が燃料に使うために伐採などしまして、奄美特有の希少種や生物の多様性を守る重要な役割を担ってまいりました。そのようなことで独自の生態系が保たれてきたというふうを考えております。

近年、当市におきましても農村部の過疎化が進みまして、また生活様式の変化により周辺の里山に入る人も少なくなりまして、管理が行き届かず荒れ放題となるような状況になっております。

御指摘のとおり、環境省におきまして「里地里山保全再生モデル事業」で全国の里地里山の復活、整備を進めているところでございます。

今後、本市では全国のモデル地域を参考にしながら、事業の導入につきまして検討してまいりたいというふう考えていますので、御理解ください。

32番（福田利広君） 里山の果たす役割については、水害や土砂崩れなどの災害防止、それに人間の心を癒してリフレッシュさせる癒しの場としての役割ですね。それに、ごみなど不法投棄に対する抑止効果も大きいです。ということで、奄美にもあちこち出かけますと、やはりごみの不法投棄目立ちますね。それも里山、やぶになりますね。ちゃんと整備されていますとなかなかそういう不法投棄もできなくなりますので、是非とも里山の整備、復活を目指して頑張ってほしいと思います。

じゃ次に移ります。次は、金作原原生林へ案内板とバイオトイレの設置について。

金作原原生林は、奄美市のユニークな観光資源の一つであり、観光パンフレットにも掲載されております。ところが、同地へ行く案内板が少なく見づらいため、道に迷う危険性が大有りです。地元で暮らしている私たちでさえそうであり、ましてや奄美に初めてやってきた観光客にとってはなおさらであります。

私自身の体験ですが、数年前、国道沿いの奄美市朝戸付付近に金作原原生林入口との案内板を見つけ、一度は行ってみたいと思っておりましたので、案内板のとおり中に入っていました。ところが、次の案内板がなく、少々不安はありましたが一本道でしたので、この道をずっと行けば原生林に行けるだろうと思い走り続けました。しかし、数十分走っても案内板はなく、途中で不安に駆られて引き返したことがあります。

もう1回は、今年になってからです。東京からたまたま友人が来て、原生林を是非とも見たいというので、今度は市の紬観光課に問い合わせたところ、知名瀬から行ったほうが近いというので、そのとおりに行ってみました。ここは、朝戸方面からの入口とは違い案内板は所々にあるものの、小さく見づらい上、数も少ないし、初めての人にとってはわかりづらいのではないかと思います。

そこで、誰でも安心して原生林に行けるように、もっと大きくて目立つ案内板を要所要所に設置すべきではないかと私は思っております。

次に、バイオトイレについてお尋ねします。バイオトイレとは、微生物の働きで排泄物を分解する環境にやさしいトイレで、水洗とくみ取りが不要と手間入らずの上、においもほとんどしないため、全国各地の観光地などで設置が始まっております。

金作原原生林では、トイレがないため、木の陰などに隠れて用を足さなければなりません。また、特に女性にとっては切実で、ずっと我慢しなければならぬなど不便この上ない状況となっております。

ここに観光客などが安心して来れるようにバイオトイレの設置はできないか、お尋ねいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 金作原原生林に案内板とバイオトイレの設置についてのお尋ねですが、金作原原生林につきましては、亜熱帯性の天然広葉樹林に覆われまして、御案内のとおり林内には国指定の特別天然記念物でありますアマミノクロウサギをはじめルリカケスなどが生息し、奄美観光の中心的存在となっております。

近年では、レンタカー等による観光が盛んになっておりまして、案内板の必要性は十分に承知をしております。今年は幸いのごとに、県のほうで知名瀬地区の県道へ金作原原生林への案内板を設置いただいたところでございます。しかしながらまだ、観光客のみならず市民、観光関係の業者の皆さんからも、まだまだ看板の設置が必要ということで、私どもも設置の必要性を認識しているところでございます。

また、トイレの件でありますけれども、現在、金作原原生林を案内しております観光ガイドの方々には、事前にトイレタイムと申しますか、トイレの時間を設けましておトイレを済ませたあと案内をしているというふうになっておりますけれども、やはり安心してゆったりと金作原を散策していただけますよう、バイオトイレ等の設置が望ましいというふうを考えております。瀬戸内町の油井岳にもバイオトイレの設置がなされていると聞いておりますので、その付近の情報もまた聞きながら、どの程度の金額なのか、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

32番（福田利広君） バイオトイレの値段ですけどね、私が調べたのは60万円～80万円ぐらいでありましたね。高いのもありますけど、安くて60万円～70万円でありますので、是非とももう本当に遠いのですからね。前もって用を済ませても、やはり遠いのですからね。それまでにたまたまよおしますので、是非とも設置をお願いします。

次にいきます。次に、名瀬エコ・マリントウン整備構想。

旧名瀬市は、平成14年9月に「名瀬エコ・マリントウン整備構想」を発表しております。その構想の概要によりますと、通称マリントウン地区として開発が予定されている本港地区及び名瀬市が推進している名瀬市まちづくり総合支援事業予定地区である中心市街地を含めた地域を対象に、自然環境に配慮したまちづくりを行うとして、①中心市街地の水と緑による再生・構築、②中心市街地とマリントウン地区が緑で一体となったまちづくり、③歩行者に安全・快適で魅力的なまちづくり、④地区の活性化を支える都心居住の推進、⑤地区の魅力を高める広域的な交流拠点の形成など、いくつかの整備の方針を打ち出しておりますが、現在この名瀬エコ・マリントウン構想はどうなっているのか、お尋ねします。

建設部長（平 豊和君） お答えいたします。

名瀬エコ・マリントウン整備構想は、平成13年度から14年度にかけて、九州電力、九州大学、国、県、市で構成されたエコ・マリントウン整備構想研究会が、構想段階でありますマリントウンと中心市街地のまちづくり整備計画において、屋上緑化やグリーンベルトの整備、自然エネルギー、未利用エネルギー、省エネルギーなどの導入を推進することにより、自然環境に配慮したまちづくりについて提案を受けております。マリントウン地区や中心市街地における道路や公園などの公共施設については、緑化やグリーンベルトの整備など、市民の意見を聞きながら進めていく考えでおります。また、屋上緑化や自然・未利用・省エネルギーの導入の推進にあたっては、関係権利者の合意形成が必要でありますので、今後、関係権利者などの意見を聞きながら取り組んでまいりたいと考えております。

32番（福田利広君） 次に移ります。奄美市における食育運動の現状と食育条例の制定について。

栄養の偏りや不規則な食事、糖尿病に見られる生活習慣病や肥満の低年齢化など、国民を取り巻く「食」の現状が乱れております。

このような状況を改善するため、食に対する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践していこうというのが食育です。2005年7月に食育基本法が制定されました。同法では、国民に健全な食生活の実現に努めるよう求める一方、国や地方自治体に食育に関する施策を推進するよう要請しております。

また、この基本法に基づき2006年3月に食育推進基本計画が決定されるとともに、毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」と定め、食育運動の推進を各自自治体に求めています。

また、この基本計画に沿うように、国や自治体、教育現場では様々な取組がなされておりますが、奄美市では現在どのような食育運動に取り組んでいるのか、お尋ねします。

また、食育運動の推進が市民、特に子どもたちの生涯にわたっての健康な心と体、豊かな人間性を育んでいく基礎となるとして、食育条例の制定に取り組む自治体が増えておりますが、奄美市でも食育条例の制定についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

産業振興部長（赤近善治君） お答え申し上げます。

奄美市における食育運動の現状につきましては、近年、輸入農産物の残留農薬問題や食品の偽装表示、BSEの発生などを契機に、消費者の「食の安全・安心」に関する関心が非常に高まっておるところでございます。

また、食生活の多様化により、食習慣の乱れや日常の運動不足から生活習慣病が増加傾向にあり、食育や健康への関心が高まり、食の改善策が見直されてきております。

このような情勢に対応していくため、各関係機関・団体をはじめ、学校教育関係者なども一体となりました「大島地域かごしま“食”交流推進協議会」を中心に、奄美ならでの食育・地産地消の推進による健康で豊かな食生活の普及・定着を目指して活動してきております。

昨年度は、奄美市におきまして地域ふれあい“食”交流会を開催しまして、地域産物・農産加工品展示即売、郷土料理試食会などによりまして、生産者と消費者との交流が図られております。また、奄美市生活研究グループによりまして親子食農体験講座など地域での食育の推進や、地域農林産物を活用した郷土料理により子どもたちへの健康で豊かな食生活の普及啓発に支援をいただいております。

今後も関係機関と連携しまして、引き続き、学校はもとより家庭・地域における食育を一層充実させてもらいたいと考えております。

食育の条例の制定につきましては、今後、食育基本法の理念や目的を踏まえつつ、関係部局とも連携を取りながら適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

32番（福田利広君） 次に移ります。次は、奄美独特の格言やことわざを学校現場にということ質問します。

最近、東京の学校現場で、古くから言い伝えられてきた「江戸しぐさ」を授業の一部として取り入れている学校が増えているようです。「江戸しぐさ」とは、江戸時代の商人が商売繁盛と人間関係を円滑に結ぶための知恵として、親から子へと代々言い伝えられてきた言わば共生の哲学で、学校現場では子どもたちの日常のマナー向上や他者への思いやりの心を育もうと、主に道徳の授業で教えているようです。

「江戸しぐさ」のいくつかを紹介してみますと、「傘かしげ」とは雨の日に狭い路地ですれ違う時、濡れないようにお互いの傘を外側に向けること。また、「こぶし浮かせ」とは、込んだ席では腰をこぶし一つ浮かせて詰めること。そして「三脱の教え」とは、人を肩書きや年齢、職業で判断してはいけないことなどの教えで、千代田区では昨年度から区立の全小中学校の道徳の授業で教えるようです。

同区教育委員会は、「他人への思いやり、気遣いといった目に見えないものをどう伝えるかを考えた場合、江戸しぐさは格好の手本で、今春、教師向けの資料集を作成したところ、全国の教育関係者からの問い合わせが殺到したそうであります。

奄美にも、昔から引き継がれてきた奄美独特の格言やことわざがたくさんあります。例えば「ヤーナレガソトナレ」。これは、「家庭での日常生活のしつけや生活習慣がよく身に付いている人は、社会に出てもそのまま行いとなって表れる。親は子どもに対する家庭教育の在り方によく気を配り、きちんとしてしつけをしなさい」ということを教えております。

このほか「ムンヌシリハテヤネン」とか「ミズヤ（水は）山おかげ、チュウヤ（人は）世間おかげ」など、奄美独特のことわざもあり、これらの言葉を知っているのはかなり年配の方々に、青少年は誰かが教えない限りほとんど知らないのではないのでしょうか。

そしてこのまま放置すれば、昔からの先人の知恵として受け継がれてきた、これら奄美の宝も自然に消滅してしまうのではないかと私は心配しております。

私は、これら奄美独特の格言やことわざを、子どもたちが理解しやすいように簡潔にまとめて、それを

道徳の時間などに教えていく。このことによって、子どもたちの心に「奄美の宝」を継承していくこともできるし、また郷土を愛し郷土を大切にすることを養っていくこともできるのではないかと考えておりますが、当局の見解をお尋ねします。

教育長（徳永昭雄君） 議員御指摘のとおり、各島々に伝わる格言やことわざは、先人がつくり出した最高の文化だと考えております。この文化を継承し、奄美の児童・生徒の健全育成を図ることは、私たちの使命だととらえております。各学校に対しましても指導を続けておりますが、学校を回ってみますと教室や廊下の壁に、いろんなアイデアをもって掲示をするなど、そのへんを取り組んでいるところでございます。格言やことわざなどの郷土の伝承文化は、学校では郷土教育の一環として取り扱っています。郷土教育は教科ではございませんので、各教科や道徳や特別活動、総合的な学習の時間など全ての教育活動を通して行うことになっております。

格言やことわざを含めた島口については、特に総合的な学習の時間で調べ活動を行ったり、お年寄りとふれあい活動をしたりする中で取り扱っています。また、国語科でことわざについて学習したり、道徳で郷土の先人を取り扱う時に格言について触れたり、方言を使った郷土の伝統行事を体験したりしております。

旧名瀬市におきましては、日本復帰50周年を機に、旧名瀬市教育委員会、市のPTA連絡協議会で島口教訓カレンダー4,000部作成しました。これを小中学校とそれぞれ事業所に配布して、これが現物でございます。カレンダーになっております。福田議員がおっしゃったように、1番目が「ヤーナレガソトナレ」。そういうことで、多くの学校で充実した郷土教育が行われ、それが現在も継続・発展してきているところでございます。

今後とも奄美に伝わる方言によることわざや格言の大切さを浸透させ、その活用場面も多く設定するような指導を各学校はもちろん、保護者、地域にも広めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

32番（福田利広君） じゃ次に移ります。次は、国民健康保険証カードのプラスチック化について。

私は、昨年12月議会で、国民健康保険証のICカードについて質問しましたが、その際、当局は、ICカードを導入している自治体は少なく時期尚早であるとしながらも、カード化については、来年度から導入するとの答弁があり、期待しておりました。

ところが、実際に各家庭に送られてきたのは、紙製のちょっと粗末なもので、大事な保険証としてはいかなものかと私は見た瞬間に感じました。

そうしているうちに、高齢者を中心とした市民から、「あれではどんなに大事にしろと言われても大事にする気にはなれない」とか、「いづれなくしてしまうかもしれない」「最低限プラスチック製にしてほしい」などとの声があちこちからきております。

保険証は、自分の体を守るために1年間大事に保管しておかなければならないものです。現在の紙製の保険証は、多くの市民が感じているようにあまりにもお粗末ではないかと私は思っております。

そこで、銀行などのキャッシュカードと同じようにプラスチック製にして、もっと丈夫なものにできないかお尋ねします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 国民健康保険証のプラスチック化についての御質問でございますが、平成19年度から従来の世帯ごとのものを個人カードに変更いたしてございます。

これは、平成13年に公布されました厚生労働省令第12号に基づくものでございまして、準備ができた団体から切り替えていくという内容で、サイズにつきましては縦54ミリメートル、横86ミリメートルに定められておりますが、材質につきましてはある程度耐久性を持つものを基本とするということで、特に定められてはおりません。

本市といたしましては、議員から御提案のございましたプラスチック化も検討いたしましたけども、経

費の面の負担増を考慮いたしまして、今回の材質にいたしました。

まず、個人カードになることで、これまでの世帯単位から個人単位へとなりまして、発行枚数も4～5倍増えることとなりますので、保険者証発行経費がこれまでの32万円から340万円と10倍となります。それにプラスチック専用のプリンターを各支所に設置する経費を含めると、少なくとも240万円が追加が必要になり、合計で580万円の経費がかかります。約18倍を越すこととなります。

また、国民健康保険者証は他の保険者証と違いまして、期限が1年で切り替えることになっておりますので、単価の高いプラスチック製を今後毎年負担することなどを考慮いたしまして、今回の材質にいたしました。

今回の保険者証につきましては、市民から「薄い」とか「小さくてなくしそう」などの苦情や問い合わせもごさいますが、平成18年度までにカード化している県内の市町村が本市と同じように紙製を利用していることや、既存のプリンターで出力できることもあり、今回のものが望ましいと考えておりますので、御理解方をよろしく願いいたします。

なお、参考までに現在発行しています保険証は、この紙製の保険証にビニールカバーを付けまして個人個人に発行いたしております。従来の保険証はこのように紙の世帯ごとのカードでございました。よろしくお願ひします。

32番(福田利広君) じゃ次に移ります。次は、観光立島への取組について。

公明党は4年前に「観光立国の戦略的な展開を求める20の提言」を発表し、外国人観光客の誘致に力を入れるなど、これまで観光振興に積極的に取り組んできました。「観光立国」の実現は、人口減少社会を迎えた日本にとって非常に大事なテーマであり、定住人口の減少を観光客など交流人口の増加で補うとともに、人口の減少に伴う国内需要の減退を抑えて、経済の停滞を回避しようというものであります。

奄美市は、これまでも様々な形で観光振興に取り組んできましたが、私は行政がもっともっと観光振興に力を入れ、観光立島に向けた取組を本格化すべきではないかと思っております。

奄美は、自然や文化、歴史のみならず食文化も観光資源にも富んでおり、全国各地から来る観光客をもてなす心、ホスピタリティも全国各地の観光地に比べて決してひけをとらないと思っております。

しかし残念なことに、そうした観光資源の潜在力が開花しないまま放置されており、これらを行政が関連機関と協力しあって開花させていけば、奄美観光は飛躍的に伸びるのではないかと思っております。

そこで奄美市は、今後、観光立島に向けてどう取り組んでいくのか、お尋ねします。

産業振興部長(赤近善治君) 観光立国ということでもありますけれども、国は平成15年に「観光立国行動計画」を策定しており、「Yokoso Japan」で有名なビジットジャパンキャンペーン等の諸事業を展開しまして、交流人口の拡大を図っております。

この「観光立国行動計画」の中で、奄美・小笠原地域の魅力づくり、魅力発信を継続的に実施していくと明記しております。

奄美市におきましては、議員御承知のとおり、本市行政運営の指針でもあります奄美市市町村建設計画において、「癒しの観光を核にした産業振興のまちづくり」と、観光振興を本市活性の重要施策と位置付けて各種事業を実施しております。

その中でも、スポーツアイランド構想やクルーズ観光誘致は、ともに過去最高の実績をあげており、奄美の豊かな自然や気候風土に根ざした目的型観光として今後も強力に推進してまいりたいと考えております。

また、来たる2009年の皆既日食や世界自然遺産登録に向けての取組等、奄美だけの観光資源を存分に活用した企画・施策を進め、奄美ファンの拡大を図っていかねばならないというふう考えているところでございます。

そのためにも、奄美大島観光物産協会や奄美観光受入連絡協議会との連携を密にしまして、各種事業を共同して推し進めていくとともに、観光客のためにできるだけ多くの市民に奄美大島の総合世話役、コン

シェルジュというふうに呼んでおりますが、そういったコンシェルジュになっていただき、奄美の自然と癒しの島を十分に体感していただくことが必要だというふうに考えております。

観光産業は、本市経済活性化の大きな柱でもあります。トータル産業としてますます力を入れていかなければならないと認識しておりますので、議員の皆様はじめ関係団体との連携を一層強め、また訪れたいなる島づくりに向けて努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

32番（福田利広君） 次に、公用車の共同利用（カーシェアリング）についてお尋ねします。

カーシェアリングとは、1台の車をあらかじめ登録した会員同士で、異なる時間帯に利用し合う仕組みで、民間では既にいくつかの会社が、車の絶対数の減少やそれに伴う交通渋滞の緩和、排気ガスの削減、駐車場問題の解消に効果があるとして、システムをつくり、実施しております。

車を多く保有する自治体でも、車の削減やそれに伴う車両管理負担の軽減につながり、ひいては苦しい財政のコスト削減につながるとして関心を示す自治体も増えております。

奄美市でもたくさんの車を保有し、駐車場も既に満杯のようですが、車の共同利用、カーシェアリングを公用車に利用する考えはないか、お尋ねします。

総務部長（福山敏裕君） 現在、全保有車両164台中37台を共同利用しているところでございます。共同利用した結果、車両削減や維持管理費の軽減が図られました。特に稼働率につきましては、共同車両が不足することもあり、効率的な運用が図られてきていると思っております。

集中管理車両が現在約3割程度でありますので、引き続き拡大していくような取組をやってまいりたいと思います。

議長（前田幸男君） 以上で、公明党 福田利広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、南風会 和田美智子君の発言を許可いたします。

9番（和田美智子君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。南風会の和田美智子でございます。

6月定例会に通告してあります質問に入る前に、質問の変更をお願いいたします。1番目の教育行政についての（1）の2と3の入替えをお願いいたします。

はじめに、5月30日未明から明け方にかけて、住用町戸玉集落入口付近で土砂崩れがありました。未明のことで人がはななかったが、重機2台が埋まってしまいました。この道路は子どもたちの通学路であり、市集落、戸玉集落の生活道路であります。これから台風シーズンに入りますので、早急な防災対策をし、安心・安全な地域づくりの構築に期待をかけております。

また、今国会で多くの法案が成立、また会期延長して成立を目指しています。国民投票法案、米軍再編特別措置法案、イラク特別措置法改正で航空自衛隊の活動が2年延長され、教育関連3法案が成立しました。

教育関連3法案は、文科省が教育委員会に是正要求や指示することができる、教員の免許を更新制にする、学校に副校長や主管教諭を置くことができるようになりました。今回の法改正が本当に教育の再生につながるのか。学力を引き上げ、不登校、いじめ等、学校現場の問題解決になるのか。画一的な考え方を押し付けることにならないのか危ぐをしております。

今回の文教委員会の所管事務調査で、日向市の「小中一貫教育」と豊後高田市の「学びの21世紀塾」を視察いたしました。その報告は、教育行政についての質問の中に折り込んでいきたいと思っております。

まず、教育行政について。

青少年の健全育成事業の概要について、お尋ねいたします。

教育課題としてよく言われることは、児童・生徒の減少、少子化、核家族化による兄弟、姉妹、親子関係の稀薄化、不登校児童の増加、いじめ、学力低下傾向、家庭・地域の教育力の低下など、これらのことは全国共通の課題になりつつあります。以前は、地域にはその地域の特徴や課題がありました。画一化の傾向になりつつあるのではないかと危ぐをしております。

それで、平成14年から学校五日制が実施されました。これらを踏まえて、奄美市における青少年健全育成プランについてお尋ねをいたします。このあとの質問からは発言席でいたします。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

教育長（徳永昭雄君） 御質問の最初から教育行政を取り上げていただきまして、ありがとうございます。

青少年健全育成プランの視点についてでございますが、奄美には豊かな自然をはじめ教育的な伝統や歴史、地域の文化や産業、人材等の優れた教育資源がございます。これらの資源を生かした活動が活発的に行われており、今でも「他人の子もわが子も地域の子」という地域ぐるみで子育てをしようとする気風が残っております。

奄美市では、郷土の特色を生かしながら子どもたちの可能性を最大限に引き出すとともに、奄美に愛着を持つ青少年をより地域ぐるみで育成する環境づくりを進めることを目的としまして、教育委員会におきまして前年度までに行われていました名瀬地区での「ふるさと奄美塾」、住用地区での「ジュニアカレッジ」、笠利地区の「やちゃぼう隊」を今年度は「ふるさと奄美塾」と総称して、各地域の地域性を生かした特色ある活動を実施することとしております。

9番（和田美智子君） 大変、奄美の地域の特徴そして文化、これらのものを子どもたちに伝承していつてやはり奄美の子ども、奄美に愛情・愛着を持てる子どもの育成というふうに取り組んでいる姿勢に大変共感を抱きました。

このスポーツ少年団の活動の中に、その他に子ども会、それから青少年活動、そして地域行事の中に子どもたちがどのようにかかわって今後いけるようなことを考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

教育長（徳永昭雄君） それぞれ子どもたちにおきましては、スポーツ少年団、また中学校におきまして部活動とありますけれども、それ以外の課外授業としまして、先ほど申し上げました「ふるさと奄美塾」をもって各課外授業をして、子どもたちに地域とのふれあいを大切にしていきたいという思いでございます。

9番（和田美智子君） もう一度お尋ねします。この3地区、笠利地区、それから名瀬地区、住用地区におきましての子ども会活動というのは、どういうふうになっていらっしゃるのか。これもやはり青少年の健全育成を地域の中で育てていこうということにもつながっていくと思っておりますので、この点もう一度お尋ねをいたします。

生涯学習課長（里中一彦君） 奄美市には84の単位子ども会がありまして、5,040名の会員がおります。単位子ども会によっては、その活動にばらつきがあるように感じております。

本市の青少年の健全育成を語るときに、一番基本となる組織・団体として子ども会やスポーツ少年団活動を通した青少年の健全育成が基本になるものだと考えております。子ども会は、自治体の最も基本となる自治組織を単位として、婦人会や老人クラブ、青壮年団などと合わせて構成をしている組織であるものだと思っております。このことから、本市の子ども会の充実、振興、活性化は、基本的な事項だろうというふうにとらえているところでございます。

9番(和田美智子君) 84の子ども会で5,040人という大勢の子どもたちが、こういう地域の中で子ども会活動をしているということは、大変やはり奄美らしい、奄美でなければできないまた活動じゃないかと思います。この中で、子ども会が地域行事、奄美では豊年祭があったり、それから各地域の八月踊りがあったり、いろんな地域独特のその行事がありますけれども、この行事への参加というのはどうなっていますかしら。

生涯学習課長(里中一彦君) 地域への行事の参加でございますけれども、先ほど申しましたように笠利地区では13の単位子ども会、それから住用地区では5つの単位子ども会、名瀬地区では44に分かれております。合計で62ということになっておりますけれども、私が今聞いておりますのは、笠利地区、住用地区あるいは名瀬地区の旧三方地区と申しますかね、それぞれその自治会の一つの組織の中の子ども会ということで、それぞれの地域行事に活発に参加しているというふうに聞いております。市街地の子ども会につきましては、活発にやっているところもありますし、若干ばらつきがあるところもあるというふうに聞いているところでございます。

9番(和田美智子君) これを聞きますのは、どうしてもだんだん集落の中で高齢化が進み、そして行事をするのにも大変苦労している地域もあるやに聞いております。そういう中で、豊年祭をしたりするときには、どうしても子ども会の子どもたちが地域行事に参加して盛り上げるということは、本当に大事なことじゃないかと思います。その子ども会が参加するということによって、また地域の活性化にもつながり、そしてまた高齢者の方々が子どもたちが地域の行事に参加することによって、多くの子どもたちの顔や名前を知り、そして何かあるときに声をかける。集落の人たちが声をかける。そういうふうな地域の連携プレーも取れていくんじゃないかと思います。そういう意味では是非、この子ども会あるいはスポーツ少年団が、地域の行事の中に積極的に参加をしていって大いに地域行事を盛り上げていくと同時に、その地域でなければならぬいろんな特色を持ったその行事などもありますので、こういう機会にそういう行事も子どもたちが学んでいく機会、チャンスととらえられて是非育成のほうをお願いをしたいと思います。

それと今、やっぱり地域間でバランスが、温度差があるというふうなお話ですけれども、今後、こういう地区に対しての取組についてのお考えはありませんかしら、お尋ねいたします。

生涯学習課長(里中一彦君) 先ほども申しましたように、青少年の健全育成の中では、この子ども会活動、いわゆる本市の小学生・中学生がほとんど入っているという団体は、子ども会になるわけでございます。その約半数ぐらいが入っているのがスポーツ少年団、併せまして先ほど言ったいわゆる自然体験や様々な人や団体との交流を図っていくということで「ふるさと奄美塾」を取り入れているわけでございますけれども、これには先ほどのばらつきがあると言いましたのは、市街地の中でも自治会活動等が活発に行われていない地区というのものもあるわけでございまして、こういったものをしっかりとやっていくと。このことによって、その中で老人クラブや子ども会、それから婦人会、青壮年、こういったのをしっかりとやっていくということが大切でございまして、その中で子ども会を位置付けていきたいというふうにご考えているところでございます。

9番(和田美智子君) 是非これは、将来を担う大事な子どもたちですので、そういう子どもたちをまた学校教育の中で、あるいは地域の中で本当に温かく育て、そして成長の家庭をみんなが見守っていくという、そういう体制づくりを今後も是非続けていってほしいと思います。

それでは、今、教育長のお話で、18年度は住用地区においては「ジュニアカレッジ」、それから笠利地区においては「やちゃぼう隊」、そして名瀬地区が「ふるさと奄美塾」、それから博物館講座というものも何かあるように聞いておりますけれども、こういう18年度の3地域での実績あるいはこれらの行事の中に参加した子どもたちの感想とか、あるいは行政のほうとしてのこういう事業を取り組んで、子どもたちとのふれあいの中からどのような感想をお持ちなのかまでお願いをいたします。

生涯学習課長（里中一彦君） 先ほど言いましたように、この「ふるさと奄美塾」のほかにも文化課で取り扱っております「ケンムンクラブ」も青少年健全育成の中で取り行っております。これらもいわゆる奄美大島の自然や歴史、文化も体験等を通して学んでいくという事業でございますけれども、昨年度も笠利地区の行事それから住用地区、名瀬地区、それぞれの地区で行っておりますけれども、中身は同じような状況でございます。いわゆる体験活動、あるいは自然にふれあう、そして多くの団体や人とのふれあいを通して健全な青少年育成を育んでいくという目的は一つでございます。

それぞれの地区で昨年を申しますと、名瀬地区では年9回、総参加延人数が226名、住用地区では年5回、総参加延人数が380名、また笠利地区では年12回、延人数が552名でございました。

9番（和田美智子君） これは当局からの資料をいただきましたの中で、特に特徴があるのが、名瀬地区の「ふるさと奄美塾」の中に高校生のボランティアでありまして、本当にこういうふうな高校生がこういう塾の中に参加をし、そして自分達の後輩と一緒にいろんな体験をしたりしていらっしゃるといのは、とてもいい特徴のある活動だなと思って見ましたけれども、これは他の地区ではない特徴ですので、是非今後もこういうふうな笠利や住用地区でも高校生はいるわけですので、こういう高校生のほうの参加も呼びかけて是非してもらいたいと思うんですが、その高校生のボランティアと書いてありますけど、これは取組とかあるいは声かけとかはそういうのはどのようになさっていたのか、ちょっとお尋ねします。

生涯学習課長（里中一彦君） 高校生のボランティアにつきましては、大島工業高校に工業本店というのがございまして、行っておりまして、今年度は5月に子ども会のふれあい授業を5月の連休に行ったわけですが、今年度から新たに大島高校の中でもボランティアクラブを立ち上げるということで、この大島高校のボランティアのグループも一緒に子ども会活動に参加をした、行事に参加をしたところでございます。

それから、笠利、住用地区につきましては、いわゆる子ども会というのは、子どもの会員の皆さんとそれから育成者、それからリーダーというものがあられるわけございまして、この中で参加をしているわけでございます。今後ともこれらを増やしていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

9番（和田美智子君） 大島高校のこういうボランティア団体のさらなる参加をして、やっぱり大島工業本店、そして大島高校とこういうふうにはやはり幅を広げて、こういう協力体制というのが後輩をやはり、一緒に行動しながら先輩の姿というものもまた後輩に見せていただいて、そして取り組んでいければ大変有意義な子ども会活動あるいは「ふるさと奄美塾」ができるんじゃないかと思っておりますので、是非今後ともこういうふうな活動を続けられて、子どもの健全育成に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

それでは19年度の今後の方針、18年度は各地域地域で取り組んでいきまして、19年度はこういう奄美市全体で「ふるさと奄美塾」ということを実施していくということですが、この中でやはり地域特色と言いますか。やはり笠利のほうの特色を生かしたこういう「ふるさと奄美塾」、そして住用は住用の特色を生かしたもの、あるいは名瀬地区は名瀬地区、そしてやはり奄美市全体で統一したこういうふうな活動というのがあるのかをお尋ねいたします。

生涯学習課長（里中一彦君） 今年度もこの「ふるさと奄美塾」を3地区で1本化した目的の一つに、その3地区で合同で一緒に子どもたちがふれあっていくと。体験活動を行っていくということが非常に大切なことございまして、今年度も夏休み期間に3地区で一緒に行える活動を計画をいたしているところでございます。

9番（和田美智子君） 今回の質問は、本当にいろいろと問題のありました所管事務調査に行ってきました

て、この中で豊後高田市のほうで学校週五日制を実施の前に保護者や子どもたち、週五日制になった場合にどのように受け止めているかということでアンケート調査をいたしまして、この豊後高田市ではやはり一番多かったのが、児童も生徒も保護者も学力の低下、そして子どもたちに目が行き届かないんじゃないかというのが大半を占めたそうです。そして、要望として、それではどういうふうな要望があるかとアンケート調査をしましたところ、勉強、スポーツ、趣味というものが50パーセントを占めておりました。これらのことを踏まえまして、豊後高田市のほうでは、子どもたちが自ら学び、自ら考える力を身に付け、たくましく確かに生き抜いてほしいという思いから、「教育のまちづくり」に力を入れ、「学びの21世紀塾」をスタートをさせております。そして、14年度からスタートして今日に至って、多くの子どもたちがこの学びの塾に参加をして、そして着実に力を付けているということです。

そして、この中で予算なんですけれども、市の補助が450万円、それから県の委託金が627万1,320円、それから参加者の負担が5万6,000円と合計1,082万7,320円その事業費で活動しております。三つのほうに、いきいき土曜日授業とか、わくわく体験活動事業、それからこの地域の特性でやはり近くに大分大学がありますので、大分大学との連携、それからあとはスポーツ少年団を含めたのびのび放課後活動ということで、子どもたちが大勢参加をしております。

特に特徴があるのは、中学校3年生を対象にして「夏休み・冬休み特別講座」というのがあります。この中学生の特別講座の中には、国語、数学、英語の学習があります。これは基礎定着ということで取り組まれております。この中学生が300人余り参加をして、90パーセント以上の効果を上げているということで、中3の進学に向けての取組、そして自分の学力を少しでも伸ばそうとする中学生の取組がとても特徴がありました。こういうことで、この中学3年生の取組には大分大学からの学生も参加・協力しております。この事業は、教員だったり教員のOBだったり、あるいは塾の講師だったり、いろんな方々がこういう活動の中に支援体制を組まれております。こういうふうな、子どもたちの健全育成の更に学力の面でも子どもたちを引き上げようというその取組が、1,000万円余りの予算の中で地域全体で市全体で取り組まれているそのことがありましたので、これを報告し、今後、学校教育の面あるいは教育行政の面で何らかの形で生かしていければというふうに思います。

また、これの詳しいことは最終日に委員長からの報告があると思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2番目のほうの中学校の部活動の状況についてお尋ねをいたします。

6月12日から奄美大島中学総合体育大会が開幕し、新聞紙上で活躍の様子が報じられていました。多くの中学生が額に汗をし、自分の限界に挑戦している姿はさわやかさを感じます。体育系・文化系の部活動を通し、根性、努力、先輩・後輩のつながりや思いやりの心を養い、自ら考え行動する力を身に付けてほしいと思っております。

奄美市の中学校の部活動参加人数の割合と部の部活動の中に人数の変化が生じているのか、お尋ねをいたします。

教育長（徳永昭雄君） 部活動の参加状況でございます。平成18年度の中学校の生徒数全員数で1,679名在席、そのうち部活動に参加している生徒さんが1,283名、76.4パーセントでございます。およそ4分の3の生徒が部活動に参加していることとなります。平成16年度に名瀬地区で同様の調査を行っておりますが、部活動に参加している生徒が1,073名おりました。全生徒数が1,471名でございますので、73パーセントの生徒が部活動に参加していたという状況でございます。

奄美市になりましてからでございますが、16年度から18年度の比較でございますが、3.4ポイント増加しているということになります。

その増減でございますけれども、昨今の子どもたちの変化というんですかね、特に男子生徒ですけれども、サッカーのほうに重点がいったら、スポーツ関係ではバレー部がなかなか子どもたちの参加が少ない。女子生徒に関しましては、バレー部・バスケットがあるんですけども、そのような傾向が見られます。

9番(和田美智子君) この前の奄美は中体連ですね、体育会の中でやはり新聞を見ていて、複数学校のチーム編成というのが何校かありましたので、これの部活動をするときの各学校の連携状態はどのようになっているのかなというのと、バレーボールの場合には、朝日中で2名、東城中学校で8名、田検中で2名の子どもたちが合同の部活動の編成をしておりますし、それから野球部においても市町村を越えて野球部のほうで、住用中のほうで8名とそれから伊子茂中が2名、俵中1名、それから薩川中1名、久慈中1名、下川中1名、阿木名中1名というふうに多くの学校でチーム編成をしておりますので、こういう中で各学校との連携状態というものはどのようになっているのか、ちょっとお尋ねいたします。

教育長(徳永昭雄君) それぞれ小規模校におきましては、子どもたちが一つの学校でチームをつくることができないということでございますので、先生たちのつながり、またそれから指導者たちのつながりですね。そういうことから声かけをしまして、一つのチームをつくって出場しようというふうなことで、その大会参加をしているという状況でございます。

9番(和田美智子君) 是非、このことをちょっと質問したのは、以前まだこういうふうな部活動の中で各学校単位でしか認められなかったという経緯がありまして、大変、私も住用村の時代に、やはり子どもたちがどうしても小学校でスポーツ少年団として頑張っていて、それから中学校に自分たちのスポーツ少年団活動をつなげていこうとしたけれども、中学校で部活がないと。そういうことで、ほかの市町村であるけれども学校との連携を取って練習をして郡体に参加しようという取組になりましたけど、その中でどうしてもこの郡体の参加というのは、校長が認めないということはどうしても参加ができないということで、やはり学校で一番最高責任者である校長がこういう何校かを一緒に練習をしていて、これが部活動として認められるかどうかということで印鑑を押してもらえないとできないので、本当に締切りぎりぎりで調整ができて、保護者の方が体協の会長の所に走りまして、ぎりぎりもう最終登録の日に来たという経緯がありますので、そういうふうにはやっぱり学校の部活動を持っている先生方とそれから管理職である校長・教頭先生方の連携、そして今バレーボールと野球部がありますけど、ほかのスポーツにもこういう傾向が出てくるんじゃないかと思っておりますので、そういうことで今後、複数の学校のこういう部活動に対してやはり行政側もいろいろと先生方の話を聞きながら、子どもたちがいい形で大会に参加して、自分の思う存分の力が発揮できるよう御協力をお願いをいたしたいと思っております。

それでは、次に今、大規模校での部活動の人数というのは、今、教育長先生のほうからも男子のほうの傾向、女子の傾向ということがお話なさいましたけれど、この原因というのかしら、それはスポーツ少年団から続いているのか。それとも、中学校のほうで部活動の指導者というのがなかなかいないからこういう状態になっているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

教育長(徳永昭雄君) この傾向は、生徒数の減少です、最大の原因はですね。平成元年度に3市町村の中学生の総数が2,985名でした。18年度は、先ほど答弁しましたように1,679名です。要するにその比率は56.2パーセントでございます。約半数にまで減ってきております。これが最大の原因です。合同チームをつくるに際しましては、中学校体育連盟でそれぞれ勝利至上主義に走ってはいけないとか、そういういろんな規定を設けております。そういうことで、多くの子どもたちが参加できるような態勢は整えてございます。

ただ、スポーツ少年団から中学校に行く中で、やはり小さいときから主に子どもたちも小学生たちもサッカーが大変盛んになっておりまして、なかなか以前と違った状況になっていることは確かでございます。それぞれの子どもの志向というのも変わってきておりまして、マンガによって影響されるとかそういうこともありますので、それぞれの指導者の指導力とかそういうこともまた引き上げていく必要があるかと思っております。

9番(和田美智子君) 是非よろしくお尋ねをいたします。

それと、高校との連携ということで、やはり大島北高校、大島工業高校というのは人数がだいぶ減少して、存続問題が出てきております。鹿児島県の高校で奄美出身の子どもたちというのは、高校総体ですばらしい活躍、成績を収めております。この子どもたちは、いい指導者のもとでより自分の力を伸ばしていこう、技を磨いていこうということで島を離れていっていると思います。しかし、保護者のほうの教育費の負担というのは本当に増えてきて、やはりこういう経済も厳しい中で子どもたちにいい教育をしてもらうということで保護者も無理をしておりますので、保護者の中で本当になるべく子どもたちが島で島の高校に進学できる環境づくりというのも考えてみる必要もあるんじゃないかと。やはり島ですばらしい指導者がいたら、この子どもたちも島にとどまっている可能性も少しはあるんじゃないかと。そういうことで、高校との連携を今後どのように取っていったらいいというふうに思われますかしら。お尋ねします。

教育長（徳永昭雄君） 確かに高校に多くの優秀な生徒さんが出ていきます。昨年度は17名、学業も含めてでございますけれども、私立のほうに行っていっちゃいます。それぞれ特待生として優秀な活動をされております。公立高校となりますと、やはり転勤というのがどうしてもついて回ります。その先生方がいる間はものすごい優秀な成績を収めますが、転勤をされると部活動が衰退するということはずっと以前から見てもおります。そのへんはもう仕方がないのかなど。転勤制度がある限りはどうしようもないことじゃないかと思えます。私立に関しましては、自分たちの存続をかけたこともありますので、どうしても子どもたちを声かけして自分の所に来てほしいと。また、監督の所に慕って子どもたちが行く場合もありますし、なかなか難しい問題じゃないかと思っております。

9番（和田美智子君） なるべく地元で保護者のほうも大きな教育負担をかけないように、何らかの方法を今後模索をしていってほしいと思います。

それで、市長に最後に、財政の厳しさを市長は最初の開会の時におっしゃられまして、その経常比率を下げる努力をしなければならないというふうにおっしゃいましたけれども、あえて教育予算というのをやはり増やして、将来ある未来ある子どもたちの先行投資をしてほしいなというふうに思います。

また、旧笠利町のほうでは、「教育文化の町宣言」をしております。私もこの前瀬戸内町に行きましたら、瀬戸内町のほうも大きな看板で、「教育文化の町」というふうに看板がかけられておりました。新生奄美市で、この「教育文化の町宣言」をして奄美市の宝である、財産である子どもたちの健全育成を市民全体で見守っていくおつもりはないのか。市長のほうにお尋ねをいたします。

市長（平田隆義君） 宣言をやってどうするかということよりも、未来を担う子どもたちの教育、そして地域の教育力を高めるということは、先ほど教育長が申し上げているとおり、また議員の発言のとおり、鋭意努力して、重点的な市政の柱であるという認識を持って取り組んでいるつもりです。御理解賜りたいと思います。

9番（和田美智子君） 前向きな教育に対しての今後の取組をよろしくお尋ねをいたしたいと思えます。

それでは2番目のマングローブパークについてで、黒潮の森マングローブパークは奄美群島国定公園特別保護区のマングローブ原生林等の貴重な地域資源を活用した自然回帰型の観光施設として、平成13年7月にオープンをいたしました。8ヘクタールの敷地に4つのゾーンがあります。マングローブゾーンはマングローブジャングルをカヌーによる体験型観光、リュウキュウアユゾーンは絶滅危ぐ種とされているリュウキュウアユを通し汽水域の生物・植物の観察、それからスミヨウガーデンゾーンは貴重な植物や自然を体験とふれあいゾーンは地元住民と観光客のふれあい交流、四つのゾーンからなっております。特にマングローブジャングルはカヌーをこぎながら生き物との出会い、それから植物の観察、観光のお客さんの心をとらえて離さない魅力的なゾーンで、観光の一大スポットとなっております。私もこの質問の前に昨日カヌーに乗ってまいりました。本当にこれが住用なのかと思われるぐらい、やはりマングローブの原

生林の中に入りますというと、いろんな生き物がいたり植物でそれぞれ構成されており、特に昨日初めて説明を受けて感じましたのは、川のほうのカヌーをこいでいる所の手前のほうはマングローブが低いんですよ。低いけれども、それが後にしたが高くなっていく。ということは、植物が前のほうを低くすることによって後の植物に光を与えて成長を促しているというそういう説明などもありまして、本当にいい体験をしてまいりました。それで、やはりマングローブのこういう大事な市の財産を、もう少し観光のお客さんを増やす意味から次の質問をしたいと思います。

スミヨウガーデンゾーンは、マングローブ館からカヌー乗り場への連絡道路と自然を体感しながら散策できる遊歩道、川のせせらぎ、休憩所などがあります。これらの施設が有効利用されているのか、また集客増大に向けて今後の対策はないのか、お尋ねをいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 黒潮の森マングローブパークは、奄美群島国定公園特別地区のマングローブ原生林等の貴重な地域資源を活用した自然回帰型の観光施設としまして、御案内のとおり平成13年7月に開園をいたしております。御質問のスミヨウガーデンゾーンの有効利用につきましてですが、住用地区の自然を基本コンセプトに川のトンネル・遊歩道・人工の溪流を整備しておりますけれども、平成16年度をピークに残念ながら年々減少の傾向がございます。

このスミヨウガーデンゾーン（有料ゾーン）の有効利用を図るため、園内に常設のグラウンドゴルフコース、これを8ホールですが2コース整備しまして、またこのコースを活用したイベント等を開催しまして有効利用を図っていくことを現在、マングローブ公社と協議をしているところでございます。

9番（和田美智子君） こういうグラウンドゴルフの8ホールの2コースということで、そのほかにちょっと提言をしたいと思っておりますけれども、やはり南のほうでの子どもたちの観察あるいは大人も、このちょうの観察、アサギマダラとかオオゴマダラとかあるいはツマベニチョウなどがいっぱい奄美にあります。こういうちょうの観察ができる食草を植えることによって、ちょうがいっぱい集まってきます。佐仁の小学校にはオオゴマダラを飼って、子どもたちがその生育の状態を観察している所がございます。喜界町のほうも町全体で取り組んでいるけれども、各個人の家の中でもこういうオオゴマダラの食草を植えて、そしてサナギが羽化している状態なども観察できるようにしておりますので、こういうふうな取組を今後できないのか。

それから蛍の観察会、住用の場合は水がきれいですから蛍が生息してもおかしくない環境だと思います。そういうことで、蛍のエサであればカワリナなどを増やしていったら、蛍が群れ飛ぶマングローブパークというふうなキャッチフレーズなどもどうかと。

それから、住用の特徴としてミカン、あの中にミカンをいっぱい植えて観光のお客さんがそこを散策する時に、これがタンカンだ、ポンカンだ、あるいはこれがボンキツだ、シマミカンだというふうにいるんなミカンの種類を植えてこういうふうな地域の特徴を生かしたこういうものができないか、今後検討をお願いをいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 御提言ありがとうございます。確かにアサギマダラがすむ好きな木、ちょっと名前を忘れちゃったけれども、ツマベニチョウにつきましてはハイビスカス等の赤い花によくつきますので、その付近の植栽とかあるいはミカン類はアゲハチョウがよくつきますから、その付近の植栽をするというのは非常にいいことだというふうに思っております。

また、蛍が夜飛ぶと。その世界を観察できるとなりますと、非常にこれも一つの観光のPRになりますので、これもできるかどうか、とても検討するいい課題でありますので、調査・検討をさせていただきたいというふうに思います。

9番（和田美智子君） よろしく、集客力に大きくつなげるような取組をお願いをいたします。

2番目のふれあいゾーン（無料）の交流広場、ふれあい広場についてなんですけれども、ふれあい広場

は遊具があり、多くの親子が楽しんでいます。また、交流広場ではサッカーやキャッチボール、それからバトミントンなど親子で汗を流している風景をよく見受けれます。土曜日、日曜日は特に地域の人より近隣の親子連れが多いと聞いております。昨日も大勢の親子が午前中来て楽しんでおりました。夏場が木陰がないので、陽が傾いてからでないと暑くて行けないとか、弁当を持参して行くけど木陰を探すのに苦労するとかという話も聞こえてきます。奄美では公園の中に大木の木陰や休憩所が必要となってきます。地域の親子のふれあいの場、地域を越えた親子の交流の場づくり、世代を越えた交流のためにも木陰や休憩所の場所などができないか、お尋ねをいたします。

産業振興部長（赤近善治君） ふれあいゾーンの交流広場・ふれあい広場につきましては、御指摘のとおり休日等市民の利用が多く、また学校等の遠足などで幅広く利用されている施設でございます。この木陰が少ないということでの御意見も伺っておりますので、今後、先ほどの植栽も含めまして検討してまいりたいというふうに考えるところでありますので、御理解を願いたいと思います。

9番（和田美智子君） 是非、やはり奄美の夏場を過ごすのは木陰が一番大事じゃないかと思っておりますので、是非そのへんを御検討お願いをいたしたいと思っております。

それから、川の生物観察ゾーンの造成について。

住用町には川内川、住用川、役勝川の三つの河川があります。三つの河川には絶滅危ぐ種である貴重なリュウキュウアユが生息しています。沖縄県では既に絶滅していますが、住用から嫁入したリュウキュウアユが河川ではなくダム湖で元気に育っています。この住用の河川は、数は少ないが生きながらえていることができているのは、このマングローブ原生林があるからだと言われております。マングローブは自然だけでなく、生き物にとっても貴重な場所となっております。

奄美の周りは海に囲まれていて、子どもたちは早い段階から海とのかかわりを持ちながら成長しています。しかし、川は限られた地域にしかありません。子どもの頃から川や海や山など自然とのかかわりを持ちながら成長していくことは、感性を育てるのに貴重なことと思っております。

マングローブ隣接の住用川に親子で水遊びをしながら、生き物の観察をしたり、えびを捕えたり、慣れてくるとリュウキュウアユの稚魚が観察できるかもしれません。

マングローブパークに行くと遊具があり、ボール遊びができる広場があり、川で水遊びをしながら生き物の観察ができる。そして、マングローブ館の中のジオラマ水槽でアユや生き物の観察ができる。また、親子でカヌーツーリングができる。マングローブパークは一日楽しめる場の設定により、観光集客力のアップにつながっていくと思っております。

このような観点から、住用川の下流域に生物観察ゾーンの造成、いわゆるリバーフロントはできないかをお尋ねいたします。

産業振興部長（赤近善治君） リバーフロントの整備ということでもありますけれども、その川の生物観察ゾーンの造成ということでもありますけれども、現在も水と親しむことができるということで、松の木と石入れ、自然豊かな護岸というものを設置はしておりますけれども、まだまだ不十分だと考えております。県が実施主体でありますけれども、県の事業で魅力ある観光地づくり事業というのがございまして、この中で水と親しむための事業をやっております。事業名が「豊かで潤いのある水辺景観の観光地づくり事業」という事業でありますけれども、これで親水的な護岸関係、これを実施していただけるよう現在県のほうに要望いたしているところでございます。その中で議員御提言のリュウキュウアユとかいろんな動物、魚とのふれあいができるような施設設備になればいいかなというふうに思っているところでございますので、御理解をお願いいたします。

9番（和田美智子君） 是非、いろんな事業を通してこういうふうな取組ができるのを期待しておりますので、よろしくお尋ねをいたします。

それでは、3番目の環境対策についてお尋ねをいたします。

1番目のごみ搬入について。

市民が快適な潤いのある環境の中で日常生活をゆったりと過ごしていける環境を構築していくことは、大変重要なことと思います。行政は市民一人ひとりが安心・安全な環境を構築し、サービスの提供をする。それに市民もサービスの内容をよく理解し、協力をしていく義務があると思います。市政と市民の約束事を守っていくことにより、より質の高いサービスと快適な生活が保障されると思います。

市民に一番身近なごみ搬入の件について質問いたします。

以前は、各市町村野焼きでごみの処理をしていました。環境に負荷をかけない立派な施設が平成9年オープンし今に至っておりますが、この間にごみに対する市民の意識も高まってきていると思いますが、先月の新聞報道によりますと、搬入されたごみの処理中に異臭を放つごみがあり、これを嗅いだ職員が気分を悪くしたとありました。平成9年のオープン時にも爆発があったと聞いております。市民がこれくらいと思って出したごみが施設に大きなダメージを与えたり、そこで働いている職員の健康を害することにつながっていきます。爆発や異臭を感じた時の状況や原因は何なのかをお尋ねいたします。

総務部参事（伊集院平應君） 大島地区衛生組合からお答えいたします。

平成9年の爆発事故は、破砕機室内において発生しております。原因は特定されておられません、可燃性ガス、いわゆる小型のプロパンガスボンベの爆発によるものと推測されております。

それから、4月30日に発生しました異臭事故であります、これは松くい虫防除剤、現在は製造が中止されているようでございます。この農薬が不燃ごみに混入されておまして、作業中にびんの容器が割れまして異臭が発生しております。

この二つの事故は、危険物であるのに不燃ごみで搬入され、また作業中に発見できなかったことが原因であると判断をいたしております。

9番（和田美智子君） それでは、その時の破損の状況とか職員に対する対応などはどのようになさいましたでしょうか。

総務部参事（伊集院平應君） その破損の対処、職員の対応についてであります、破砕機室の破損は補修期間が4か月ほどかかっております。また、補修費用も高くなっております。幸いにも人体への影響はありませんでした。

その異臭事故のほうは、不燃物ストックヤードから不燃ごみを粗大プラットホームに搬入する作業中に発生しております。その異臭や目の痛み、のどの痛み等の症状がありまして、一時避難の後、防毒マスクを着用いたしまして散水による清掃を行い、原因調査を行っております。この事故は、職員が2名、即病院にて診察・治療を受けております。

9番（和田美智子君） こういうふうによっぱり市民が出したごみによってこういうふうな事故とかありましたので、今後の市の取組ということなんですけれども、まずその前に合併して1年になりますけれども、この3地域のごみの収集状況とか、あるいは収集業者がおりますけれども、こうしたものがどのようになっているのか。あるいは統一を今されているのか。そのようなことについてお尋ねいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 合併をいたしまして1年、3地域のごみ収集状況でございますが、ごみ収集体制などを地域によりこれまで適正な方法を講じてきたこともございまして、現在、古紙類の回収によるごみの減量・リサイクル推進につきましては、統一して取り組んでおります。今後も減量・リサイクルの状況に合わせまして、更に適正な方法を検討してまいりたいと思います。

9番（和田美智子君） 多分住用の場合にはごみ業者のほうに5年契約というふうには伺ってございましたけ

れども、今後ほかの名瀬や笠利地区の業者間のそういう委託契約とかそういうのはどのようになっていますかしら。

環境政策課長（高野匡雄君） 確かに住用の業者が5年で入札式でやって期限が来ますけれども、名瀬と笠利地区は、名瀬は随契でやっております。笠利地区も随契だと思わすけれども、ちょっと確認していませんが、そこについては今のところ具体的には協議はしていません。これから必要になるかと思わす。

9番（和田美智子君） 時間もないけれど、一つだけ、ここで業者と定年制というのがおありなんではようかしら。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 今、名瀬地区におきましては、70歳定年を導入いたしておりますが、住用・笠利地区についてはちょっと把握はしてございません。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 和田美智子君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時46分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

無所属 平 敬司君の発言を許可いたします。

39番（平 敬司君） 無所属の平 敬司であります。よろしくお願ひいたします。

今の世相をちょっと顧ますと、安倍総理の強行採決をはじめ心配の種は尽きることなく、まさに打ち出の小槌のごとく問題が続出であります。

特に年金の問題、介護の問題では、年金が本当にもらえるだろうか、介護が受けられるだろうかと夜も眠れないほどの心配のしようであります。心配は病気のもとであります。毎日の生活が安心であるように、心から願うものであります。

市長は施政方針で、健康で長寿を謳歌するまちづくり、巡る命のキョラジマ創造の事業、国民健康保険では予防の充実、医療費の抑制に努めていくことが示されております。今年度の国民健康保険事業費は63億2,696万7,000円であり、年々増加の傾向にあります。国民健康保険だけではなくて老人医療や介護保険など、あらゆる税負担に私たちは耐えられなくなり、ここでも心配の種がまかれております。奄美市に住む人の心に安らぎが与えられるように心から願ひながら、提案をし質問をしまりたいと思わす。

はじめに、脳卒中で絶対倒れない法、この資料は昭和60年に今は亡き元社会福祉協議会会長の河内嘉純氏からいただいたものであります。その内容はこうであります。昭和59年にこれは出されたものであります。私が手に入れたのは60年であります。この資料は福岡市の小学校の校長会で配布されたものですが、その元は国分市の養護老人ホーム「慶祥園」からいただいた資料ですとあります。この資料を入手した大塚昇氏という人は、早速、鹿児島県の国分市の養護老人ホームを訪れて園長さんに尋ねたそうであります。園長さんの話では、3年前と言いますから昭和56年にこの飲物を作って当園、当時の50人のお年寄りに飲んでいただきました。その飲物を用いる前は、脳卒中で倒れる人が少なくなかったのに、その後、飲ませた後ですね、脳卒中は一人もありませんということであります。このことでもありまして、信じる信じないは御本人の気持ちだそうです。当時ですので、北海道方面からも問い合わせが有りますとのことでした。また、これは飲んで害になるものは混入してははしません。善意に解釈できる人は、お試しになってははいかがでしょうかとこう書いてありますね。医薬品とは言えませんが、脳卒中で絶対倒れない飲物だそうです。医学的に成分はわかりませんし、文献もありません。ただ、数千人の方が試され、全

く健康であることは確かなようであります。その方も実験済みで、私は勇気と自信を持っておすすめしますというふうにこう書いてあります。

その飲物はどういうものかと言いますと、鶏卵、卵が1個、それも白身だけということです。それと2番目にフキの葉の汁、小さじ3杯。これはツワブキは駄目だと書いてあります。そしてお酒、これは日本酒で、焼酎はまた駄目だそうです。梅干、梅漬けですね。これは土用干ししたものは駄目で、これは今言ったように、鶏卵、フキの葉の汁、お酒、梅漬け、こういうふうに番号順に入れないと駄目だそうです。これを飲むのには、一生に一代、つまり一生に1回飲むだけで脳卒中に絶対にならないという飲物だそうです。

そして、この資料の中には次のことが記されておりました。もし飲んで良かったら、知人・友人・親戚・近所の方々へお伝えくださいとあります。ここで、行政の長としてこれはいいよとすすめることはできないかもしれませんが、個人 平田 義としてはできるんじゃないかなと思います。はじめに市の方針を述べました。市長の思いがかなうようにと私は思いますが、健康で長寿を謳歌するまちづくりをしましょうと言いました。巡る命のキョラジマ創造事業というのをしましょうと。国民健康保険では予防の充実を図り、医療費の抑制をしましょうと施政方針で大きくうたっておりますが、具体的には言葉だけが踊って見えてこないというふうに私は今感じております。だからこそ、この方法はいいのではないかと思うので、いかがでしょうかというのが私の質問であります。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 指名を受けて半分戸惑いもあるところですが、高齢者が元気で過ごせる日をと、時代をとというのは万人が望むところ。施政方針のこの大きな趣旨は、医療費の抑制ということと併せてこれから施行される介護保険の介護予防支援、これを念頭に置いたりもして施政をすすめているところです。そういう中で、元気なお年寄りということですから、このことを大事にしていきたいとこのように思います。

ただ、その手助けとしての今、議員が提案された飲み物のことについては、高い壇上からどうかなと思うんですが、個人としてという断わりであれば、日付けが定かでないんで恐縮なんですが、もう20年近く前に私もある大先輩にちょっと家に寄ってくれという声がかかりましたので、おそろおそろ訪ねてみましたら、そこに座れということで、これから自分がやることをちゃんと見ておきなさいということで、いよいよ何が始まるかなと思いましたが、今、議員が示されたとおりのことをしまして、これを飲むということでした。それを飲んだことは間違いございません。そのお陰かどうかはわかりませんが、今、元気でこうしておれるということなんです。それでどういうことか知りませんが、4～5日前に、まあ1週間ぐらい前ですか。また私の妹がわざわざこういうものを持ってきて、兄飲めということでした。あら20年近くになって、またこの話が盛り返したのだからかこう思って議員の質問書を見させていただいたところです。信じれば救われるということもあるようですから、信じて積極的に取り組むということは全てのことにおいて通じることではないのかなとこのように思っております。

39番（平 敬司君） 半信半疑の方もおるし、全く信じない方もいるかも知れませんが、これを探すのには、私はもうフキがなかなかここで見つからなかったんですね。そのフキを探すのに非常に苦労しましたが、今ようやくフキも手元にあります。そこでもう1回今度は、これを飲むのに疑いながらつくっていった3人の女性の話をちょっと御紹介したいなと思います。

これは平成12年の文芸春秋の10月号に載りました。群ようこさんという方と3人の女性がこれを作って飲んでいく。その何とも言えない気持ちを書いたのが、「一生に一度だけ」というタイトルで出ております。それをしますと、群ようこさんがその友達に呼ばれて行って、仕事の関係先からももらったという「梅とフキは完全無農薬、有機栽培です。御安心ください」という手書きのものをもらったそうです。そして、この一生に一度飲むだけで脳卒中で絶対に倒れないというのにひかれたいか？ということで、一生に

一度よ、続けて飲まなきゃならないのはいやだけどということから始まりまして、失礼ですけども、私たちの年ぐらいになる女性の方も最近とんと美容関係に興味がなくなった。あるのは健康の話題だけである。別に長生きしようとは思わないが、長患いは避けたいと友達といつも話している。でも、これを飲んでポックリいきたいという希望からはちょっと外れるんじゃないかなと。これを飲むと脳卒中に絶対ならないもんだから、ポックリいきたいのは避ける。これは希望から外れるんじゃないかなという、そういう考えから、ポックリの中には脳卒中も含まれる。せっかくそういうチャンスに恵まれるのを自ら止めるというのはもったいないような気もすると。でも、この方のお母さんの手紙によると、これを飲んでいた御主人が脳卒中で倒れたんだけど後遺症は残らなかったんだそうです。それで、それはすごいということで、絶対ではないがそれなりの効果はあるようだという心が揺いだそうでございます。それで、フキと梅のほかには何があるのかということで、葉っぱを持ち上げると下からは卵と清酒が姿を現した。この何の関係もない品が揃っていて、これで本当に効くだろうかという思いですね。紙を見るとそこには「貴重な資料です。数千人の人が試され、そのことごとくが現在であるという実験済みだそうです」ということで、福岡市の小学校校長会で配布の資料よりとこうあります。

これからどンドンどンドン進みまして、「厳重注意」というところがありまして、さっき言いましたね、製法は必ず番号順に入れること、できるだけ一品を入れるごとによくかき混ぜることということで、作り方が始まります。脳卒中で絶対に倒れない飲物の作り方、一人分。1. 鶏卵1個、白身だけ。2. フキの葉の汁、小さじ3杯。3～4枚を切り刻んですり鉢ですってその絞り汁、これを小さじ3杯入れます。ここでもツワブキは駄目ですと書いてあります。3. 清酒小さじ3杯。それから梅漬け1個をすりつぶす。塩漬けにして柔らかくなったもの。というように順序よく作っていきます。色はフキの葉の絞り汁そのままの古い池の色である。おそるおそる匂いをかいでみたが、青臭い匂いは消えていてほとんど無臭だった。飲んだからわかると思いますけど、匂いはなかったと思います。これ本当に効くのかということ、効いても効かなくてもいいの。一生に一度なんだから我慢しなさいということで、3人とも気合いだけでグラスを空にしたと。さあ、これで脳卒中にならないぞと一人は言い、私はそういえば心なしか頭がすっきりしたわと言うし、本当にこの飲物が効くのかどうかわからない。もしもこれから先、私が脳卒中で倒れた場合は、ああ効かなかったんだなと思ひ、倒れても後遺症が残らなかったら、効いたんだなと判断していただきたい。ただ、翌朝起きたら途端に便を催したところを見ると、お通じには効果があることは間違いなさそうであると。いろいろなところに、もう効くんじゃないかなと思います。

これ自身をコップに入れると、ぶよぶよぶよぶよんしていますが、かき混ぜても。ところが、フキの絞り汁を入れると、それがなぜか知らないが柔らかくすつと混ざります。それに清酒を入れる。そして梅干を入れてぐつと飲むと、重かった頭がすつとなるような気分になるそうです。

私も何人かの人に飲んでもらいましたが、頭がすっきりしたとかですね、二日酔いがなくなったとかいろいろ報告を受けています。一生に一度でいいのですから、ほしい人はまた1年に一度、あるいは1か月一度飲んでもいいんじゃないかと思うんです。これで奄美市の人が脳卒中の心配もなく毎日ほがらかに暮らせるようなら、施政方針の実現にまい進できるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。担当課長は。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） それではお答え申し上げます。

今先ほど市長からも答弁ございましたけれども、私も実際に志してみましたけれども、しかしながら行政の立場としましては、情報は入ってはおりますけれども、積極的な対応ができるかどうかにつきましてはまず医学的な成分等に立証がなされていないということがございます。それで慎重な対応が必要ではないかと考えておりますが、施政方針でも先ほど議員がおっしゃいましたように、健康で長寿を謳歌するまちづくりということで市長が施政方針でも掲げてございますので、また我々市民福祉部としましては、市民が健康であり続けたいという気持ちを積極的に応援をして、地域づくりは健康であるということが一番だと思いますので、そういう方向で我々も行政を進めてまいりたいと思います。今後いろいろ情報収集を図りながら研究してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

39番(平 敬司君) 答えはちゃんとそういうふうに戻ってくるだろうとは思っておりましたし、私たちが今飲んでいる薬もどこがどう効くというあれはあまり出ていないんじゃないかと思います。これ飲んだら、これはがんにも効くよと言うんだけど、じゃなぜ効くかというこの成分のいろいろな分析までは非常に難しいんじゃないかなと思います。市長もおっしゃいましたが、信ずればどうか飲んで、そして脳卒中になっただとしても軽くてすむとかいう、そういうふうな信じ方もよろしいんじゃないかなと思います。

それでは次に、産業興しになるんじゃないかなということなんですが、去年も今年も北海道のフキの話が新聞に出ました。2メートルを超す大きなフキが育って、7月まで収穫時期だそうです。北海道の足寄町でこういうフキが産業として行われているということで、私もこのフキをこれから生産を拡大していけば、きっといい産業に育つんじゃないかなという思いがあります。まずはこのフキを植えて増やすことから始める。農家や老人クラブなど楽に作れるから、老後の楽しみにもなりますよということです。

じゃ、なぜ簡単かと言うと、ツワブキは皮がむきにくいんですね。フキは簡単にむけます、柔らかく。今ちょっと見せますね。これが今言ったフキです。葉っぱはこうしてツワと違ってざらざらしています。角があります。こうしてむくと軽く最後まで皮がむけます。この手間が一番かかるのはツワブキだと思いますが、こういうことが簡単にできて栽培ができれば、もう簡単に作れます。肥料もあまりやらずに水をやれば結構育っていきますので、いけるんじゃないかなと思います。これ食用にするとも書いてありますし、葉もどうしようかということになりますが、こういうことを進めていこうという思いはありませんか。

産業振興部長(赤近善治君) フキは日本全国の山に自生しておりまして、本州、特に愛知県を中心に栽培されているようでございますが、奄美におきましては経営栽培という農家は少ないようでございます。議員御提案の産業としてのフキ栽培は、軽作業で栽培できる農作物であります。今、平議員が実践していただいたとおり、本当に簡単な作業ですむということでございます。また、本土の方ではフキを利用した料理が数多くあり、煮物や炒め物の食材として利用されているようでございます。島の食材と組み合わせた料理も可能性があると思っております。

さらに、フキはせき止めや解毒作用がある薬用野菜としても利用されているようですので、健康のお茶としての利用も考えられるというふうに思います。ただ、フキの適地が、水が豊富で、風当たりが少なく、日陰を好む野菜ということでございます。さらに、暑さに弱い作物でありますので、ここ奄美において経営栽培が可能かどうか。島で生産されたフキが料理の食材として適しているのかどうか。今後、関係機関と連携しながら、調査・検討の課題とさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解ください。

39番(平 敬司君) やる気はあるということでもいいですかね。考えてみるというのは、あまりやらないような気もしますが、これは夏場は弱いと言いつつも水さえあれば絶対にいけるといふ、私は実証をしてみました。1回は枯らしましたが、水をやっていくと刈っていけば次々どんどん新しい芽も出てきますし、根から根へとずっと広がっていきますので、一株二株研究的にやれば非常にいいんじゃないかと思えます。大々的にやらなくてもどこかの老人クラブや農家の方々にお問い合わせしてみれば、きっとこれはいい食材になるだろうと思います。ツワは煮れば煮るほどに柔らかくなってべとついてきますけれども、このフキはアザミと同じで煮ても煮てもべたつかない。そのままの形で残っていくという、食材にもいいと思えますので、是非これからも研究に研究を重ねて実施に向けてお願いします。もし来年、私がここに立っていたらもう1回伺いたいと思います。

それで、もう一つは、このフキを畑じゃなくてもいいですから、鉢植えにする。この鉢をどんどんどんどんお店の方々に卸していく。店はじゃどうするかというと、さっきも言ったように居酒屋やお店などにその鉢を置いて、来るお客様に限定して一生に一度だけという飲物があるよと大きく宣伝すれば、観光には私は絶対結び付くと思います。奄美大島に行けば、一生に一度だけ飲む。そうすると脳卒中にならない飲物があるというこの宣伝にもなるんじゃないかなという思いもいたします。これから何軒かお願いして

やってみたくて思っていますけども、皆さんも一つはこういう形で進めていかなければいけない。1ブランドと言いますから、これも一つのブランドになる可能性がありますので、是非とも進めていってほしいなと思います。この一生に一度のためには卵がいますので、この地卵がイッチャリョット（いいよ）と。この卵をすれば絶対イッチャロ（いいよ）という形で、卵作りも仕事になりますので、一つ一つ小さなことから取り組んでいければいいのではないかなと思いますが、このことについてはもう1回尋ねてみたいんですが、旧営農センターで取り組んでみて本当にできるかどうかをもう1回やってみる必要があると思いますが、いかがでしょうか、産振部長。

産業振興部長（赤近善治君） 奄美市には多くの生活研究グループ等がございますので、今、平議員からレシピも示されておりますので、その中で試しにやってみたくてというグループが多分出るものと期待しております。その付近、また私どももそのレシピを研究グループのほうにこういった提案がありましたよということで紹介をして、またそのグループが実際にやっていただいて、また健康にいいよというふうなことがわかればとてもいいなと思っていますので、研究グループのほうにまたレシピを流してお願いをしてみたいと思います。

39番（平 敬司君） 是非ともお願いをしたいと思います。それでは次に移ります。

世の中の万病の原因は、日本の農業が変わったから、あるいは塩田法が施行された。旬の野菜を食べなくなりました。これも信じるか信じないかの中の一つですが、私は「なずな便り」というものをもらいました。これも1997年というからもう10年近い前のものですから、これもずっと今まで温めておりました。この中で、この方は大分県の方で赤峰さんという方が発行しているようでございます。これを見ると驚きばかりです。万病の原因はということで、「土は命。作物は薬」という題でこれが書かれております。このことを知っている人が地球上の先進国と言われる地域でどれだけいるだろうかということ考えたそうでありまして。「難病・奇病と診断され現代医学から見放され、光輝くはずだった地球人生を原因不明の難病に取りつかれ、夢も希望もなく生きる気力も失った人のなんと多いことでしょうか」ということから始まって、がんやアトピー、ぜんそく、心臓病、肝臓病、腎臓病、もうずっとありまして、甲状腺ホルモンなど難病で苦しむ人たちが本当に多いそうでありまして。健康になりたいということで、全国からこの「なずな」という所に訪れて病気を治して帰っているそうです。

この万病の原因を解明していくと、二つの原因を突きとめることができました。一つは、さっき言った日本の農業の形態が変わったこと。一つは、塩田法が施行されたということに行きついたそうです。戦前の昭和20年以前の日本農業の形態は、農家のほうがずっと多かったと。消費者は少なかった。販売するものは米が主体で、他の農作物は販売用ではなく自家消費のための生産であり、百姓百品というくらいに多くの農作物が栽培されておりました。そして、その作物が輪作がきちんと守られて栽培をされていたということだそうです。そして、輪作の中でスイカは7年同じ場所に植えてはいけないとか、スイカやカボチャ、カンピョウは接ぎ木をしたもので、それはスイカであってスイカではないとかですね。こういう農業形態がどんどんどんどん変わっていったのが万病のもとになると。ということは、自然食をずっと取り続けていけば、今のように多くの方が難病にはならなくて済んだんだろうということです。

戦後の日本は何とか豊かになりたいとアメリカ・ヨーロッパを真似て工業国としてまい進してきました。そして、農家人口が激減して農村が破壊されていって、工業廃棄物である命とミネラルのない化学肥料が農作物を増やすのだと農民に教えて、農村に化学肥料を広めていったと。その結果、今までの輪作とか人糞とかかかっていたのからミネラル欠乏が起きて、農作物に細胞異常が起きて病気が出てくる。旬でもないものをビニールハウスで作るために、病気や虫が出てくる。ミネラル欠乏で病気が出たのであり、虫は毒素を含んだ作物を食べて私たちの命を守ろうとしてくれているのに、その部分、結果だけ見て、ばい菌・害虫と決めつけていると。そしてミネラル欠乏の農作物を食べるために、異常なほど病気が増えていったんじゃないかなという、この農業の形態が、昔やっていた農業形態から新しい化学肥料を作ってミネラル欠乏の中の食物だけを食べているということのようでありまして。

一つの原因が、四面海に囲まれた日本人がミネラルたっぷりの海塩を食べることができなくなってしまったと。昭和47年から臨海工業地帯をつくるために塩田法がつくられました。その結果、私たちがいつも食べていた自然塩を作れなくなってナトリウム99パーセントの化学塩に変えてしまった。これが、こういうのがだんだん積み重なって万病のもとになったということなんですが、私は前もこの塩のことでここでいろいろ議論をいたしました。その時も信じてもらえませんでした。この万病のもと、土は命、あるいは作物は薬ということを皆さんは信じられるでしょうか。どうでしょうか。今の農業形態が本当にこれでいいのかどうかということをお聞きを健康の面からお聞きをしておりますので、よろしくお願ひします。

産業振興部長（赤近善治君） 御指摘のとおり、これまでの農業は生産性の向上を第一としまして、有機農業から化学肥料や農薬に頼った農業が展開されてきたことは、否めない事実でございます。また、経済発展に伴う食生活の多様化に伴い、食習慣の乱れや運動不足による生活習慣病が増加傾向にあります。このような状況の中で、近年は食育や健康への関心が高まり、食の改善等が見直されてきておるところでございます。

特に、議員御指摘の塩の生産は、昭和47年に施行された塩田法が平成9年に廃止されて、これまでの精製塩からミネラル豊富な自然塩も出回るようになりました。消費者においても選択の幅が広がったところでございます。奄美市においても、打田原地区や瀬戸内町加計呂麻島で生産されて、現在注目を集めているところであります。

そういったことで、今後は食の安全・安心した食生活と。そういったことで、市民も健康にいい食材を求めるといふことで、それがそれぞれの家庭、自分の健康を守るといふことになろうかというふうに思っております。

39番（平 敬司君） 戦後、私たちは豊かさを求め、アメリカやヨーロッパの工業国を一生懸命目指しました。そして、アメリカ製品なら何でもいいというふうな感覚でしました。市長も当時おわかりだと思いますが、外国産大豆がもてはやされて「豆腐の歌」というのができました。「豆腐、豆腐、豆腐はいかが。アメリカ大豆の特製だ。口にさらさら、この味はまこと天下に売り出した」という歌も歌ったように、外国製品なら非常においしくていいんだということをお私たちもその当時は信じて一生懸命食べてきました。

それで、その万病の中の一つの旬に野菜を食べなくなったということも一つの原因のような気がいたします。旬の野菜の大切さを人々に知らせること、農家にも知ってもらうことが大切であると。私たちが毎日食べている本土産の野菜に、旬のものが本当にどれだけあるだろうかというのも心配されるところであります。旬の野菜の大切さというんですかね。野草や薬草に旬があるように、野菜にも旬がありますということなんです。

それで、旬に野菜の使命は何なのかということですが、春に旬を迎える野菜、野草、タケノコなどは冬場の青物不足で汚れた血液を浄化し、冬場には不足したミネラルやビタミンを多量に与えてくれて、健康を取り戻し、夏場に向けての体力をつけてくれるのがこの春の野菜だそうです。そして、夏になるとナスやピーマン、キュウリ、トマト、ウリやスイカ、カボチャなどたくさんの陰のもの、これは体を冷やすものがたくさん出てきて、夏は暑いですから夏野菜は体を冷やしてビタミンやミネラルを補ってくれて、暑い夏場を乗り切れる大切な使命を持っています。秋には、野菜や作物がたくさんできます。夏場のあふれる太陽エネルギーをパックにしたお米やいも類は、でんぷんやビタミンやミネラルを補って、冬場の寒さに耐えていけるようにしてくれます。陽の人参や大根、ゴボウ、そして比較的陽の強い白菜や小松菜、春菊、ホウレンソウなどこれらのものが秋・冬の野菜や作物です。

旬の作物にはこのように、私たちに地球人生を楽しく生きていけるように、計り知れない愛をくださっているのです。旬のものは農薬や化学肥料を使わなくても楽にできて、しかも体によいことばかりです。消費者の人々が旬を知り、つくる方々が本当の旬ということをお心にかけていけば、もっと健康な食品ができると考えられますが、この旬の地産地消も今掲げられておりますけれども、旬の野菜を食べるといふ

皆さんの御指導はできないものかどうか伺います。

産業振興部長（赤近善治君） それぞれの地域で、またそれぞれの季節で収穫された旬の野菜を食することにつきましては、伝統文化を実感することができますし、また健康の保持、それから自給率の向上や地産地消にもつながるものだと思っております。市におきましても、長寿食材として栄養分析や島ならではの野菜を紹介しております「いっぱい食べよう新鮮でおいしい奄美の島野菜」という小さな冊子を発行しております。発行して、その啓発に努めているところでありますが、更に今後とも食の教育等を通して子どもたちや消費者へ食生活や農業について理解を求めていく施策を講じていきたいというふうを考えているところでございます。

39番（平 敬司君） 初めに言いましたように、この旬の野菜の使命は何かということですね。春・夏・秋・冬とありますので、しっかりその旬のものを食べて、その季節に合って体を大事にしていくということも私たちは心の中からも考えて人に教えていかなければならない問題じゃないかなと思いますので、産業振興部としても健康のほうも一緒になって取り組まなければならない問題だと思いますので、一緒に頑張ってくださいと思っております。

またまた、次は梅干の種の効用ですが、さっきも梅の話でしたが、これはもう簡単にしましょうね。同じことを話聞いていると、みんな信じるか信じないかの、大変になりますが、梅干の種を飲む話です。名前は菅江貞雄さんという方で、住まいは東京の方だそうですが、この方は2月まで大手の会社に勤めていて、会社を辞めて健康組合で職員から募集した「私の健康管理」という中にこの梅干の種を飲むと非常にいいというのが載っていたということで、半信半疑でこの種を飲んだそうです。そして、77歳の現在までかくしゃくとして第一線で頑張っている方だそうです。この方も半信半疑、梅干の種が本当にいいのかどうかという疑い、飲んでしまったら本当に腹の中でこれが溶けるのかという心配もあったそうですけども、四つの効能があることに気が付いたそうです。

その一が、酒に悪酔い、二日酔いは絶対しなくなったということです。私は普段少量しか飲まないが、相手次第ではかなり飲むほうである。種を飲みはじめて2週間たった頃に、関西に出張で出かけたことがあった。私よりも20歳も若い友達と毎晩遅くまで飲んだが、友達はみな二日酔いで起きられないというのに、私はいつも平気で5時頃には起きていた。その時に、種の効用を初めて知ったのであるということです。二日酔いしないのは、肝臓が強くなったためであろうと考えているそうです。その二、私は日本酒を連続して三日飲むと、決まって腸がゆるんで下痢状態となって、切れ痔となってしばしば出血した。それが、梅干の種を飲んだらなくなった。そして、その三は便秘症に効くようでもある。

このように梅干の種の効用が延々と述べられておりますが、最後この人が言うには、経験談としては以上のとおりであるが、私のすすめで実行し、実際に胃潰瘍や腸炎や便秘症を治した人はすでに何人もおり、今や確信をもって機会あるごとに人様におすすめしている次第であると。松元経齋氏の説によると、青梅の肉に大量に含まれている胃酸は、熟するにしたがって種に通ずると。とすれば、熟した梅でこしらえる梅干の種には胃酸がいっぱい入っていることになる。思考するに、胃酸が変じて薬となるのではないだろうかということなんですが、これもまたはつきりしたのが、効用はあるんだけど原因がわからない。結果はあるけども原因がわからないということですが、これもまた役所としてはすすめることはできないだろうけれども、皆さんもこういうのがあるよということは健康増進課を含めてどうだろうかと思いますが、すすめられませんか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 今度は梅干の種の効用についての御質問でございますが、梅干の効用と言いますと多くの方がその果肉を思い浮かべると思います。種に果肉以上の素晴らしい効用があるという大変興味深い議員のお話でございましたが、調べてみますと民間療法としまして梅の種の効き目に関する話は、古くから日本各地に伝えられているようでございます。

梅干の種は、殻とその中身の仁と呼ばれる部分で構成されておりますけれども、そこに含まれますリオ

ニシノール、それとアミグダミンという物質にはさまざまな薬効があるらしいという説があるようです。

行政としましては、確信を持っておすすめできる証明資料を現在のところ持ち合わせてはおりませんが、ただ梅干の効用につきましては、唾液の分泌の促進とか疲労回復、強い殺菌力、胃を酒から守るなどの効用が伝えられております。私たちの体は酸性とアルカリ性のバランスが取れてこそ健康を維持することができるわけですが、梅干はアルカリ度を保つミネラル分を多く含んでいるというふうに文献には記載されております。その梅干を食べることにつきましては健康管理上でも大変好ましいと判断いたしておりますが、ただ食べ過ぎに注意をしていただきたいということは我々考えておりますので、今後、健康増進課のいろんな検診等でどういうふうにかかせるか、これもまた研究してまいりたいと思います。

39番(平 敬司君) 健康について長々とやりましたが、まずは脳卒中に絶対にならないというものこの梅干の二つだけを今日はしましたが、信ずる人は是非作って飲んでいただきたいと思います。フキの葉は私の所にありますので、どうぞ必要な方があればおっしゃってください。

次にいきたいと思います。次、松枯れの原因はということですが、マツノマダラカミキリやマツノザイ線虫、つまりマツザイにつく虫が原因ではないということをおの方も言うておりますので、そのへんのところをちょっとしてみましようかね。

松枯れの原因については、30年以上も今、手探りの状態が続いているそうですが、原因究明ができませんいまさっき言いましたマツノマダラカミキリやマツノザイ線虫が原因だとして今、伐採や薬剤散布が行われているようであります。この間の新聞で「マツクイムシ被害拡大防止について」ということで、南海日々新聞ですかね。「大島を最優先に」ということで、瀬戸内町を中心に今松枯れが起こっておりますので、そこを中心をやっていききたいという話が出ましたので、お一つという形でこれを取ってみました。この方も何とか松枯れの原因が虫や線虫ではないと14~15年の間言い続けてきたんですけども、誰も耳を貸す人はいなかったということでもあります。では、松枯れの原因は何なのかというと、松の木、地上部が枯れるのは根が死んだために養分や水分の補給ができなくなって、木つまりは地上部が枯れるという単純な原因と結果だとこの人は述べております。なぜ根が枯れるのかを追求しないから、答が出ないままに疑心暗鬼に陥って、松を枯らす原因は全く無関係なマダラカミキリやザイ線虫に憎しみを向けて、この薬剤を散布すると。戦後、私たちはダイオキシンとかいろんなものがありました。大気汚染というのがありまして、この大気汚染が原因で酸性雨が降り、大地が酸性化してしまった。次々と土を酸性側に偏らせたために中性で元気に働いていた松の根を支える菌が死んで、松が枯れ始めたということです。枯れた根を食べるのが線虫の役目なので、マツノマダラカミキリも枯れた松の幹を食べて土に返すのが彼らの天命なのですが、枯れていない松に卵を生みつけるような非常識なことはこの虫たちは絶対にしないとこの人は言い切っています。

私も製材所で脇工をしていました。松の木を製材してもこの中から、生きた松の木の中に虫というものを一匹も見たことがありませんでしたので、まさにそのとおりではないかなという思いがしまして、これからマツクイムシの駆除をするのに薬剤を使う、伐採をするという非常に労力と金のかかることをしないでほしいなという思いがありまして質問をしてみました。皆さんの考えはいかがでしょうか。

産業振興部長(赤近善治君) 今、平議員から松枯れの原因はカミキリや線虫ではないというようなことで質問を受けたので、今、私もちょっと悩んでいるところでありますけども、県の林業試験場のほうへ問い合わせをいたしたところ、松枯れについてはマツノザイ線虫という線虫が健康な樹体内に侵入することによって、松はマツノザイ線虫病を発病し、そのマツノザイ線虫をマツノマダラカミキリという昆虫が松から松へ運んでいって松枯れが広がっていくというのが定説でありますというふうな説明を受けております。ただ、議員御指摘のとおり、夏場の水不足も原因の一つではないかということと、御指摘のとおり大気汚染による酸性雨も松枯れの原因と考えられていますというようなコメントでございました。

先ほども平議員から紹介がありましたけれども、23日付けの地元の新聞に、県議会のほうで、奄美大

島の松林は県内の松林の約6割を占める重要な森林資源であるという認識で、このマツクイムシの被害対策事業推進計画の中でこの対策を重点的に取り組むというようなことが新聞で報じられておりますので、これを原因究明とともにこの松枯れについての、どのような事業かちょっとはつきりわかりませんが、これを歩調を合わせて一緒になって対応していきたいというふうに思っております。この原因を今どうですよということは、ちょっと私はそういった知識を持ち合わせておりませんので、御勘弁を願いたいというふうに思っております。

39番(平 敬司君) 今の答弁のとおり、専門家というか何かわかりませんが、この方々は松枯れの原因は言うこのカミキリムシや線虫が原因だと決めつけてかかっていると。ところが、この虫は元気な松には卵を生みつけたりはしないということらしいんですね。原因をわからずに結果だけをもって、この虫がこうやるんだというのを思い込んでやるから、基本的な部分を残して、松枯れの原因を知ろうとせずに虫のせいだと決めつけているようです。

ここにもう一つあるんですが、「松枯れの本来的原因とは」というのをちょっともらいました。松はもともとやせ地や乾燥地に適応している樹木です。なぜそのような恵まれない環境でも、あのように堂々と生育するのかというと、菌根菌というのがあるそうですね。それと共生していくという松独特の生存システムによるものなわけです。その菌根菌がある原因によって減少し、松の生存システムが崩れてしまうことによって松枯れが引き起こされてしまいます。そのある原因とは、フザリウム菌の増加です。したがって、松枯れの本来的原因を探るには、松と菌根菌の共存のメカニズムから考える必要がありますと、このようにここでは原因を書いてあるんですけども、今だかつてもまだ虫のせいだ、虫のせいだというふうにやっている以上は、無駄な金を使い、せつかくの大地を薬害をもたらすような方法でもって、これからも取り組んでいくんじゃないかなという思いがいたします。本当に原因は何かということ調べていかなければ、今までのことが同じことの繰り返しになるだろうと思いますので、是非ともこのことを頭に入れておいてほしいなと思います。だから、原因があって結果がある。全てにおいてそうですけれども、私たちは結果だけを見て、こうだと決めつけている。「人間も土から作られて土に戻る」という身土不二という言葉もあるように、やっぱり土から土に返っていく。このようなサイクルの中で、ものも人も植物も全部生きておりますので、その原因は何か、結果は何かということをしっかり見極めずに、ただ結果だけを我々は見がちになるということだけを頭に入れてもらえればと思います。

それでは最後になりましたが、これは原稿も何もありませんですいませんね。佐大熊ふ頭の鉄屑、これスクラップと言うんですかね、あれはね。スクラップの野積み場についてですけども、これは自動車リサイクル法が施行された時も議論になりましたし、佐大熊に貨物港が移転する時にも非常に問題になったのが、入舟町で積まれていた野積みのスクラップの山であります。ところがこれが今、佐大熊のふ頭に、港と言うんですかね、野積みにされて山のように山羊島が見えないほど高く積まれて、赤さびだらけの鉄屑が道行く人の目に触れております。特にまた佐大熊の人たちは、窓を開けたらすぐ鉄屑が見えるというふうな感覚で今とらえておりますし、その鉄屑がさびて風に吹かれると洗濯物からいろんなものに害を及ぼすということになっております。まだ、佐大熊の住民から何の苦情も来ていないということのようではありますが、苦情が来出したらこれは止まらないと思いますので、あえて私はここでお尋ねをしたいと思っております。あの野積み場は、現状のままでこれからもあるのかどうかということだけお聞かせください。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) 佐大熊ふ頭におけます鉄屑野積み場についてでございますが、この佐大熊ふ頭での鉄屑が高く野積みされた光景につきましては、名瀬の玄関口として景観を損ねているということはおもう大変御指摘のとおりでございます。また、高く野積みされた状況から、被害を心配し地域住民より台風シーズン前に解決してほしいとの要望も、敷地管理者でございます大島支庁に寄せられております。

今後の対策でございますが、計画当初より屋根付作業場の建設予定はないものの、景観や防塵対策としてまして3メートルの目隠しフェンスを大島支庁建設課で設置をいたしており、業者に敷地を貸し付ける事前協議においてもフェンスを越えて高く積まないように協議がなされております。

また、業者からの連絡によりますと、現在は本格稼働前の準備段階であり、全島内より鉄屑が集まっているが7月頃より本格稼働に入り、貨物船により随時運搬するとの報告が大島支庁にはまいつているよう
でございます。それで、大島支庁建設課のほうから市のほうに今後、確認作業に入るとの連絡を受けてお
りますが、今後の状況の推移を見極めまして関係機関と連携し対処してまいりたいと考えておりますので、
御理解を賜りたいと思います。

なお、本日、業者のほうに市のほうから確認をしましたところ、7月3日に貨物船が入りますので、そ
の貨物船で随時運搬をして、それ以降は今のようないかないう状況がないようにしたいという報告も受けております
ので、御理解方お願いします。

39番(平 敬司君) 入舟町でも相当の問題になった部分で目隠しをしました。今、塀で囲まれており
ます。あの高さが4メートルぐらいあるんじゃないかなと思いますが、その高さ以上は絶対に上げないとい
うことですね。

それと、佐大熊の埋立ての時にも私はいろいろ話しましたが、地域住民に説明がほとんどなされ
ないままにこの港も造られました。そして、緑地帯を造ろうという時にも要望もいろいろ出しましたが、
聞き入れられませんでした。今、ヘリポートの話もございます。そのことについても、新聞等では住民説
明を十分行うということですが、今後の佐大熊地区の在り方、朝5時からもう既にガタンガタンガタンガ
タンでうるさくて騒音で寝られないという方々も出てきますし、そのスクラップの問題もありますし、あ
そこにはまたガスもありますのでね。いろいろの工業大地帯になってまいりました。このヘリポートにつ
いては通告にも何もありませんが、本当に住民説明が行われるんだろうかという心配もあります。ですか
ら、今後何かの事業をおこす時にはやはり住民に十分説明をし納得をしてもらって進めるようお願いを
したいなと思いますが、通告外で誠に申し訳ありませんが、市長、そのヘリポートについては住民説明を
十分行う予定が有るでしょうか。

市長(平田隆義君) ヘリポートの件は、大きな課題でございまして、ここ数年間、広域事務組合で議論
をしてきたところです。佐大熊の地先がベストな場所かという点から入っております。しかし、いろい
ろな所当たってみて、現在やれるベターな場所だろうということで、佐大熊のあの地をお願いをしたところ
です。県から起債事業でやった事業ですので、港湾施設の使用料をいただかなきゃならないということで、
いくら使用料を取るんだという話になりましたら、年間1,200万円と言ってきましたので、とてもじ
ゃないがもてる話じゃないということで、次に出てきたのが600万円でした。それでも高いと。それじ
ゃ大変な負担だということでありましたので、とりあえず書面をもって陳情いたしまして、その結果、最
終的には伊藤知事さんの英断で取らないでいいということになりました。

これが結局、議員のおっしゃるように、私も新聞の記者にインタビューを受けて「待ったい」というわ
けにもいかないう状況でのインタビューでしたので、経過を説明しました。これは明日新聞に出るなとい
う思いで心配をしたところです。それはなぜかという、その前に広域事務組合の事務局長を通じて、「方
向が定まったんだから、いち早く住民との話し合いを持って了解をお願いしないと駄目だよ」ということ
で、それを指示していたわけですが、広域事務組合のほうも事務が錯そうしておまして遅れていたとこ
ろです。そういった点で、新聞の報道が先になったという点でありまして、決して説明をないがしろにす
るということではないということだけは理解していただきたいなこう思っております。事務局長を通じ
て再度「急いでくれ」ということで申し上げてありますので、近々のうちに皆さんに説明にあがることだ
ろうとこのように思っておりますので、どうぞひとつよろしく御理解賜りたいと思います。

議長(前田幸男君) 以上で、無所属 平 敬司君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時31分)

○

議長(前田幸男君) 再開いたします。(午後2時45分)

引き続き一般質問を行います。

公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

11番（与 勝広君） こんにちは。公明党の与 勝広です。本日の一般質問の冒頭で、先輩の福田利広議員がこの任期限りで勇退されることを表明いたしました。4期という長きにわたり議員活動をされ、本当に御苦労様でした。本議会6月22日も永年議員表彰がありました。先輩諸氏の皆様に敬意を表するものであります。

私は、議員になり常に考えていることは、議員になり続けることよりも議員として市民のため何ができるか、何をしていくかが大事だと思っております。市民から負託を受け、市長もそうですが、またこの議場に座っておられる市の職員の幹部の皆様方も、名誉職ではなく責任職であるということを肝に命じながら、しっかりと仕事をしていきたいと思っております。

私ども公明党は、当局に対しまして永年勤続議員の表彰及び勇退してからの叙勲、全ての表彰に対しまして辞退の申入れを行いました。私は、4年に一度、多くの市民の皆様が大変な思いをして、この議場に議員として送り出していただくことが議員としての最大の誇りであり、名誉であるとおもっております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番目の奄美群島振興開発特別措置法についてでございます。（1）と（2）とも関連しますので、続けて質問をさせていただきます。

奄振延長に向けての今後の取組とスケジュール、そして延長の見通しはであります。2004年度から5年間延長された奄振法が2009年3月で期限切れとなります。その延長に向けた今後の取組とスケジュール、そして延長の見通しについてどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

2番の総合調査についてでございます。前回の法延長で、法の目的を、復帰に伴う特別な措置から自立発展を目的とするという文言に変わり、振興開発計画の定め方もこれまでは県の案をもとに国が決定をしておりました。現在は国の基本方針に基づき、市町村の案を受けて県が策定する方式になったのは皆様周知のことでございます。それだけに奄振事業の必要性を国に訴え、奄美が自立発展するためにどのような施策を打ち出していくのかが問われている今回の延長だと思っております。そこで、今回実施される総合調査が非常に大事になってまいります。来年3月までに5項目に沿った調査報告書をまとめなければなりません。具体的にどのような総合調査をされるのか、お尋ねをいたします。

質問は以上でございます。御答弁よろしくをお願いいたします。次からは発言席にて質問させていただきます。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 与議員の来るべき奄振法の延長に向けての取組、ないしはスケジュールはということですが、御承知のようにこの度の奄美群島振興開発特別措置法は平成16年度から5年間の法延長が実施されており、この20年末で期限となるところです。

県が事業主体となって、奄振法の延長に向け総合調査を実施されます。奄美群島の社会的・経済的現状、そして課題及び振興開発の成果などを整理して、自立的発展に向けた今後の振興開発の方向及び方策を明らかにするためであります。

法の基本理念でありますものは、今回はそんなに大きな変化はないのではないかという思いをいたしております。地域自然を生かした自立の道を探ること、それからこれまでの不利益と言われていたものは、地域の有利性ではないかという考え方、こういった点は現在の法の精神にのっとりしていくものだとこのように思っております。問題は、あと5年間における事業計画をどうするかということが大きなポイントになろうとこのように思います。そういった点を探るためには、県としても総合調査をするわけでございますが、住民へのアンケート、それから各種団体への意向調査、そして市町村意向調査、シンポジウム

の開催、市町村長や郡の議員及び議長会等々、また地元選出の県議の皆さんとの意見交換等を進めながら、今年度末には報告書にまとめて公表の予定であると伺っております。

そういう中でございますが、これから夏にかけての概算要求、来年度20年の概算をすところあたりが大きなポイントになるのではないのかなということ指摘されている方もおります。こういった点などを踏まえながら、来年度の概算要求をどのような形で獲得していくか。そして、それが次の法にのっとった計画の延長になるようにということなども十分に念頭に置いて取り組んでいかなきゃならないだろうとこのように思っております。

先般、奄振法延長の見通しについては、地元選出の徳田 毅代議士さんが衆議院国土交通委員会で質問をされて、「法延長は奄美群島の自立的経済発展のためには不可欠である」との趣旨で質問をされましたが、冬柴国土交通大臣はこれに対して「これまでの成果や総合調査などを踏まえて、奄美群島振興開発審議会で審議、そしてその結果を尊重して対処していきたい」との答弁をいただいております。これまでのこの委員会でもございました50年を経過、前回の延長の時の50年も経ったのにまだ引き続いてやるのかというような、そういうニュアンスの雰囲気はあまりなかったということも聞いております。したがって、我々はしっかりとここでその必要性を説いて国に要望していかなきゃならないだろうとこのように思います。国も県もですね、財政事情が大変厳しい状況での財政措置でございますから、皆さんの力を一つにしてみんなで取り組んでいかなきゃならないとこのように考えておりますので、議会はもちろん住民の理解、協力が大変重要なものだろうとこう思っております。

奄振法について、これまでの数次の法延長をしてきたわけでございますので、この社会資本の整備がかなり進んでおるといことはそうではありますが、まだまだ多くの課題を残しておるとい認識もしております。今後は、奄美のこの高齢化社会の中で奄美群島がどのようにして自立して活力ある地域になっていくかということなども念頭に置きながら、取り組んでまいりたいとこのように思います。

その総合調査については、担当課のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） それでは、総合調査の件についての御質問でございますが、今回の総合調査を進める上におきまして、まず6項目ございます。まず、1項目めが、奄美群島が果たしている役割の明確化。これは奄美の役割。2項目めが、大きく変化する時代潮流への的確な対応。これは時代潮流。3項目めが、持続可能な自立的発展の推進。これは自立的発展。4項目めが、優位性の発想に基づく魅力ある奄美ブランドの創造。これは奄美ブランドですね。5項目めが、島ごとの多様な特性を生かした振興開発の推進。島ごとの特性。最後の6項目めが、ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進。これはハード・ソフトという6つの視点から進められるということになっております。

既に、市町村及び各種団体の意向調査が終了いたしておりますし、住民等アンケート調査を実施を現在いたしております。7月には、これは具体的には7月23日ですかね、シンポジウムの開催が予定をされておりますほか、県のホームページによる意見公募も実施をいたしているところでございます。今後、市町村長、地元県議などとの意見交換会が開催をされ、年度末には報告書がまとまる見込みでございます。

11番（与 勝広君） 奄振法の2009年度以降の延長も厳しいということはおよくわかりますけども、2004年に延長してから先ほど冒頭で申し上げたように、自立発展という観点をしっかり貫いていかなきゃいけないと。しかしながら、5年間延長して果たして自立発展できるかと。そこらへんが問題になっていますが、ちょっと角度を変えて、せめてあと10年、よしんばあと15年でいいからこの奄振の国から入るお金を、奄美を窓口にして、奄美独自の裁量で使えるようにできないものか。県が反対するのは目に見えておりますけども、県も今まで随分奄振で恩恵を受けてきておりますので、しっかりある意味ではそれだけ強い態度で、もうせめてあと10年・15年でいいから奄美独自の裁量で使えるようにできないかということ、地元選出の国会議員、県議団も含めて、また町村会が一丸となってそこらへんの要望はできないものか、お尋ねいたします。

市長（平田隆義君） この件については大変難しい問題がございます。奄振法の所管省が国土交通省ということになっております。御存知のように国土交通省は、国土の建設、インフラの整備ということが重点的な省でございます。そういう中で、総合的に使い勝手のいいお金ということになってきますと、窓口がかなり違ってくるのではないのかなとこのように思います。そういった点では先般も議論がございましたが、このことは大変厳しい難しい問題だろうということであろうと私は思います。そういった点では、単刀直入に社会資本整備、インフラの整備というものをしっかりと掲げて国土交通省に要望する。あとはよく要望の強い非公共事業の予算の確保をどうするかということになろうかと思っておりますので、そこらあたりを工夫していくということが大事ではないのかなと思っております。そして、その他のことについては、各省庁の予算をどう確保するかということが求められると思っております。奄振法の本質は各省庁のそれぞれの国がやる仕事、県がやる仕事、市町村がやる仕事を総合的に含めてやるわけで、うたわれているのはそのとおりであります。ただ、その具体的な事業計画案となってきたときには、やはり社会資本の整備、インフラの整備ということになってしまうということだろうと思っております。これまで農林省の予算等もここにひっくるめて、それから文部科学省の予算も各省計上ということで出ていたわけですが、今後は自然遺産登録等の問題が出てきますと、環境省や厚労省の予算というのも奄振法の中で各省予算として計上されてくるのではないのかなとこのように思っているところです。

奄振予算のいいところは、やっぱり奄美という法律で奄美の予算をしっかりとともともとで固めて対応できるというところがいいのではないのか。その他、枠の確保ということと、特別な補助率をお願いすることができるということではないのかなとこう思っておりますので、御理解を賜りたいとこのように思います。

11番（与 勝広君） 今の質問はあえて厳しいとわかっていて質問したんですが、今回の法延長は大事なところは、国の基本方針に基づいて、市町村の案を受けて県が策定すると。だから、市町村が何がしたいのかと。そこらへんをきちっと明確にすることが大事じゃないかなと思っております。今年3月に国土交通大臣が、公明党の奄美ティダ委員会の要請を受けて来島した折にも強調されておりました。「奄振の延長は当然必要であると感じているし、必要なハード事業を推進する一方で、奄美の歴史、文化、自然を生かした観光産業の育成に力を入れていくべきである」とこのように強調しておられます。ですから、しっかりと総合調査を含めて、私たち奄美が、市町村が、何が一番やりたいのかということをしつかり明確にさせていただきたいと。

先ほど市長のほうから、県議団と連携を取りながらという話もありました。この4月の選挙で、奄美では4名の県議団が誕生しましたけれども、4名の県議と奄美にゆかりのある2名の県議を入れて6名で奄美振興議連というのが発足しました。先ほど冒頭でも説明がありましたように、この設立総会の折にも6項目にわたって重点項目を上げて、特に世界自然遺産登録の推進などもその重点施策として取り上げておりますので、しっかりと奄振議連の県議団とも連携を取り、なおかつ県の私たち奄美の選出の国会議員とも連携を取って、お互いが思いが一つにならないと、バラバラ主張すると国のほうにも伝わらないと思っておりますので、鋭意取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2番目の市長の政治姿勢についてでございます。

市長就任以来、いよいよ改革の本領を発揮する2年目でございますが、3月議会にて施政方針が行われ、政策実現のために取り組んでおられるかと思っております。現時点におけるそれぞれの施策の取組の状況と課題について、3つの観点からお尋ねをいたします。

1点目は、「健康で長寿を謳歌するまちづくりの実現」ということで福祉の充実について。2点目は、「癒しの観光を核にした産業振興のまちづくりの実現」の観光振興について。3点目は、「自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくり」の生活基盤について。この3点に沿って、施政方針で決意したことに対して今現在の取組状況や課題についてお尋ねをいたします。

質問が広範囲になり、要点が絞りにくいと思っておりますので、この3点については特筆すべもので結構ですので、お答えください。概要で結構です。中身を詳しく述べる必要はありませんので、よろしく答弁をお

願いたします。

福祉事務所長（大井進良君） 御質問の中の福祉の充実についてでございますが、福祉制度につきましては広範囲となりますので、現在取り組んでいる主なものについてお答えをしたいと思います。

まず、児童福祉関係でございますが、市内には認可保育所が12か所ございます。それとへき地保育所が9か所ございまして、乳幼児保育、延長保育、それから障害児保育等の実施をしております。その中で特に住用地区へき地保育所管内で要望がございました土曜保育、それから延長保育については、本年度から開始をしたところでございます。認可保育所とへき地保育所の間には利用料の差がございまして、この利用料については来年度からの改正に向けて準備を進めているところでございます。

また、乳幼児の情操教育、育成に大切なブックスタート事業でございますが、本年度に予算計上をいたしております。関係課との連携を図りながら実施してまいりたいと考えております。

高齢者福祉につきましては、平成20年度に鹿児島県で、「全国健康福祉祭 ねんりんピック」が開催をされます。奄美市のほうはそのうちの「文化交流民謡大会」というのを受け持つことになっておりまして、全国規模の大会でございますので、観光面でも全国にアピールできるように企画を検討中でございます。本年7月に実行委員会を結成いたしまして、10月21日のイベントに向けて関係団体との連携を図りながら準備を進めているところでございます。

障害福祉でございますが、発達障害者支援体制整備事業、これを18年度から県のモデル事業の指定を受けまして、自閉症等の発達障害者について、乳幼児から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため実施しております。

この事業につきましては、「NPO法人チャレンジサポート奄美」へ事業委託を行っておりますが、18年度の実績といたしましては、延べ93名の方々に対しまして237件の相談支援を実施しております。今年度も引き続き「NPO法人チャレンジサポート奄美」の協力を得ながら、発達障害者の支援を行ってまいりたいと考えております。

それから青少年問題でございますが、いじめ、非行、不登校、暴力、薬物乱用等々ございますが、これらの様々な問題につきまして、地域、学校、警察並びに関係団体との連携を図りまして、また昨年設置されました一時保護事業所への円滑な受け入れができるための予算措置をするなど、問題の解決に向け継続して努力していきたいと考えております。

また、児童虐待への対応、それから要保護児童への支援につきましては、大島児童相談所や地域の方々、関係機関との連携を図っておりますけれども、関係機関の連携が向上するために新たに要保護児童対策地域協議会を設置いたしまして、問題ケースの早期発見、未然防止等に努めてまいりたいと考えております。

生活保護業務でございますが、19年1月から専任の生活保護相談員を2名に増員いたしまして、生活保護受給相談を受け付けておりますけれども、生活保護に関する相談と併せまして、他の法律、他の施策の活用の可能性などきめ細かな相談を行うことによりまして、低所得世帯の経済的自立の手助けを行っております。18年度は、相談延べ件数421回を数えまして、生活保護の申請件数が223件、生活保護開始件数は202件となっております。適正な生活保護認定業務に努めてまいりたいと思っております。

また、19年度から生活保護相談員2名のうち1名を就労支援相談員として専任配置いたしまして、就労可能な世帯を対象に、ハローワークや求人情報を通して就労に結びつけられるよう事業所と連携をしながら指導・助言を行い、自立への支援を実施していくこととしております。

産業振興部長（赤近善治君） 2点目の「癒しの観光を核にした産業振興のまちづくりの実現」に対応する取組としましては、島の宝を活用した体験型観光の推進を図るため、平成18年度に奄美大島5市町村において、奄美大島体験交流受入協議会を設立し、「しまコンシヨルジュ」育成講座によるホスピタリティを持ったガイドの育成、体験型観光のプログラムの開発を進めているところでございます。

また、観光客が横ばいで推移しておりますけれども、その中でも好調を示しておりますスポーツ合宿、それからクルーズ観光を引き続き積極的に誘致したいというふうに考えているところでございます。

また、昨年新たな兆しとして見られております東アジア圏域へ向けたスポーツ合宿等誘致戦略の展開も検討・実施してまいりたいというふうを考えているところでございます。

併せまして、タラソ奄美の竜宮、それからマングローブパークや奄美パーク等の既存の観光施設や金作原原生林等の観光資源をネットワーク的に結びまして、エコツーリズム等の体験型観光での付加価値を図ることで、奄美の優位性を生かした持続的な観光の構築に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

建設部長（平 豊和君） 生活基盤の整備についてお答えいたします。

始めに公共下水道でございますが、名瀬地区の市街地における管路整備は、今年度でほぼ完了いたします。大笠利地区におきましては、平成14年から一部供用開始しておりますが、今年度は辺留地区の管路整備と処理場の増設を行う予定でございます。

赤木名地区につきましては、早期に事業が着工できるよう準備作業を進めているところでございます。

農業集落排水事業は、現在整備中の名瀬大川地区と笠利宇宿地区が、今年度から一部供用開始の予定でございます。今後、昨年度作成いたしました「奄美市汚水処理施設整備構想」を基本に、農業集落排水あるいは合併処理浄化槽による整備を目指してまいります。

水道事業であります。井根浄水場と平田浄水場の統合につきましては、平田浄水場から井根浄水場へ送水するための送水ポンプ場の用地が確保でき次第、ポンプ場の建設工事を行う予定にしております。

西仲間簡易水道と役勝地区簡易水道の統合計画につきましては、今年度、事業認可変更の手続きをしまして来年度から着工する予定になっております。

笠利西部地区の簡易水道再編推進事業につきましては、昨年度から連絡管の敷設工事を開始しております。

土地区画整理事業であります。大熊土地区画整理事業は区画整理が完了しまして、現在、換地処分に向けた作業を行っているところであります。

末広・港土地区画整理事業につきましては、今年度、減価補償による用地先行取得を開始しております。また、屋仁川から新川までの中心市街地におきましては、まちづくり交付金事業によるハード事業とソフト事業を一体的に行いまして、中心市街地での賑わいの再生を創出してまいりたいと考えております。

赤木名地区の街なみ環境整備事業は、赤木名地区の景観を生かした街なみづくりをするもので、昨年度は整備方針策定委員会を発足させ、事業の整備方針が示されたところでございます。今年度は、整備方針に基づき事業の実施に向けた計画の策定を進めております。

公営住宅についてであります。西仲勝団地につきましては、用地取得の交渉がほぼ整いまして、本年11月着工、来年8月頃の完成を目指しております。また、中金久団地につきましては、既に設計が終わっておりまして、本年7月に着工、来年3月には完成の予定となっております。

最後に、臨時河川整備事業についてでございますが、名瀬根瀬部の前田川、笠利の大井川、同じく城前田川、里川、節田川、そして住用の幸田川、以上6河川のかさ上げなどの改修工事の着手に向けて準備作業を進めているところでございます。

11番（与 勝広君） 時間が押している中、ていねいな説明ありがとうございます。今、各部長から説明ありましたけれども、市長も3月に施政方針を発表して、施政方針は市民とのマニフェストというんですか、約束なされたことがどうなっているかと。どこかでやっぱりチェックをしないといけないというような意味合いも込めまして、この質問をさせていただきました。

今の答弁に付随して質問させていただきますけれども、福祉の充実についてでありますけれども、地域支援包括センターというものが昨年設置されましたけれども、まだまだ周知徹底されていないのではないかと思われませんが、この利用状況を簡潔にお願いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 地域支援包括センターの利用状況、現状でございますが、昨年4月にスタ

ートしておりますが、平成19年3月末時点の状況でお答えいたします。

予防給付・介護予防事業のマネジメント業務につきましては、予防給付の対象となります要支援認定者は1,045名で、そのうちサービスを利用する方に対しまして行う介護予防計画作成者数は732名でございます。

介護予防事業の対象となります特定高齢者につきましては74名で、このうち運動機能向上等の訓練を実施した方につきましては29名でございます。

また、総合相談支援事業は、介護・日常生活に関する相談でございますけれども、この相談が1,949件、サービス利用に関する相談が2,494件、医療に関する相談が406件、所得・家庭生活に関する相談は66件、住民移動手続き等そのほかの相談が176件、合計相談件数で5,091件となっております。

次に、権利擁護業務につきましては、消費者被害に対する相談が3件、高齢者虐待に関する相談が38件、そのうち何らかの対応が必要と判断したケースが9件ございました。

関係機関との連携・協力体制の構築、地域のケアマネージャー支援等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、各種団体説明会が13回、介護保険事業所及び医師会との連絡会も8回、ケアマネージャー支援のための研修を5回開催して連携強化を図っているところでございます。

地域包括支援センターが発足をいたしまして1年が経過いたしましたけれども、高齢者や市民の認知度はもう一步と感じておりますので、今後も普及啓発に努めまして利用促進に周知を図りたいと考えております。よろしく申し上げます。

11番(与 勝広君) 高齢者にとっては、介護相談、人権相談等総合的な相談窓口としてこのような地域支援包括センターがあるということをしかり様々な手段で周知徹底をしていただきたいと思っております。

福祉の充実について関連してなんですけど、昨年の10月の医療制度改革におきまして、国保加入者ですけども出産育児一時金の受領委任払い制度というのが昨年から実施されておりますが、これは共済組合、いわゆる市職員とかそういった方々の奥様が御出産するとき、国保に限ってはきちっと申請をしてやると受領委任払い制度が導入されておりますので、その共済組合について、この受領委任払い制度というのは導入できないものか。これは区市町村の共済組合というものもありますけれども、医療機関との関係もありますが、そこらへんお伺いいたします。

総務部長(福山敏裕君) 共済組合の出産育児一時金の受領委任払い制度の導入につきましては、共済組合に確認しましたところ、今年度導入で検討しているということでございます。

11番(与 勝広君) 今年度導入ということですので、もう時代のすう勢とはいえ、公務員も給与削減だの調整手当カットだのと、特に子育て世代が多い公務員にとっては、生活も割と圧迫されているということもあります。その一方でこのような制度の導入もしっかりと側面から当局が手助けをしていただきたい。導入できる方向性というので、安心しております。

続いて、生活基盤整備についてでございますけれども、市道の改築工事山間・市線の第5工区、戸玉集落の入口で先月30日未明から明け方にかけて土砂崩れが起きましたけれども、県との協議も終わっていると思っております。その後の対応、こういった方向性にあるのか、御答弁申し上げます。

建設部長(平 豊和君) 住用町戸玉のがけ崩れの経緯と、その後の対応及び今後の予定について答弁いたします。

戸玉地区におきまして、平成18年度の繰越事業により、市道山間・市線の道路改良工事を実施いたしておりますが、先月の28日から29日にかけての梅雨前線による集中豪雨によりまして、5月30日午前1時頃、施工中の法面が延長45メートル、法長約50メートルにわたり被災をいたしました。

今回の災害による通行止めなどの交通規制はありませんが、被災後は直ちに今後の工法決定のための現地測量や山の動きを観測するための定点測量を実施しまして、またブルーシートによる法面の保護や仮沈砂池を設けるなどの応急措置を施しまして、現在は伸縮計により崩土の動きを詳細に観察しておりますが、今のところ大きな動きは観測されておられません。現在、早急に復旧対策を行うため、国・県と手戻工事の協議を行っているところでございまして、これが認められれば地質調査を実施しまして、国・県と協議しながら復旧対策工法を決定しまして、その後の復旧対策につきましては10月頃までに地質調査や工法検討を終えまして、11月頃に工事を発注して年度内の完成を考えておりますので、御理解ください。

11番(与 勝広君) 国・県と協議中で、認められればという話で、もうこれは認めてもらわないことにはいけないと思いますので、しっかり取り組んでいただきたと思います。

また、やはり災害と言いますかね、こういう緊急体制の在り方、ちょっと深く質問しませんが、その緊急時の連絡体制、危機管理に対するそういう意識もしっかり持って取り組んでいただきたと思います。

続いて、学校教育の充実について質問させていただきます。

学校教育の充実については、最重要課題であると思います。施政方針でも述べられているように、学校や家庭、地域社会がそれぞれの役割を認識し、連携を強めていくことが最重要だと思います。その上で、子どもたちが安心・安全で学習できる学校の環境等についても、大変重要なことだと思っております。本市においても、小中学校の老朽化も著しく、耐震検査するよりも建て替えをしたほうがいいのではないかとと思われる校舎も存在しておりますが、校舎の建築予定等はないものか、お尋ねいたします。

教育部長(重田茂之君) 学校建築につきましては、これまでも何回か本会議、委員会のほうでも述べさせてもらっていますが、昨年度実施をしました耐震優先度調査をもとに震度診断の必要な優先順位を判断した上で、旧名瀬・旧笠利・住用のそれぞれの建設計画との調整を図りながら、建設を計画的に進めてまいります。

11番(与 勝広君) 子どもたちの学習環境を整えると。学校の施設が新しいことにこしたことはありませんが、新しい古いというよりも生徒にとっても等しく平等に、そして安心・安全で学校生活を送っていただくことが大事だと思っております。そのようなことに配慮しながらしっかりと取り組んでいただきたと思います。

最近、気になっていることなんです、子どもたちの公共物や備品を大切に使うという指導。見てみますとこの4月～5月にかけて補修、修繕費がかなり捻出されていると思いますけども、そういう経緯がありますが、各学校から様々な形でいろいろ要望もあると思いますが、もちろん緊急を要する要望もあるかと思えます。そのへんの学校に対しての指導、また学校での子どもたちに対するこのような公共物や備品のきちっと使っていくという指導などはどうなっているのか、お尋ねいたします。

教育長(徳永昭雄君) 公共物や備品を大切に使うということについて、学校教育の中では道徳を中心に指導を行っております。その内容としましては、学習指導要領において、小学校低学年では「みんなが使うものを大切に、約束やきまりを守る」ことを指導、小学校中学年におきましては「約束や社会のきまりを守り、公德心を持つこと」、小学校高学年では「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切に、進んで義務を果たす」こと。また、中学校では「法やきまりの意義を理解し、尊重するとともに、自他の権利を重んじて義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努力する」ということで、児童・生徒の発達段階に応じての指導をしてきております。

道徳教育を進めるにあたっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童・生徒の日常生活に生かされるようにする必要があります。そのためには、保護者や地域社会の人々の積極的な参加、協力を得るなど相互の連携を図っていくことも重要だと考えております。

市の教育委員会といたしましては、今後とも各種研修会また学校訪問の機会をとらえて、児童・生徒の心に届く指導について、繰り返し指導を行っていきたいと思っております。

11番（与 勝広君） 言っている理論はわかります。もうマニュアル的なそういう指導も大事だと思いますけども、生きた指導、これをしっかり徹底されて改善をしていただきたいと思っております。

それでは、次の3番目の行財政改革についての質問に移ります。（1）と（2）はともに質問させていただきます。

新たな財源確保についてでございます。行財政改革については、市民の最大の関心事です。奄美市は3月20日に2009年度までの行政改革と行革実施計画を公表いたしました。市長は地元紙に「合併してよかったと言える奄美市を実現するために、聖域なき行革を断行して持続力のある行政基盤を構築するのが急務である」と語っておられます。全く同感です。しかしながら、これから本気で行革を行うためには、私情を捨て、高所大所に立って厳しい決断をしなければ、聖域なき行革も絵に描いた餅になるのではないかと思います。本当に合併してよかったと言えるには、10年、20年、30年というスパンじゃないと評価できないと思います。

さて、行政改革についてでございますが、新たな財源確保についてです。特に自治体の収入、とりわけ自主財源確保のためには、使用料、手数料等の見直しは当然のこと、未利用財産の売却を含め、近い将来のゴミの有料化等々の取組についてのお考えをお示ください。

また、2番目の収納率向上の取組の成果についてでございますが、昨年合併をして初めての予算決算審査が行われ、合併前のそれぞれ旧市町村の収入未済額や収納率の問題などが委員会で質されました。あれから約1年を迎えますが、その成果が問われる年でございます。収納率向上のための取組と成果について御答弁ください。

総務部長（福山敏裕君） 新たな財源確保への取組ということでございますが、議員も御存知のとおり、全国の自治体の中で地域独自の目的税の創設や、企業広告導入によるいわゆる有料広告収入などが、新たな財源確保策として積極的な導入が図られております。

本市におきましても、税収や地方交付税等が伸び悩む中、新たに貴重な財源を生み出す手段として、広報紙、ホームページ、封筒などに適用するため、現在、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱・掲載基準・各種広告掲載取扱要領等の諸条件を整えつつ準備を進めております。それらの整備手続きが完了次第、スタートしたいと考えております。今年度の見込額としましては243万7,000円を当初予算に計上しており、主に広報紙やホームページ、広報掲載料を見込んでおります。

その他、県内での事例としましては、県の文化センターにネーミングライツ、これは施設の命名権でございますが、この制度を導入して財源の確保を図っておりますので、本市としましては財源確保の観点から奄美振興会館などを対象としたネーミングライツ事業の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、未利用財産についてでございますが、売却可能な未利用地につきましては、一般競争入札等により売却を随時行いたいと考えております。

さらに、その他の未利用地につきましては、駐車場や資材置場等の一時使用有償貸借契約により短期貸付けなどを行い、効率的に財源の確保に努めたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、収納率向上のための取組ということでございますが、市税等につきましては大多数の市民の方が自主納付をしております。自主納付をしていただけない方々に対しましては、負担の公平性を確保するという観点から対処する必要があると考えております。この考えに基づき、どのような取組をしたほうがよいかということで、3支所の職員で調整会議を幾度となく開催し、横断的な体制づくりに努めてまいりました。まず、住用・笠利支所におきましても、名瀬支所において活用しています滞納整理システムを導入し、全職員が滞納状況を管理できるようにするなど情報の共有化に取り組みました。

さらに、徴収についての勉強会を開催して職員の意識向上を図るとともに、給付方法の口座振込の周知、

利用促進を図るなどの収納率向上に向けた取組を行ってまいりました。その中では、厳しい対応としまして18年度は住用管内で16件、笠利支所管内で11件、名瀬支所管内で185件、合計212件の法的措置なども実施してまいりました。この結果、平成18年度の徴収率は対前年比で0.17ポイントのアップで92.37パーセントを達成することができました。今後とも引き続き3支所間の連携を十分に図りながら、職員一丸となって負担の公平性を確保することによる収納率の向上を目指して努力してまいりたいと考えております。

企画部長（塩崎博成君） 新たな財源確保の取組の中で、使用料・手数料等の見直しについてお答えをいたします。

御承知のとおり、本年3月に公表いたしました奄美市行政改革実施計画集中プランにおきましても、効率的な行財政運営を進める中で、公共施設の維持管理費や事務処理原価、また他自治体との比較や市民生活への影響などを参考に、現在の料金が適正かどうかを判断をし、随時見直しを行おうとしております。受益者負担の適正化に努めていく必要がございます。

しかしながら、多項目にわたる使用料・手数料は、市民生活への影響にも配慮をしていく必要もございますので、随時項目ごとに見直しを行うことといたしておりますので、御理解をお願いいたします。

11番（与 勝広君） 行財政改革を強力に進めるあまり、市民サービスの低下になると。こういうふうにならなければならないためにも、またあるいはサービスというよりは職員の働き方の工夫も必要ではないかなと思っております。本会議の冒頭で、奄美はまだ梅雨明け宣言しておりませんが、財政課長より財源不足解消宣言がありましたけれども、これもしっかりと緊張感を持って取り組んでいかなきゃいけないなと思います。努力をすれば数字はうそをつかないと。こういう信念で鋭意努力をしていただきたいと。また、収納率をしっかりと向上させていただきたいとこのように思っております。

3番目の職員の意識改革について質問をさせていただきます。

先ほどから、財政が厳しい厳しいと言っておりますけれど、どんなに財政が厳しくても多くの市民はそれでも市民サービスだけは低下をしてはいけないとおっしゃる方もおられます。市長もよく言われます「自助・互助・扶助」と。自分たちで努力をしてできる分は自分たちで努力をしましょうと。そして、さらにそれでも駄目なときは、地域で一丸となって努力をしましょうと。それでも駄目なときに最終的な手段として行政があると。そういうふうなまず精神をしっかりと啓発をすることが大事ではないかなと私は思っております。それ以上に大事なのが、また職員のある面では意識改革ではないかと思っております。

合併前は確かに旧市町村で温度差はありました。職員間の交流や人事等においても、確かに奄美市の職員としての一体感が出ていないのも事実でありました。職員の意識改革について、率直に今現在どういふうに感じているのか、御答弁をお願いします。

総務部長（福山敏裕君） 職員の意識改革につきましては、合併を実現し、新たな自治体として健全な行政運営を実践する上で、行政実務を行う職員の一体感や意識改革は強く求められているものと認識しております。

また、極めて厳しい財政状況の中で、現在取り組んでいます行財政改革におきましても職員の意識改革を図っていくことが改革の成否につながるものであると考えております。

現在取り組んでいます行政改革大綱では、職員の意識改革の具体的な方策として常に改善・改革の意識で職務に専念することや、市民との対話や活動を積極的に行うことが提起され、これらの提言を実践するために民間企業や市民団体との相互研修や体験派遣、勤務評価制度の導入や職員研修等を計画しているところでございます。

今年度、市の抱える課題を共有して行政改革に真剣に取り組むための職員の意識改革の一環としまして、厳しい財政状況や会計事務処理に関しまして、全職員を対象に支所ごとに都合11回の職員研修も実施し

たところでございます。

今後ともこうした職員研修等の計画を実施することにより、職員の意識改革が図られ、市民と行政の協働による自立的な自治体運営ができるものと考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

11番(与 勝広君) 職員の意識改革というのは、奄美市役所がある限り、永遠の課題ではないかなと思っております。例えば、我が部署、我が課において、年間どれぐらいの予算が計上されて、どのようにこの予算が使われているのか。また、無駄がないのか、効率的に使われているのかなど職員一人ひとりがこのような意識を持ちながら、もちろん議会はそれをチェックする機関でありますけれども、常に職員が部長や課長ばかり上を見るんじゃなくて、市民の生活はどのような生活をするのか。市民が今置かれている生活状況はどうなのかということをしつかりわかって仕事をしていただきたいと。これが市役所改革ではないかなとこのように思います。

それでは、最後の指定管理者制度導入の効果について質問させていただきます。

指定管理者制度が導入され、これまで行政が運営し、市民のニーズに応えるべく行われてきた公的機関、施設の運営も民間に任せることにより大きく変わりつつあると思っておりますが、指定管理者制度導入の効果についてお答えください。

企画部長(塩崎博成君) それでは、指定管理者制度導入の効果についてお答えをいたします。

御承知のとおり、平成17年度から名瀬地区、平成18年度から住用・笠利地区の公共施設について指定管理者制度の検討及び導入を進めてきているところでございます。平成19年4月1日時点で127の施設指定管理者制度を導入をいたしております。

住民サービスの向上が図られつつあるかとの御質問ですが、平成18年度に指定管理者制度を導入した施設で申し上げますと、屋仁川駐車場につきましては、利用時間の延長、料金の引下げなどにより利用台数が平成17年度の1万1,734台から1万7,038台と5,304台、率にしまして45パーセントの利用増加がございました。末広駐車場につきましても、平成17年度の2万7,157台から2万8,901台と1,744台、率にしまして6パーセント増加をいたしております。

公民館につきましては、利用者数が平成17年度の10万5,329人から13万280人と2万4,951人、率にしまして24パーセント増加をいたしております。図書利用者数も貸出期間の延長や1回当たりの貸出冊数を増やしたことなどにより、27パーセント増加をいたしております。

このように指定管理者の創意工夫や迅速な対応が発揮され、民間ならではの独創的事業展開により、これまで行政では実施が困難なサービスが提供されることにより、利用者数の増加につながっているものと理解をいたしております。

11番(与 勝広君) 指定管理者制度の導入で、住民サービスの向上が図られつつあるというふうに認識していいということでありませぬ。指定管理者制度は今後もまた導入されると思っておりますが、民間が公正・公平に参入できようように努力をしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長(前田幸男君) 以上で、公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午後3時46分)

○

議長(前田幸男君) 再開いたします。(午後4時00分)

引き続き一般質問を行います。

公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

3番（大迫勝史君） 議場の皆様、こんにちは。公明党の大迫勝史です。一般質問初日、最後の質問になりました。よろしくお願いいたします。

季節は梅雨明け前ですが、昨年の同時期に比べて雨が少ないように感じられます。今年は猛暑が予想されていると聞きますし、昨年同様、干ばつや水不足が心配されます。水は命の源であり、市民生活や農業関連については深刻な問題であります。当局におかれましては、関係当局にとどまらず全庁体制でこの夏場に向けての渇水対策に取り組んでいただきたいと思います。

さて、喫緊の課題としてひっ迫している財政事情をかんがみ、行政改革はもちろんのことですが、外貨獲得事業として、奄美の自然・文化・芸術を核とした観光産業が重要だと言われており、北部観光拠点施設整備計画を策定され、2009年皆既日食へ向けて、ようやく行政関係の連絡協議会も今月の28日に立ち上げられました。現在ネット上では、この今世紀最大の天文ショーの情報が皆既日食を追いかけるエクリプスハンターというマニアの手により世界中を飛び交っており、大いに期待するものであります。

そこで、この天然のイベント関連で来島されるお客様方をいかにリピーターにしていくかが大変重要な「鍵」になると思ひまして、質問に入らせていただきます。

奄美ミュージアム構想が平成17年3月に発表され、その柱として「人材の育成・活用」、「産業の振興」、「体験・滞在型観光の促進」、「情報の発信」、「群島内外との交流・連携の促進」と5項目ありますが、その中の「人材の育成・活用」の項で、地域住民も「宝」であり、奄美ミュージアム構想を推進するにあたり地域住民の主体的な参画を促進するとして、地域住民が島の宝を調査・研究し、その魅力を伝える学芸員の役割を担っているとして、アクションプログラムを設定しております。これは大いに賛同するところでございますが、現在その奄美自然・文化インストラクターの育成状況並びに認定登録制度の見直しなどをお聞かせください。次の質問からは発言席にて行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田 義君） 大迫議員の質問であります奄美ミュージアム構想でございますが、御承知のとおり、奄振事業の非公共事業として取り組んでいるところであります。奄美群島内の各市町村の宝をまず抽出していただいたということで、その選定から入り、今度はそれらを生かす人材の育成をしていこうという段階にきております。この事業の受託は、広域事務組合が担っておりまして、私から答弁をさせていただきます。

奄美ミュージアム人材育成事業の一環として、平成16年から奄美群島の貴重な自然や固有の文化などを地元の人々が改めて見直すとともに、奄美を訪れた人々にそれらを伝え、また体験してもらうための人材を育成する目的で、奄美自然・文化インストラクター養成塾を開催しております。これまで群島の各地域から数十回にわたって、名瀬を中心にして会議を持ってもらいました。シンポジウムはもとより、パネルディスカッション、グループディスカッション、こういったのをずっと重ねてくるうちに、このミュージアム構想の方向性、内容が多くの人に理解できたのではないかなどこのように受け止めておるところです。

現在、奄美群島を6地区、北大島、南大島、喜界島、徳之島、沖永良部、与論島に分けて、それぞれ年に4～5回程度会議をやっております。そして、今は広域事務組合がそれぞれの地区に出かけて行って会議を持つという方式も取らせていただいております。そういう点で、平成16年度は499人、17年度が554人、18年度が780人、合計1,833人の方々が受講しております。

今後この20年度までで継続して実施する予定であります。奄美大島5市町村でもう一方ですね、奄美大島5市町村で構成する奄美大島体験交流受入協議会がありますが、この協議会では今年度から「しまコンシェルジュ」という育成講座を開催する予定にしております。これも島の案内人を育成するもので、奄美を訪れる多くの方々に、奄美の宝や魅力がPRできる人ということでもあります。このことが大きな弾みになって、地域の観光に対する認識が高まればなどこのようにまた期待もしております。

日本各地で御当地検定と言うそうでございますが、それぞれの地域で検定制度を設けて資格を与えるということも取っておるようでございますので、その方向でする予定であります。「あまみ検定」という形

で実施していきたいとこのように思います。これらが奄美の自然や文化インストラクター養成塾「しまコンシェルジュ」育成講座の受講生も広く呼びかけていこうとこのように思っております。

そういう中で、2009年の日食のことについては、私は多くの人にこのことを呼びかけていかなきゃならないとこのように思っております。このことがきっかけで奄美の観光振興が浮揚することができればと期待しているものでありますので、御理解を賜り、御指導賜りたいとこのように思います。よろしくお願いたします。

3番（大迫勝史君） わかりました。「あまみ検定」も作成の方向でいっていると。鹿児島県のほうではもう既に去年おとしぐらいで「かごしま検定」というのを実施しております、ガイド的なことができる市民登録制度を行っておりますけども、この「あまみ検定」についてはこれから始まるということですか。もう既にでき上がっているということですか。

市長（平田 義君） 広域事務組合における奄美ミュージアム構想の一環としての人材育成というのは、もう既に始まっております。このコンシェルジュにつきましては先般、専門家を招へいして講和ないしシンポジウムをやったところです。この具体的などころに今、入ろうというところであります。

3番（大迫勝史君） わかりました。専門的なエコガイドを養成する自然文化インストラクターとまたコンシェルジュという人ですね。地域の宝をつくり上げてやっているということで、奄美に入られる旅行者の奄美の印象について、アンケートの中でよく特筆されるのが、自然・文化そして人情というのが必ず出てきます。この人情という人という宝もしっかり、みんなが奄美市民の全員がおもてなしの心というものを持って接していけば、必ず奄美のよさというものを日本中に知らしめることができると思います。これはもう東國原知事が数か月前にこういうことを発表いたしました、「先を越されたな」という感がありますけども、しかしこれ大事なことでありますのでしっかりですね、みんなが住民全員がお客様をおもてなしするという、この元からある島の島民性を生かして、しっかり観光客誘致に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、各地で農家民泊制度が規制緩和され、グリーンツーリズムや体験型観光として地方の活性化に向けて取り組まれておりますが、本市におきましても体験型・滞在型ツーリズムに生かせたらと思っておりますが、現在の鹿児島県の規制緩和の状況はどうなっているのか。本市でも取り組める可能性があるのかどうか、聞かせていただきたいと思っております。

産業振興部長（赤近善治君） 各地で展開しております農家民泊の制度、民宿制度でございますけども、いわゆる構造改革特区におきまして規制緩和の措置が取られております。これは農家の民宿における簡易な消防用設備等の容認事業ということでございますけども、簡単に申しますと例えば消防の報知器とか緊急の出口の表示とか、そういったものについては規制緩和をして設置しなくてもいいというような特別な措置でございます。この消防法を改正することによりまして、旅館業法等の関連法を同時に改正しまして、農家で民泊を可能にするというものでございます。

鹿児島県内では、この特区の認定を入れた自治体はございませんけども、全国的には東北・中越地方を中心に「どぶろく特区」との併用という形で実施している状況でございます。

しかながら、この全国の展開を受けまして、同じ九州の大分県は先駆的な取組を実施しておりますが、またある一面いろいろな問題もはらんでいるというふう聞いてるところでございます。本市としましても、その推移を検証したいというふう思っているところでございます。

県のほうに一応、本県でもできるのかというようなことを尋ねてみたんですが、いわゆる先例地の大分県の取組につきましては、国の規制緩和が、大分県が取り組んだ後に国の規制緩和が進んだということで、鹿児島県のほうはまだ条例等の制定はありませんけども、現在では大分と鹿児島では条件は変わらないんじゃないかというようなことの連絡は受けておりますけれども、細かい手続き等でちょっとより具体的に

進んでおりませんので、正直ちょっと難しい面があるんじゃないかなというふうには考えておるところです。

3番（大迫勝史君） その大分県のような先進地もあると。また、県のほうでの取組は今のところ難しいということですが、県の規制緩和の状況をみながらしっかり、やっぱりIターン・Uターンにもこれはつながってくる事業だと思しますので、新しい就農の方とかですね、そういうことでしっかり定住促進の意味も含めてこの問題にも敏感に県・国の状況を見ながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、笠利地区・住用地区の観光名所や景勝地を数か所見て回りましたが、トイレの設備が旧式で、観光客への配慮が十分ではないと感じました。旧名瀬地区においては水洗化がなされておりますが、住用・笠利地区の公園や観光名所のトイレ設備の何割が旧式なのか。また、今後の改修計画をお示してください。住用・笠利の観光名所の水洗化率と、それと計画を場所ごとに示せればお願いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） お答え申し上げます。

笠利地区の観光名所のトイレの現状につきましては、全体で6か所ございます。その内訳としましては、あやまる岬観光公園には2か所ございますが、いずれ2か所ともくみ取り式となっております。あと、蒲生崎観光公園トイレほか3か所が、簡易水洗式のトイレというふうになっております。この蒲生崎の観光公園のトイレ、それから打田原海岸にもトイレがあります。それから笠利崎の園地のトイレと。それから、土盛海岸のトイレの4か所。それから、先ほど言ったあやまるの観光公園に2か所という内訳でございます。この対応ですが、昨年度に北部奄美観光拠点施設整備基本計画を策定してありまして、あやまる観光公園のほうの2か所のくみ取りトイレにつきましては、今年度から2か年計画で水洗のトイレに改修する予定でございます。

それから、住用地区の観光名所のトイレですけども、場所としましては内海公園とへご観察公園、それと内海のかわや、それとマングローブ公園内のトイレですが、内海公園とへご観察公園の2か所がくみ取りとなっております。それから、内海のかわやとマングローブ公園内の2か所のトイレは、水洗というふうになっております。

このような状況でありますけども、2009年7月には皆既日食やまた世界自然遺産登録に向けて、今後、国・県の事業導入などを検討しながら水洗化に向けて努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

3番（大迫勝史君） ちょっと聞き漏らしましたけども、蒲生崎公園は簡易水洗になっているんですか。部長は行かれたんですか、現地に。簡易水洗って何ですか。

産業振興部長（赤近善治君） 水で流すんですが、そのままためておくという形式ということです。

3番（大迫勝史君） 私は見てきたんですけどね、普通のおっしゃるくみ取り式にしか見えなかったんですけど。ああ、そうですか。わかりました。その蒲生崎公園といえば、私、見に行ったときに3月頃ちょっと寒いときだったんですけども、案内板にも書いてあるし、ネットの案内もあったと思うんですけども、「人が行きますとセンサーで案内してくれます。鳥が鳴きます」とあるんですけども、実際展望台に上ってみましても、冷たい風がビュービュー吹いているだけで何も反応しなかったんですけど、どうでしょうか。

産業振興部長（赤近善治君） 御指摘の蒲生崎観光公園のセンサーによる音声のガイドについてですが、観光客の皆さん、それから屋仁集落の皆さんからの要望がありまして、これまで修理を重ねてまいりましたが、抜本的な改修が必要ということで、これには費用もかかるということでございました。今年の屋仁集落で開催されました村おこし座談会でも御説明を申し上げましたけども、この音声のガイドに代えまし

て案内用、説明用の看板を設置するというので、この度その看板を設置しているところがございますので、御理解をお願いします。

3番（大迫勝史君） もうセンサーの修理は止めて看板にするということですね。わかりました。

続きまして、防災について。

最近の広報あまみで、台風災害時の避難場所が記されておりましたが、ほとんどが従来と変更はなく、市民への周知もなされているのではないかと思います。以前より指摘されておりますが、地震や津波などへの対策としての避難場所の作成状況はどうなっているのか。

過日、地元新聞に掲載されておりましたが、96年前の6月15日、奄美諸島を襲ったマグニチュード8.0の大地震、喜界島地震とも言われておりますが、震源地に最も近い喜界島では住宅全壊401棟、旧鎮西村、瀬戸内町の一部ですが、ここで住宅の過半数が津波の浸水被害を受けており、100年周期でやってくるとも言われております。この危機に関して、本市としては防災上どういう心構えで今取り組んでおられるのか、御答弁をお願いします。

総務部長（福山敏裕君） 地震・津波時における災害避難場所の策定の進ちょく状況について御説明いたします。

現在、奄美市地域防災計画におきまして、災害時に一定期間の避難ができる場所としまして避難所を選定しております。その支所ごとの内訳としましては、名瀬地区で30か所、住用地区で17か所、笠利地区で38か所となっております。そして、その想定内容としましては、本市では1911年に起こりました喜界島沖大地震と同等の地震が発生した場合に予想される各地域の津波到達時間と最大遡上高を想定して作成してございます。到達時間の最速では約15分、遡上高では最大約7メートルになると予想しております。

その点から見ますと、各避難場所について、議員御指摘のとおり、地震・津波時における避難場所としては一部不相当である施設もあることは確かでございます。ただ、奄美市では、急傾斜地区などの危険地区が広く分布している特徴があり、全ての避難所を公共地内での安全な避難場所を新設しにくいという現状もございます。その点からも、津波時における一時的避難場所としまして高台などの避難場所の確保やビルを所有している民間等に対しまして、協力を要請しなければならないと認識しております。

災害は必ずしも同じように起きるとは限らないということも十分に考慮した上で、津波発生時に安心して避難できるような一時的な避難場所を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3番（大迫勝史君） 避難場所としてビルも想定しているおっしゃいましたけども、全国で津波の被害を想定されている地域で18の自治体が独自の規定をクリアしたビルの屋上を避難場所に指定しております。それで、そういうことを前向きに検討したり、具体的に検討したことはないのか伺います。

総務部長（福山敏裕君） 津波時の避難ビル等につきましては、ガイドラインが示されてございます。そのガイドラインによりますと構造的な要件、位置的要件、それから選定にあたっての留意点などが示されておりますので、それにつきましてはそれらのことを考慮しながら奄美市におきましては海岸線にホテル等もたくさんございますので、そういう民間の方々にも協力できないか要請をしてみたいと考えております。

3番（大迫勝史君） わかりました。民間とはやはり協定書を結んだりいろいろあると思いますので、手早く検討をお願いいたします。

また、以前より災害時における特殊技能ボランティア登録制度の推進を提言してまいりましたが、この負傷した人の応急手当、救援物資の搬送、配布、避難場所の清掃、お年寄りや体の不自由な人への介助、

エコノミー症候群への対応など、ある程度の知識と経験を要するボランティア活動に、奄美看護学校の協力体制が取れないものかと思っておりますが、そういうことが可能であるかお尋ねいたします。

総務部長（福山敏裕君） 災害時におけます特殊技能保持者のボランティア登録の推進と奄美看護学校、専門福祉学校にも制度の協力依頼はできないかということでございます。

災害が発生した場合において、行政はいろいろな支援活動を行いますが、しかし実際には行政ができることは限られております。そういうことで、ボランティア等の活動が大きな役割を果たしてまいります。本市の奄美市地域防災計画の中では、防災ボランティアの育成とボランティア等の連携についての体制づくりも定めてございます。議員御指摘の奄美看護福祉専門学校と協力体制の構築につきましては、大変大切なことだと受け止めておりますので、早急に相談してまいりたいと思います。

3番（大迫勝史君） ありがとうございます。やはり重機関係や搬送車両は、建設業界にお願いして協定書を結んだり訓練に参加してもらったりすればいいわけですけども、この救護関係とかそういうものは特殊な技能を必要としますので、やっぱりそういう育成機関があるということで、やはりその人材を活用して日頃から災害に向けて協力していただく。そういうことをもう少し前向きにしっかりお願いいたします。次に、定住促進について。

現在2007年問題の渦中に入っております。過去の本会議の一般質問等でも何度か取り上げられてきました。I・Uターン受入れについて伺います。現在の受入状況や問い合わせの件数など、またこれから目新しい企画や計画などありましたらお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君） I・Uターン事業計画を今後どのようにして展開していくのかという御質問に対してお答えをいたします。議員も御承知のように、主に団塊世代を中心に都市部からの移住希望者を対象に昨今多くのマスメディアが、癒し、健康、安心・安全、または自己実現のための移住に関する情報を発信をいたしております。

先例地といたしまして、沖縄県石垣市においては不動産業者による移住者用の土地の売買、あるいは住宅建設等に伴う無秩序な開発や地域との交流を好まず自分たちだけの生活を楽しみたいとする個人主義的な考えの移住者が増え、地域と摩擦を引き起こしていることが問題視されているようでございます。石垣市の人口は、現在4万7,000人で、県外からの移住者は平成18年度だけで1,840人にもなっており、住民票を移さない、いわゆる幽霊人口を含めると6万人に達していると言われております。このような状況から、石垣市は今後移住者に対し何らかの規制を設け、地域住民の生活環境の保全も必要との見解を示しているようでございます。

奄美市におきましても、石垣市の例を他山の石として取り組んでいかなければならないと認識をいたしているところでございます。

本市への移住に関する問い合わせにつきましては、平成18年度1年間で167名、内訳としましては名瀬総合支所管内が109名、住用総合支所管内が9名、笠利総合支所管内が49名の方から問い合わせがございました。そのうち10世帯27名の方、これは名瀬地区が2世帯の3名、住用地区が3世帯の12名、笠利地区が5世帯の12名で、10世帯27名の方の定住が確認をされております。

受入れにあたりましては、3総合支所に担当者を配置をし対応いたしておりますが、中には「楽園のような暮らしができる」と安易な考えを持たれている方も多く、まずは奄美の現状を知っていただくことを第一に取り組んでいるところでございます。

現在、奄美の移住希望者の多くは、行政区画を越えた視点で移住を希望をいたしております。このようなことから、各市町村情報の一元化、あるいは窓口の一本化が必要との認識に立ち、先般、奄美市が中心となりまして本島内の市町村担当者が一堂に会し情報の共有をはじめとした今後の受入体制やルールづくり、特に広域的に取組体制の構築を視野に入れた議論を定期的に行っていくことを申し合わせているところでございます。

2点目に、地域への貢献志向の高い移住希望者への積極的な支援策の一つとしまして、遊休家屋の利活用による慢性的な住居不足の解消を図るため、民間空家住宅を一定期間市が借上げをいたしまして改修工事を実施後貸出す老朽住宅除去等事業を導入できないか、現在検討を行っているところでもございます。現在実施中の各集落においての空家調査などで貸手がどの程度いるのか、また実際に改修費用がどの程度必要となるのかなどの把握に努めて対応していくことにしておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

3番（大迫勝史君） いろいろ問題もあるということで、せめて最低条件として住民票を移さなきゃいけないですよとかそういうことをあれして、だからといって今、情報発信しているとおっしゃいましたが、ホームページのI・Uターン情報を見ますと、部長がおっしゃったような情報がまだ入っておりませんが、ちょっと紹介しますけども、住宅の件だと、「市営住宅は現在1,700戸ありますが、残念ながら満室状態で空室の入居待ちを受け付けている状態です。また、県営住宅についても約880戸ありますが、こちらも入居待ちが多い状態です。民間においては、本市での借家の賃貸の事例としては不動産業者を仲介とする場合と、知人や口コミ情報などによって紹介・あっせんされる場合があります。ただ、保証人の要件として島内在住者を指定されることがあります。郊外の一軒家について。不動産業者の取扱物件としては非常に少ないので、家主との直接交渉になる場合が多く探すのが困難です」、次に仕事です、ね、「仕事について。求人傾向としては、建設業や医療・福祉関係が多いようですが、非常に厳しい状態です。次に、農業をしたいが。奄美は台風常襲地帯、冬季の強い季節風、夏・秋の干ばつ、また夏場の暑さは屋外作業を更に困難なものにするなど、農業を取り巻く環境は厳しいものがあります」、これはですね、まるで来るなよと言っているような。だから、そういういろいろ問題があつてこういう不親切なものを作っているとは思えないんですけども、これをちょっと今、企画部長がおっしゃったような今こういうことに取り組んでいますとか、そういうなるべく新しいニュースをどんどん入れてやっぱり定住促進を図っていただきたいと思っております。御見解いかがでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、移住希望者の中には夢のような生活を思い描き、その理想と現実には大きな開きがあると感じざるを得ない方々が多くいらっしゃるのも現状でございます。もちろん奄美のよさを多く伝えたいとの思いはありますが、とりわけ定住促進に関してはその方々の人生を大きく変えることにつながる重要な施策でありまして、その中であつてホームページは奄美市を知る上での最初の入口にあたるものでもございますので、偏りのない等身大の、しかもありのままの奄美の姿を知っていただくことが定住へつながる第一歩であるということを考えているところでございます。可能な限り定住につながる情報の提供に努めておりますけれども、先ほど申し上げました本島内の連絡会も設置いたしましたので、行政区域を越えた情報提供の可能性について検討を進めてまいりたいと考えておりますし、またなお定住希望の方には個別に必要な情報の提供に努めておりますが、テレビやインターネット、書物などでは知り得ない部分を感じていただくためにも、まずは来島され奄美を知っていただくのが一番よいと考えているところでございますし、また逐一ホームページにつきましても状況に照らし合わせながら、見直しをする部分については見直しをしながら情報発信をしてまいりたいと考えております。

3番（大迫勝史君） わかりました。やはり来ていただくのが一番だということで、それにつきましても2007年皆既日食なんか大いに大きなチャンスであると思っておりますし、やはり子どものたくさんいる方が将来的に来てくれるのが一番だと思っておりますので、ホームページのほうの取組、また今後ともよろしく願いいたします。

次に、子育て支援について。

前議会におきまして、同僚の肥後議員からも妊産婦無料検診の回数を拡充してほしいとの質問がありましたが、その答弁の中にどうしても納得できない部分がありましたので、再度取り上げさせていただきます。

す。

これまで国の財政措置として子育て支援事業が200億円、妊産婦検診費用助成がおおむね2回分として130億円で合計330億円、標準団体10万人当たり2,500万円程度。しかし、この平成19年度にはこれを大幅に拡充して合わせて合計700億円、標準団体10万人当たり5,500万円ですから、奄美市は標準団体の半分としても2,250万円の財政措置がされると思われま。交付税の確定は7月頃としても、来年度からの実施の可能性を考えることがそんなに難しいことでしょうか。現に今年度から回数を拡大している自治体も増えております。見解をお聞かせください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 前議会におきまして同様の質問が肥後議員から出まして、私どもの前部長のほうでも答弁をいたしておりますが、まず受診回数の増につきまして、文書の流れをまず申し上げたいと思います。

平成19年1月16日付けの厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課長名で、妊婦健康診査の公費負担の望ましい在り方についての通知が、都道府県政令市特別区の母子保健主管部局長に届いております。そして、鹿児島県から同通知の写しを添付して、鹿児島県保健福祉部子ども課長名で平成19年1月17日付けで通知文書を、奄美市では1月22日に受理をいたしております。鹿児島県保健福祉部子ども課長名の通知文書によりますと、内容はこのようになっております。「今回の通知は、妊婦健康診査の公費負担を義務付けたものではなく、各市町村の実情に応じて検討していただくようにとのことですので、念のため申し添えます」というようなことのでございました。

厚生労働省の通知によりますと、「平成19年度の地方財政措置で、妊婦健康診査も含めて少子化対策について、総額において拡充の措置がなされ、各市町村において妊婦健康診査にかかる公費負担について、相当回数の増が可能となることから、積極的な取組が図れるよう都道府県におかれては、この趣旨について管轄市町村に周知徹底をお願いする」との内容でございました。

この地方財政措置ということですので、私ども市においては内容を判明いたしておりません。現在のところですね。それで市の財政当局に紹介をいたしましたところ、7月頃に地方交付税の普通交付税の内容が判明をするということでお聞きをいたしております。そういうことで、この回数増加につきましては、今後、平成20年度実施に向けて各種の事業実施計画などとの調整を行いまして協議をしまいたいと今このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

3番（大迫勝史君） わかりました。それで、ちょっとかぶるかもわかりませんが、先ほど納得できない答弁というのが、最後のほうの中山市民福祉部長の「国のほうも5回ほど検診することが望ましいと。そういうことを言ってきておりますけども、一方ではこの問題につきましては県のほうからまた通知がありまして、これはちゃんとした財政措置ができる話ではないので、それぞれの自治体で検討してもらいたい。そういったことがございます。先ほど申し上げましたように、多額の予算を要する話になってきますので、すぐすぐできる話ではないというふうな思いですけども、申し上げましたようにいろんな外からの支援をやって要請に応えるように努力をしたいと、こういうことを申し上げました」とあります。これがちょっと納得できない答弁なんですけども、今、部長がおっしゃったように、1月下旬には公に発表になり、新聞報道もされているにもかかわらずこの答弁なので、本当に県のほうから「そういうことをできるかどうかわからんぞ」という話があったのか、その事実関係だけ聞きたいと思います。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 先ほども答弁いたしましたけども、県の保健福祉部子ども課長名の通知文書は、内容は「今回の通知は妊婦健康診査の公費負担を義務付けたものではなく、各市町村の実情に応じて検討していただくようにとのことですので、念のため申し添えます」という文書が書いてあったわけですね。ところが、3月の第1回定例議会で前部長が答弁いたしました内容につきましては、現在も変わりはないと私は判断しておりますが、ただ表現の方法について不適切な表現があったということで考えております。

3番（大迫勝史君） わかりました。ただ、私が心配するのは、こういう国の財政支援措置が取られるときに、できない、できないと言いつつ、知らんふりして一般財源に繰り入れるつもりなのかと。こういう心配をするところがちょっとありまして、それと答弁いりません。ないと思いますので、信じております。

次に、小児救急相談事業#8000について。

夜間や休日に子どもの体調が悪くなったとき、夜間診療の病院に担ぎ込むのか、救急車を呼ぶべきなのか、様子を見たほうがいいのかという判断は、親にとっては容易ではありません。厚労省の調査によると、小児救急病院に駆け込んだ患者のうち、9割近くが緊急治療の必要がなかったという結果が出ております。そこで、電話をすれば小児専門医が適切な対処方法を教えてくれるというシステムが、小児救急相談電話事業#8000です。

この事業は、国の助成が2分の1、運営を都道府県ということで、2004年4月からスタートした事業であります。2006年度末において未実施県が16県ありました。本県ではやっとな今年度に983万円の県負担分の予算を付けて、本年度中での開始を目指していると聞いておりますが、当局のほうではどの程度把握しているのか、お聞かせください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 次に、小児救急電話相談事業#8000についてでございますけれども、この事業につきましても、小さいお子さんをお持ちの保護者の方が休日や夜間の急な子どもの病気にどのように対処したらよいのか、また病院の診療を受けたほうがよいのかなど迷ったときに、小児科の医師・看護師への電話による相談ができるものでございまして、全国同一短縮番号（#8000）をプッシュすることにより県の相談窓口へ自動転送されまして、小児科医師・看護師などから患者の症状に応じて適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスが受けられるものでございます。

県に問い合わせましたところ、現在関係機関等と協議中とのことでございます。鹿児島県といたしましては、この事業が正式にスタートすることが決定いたしましたときに、奄美市も事業に参加をする方向で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3番（大迫勝史君） この事業が始まりますと、小児科医の過重労働が緩和され、軽い症状での受診回数が多くなるのを防ぎ、医療費の軽減にもつながり、保護者の子育てに対する不安も解消されるという、親にとっても行政や医療機関にとっても様々なメリットの期待できる事業です。奄美市においても、子育て支援、医療費軽減効果があると思っておりますので、県の動向を見ながら積極的な姿勢をよろしく願いいたします。

次に、市民生活ですが、長浜新埋立地に建設予定の造船所の防塵対策は、市民の健康面に心配ないのか。防塵対策などはしっかり行政が指導していくのか、お尋ねいたします。

建設部長（平 豊和君） 長浜埋立地に建設される造船所の防塵対策についてお答えいたします。

長浜地区の埋立てにつきましては、平成17年8月26日に開発公社が埋立免許を取得しまして、平成17年11月25日に埋立工事に着手しております。今年の12月には完成の予定でございます。この埋立地の面積は、約8,300平方メートルで、その一部約1,500平方メートルが造成所用地となっております。この造船所用地は、名瀬港本港地区埋立てに伴います造船所の代替用地という考えから、事業所と協議しながら整備を進めております。

造船所の防塵対策は万全なのかという御質問でございますが、既存の造船所につきましてもグラスファイバー等の作業は屋内で行われておりまして、粉塵が外へ飛ばないようになっているようでございます。それらの作業施設等につきましても、移転補償について交渉を進めているところでありますが、その補償費の範囲の中で新しい作業施設等も建設され、防塵対策も図られるものだと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3番（大迫勝史君） よろしくお願ひいたします。グラスファイバーの粉塵とかですね、中古の船の改造とかでやはりアスベストの飛散も心配されます。また、隣接する公園や住宅地、宿泊施設などがあるので、十分注意されたいと思います。

また、近隣に住んでいる方で現在片肺を腫瘍に侵され摘出し、現在片肺のみで生活されており、不安がっている住民の声があることも十分留意されたいと思います。答弁できますか、以上のことについて。

建設部長（平 豊和君） 周囲にそういう粉塵等が飛散しないような建物の構造について配慮していただくように、我々のほうでも事業主にお願ひをしたいというふうに思います。

3番（大迫勝史君） よろしくお願ひいたします。

続きまして、ペットの火葬場でございますが、昨今アニマルセラピーの浸透やペットブームにより、犬・猫など動物を飼う方々が増えています。最近、本市にもペットとの終の別れの儀式のできる施設が必要ではないかと愛犬家のグループより相談を受けました。鹿児島県本土にはペットの火葬を行う民間施設が十数社ありますが、本市においては市民からの問い合わせにどう対応しているのか、お聞かせください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） ペットの火葬場（公設）はできないかということですが、亡くなったペットについて。

（「今の状況の対応はどうされているか」と呼ぶ者あり）

対応だけでよろしいですね。市民への対応ですか。

市民の方からの問い合わせについてでございますが、まず御自分の私有地内で近隣で迷惑のかからないように埋葬をしていただくとかですね、それがかなわない場合には、大変忍びないことでございますけれども、クリーンセンターに持ち込んで処理をしていただいております。また、どうしても火葬・供養をとおっしゃる方につきましては、本土の県内でのペット霊園を営んでいる業者が十数社ございますので、そちらを紹介をいたしております。

3番（大迫勝史君） できれば、今、建設中の有良のし尿処理設備敷地にそういう整備、公設的なものは無理なのか。大体答えはわかりますけれども、よろしくお願ひします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 現在建設中の有良のし尿処理設備の建設をしている敷地に公設で設置できないかということですが、当施設につきましては大島地区衛生組合の所有管轄でございますが、大島地区衛生組合の構成市町村の判断になりますが、このペットの火葬場ですね、この分野は既に民間事業として定着している状況であると判断されますし、公設で実施しなければならないものなのかですね。大変難しいということで判断をいたしております。

3番（大迫勝史君） なかなか難しいということですが、全国を見ますと千葉県の成田市は公設のペットの火葬場がありますし、5,250円から2,100円という安価な料金で、また兵庫県の川西市などでは市営斎場の炉で、これ人間と一緒に焼かどうかわかりませんが、有料で火葬している例もあります。飼い主にしてみますと、行政に対しては畜犬登録料も支払い、予防注射代もかかる。家族同様にかわいがっているのに、死んだらゴミと一緒に焼かれるというのは大変忍びない思いであります。この民間で今、根付いているということでありましたら、もし民間でやる業者が出てきた場合に、さっきの施設とかどちらか市の土地を有償・無償どちらでも貸与できるということではできませんか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 民間業者への土地の貸与の件でございますが、担当課のほうに照会をいたしましたところ、奄美市では現在のところ建物や構築物等を含めた半永久的な上物が計画されている場合につきましては、土地は貸付けはしておりませんとのことでございます。今後も同様な取扱いで対処して

まいりたいとのことでございました。

3番（大迫勝史君） 土地を貸与するのは難しいということですが、移動用のそういうペットを火葬する設備車両とかもあるようなので、もし、それは関係ないわけですね。民間の方がそういうことをやろうとも。私がこれ申し上げますのは、愛犬家のグループの相談もありますけども、ペットをかわいがる人はそれなりの料金負担もいとわないと思いますので、これは一つの収入にもなるのではないかと考えてですね、質問した次第ですけども、これについてはいかがでしょうか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） ただいま移動用のペットの焼却火葬炉のことをお話しございましたけども、いずれにいたしましても奄美市としまして、新しい施設の建設につきましては大変厳しい現在の市の財政状況では困難ではないかと考えておりました、民間ベースで進めたほうが望ましいのではないかと判断でありますので、民間の方でそのような事業をなされる方が出られることを希望いたしております。

3番（大迫勝史君） 民間ベースならいいということで、しかし費用対効果も考えてそういう工夫したシステムを考えれば可能ではないかなと思うことは思うんですけども、誰かやってくれるでしょう。

次に、本庁舎内で行われる会合時の駐車場の混雑についてお伺いいたします。

4階会議室での大人数の会合のときには、駐車場がパンク状態で係の方も市民も大変苦労されています。また苦情も多かろうと思いますが、奄美文化センターとか公民館の分館とか会議場の分散、そういうことを考えほかの会場を活用する対策を考えてははいないのか。どうしても庁舎内でやらなければいけない理由でもあるのか伺います。よろしくお願ひします。

総務部長（福山敏裕君） 現在、名瀬総合支所の来庁者用の駐車場は、駐車可能台数は47台でございます。庁内での会合等があるときは駐車場が満杯となり、一般の来庁者にしばしば不便を来しているのが現状でございます。会議の開催場所についてのお尋ねがございましたが、現在、市庁舎が多いことの理由としましては、中心部にあり参加がしやすい、また歩いてでも行ける位置にあるということなどが大きな要因と思われまます。

駐車場不足を解消するための一つとして、合併により行政区域も広くなりましたので、会期日程の調整と併せて会議開催場所を庁舎以外の公の施設も含めて検討するように、昨年から関係各課に協力を呼びかけているところでございます。その結果の一つとしまして、教育委員会におきましての毎月の定期的な会合が現在は振興会館に変更されるなどの取組もなされている状況です。

御指摘のとおり、まだまだ十分ではございませんので、引き続き全課に対しまして協力を呼びかけるとともに、庁舎で開催する場合には極力車の使用を控えていただくなど協力を求めて、駐車場の効率的な使用ができるように努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

3番（大迫勝史君） それとですね、議会の会期中は臨時駐車場が設けられていますけども、ここの利用も会期中なんかは利用できないか、有効にですね。そのへんのところお願ひします。

総務部長（福山敏裕君） ただいま提案がありました議会の開会中につきましては、現在、信愛幼稚園裏の駐車場を利用しております。ここにつきましては、支所から参加する場合の職員の駐車場にここなどをお願ひしたり、それからこの期間中に開催されます会議等がある場合につきましても、この駐車場の利用などにつきまして、会議の案内状の中でそのように明記して対応してまいりたいと考えております。

3番（大迫勝史君） いろんな証明書を取りにとか、必要があつて来庁される一般の来庁者が一番迷惑していると思ひます。しっかり市民の目線で行政サービスを考えてもらいたいと思ひます。金がなければ知恵を出し、汗をかいてもっと真剣に取り組んでいただきたいと思ひます。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時55分）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	2番	奥輝人君
3番	大迫勝史君	4番	橋口和仁君
5番	朝木一昭君	6番	平川久嘉君
7番	三島照君	8番	師玉敏代君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	12番	伊東隆吉君
13番	崎田信正君	14番	叶幸与君
15番	肥後笑子君	16番	竹田光一君
17番	保宜夫君	19番	渡京一郎君
20番	南修郎君	21番	中山雅己君
22番	松山信一君	23番	栄勝正君
24番	平高市君	25番	石神友夫君
26番	元井孝信君	27番	榮吉岡君
28番	泉伸之君	29番	福芳樹君
30番	向井俊夫君	31番	山田良一君
32番	福田利広君	33番	柊田謙夫君
35番	前田幸男君	36番	奈良博光君
37番	世門光君	38番	西村タカ子君
39番	平敬司君	40番	榮年男君
42番	田部義和君	43番	師玉憲夫君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

34番 川上勝君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	税務課長	有川清貴君
地域総務課長	吉富進君	企画部長	塩崎博成君
(笠利)			
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民課長(名瀬)	幸荒光君	国民健康保険課長	福山治君
介護保険課長	重野照明君	健康増進課長	大迫博史君
保険福祉課長	満田英和君	市民課長(笠利)	朝郁夫君
福祉事務所長	大井進良君	自立支援課長	小倉政浩君
産業振興部長	赤近善治君	産業建設課長	澤修平君
産業振興課長	吉卓男君	建設部長	平豊和君
土木課長	東正英君	建築住宅課長	徳田照久君
下水道課長	盛正弘君	建設課長	諏訪東君
会計管理者	田畑米利君	教育部長	重田茂之君

教委総務課長 安田 義文 君 生涯学習課長 里中 一彦 君
選挙管理委員会 久保 忠義 君 選挙管理委員会 中島 章 君
委員長 事務局 長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 長 松田 秀樹 君 次長兼調査係長 山崎 實忠 君
事務取扱
主幹兼議事係長 上原 公也 君 議事係主査 森 尚宣 君
議事係主事 重田 俊彦 君

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は40人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

当局から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

産業振興部長（赤近善治君） おはようございます。

昨日の大迫議員の質問の中で、私の答弁が、蒲生崎観光トイレにつきましては簡易水洗式トイレですよというふうに答弁いたしましたけども、これはくみ取式のトイレでありましたので、すいませんが御訂正のほどよろしくお願い申し上げます。申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○

議長（前田幸男君） 本日の議事日程は一般質問であります。日程に入ります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、南風会 橋口和仁君の発言を許可いたします。

4番（橋口和仁君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。平成19年第2回定例会が開会されるにあたり、一般質問を行います。

まず、道路行政についてであります。県代行赤木名・笠利線の取組について。

これまでにこの道路は、旧笠利町において、当該区域の交通量の最も多い、また南北を縦断し緊急時・災害時において生活道路として欠かせない幹線道路であります。そして、この道路の更なる利用促進並びに安全性の確保という観点から、平成9年から平成20年度まで基幹市町村道整備事業として、旧笠利町が県代行として取り組んできたところであります。

この事業に際し、早期の完成をかんがみ、旧笠利町民が待ちわびてきたところでもあります。しかしながら、完成間近に斜面の軟弱地域が発生し、平成18年9月から平成19年3月31日までの6か月間、全面交通規制が敷かれました。そのことにより、町民はう回路を余儀なくされ、またその当時、燃料費の高騰もあり、町民の負担並びに精神的な苦痛となったところであります。

現在は交通規制も解かれ、平常に利用されていますが、しかし今回、山腹までの期間において片側通行部分もありますが、この時期の状況で陥没ができ、非常に足回りが悪い状態が続いております。何回か当局において改善がなされてきましたが、できるならば早期に舗装をしていただきたいところであります。しかし、この道路はあくまでも県道でありまして、現在私たち市民は、この事業の進捗率、今後の計画はどのようになっているか知る由もないところであります。いつまでに頂上までの完全な道路としてなされるのか。また、中途の事業説明をされるのか、お伺いいたします。

次の質問から発言席から行います。

建設部長（平 豊和君） 御答弁申し上げます。

市道赤木名・笠利線は、旧笠利町時代から県代行工事として実施してきております。この県代行工事は20年度で完了いたしますが、残りにつきましては市の事業として今後継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

4番（橋口和仁君） 先ほども話をしましたが、この道路は緊急時並びに生活道路として非常に必要であります。できるだけ早い時点で頂上までの舗装をしていただきたいなと思っております。

それと、部長のほうから今答弁がありました。新市において残りの区間するという話であります。この発注時期はいつごろになるのか。そのあたり、ちょっとまた答弁をお願いしたいと思います。

建設部長（平 豊和君） この市道赤木名・笠利線ではありますが、総延長が4,020メートルございま

す。そのうち1, 920メートルの区間を県代行工事として県のほうで平成9年度から下層路盤までの改良工事を進めてきておりまして、20年度までに完了の予定となっております。

県代行工事の下層路盤工が完了した後の舗装工事につきましては、市のほうで施工いたしますが、昨年までに1,040メートルを施工済みであります。今年度は赤木名側から560メートルを計画しておりまして、来月発注予定であります。平成20年度に320メートルを実施しまして、県代行区間の舗装工事を完了する予定であります。

4番（橋口和仁君） 県代行の事業のことは理解いたしましたが、平成19年度から新たに当初予算において3,000万円という計上をされております、新規事業。笠利のほうから残り区間までの事業だと思いますけども、この事業の発注時期はいつごろなのか。そのあたりまでちょっとお願いしたい。建設部長（平 豊和君） この委託につきましては、今年度で実施いたしますが、もうやがて発注の予定でございます。

4番（橋口和仁君） わかりました。それでは次に移らせていただきます。

次に、一般県道佐仁・万屋・赤木名線、須野工区の道路事業についてお伺いいたします。

当該路線は、奄美市笠利町佐仁と赤木名を結ぶ生活道路として、また北部地域の観光ルートとして利用されてきており、近年の交通量の増並びに急カーブや道路幅の狭さ、また歩行に際し安心して歩行できない状態があります。道路の拡幅並びに急カーブの是正などがこれまでに図られてきたところであります。事業期間も当初の計画は平成11年から平成20年度までとされ、北部地域の活性化並びにあやまる地を拠点とする新たな観光開発に際しての道路事業として校区民が期待し、早期の完成を待ちわびてきているところでもあります。

しかしながら、昨今の県財政に由来する事業の見直し、また改廃などにより年次ごとに微延が続いており、当該地域においてもいつまでに竣工できるのか。このままの状況で休止をされるのではないかと強く懸念を抱くところであります。

さらに、当初においては事業の説明がなされてきましたが、これまでの推移において当該区域民は、いつになると全面完成の運びとなるのか、今後の計画はどうなるのか、その事業計画説明がなされるのか。また、改良済みの舗装計画は随時なされていかれるのか。その点からお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 県道佐仁・万屋・赤木名線の道路改良工事につきましては、平成18年度までに大井橋が完成いたしまして、橋梁前後の改良工事が現在進められております。県においては、平成19年度も引き続き用地が整った区間から重点的に整備を進める方針で、先般、改良済み箇所の舗装工事を発注したところでございまして、19年度末には進捗率が事業費ベースで85パーセントに達する見込みでございます。

今後は、県予算が非常に厳しい中、事業効果を早急に波及させるため、既に用地が整った区間から重点的に工事を完成させたいとの県の説明でございますので、市におきましても今後の早期事業の完成に向けて要望を続けてまいりたいと考えております。

4番（橋口和仁君） この事業は、先ほども申しましたが平成11年から20年度までとなっております。10年という見直しがなされる中で、一体この事業の進捗率が、先ほど事業費というのが話されましたが、進捗率がなかなか進んでいかないような感じがいたしております。その後に対しまして、校区民もこの道路は県の財政が非常に厳しいという理解するところでありますけども、このままの状態では休止にされていくのではないかなという強い懸念を抱くところであります。そういう解消をするためにも、立て看板でもいいですから、そういう方向で住民のほうに説明するような形の表示はできないのか。そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

建設部長（平 豊和君） この工事は県のほうで施工する県の事業でありますので、そのあたりは私のほうから県のほうにそういった要望、やっていきたいというふうに考えます。

4番（橋口和仁君） ひとつよろしくをお願いします。

次に、一般道路佐仁・赤木名線、赤木名工区の改良事業についてお伺いいたします。

この県道は、旧笠利町制時の平成15年度から事業が開始されております。幅員が狭く、事故などが多発し、また役場や学校が隣接しているなど、町民として、道路の拡幅を通して安心して安全な歩行・通行ができるべく早急な改善を図るよう要望し、事業化がなされたところであります。そして昨年、奄美市になり、本市においては北部地域の拠点地域として位置付けされ、合併効果としての早期の事業の竣工が望まれているところであります。

しかし、市民として、本道の進ちよく状況が見えてこない。一時休止の状態ではないのか、また県の財政状況がひっ迫しているのか、このままの状態でおかれていくのではないのか等々の声があります。そして、今後事業の説明がなされて早期に着工されるのか。また、懸念を抱くところであります。このことにおいて、まず始めに、今までの進ちよく率そして今年度の計画を、さらに何年度までの計画を予想しているのかお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 県が行います県道佐仁・赤木名線の赤木名工区の道路改築事業につきましては、平成15年度から年次的に市が県からの委託で用地買収及び家屋補償等を進めてきておりまして、平成18年度末で用地93件のうち24件、補償物件115件のうち30件を完了したところでございます。

県においては、平成19年度も引き続き用地買収や家屋等の補償を実施いたしまして、県予算が非常に厳しい中ではありますが、先ほどの佐仁・万屋・赤木名線同様、早急に事業効果を波及させたいとのことで、用地が整った区間から集中的に道路改築工事に着手したいとの説明でございます。

進ちよく率につきましては、平成19年度末には事業費ベースで59パーセントに達する見込みでございます。今後の計画ということでございますが、予算の状況をみながら可能な限り早期に完成させたいという県の説明でございますので、市においても本事業の早期完成に向けて要望を続けてまいりたいと考えております。

4番（橋口和仁君） 理解いたしますが、全般を通しまして県の継続事業、国・県財政の非常にあおりを受けているような感じがいたしております。しかしながら、本市は県道並びに県事業の管理地として、また管理者としての立場・責任があるものだと思います。そういう意味においても市民の福祉のために、またその事業の早期の完成を図るべく、奄美市として強く継続して要望していただきたいとこのように思っております。ひとつよろしくをお願いします。

次に、防災行政について質問させていただきます。

まず、梅雨における危険地域の対応はということで、先般、奄美市地域防災計画の冊子が配布されました。この冊子を読んで、あらゆる災害に対する対策がなされておりますが、私は市民が防災に対する知識、そして啓発、普及がなされているのか。また、各集落ごとに自主防災組織が構築されておりますが、どれだけ組織として対応できるのか。その災害時の避難などのシミュレーションを想定され、実践をされるのかを考えるとところであります。

また、長雨により大分地盤が軟弱状態になっているようでありますが、がけ崩れ、地滑りなどへの周辺地域の方々への周知・避難誘導やその後の対策として、マニュアルの資料を作成し、危険区域に配布・周知されていくような対応はなされているのか、お伺いいたします。

また、災害時に建物が崩壊し、がけ崩れに対して迅速に対応処理するために、旧笠利町では建友会と災害に対する協定書を交しています。本市において、現在この協定書は交されているのか。併せてお伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 梅雨における危険地域の対応についてお答えいたします。

本市の地形上の特徴としまして、がけ地や急傾斜地等に隣接しての地域が多いため、土砂災害等で被害を受ける可能性が高いと言えます。

現在、本市の危険箇所としましては、急傾斜地崩壊危険箇所が325か所、土石流危険渓流が184か所、地すべり危険箇所が4か所、山地災害危険箇所115か所と、計628か所ございます。また、河川の洪水危険地域としましては、18地域を想定しております。さらに、高潮による洪水危険箇所としましては8地区を想定しており、これらの危険箇所につきましては、去る5月11日に大島支庁、それから名瀬測候所、奄美警察署、名瀬郵便局、大島地区消防組合と合同で防災点検などを行ったところでございます。それらの危険箇所の実態調査やパトロールを日常実施して現状把握に努めているところでございます。

また、災害に強いまちづくりの実現は、住民みんなが望むところであります。危険箇所の解消は行政として最重要課題と認識しております。地盤が軟弱になっている所を含め、防災対策工事などを実施してまいりたいと思います。

しかしながら、大自然の猛威の中で全ての危険箇所を解消するのは大変難しいことだと考えております。このようなことから、自らの命は自ら守るという基本的な考えや行動が非常に大切なことと考えております。

危険地域に居住している方への対応としましては、がけ崩れ等の前兆・現象を感じた場合には、できるだけ早目の避難を心がけることにはがき等でお知らせをしているところでございます。また、避難が必要な場合は、ケースに応じて自主避難、避難勧告及び指示を防災行政無線等で早目に呼びかけ、人的被害ゼロに努めてまいりたいと思います。その際にはどうしても自主防災組織や自治会、町内会などの協力が必要ですので、自主防災組織等の育成、強化に今後とも取り組んでまいりたいと存じます。

避難マニュアルの作成につきましては、必要なものと認識しておりますので、高齢者・障害者・子どもなどの災害弱者の避難方法も考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

最後に、建友会との協定書につきましては、現在、奄美建友会と締結するための準備を進めているところでございますので、よろしく申し上げます。

4番（橋口和仁君） 危険区域は628か所ですね。非常に多い状況ではないかなと思います。今、各集落等において自主防災組織は組織されておりますが、実際にこの組織が対応できるか、災害時において対応できるかというあたりのすごく懸念を抱くところなんです。実践を通しての訓練を通しての組織であればしっかりと機能できるんじゃないかと思いますが、そのあたりでただ文言だけの組織であつたらいけないんじゃないかなと思うところであります。そういう意味においても、今後、市として、地域自治区もあります。市として災害時の防災訓練等を今後計画をなされていかれるのか。また、そういうあたりの呼びかけはされていかれるのか。そこまでちょっと。

総務部長（福山敏裕君） 災害につきましては、やはり日常の訓練が一番大事だと思っているところでございます。そのようなことにおきましては、この防災計画に基づいた訓練を定期的開催していかねばいけないわけですが、それにつきましては自主防災組織を中心としまして、地域において、また組織ごとに日常的な訓練を実施していくように計画的な準備を進めてまいりたいと思っております。

4番（橋口和仁君） わかりました。それでは、毎年、梅雨の時期、台風が襲来してきますが、旧笠利町では災害状況や台風接近情報を防災無線、親子ラジオによる周知をされております。しかし、台風ともなると雨戸は閉められ、外界の音も聞こえない状況であります。そのときの防災無線としての活用がなされない、また暴風雨により電線が切断され停電の状態が続く、台風時における防災無線また親子ラジオの活用がなされないという状況であります。今後、市として、特に親子ラジオであります。どのように改善を図られるのか、お伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 防災無線・親子ラジオの今後の対策についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、笠利地区では昭和63年から防災行政無線と親子ラジオを接続しまして、防災情報をはじめとした様々な行政情報を提供しております。しかしながら、親子ラジオの老朽化や民間テレビやラジオの普及により、親子ラジオの加入率は年々減少、下降をたどっております。18年度は28.82パーセント、現在は25.04パーセントと4分の1でございます。

台風時には、防災情報を伝えることは非常に大切なことと考えております。親子ラジオからの情報提供は必要なことと認識しておりますが、防災情報を伝える方法としては老朽化したラジオの整備ではなく、市内全域を視野に入れた新たな整備がこれからは必要だと考えているところでございます。

4番（橋口和仁君） 理解いたします。それに関連しまして、引き続きNPO法人ディと防災との今後の方向性ということに入らせていただきます。

先ほど部長のほうから、ラジオの市内全域に向けての防災ということで発言がなされましたが、このNPO法人ディ、奄美FMディウェイブということで、島ラジオということで、今年5月1日に発足しております、このあたりちょっと紹介したいと思います。

皆様も知っていることと思いますが、平成16年に「奄美の人たちが、もっと奄美のことを知るための手段、奄美での生活を便利にするための情報源、さらには奄美を島内外へ発信するメディア」として設立し、そして今年5月1日に平成4年に制度化された市町村規模の範囲を対象としたコミュニティFM放送局として開局をいたしております。出力が20ワットで、一自治体に1周波数が決められており、エリアにおいては、奄美市が84パーセント、龍郷町が40パーセントと、また防災協定においても覚書を交しているという状況であります。

私がなぜこの奄美FMディに注目したかと言いますと、防災・観光の観点から、まず台風時のそして災害情報などの緊急性の高い情報源として、交通渋滞・火災などの情報源として、また島の情報を逐一流し、島内・島外の方々への観光案内として、島唄や方言など島の財産を、また特色ある放送局としてより多くの方々には知らしめる発信基地としてのラジオとして、いろいろなことが想定されますが、このラジオ放送による利活用がより以上にされないものかという点に注目しております。

特に今回は防災の点において、毎年奄美は台風の常襲地であります。昨年は最接近がなかったのですが、平成16年度の19号台風においては、私の住む地域は高潮・高波による床下浸水やがけ崩れ、家屋の損壊など、被害を被ってきたところであります。停電も2～3日間復旧がかかり、非常に不便を来したところであります。台風時には、私たちの地域では各家庭において、常に電灯とラジオを常備しております。電気が切断され、雨戸を閉め外界の音が遮断された中で、不安と孤独感にさいなまれ、その時に島の情報、台風情報を逐一聞くことができたならどんなにか安心感を得ることができるでしょう。そのために、本土のニュースではなく、地元の情報を逐一発信し続ける島の放送局の必要性を強く感じるところであります。

そのためには、解決しなければならない課題があります。その一つが難聴地域の解消であり、特にエリア地図でも分るように今現在こういう状況でエリアがなされております。旧名瀬地域においては、台風時においては瞬時にまた電気の回復はなされるだろうと思っておりますけれども、旧笠利町においては一回電線の切られた場合には2～3日復旧がかかる所であります。そのために情報源としてのラジオの価値・必要性、これを強く感じるところでありますけれども、何せこのエリアが龍郷地域までしかない。笠利地域の情報を得るためには、この笠利崎のほうにもう一度鉄塔を建てなければいけないという状況であります。鉄塔に関しましては、非常に多くの財源が必要だということで、非常にラジオ局としては苦慮しているところであります。今回、奄美市と龍郷町と覚書が締結されておりますが、協定がなされて早急にこの事業がなされ、この難聴地域の解消並びに今後の防災としての位置付けがなされないものか、まずそのあたりからお伺いしたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） NPO法人ディとの防災についての今後の方向性についてお答えいたします。

現在、防災対策の新たな取組としまして、NPO法人ディが開局するコミュニティFMを使った防災情報の提供を検討しているところでございます。

御承知のとおり、コミュニティFMは奄美市をエリアとして5月1日に開局しております。市販のFMラジオで放送が聞けます。この放送を使って、今、様々な観光情報なども提供できるわけでございますが、防災情報を流せると市民の皆様は家庭にいながらリアルタイムで防災情報を聞くことが可能となっております。

コミュニティFMは既に開局しておりますが、議員が御指摘なさいましたように、奄美市の中でも放送が入らない、あるいは聞きづらい地域があるとNPO法人ディのほうから話を伺っておりますので、今年度は難聴地域を特定するための調査をする予定にしております。この調査は7月に現在する予定で準備を進めているところでございます。この難聴地域の特定後は、その地域を解消するための中継局の設置や場所あるいは経費等についての検討がなされていくんじゃないかと思っているところでございます。

4番（橋口和仁君） 難聴地域を調査して、そしてその後、鉄塔に向けての検討されるということでありまして、毎年毎年この大島本島は台風の常襲地帯でありまして、来年にもまた同じようなことがなされたとき、非常に市民として苦勞しているところなんですよ。できるならば早期に検討されて、事業化されることを強く望んでいるところでありますが、もう一度、今度は市長のほうからこの件について。

市長（平田 義君） このFM局ディのことなんですけど、先般の答弁で防災ラジオのそれぞれ家庭に配布することで対応できないか、今、放送局の開局を待っておりますと答弁してあると思います。この度開局したわけですが、聞くところによると車の中では十分対応できるんですが、家の中に入ると電波がなかなか届かない。いわゆる出力が弱いのではないかとこのように思っております。そういった点で、この問題を解決する必要もあるかと思ったり、それとこの放送局の実力というか、能力がどれぐらいのものなのか、まだしばらく様子を見る必要もあるのではないのかなとこのように思っております。あくまでも民間NPO法人のやる事業でありますので、どの程度我々がかかわることができるのかということなども併せて検討をしていきたいとこのように思っております。

電波で防災情報が提供できるということは、広域に届くという点では最も有利なことではございますので、こらへんを踏まえながら対応していきたいとこのように思っております。熱海市がそういうような方法を取っておると情報を得ておるんですが、今年の早い時期に熱海市を訪ねて調査してみたいと思っただけですが、なかなか日程の都合がつかなくて延びているところなんです。そういったことなどを踏まえながら、できれば無線による情報の提供ということには十分に注意を払ってと申しますか、対応ができないか研究をしていきたいとこのように思っております。

4番（橋口和仁君） ある程度理解いたしましたけど、市長の答弁の中で、車の中では聞こえるけども家屋の中では聞こえにくいということで話がありました。そのあたりの向こうとも話をしたときに、非常に出力が弱いと。この地域FMというのは、法規制で一自治体に20ワットの出力と。1周波数と。1周波数は大体平面でしたら60キロまで届くということで迎えた事業でありまして、この山間部の多いこの島においては、山が非常に障害になって遠くまで届かないという実情があります。その解消として、出力の増また周波数を三つ四つ増やすという形でないと遠くまで届いていかないということでありました。

これを一つ是正する方法として、平成14年から構造改革特区というのが設けられております。その中で、法規制で一自治体に1出力20ワットですね。1周波数ということで設けられておりますが、その構造改革特区を通して外海離島のこの地でありますから、20ワット、また3周波数ということで設けられていかないか。特区制度を設けて、そういうあたりの是正はされていかれないのかということをおっしゃるところであります。

また、併せて能力ということではありますけど、これから先、一つの島の情報源としてのこの在り方、それはある程度行政も真しに受けて、ある程度は助成するべきところではないかなと思うところであります。

併せて、その地域FM局としてはいろんな、自分としては取り組んできたところでありまして、鹿児島においては鹿屋であります、三つの中継基地が設けられております。その中継基地を通してあらゆる難聴地域の解消、それも屋内に電波を通するような形を取っているところでありまして、そういう意味においても一つの自治体、コミュニティを育てていく上においても行政として取り組んでいただきたいとこのように思っております。ひとつよろしく願い申し上げます。

市長（平田隆義君） 先ほどの説明が少し抽象的になったのかなと今思っているんですが、ラジオ電波の伝達というのは、非常に早い即効性がある。この点はもう大きな力だろうと思います。そういった点では、このラジオ放送ということは重要視する必要があるとこういう認識は持っておりますので、今後の取組をしていきたいとこう思っております。

4番（橋口和仁君） ひとつよろしく願いいたします。

それでは、水産業行政についてであります。

まず、奄美市に2漁協があります。今後、合併に向けての方向性はないものか伺いいたします。

現在、奄美漁協は、住用・大和・龍郷・笠利の四つの漁協が一昨年合併いたしました。そして、漁協運営におきましては、非常に厳しいという状況であります。その一つの対策として、奄美漁協は島外への出荷や活魚、購買事業などで今現在運営を行っているところであります。しかし、課題も多くて後継者の育成、施設の老朽化、また新たな販路先の確立など、漁協関係を取り巻く環境は非常に農政に比して厳しいものであります。いかにして課題の解決に結びつけるかが、また課題でもあります。その解決に向けて組織の拡大を通し、国・県の今後助成がなされるのか。また、行政としてどこまで支援されるのか伺いいたします。そしてまた、併せて地産地消の取組について、その効果は出ているのか伺いいたします。

市長（平田隆義君） 橋口議員の質問でありますこの奄美市の2漁協の問題、大変頭を痛めているところであります。この漁協の合併経緯につきまして少し触れますと、漁業協同組合合併促進法が施行されておりますので、県漁連が県知事に提出した漁協合併の促進に関する基本計画に基づいて、平成12年に奄美群島全域で13漁協による研究会がスタートしたわけですが、その後、奄美群島全体での合併が困難な状況になるという事態もあり、平成16年になって島ごとの合併に向けて進み、大島本島地区7漁協による合併推進協議会が発足しました。合併後の事業、組織運営、財務等について協議を重ねてまいりました。

しかしながら、平成17年7月に、名瀬漁協、瀬戸内漁協、宇検漁協が合併の可否について否決という状況になりました。その後、合併を可決した4漁協（笠利、龍郷、住用、大和）が名瀬漁協を含めた形での合併について再検討を進めたわけですが、名瀬漁協が提案した合併についての市場の優先権や出資金などの合併条件について意見が一致せず、平成17年10月の名瀬漁協の合併総会において合併の否決という可決になりました。笠利漁協、龍郷漁協、大和漁協、住用漁協の4漁協が合併し、現在、奄美漁協がスタートしているという経緯を踏まえております。

本市といたしましては、当初から水産業の振興を進めていくためには、議員が指摘するように一市1漁協であることがやはり理想であろうとこのように認識をいたします。しかしながら、当事者である漁業組合の会員の皆さんの意思も尊重しなければならないということに戸惑いと申しますか、感じておるところです。できるだけ早い時期に、特に私の個人的な考えかもわかりませんが、産業界にかかわる諸団体においては、特に民間団体においてはできるだけ広域でものを処理していくということが今後求められているのではないのかなということは、多くの事例でそういう思いをいたしております。今後できるだけ一つの漁協としてスタートしていくということが大事ではないのかなとこのように思います。

一昨日、JAあまみの2回目の総会ということで御案内がございましたので、総会に参加させていただきました。全群島が一つの農協としてスタートしております。確かに難しい問題があるようで、それぞれの御立場で議論もなされておりました。しかし、感じとしては、私ほうまくいくのではないのかなという

感触を得てきたところでは、そういう意味においても、漁協においても早くそういう形を取って力強いスタートをしていくことを心から望んでいるということだけを申し上げて、答弁に代えたいと思います。よろしくお願いたします。

産業振興部長（赤近善治君） 地産地消についてのお尋ねがありましたので、御答弁申し上げます。

まず、名瀬地区におきましては、名瀬漁協によります毎月第3日曜日の朝市や奄美群島水産青年協議会による「新鮮なお魚まつり」などの魚食普及や宝勢丸かつお漁業生産組合による地元産水産物の付加価値を高める加工品の開発、販売を行っております。

また、住用地区におきましては、伝統的にサワラ漁が盛んであることから、婦人部を中心にサワラの加工品の開発を行うとともに、学校給食への展開を現在検討しているところであります。

笠利地区におきましては、笠利まちおこしフェスティバルや節田アマンデー市などのイベントで、漁協青年部が地元産水産物の提供を行い、魚食普及に努めるとともに、髓抜きしました新鮮な魚を地元スーパーや飲食店に出荷しているところでございます。また、笠利地区の給食センターでは、地元産の赤ウルメやモズク等を学校給食の食材として利用いたしております。

これらの各地区での取組は、地元水産資源の地産地消を具体的に進める活動になりますから、今後も協力して開催してまいりたいというふうを考えているところでございます。

4番（橋口和仁君） 市長並びに産振部長の答弁で理解いたしました。とにかく水産業にかかわる方々もたくさんいらっしゃいますので、市として、農協に比してあまり格差がないように、また助成なりしていただきたいなどこのように思っております。

次に、モズク振興策の状況はということで質問させていただきます。

奄美においては、これから水産物の核として期待されてきている養殖モズク。今現在、養殖モズクに従事している業者は9名であります。また、担い手も育ちつつあります。育苗から刈取りまで約4か月間、そして10月から6月、冬季ですね。冬季における養殖期間だと思っておりますが、この養殖を経て、またこの網の数により収穫も増え、またその収穫によって所得額も増えてきている状況であります。

今回、新聞紙上でいろいろと書かれておりますが、しかしながら外海離島の中で陸と海とが共存共栄で繁栄できないものかという思いをいたしております。今後、どのようにこの養殖モズクの振興にどのように市としてかかわっていかれるのか。その点からお伺いたします。

産業振興部長（赤近善治君） モズクの養殖につきましては、ここ数年、奄美産モズクとしまして本土でも品質のよさが高く評価されているところでございます。本市では笠利地区と名瀬地区におきまして6業者がモズクの養殖を行っているところでございます。

モズクの養殖の生産量は、年によりまして変動があると言われておりますが、特に笠利地区の3業者の生産量を見ますと、平成16年35トン、平成18年は89トンとなっており、年々伸びているところでございます。本市としましては、モズク養殖業は奄美の水産振興を考える上で大きな期待をいたしているところであり、品質や生産量の向上を図るためには、養殖技術と先進地から学ぶものが多くあると考えているところであります。

このようなことから、笠利総合支所の担当者と水産関係者でモズク養殖技術の先進地であります沖縄県へ視察を行いまして、品質、生産量の向上や販路開拓に向けたインターネット販売の研修会などを実施したところでございます。また、既にインターネットの販売サイトに出店するなどの取組も行われております。

モズク養殖業について、技術的指導のできる人材の導入についての関係ですが、大島支庁に配置されています水産普及指導員や県の水産技術開発センターに対しまして、技術的指導を要請することにより養殖技術の向上が図られるものというふうを考えているところであります。また、今年度は県のほうでモズク養殖業の先進地であります沖縄から講師を招いての研修会も予定していると伺っております。本市としまして

も、モズク養殖業者の方にこのような機会を利用していただくよう周知を図るとともに、モズク養殖業者の方の意見に応えるような機会などをつくるよう、関係機関と連携を取ってモズク養殖の普及に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解ください。

4番（橋口和仁君） 理解いたしました。ちょっとこの前喜瀬のほうに行きまして、喜瀬の養殖業者の古老という方に話を聞いてきました。そのときに、モズクとは何かということで話したときに、ちょっと雑談になりますがこの経緯を紹介させていただきたいと思います。

モズクを食することによって腸の浄化作用を促し、また食欲不振・二日酔いなどの改善に効果てきめんであるということでありまして、この古老が話すには、昔はこの島のあらゆる所と言いますかね、モズクが発生する箇所があるそうです。特に川から流れる地域において、山の養分が川に流れていくと。その養分を栄養源としてモズクは繁殖するというので、特に湾内ですね。喜瀬港とか秋名港とかその辺りが非常に適例地じゃないかなということでもあります。

これから先この養殖業において、先ほど部長のほうから答弁がありました。市としてしっかりと対応し支援していくということでもありますので、引き続き水産業の育成に向けて取り組んでいただきたいなどこのように思っております。

最後になりますが、昨日も与 勝広議員のほうから冒頭話が出ましたが、私たち議員は市民の幸せのために、また地域の振興のためにこの場におけるものだと思います。職員もまた地域の奉仕者として、そして天授職としてこの職を得ているだろうと思います。改めてもう一度、地域のために、また市民の幸せのために初心のあの純粹の気持ちを思い起こしていただきたいところであります。これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時26分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、南風会 師玉敏代君の発言を許可いたします。

8番（師玉敏代君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。南風会の師玉敏代でございます。どうぞよろしく願いいたします。

第2回定例会6月議会の開会にあたり一般質問に入ります前に、一言申し述べさせていただきたいと思っております。

社会保険庁によるずさんな事務管理体制の実情が一国民により白日の下にさらされ、年金5,000万円の未統合の年金記録問題が浮上いたしました。称して「消えた年金」として連日マスメディアによる報道に社会保険庁はその対策として、フリーダイヤルの開設、電話相談の拡充、オペレーターの人員増強など、その対応に追われております。これまでも官僚や大手企業の度重なる不祥事に、幹部役員が一同に立ち並び「申し訳ございませんでした」と謝罪する姿には、国民はいい加減にへきえきしているところがあります。しかし、今回の不祥事は、対岸の火事と見過ごすことのできない国民全ての人に直接かかわる大問題であり、将来に備えての大事な生活保障であります。年金納付者、年金受給者が一人漏れなく記録の確定をしなければ、問題解決にはならないと思っております。それに対し国は、1年以内に名寄せを完了させ、それに基づくお知らせを2008年度中に完了させると断言しております。これらのことを最優先に行うべきことはもちろんですが、二度とこのような事態を起こさないことが国民の願いであり、さらに社会保険庁の抜本的出直しが問題解決につながると思っております。一日も早く国民の不安、不信感を払拭させていただきたいと心から願っております。

このように、メディアによる報道に住民は大変敏感であり反応も早くなっています。合併当初より奄美

市議会に対する市民の関心は高く、在任特例1年8か月の特例措置に市民の会、他の団体の「奄美市議会の解散を求める陳情」が議会の度に提出されております。奄美市議会は、市民の声を真しに受け止め、昨年5月30日、「奄美市議会の在り方等に関する特別委員会」を設置し、同年9月定例会において解散の時期については意見は分かれたものの、多数が在任特例を平成19年の6月議会最終日までとし、議案終了後直ちに自主解散するのが望ましいという方向性が示されました。その後、行財政改革特別委員会においても、先の特別委員会を最大限尊重し、19年第1回定例会において、6月議会終了後、自主解散する旨の決議案を提出することを決め、3月議会において全会一致で原案のとおり決定いたしました。したがって、今期本会議が在任特例期間中の私の最後の一般質問となりますので、しっかりと質していきたいと思っております。

では、通告してあります3点について、順次質問していきたいと思っております。

まず最初に、市民のサービス「国民健康保険証」について質問いたします。

3月の一般質問において、「決断と実行の年」の重点施策として、新年度は実質「改革元年」と位置付け、市民と行政のパートナーシップでその実現に向けて、「市役所の改革」「市民サービスの改革」「市民と行政の共生・協働力」の三つの大きな目標を掲げておりますと御答弁いただきました。一つの市民のサービスの低下とも思える健康保険証の面変わりながく然とした一人であります。昨日、福田議員がこのことに触れましたが、もう一度お聞きいたします。まず、このサイズでこの材質になった理由をお聞かせください。この後の質問からは発言席にて行います。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 国民健康保険証につきましては、昨日も福田議員の質問にも答弁いたしましたけれども、議員御案内のとおり平成19年度から従来の世帯ごとのものを個人カードに変更をいたしております。これは平成13年に交付されました厚生労働省令第12号に基づくもので、準備ができた団体から切り替えていくという内容のものでございました。

その中で、サイズにつきましては、縦54ミリメートル、横幅86ミリメートルに定められておりますけれども、材質につきましてはある程度耐久性を持つものを基本とするということで、特に決められてはおりません。

本市といたしましては、丈夫なプラスチックも検討いたしましたけれども、個人カードになりますと枚数が4～5倍増えることとなりますので、これまでの発行費用32万円が340万円と約10倍となります。また、専用のプリンターを各支所に設置をいたしますと少なくとも240万円の増額が必要となりますので、合計発行経費で580万円と18倍を越すこととなりますので、今回の紙の材質にいたしました。

今回の紙製の場合には、枚数が増える分で約100万円の増額にもなります。従来の4倍の経費がかかっておりますけれども、既存のプリンターで出力できることや本市の国保財政等を考慮いたしますと、今回の方法が望ましいと考えて紙製の保険証を発行いたしましたので、よろしくお願いたします。

8番（師玉敏代君） 厚生労働省の12号で法の改正から、このようにサイズとこのような材質になったと御答弁いただきました。この件は昨日の福田議員の時にも聞いておりますが、従来の国民健康保険証は社会保険庁も市町村共済組合も国民健康保険者証も同じような材質で同じビニールに入っていたと思っております。今、私がこのように手元に持っているんですが、これは皆さんがお持ちの健康保険者証です。これが私のです。それで、やはりこれが法改正になるということは、どの自治体も今回このようなカード化になったと思うんですね。カードというのは、私ちょっと辞書で調べたんですけど、ちょっと厚手で小型と載っておりました。やはりカード化というのは、これも今は皆さんこのようにカードになって財布なり納める所に納めていますが、私の考えとしては保険証というのは各家に1個あって、いる時に持ち出す大事なものであり、身分証明書としての機能もあり、大変大事なものだと思っております。これがカード化ということは、法改正でそのように義務付けられたというのであれば、わかります。なぜ奄美市民の皆様だけがこういう材質になったのか。他町村を参考にしたのか、ちょっとお聞きいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） この発行に際しましては、鹿児島市とか都城市などに問い合わせをいたしております。国民健康保険につきましては、有効期限が1年ということでございますために、県内ではカード化をしている市町村はほとんどございません。奄美市と同じような紙製でございます。サイズ及び記入項目につきましては先ほど申しましたけども、厚生労働省令の第12号で決められた内容になっております。

昨日も申しましたけども、印刷ですね、この紙をプリンターにこうして入れるわけですね。そして住所・氏名・番号・発行者名入れまして、本人に手渡しする時にこれをはがしまして、先ほど議員お持ちのビニールの袋に挿入しまして、破れないようにということでお渡しをしているのが現状です。よろしくお願いたします。

8番（師玉敏代君） 私、このカバーもちょっと気に入らないんですね。結局このカバーに入れるということは、これを出さないと見えない。半透明ですよ、濁っていて。実際ならこれを出さなくてもこのまま病院の窓口へ提示できる、そういうものであるべきではないのかと思うんですよ。だから、このカバーのかかるコスト分、この材質をちょっと厚手にできないのか。やはり保険証というのはかくあるこうあるものだというのが統一されていないんですね。わかりますよ。社会保険事務所の社会保険証もあれば大体取得して喪失するまでの期間ですから長く持つ人は持ちます。そういう関係もあって厚手なのかなと。また、皆さんが持っている共済組合の保険証もしかりだと思います。だけど、今までは短期であろうが1年であろうと同じような保険証だったわけですよ。これがカード化になったということは、同じサイズなんですよ、これも。合わすと、同じなんです。これはさっきも言ったように財布に納めるべきものではないんですけど、納まるんですよ、ちゃんとカード入れにですね。これをビニールに入れると納まらないんですよ。私の友人は、これを自分自身でお金を支払ってラミネートしたんですよ。したんですよ、お金を払って。だけど、あまりにもこの材質が薄いためにラミネートしてもきれいに接着しないんですね。このもとの材質が弱いために。こういうことを考えても、やはりこれだけだと落しますよね。外さないといけなから。落して濡れたり破損したりする可能性も多いわけですよ。それと、これを私は財布に入れて、これを探すの大変なんです。手応えがないもんだから。滑るんですよ。ほかのレシートとお金と混じってしまって。やっぱりカードであると納める所にも納まるんですよ。こういったことも考えて、もちろんラミネートなりプラスチック型、最近は診察券もちゃんとプラスチック化になっております。安いコストでもっとちょっと厚手のあるものに替えることが今後できないのか。ちょっとお聞きいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 今、議員がおっしゃいましたラミネート化と言えば、例えば離島割引航空カード、このような市の職員証もラミネート化ということでカバーをはめています、これは確かに1枚1枚入れてやりますので、相当手間がかかります。そして、先ほどの紙製と申しましたけども、この保険証の裏には薄手のプラスチックというか、半透明のカバーが設置されていますので、このままでも使えはいたします。今、財布に入れることがちょっと難しいということでございましたけども、厚生省としましてはゆくゆくはプラスチックカード化をしまして、そこにICチップを挿入しまして、個人の医療の情報を各医療機関、市とも保有をしたいという考えでこのような大きさになったということはお聞きしてはいますが、短期と言いましても期間が1年でございますので、我々の共済組合の保険証は結構長期間の期間がございます。その短期の保険証を毎年経費をかけてするということは、今の国保の財政状況から困難ということでこのような方法になりましたが、今後、これを若干厚手の紙が利用できないか、それをまた検討はしてまいりたいと思っております。

8番（師玉敏代君） やはり、せめてこの材質にするか、せめてこの袋ですよ。透明、この意味がよくわからないですね。これを出さなくても見れるぐらいですね。いろいろそのへんは市民の側に立って、是非これは市民のサービスとしては、市民から言えばこういう法改正はわからないわけで、従来の保険証がよかつたと率直な意見を言うんですよ。そして、これになったのは個人一人ひとり扶養者にも行き渡るとい

うそういう利点はありますけども、やはり昔は遠隔地申請とか健康保険証、子どもが都会に行くと遠隔申請したり、そういう手間が省けると。そういうカード化になった個人に一人ひとり行き渡るという利点はわかります。そこはわかりますけど、やはりもうちょっとこれを出したときにあまりにも貧弱というかお粗末と私は思ったものですから、私だけじゃないと思います。是非ですね、今後この健康保険者証については材質の問題について今後検討をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。昨年の9月議会において、防災行政無線について質問いたしました。防災無線の老朽化による実態調査結果、そしてその対応については個別の受信機はアナログ式の防災無線であることから、将来的には総務省におきましてデジタル方式の防災無線しか許可しないという方向性から、当分は既存のシステムを維持しながら、将来は市内全域をエリアとしたデジタル無線の防災行政無線の具体的な策定をするという計画であることを答弁いただきました。防災に限らず、議会の模様、特に一般質問を住用地区におきましても無線を通し合併前までは聞くことができました。住民にしては議会を身近に大変感じていたところですよ。私自身あまり回線のことはよくわかりませんが、光ケーブルが住用支所、笠利支所まで届いていることから、それを母体として既存の防災無線に流すことはできないのか、お伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 既存の防災行政無線による議会一般質問等の放送公開についてお答えいたします。

旧住用村で、防災行政無線を使用した戸別受信機による議会放送は、一つの行政サービスであったと認識しております。現在の防災行政無線は、旧名瀬・笠利・住用において、それぞれ異なるメーカーのために統一した運用ができない状況となっております。本庁で行われています議会の模様を、既存の防災行政無線で放送することは難しい状況でございます。

議員御指摘のように、議会の模様を住民に周知することは大変大事なことであり、行政といたしましても奄美市全域の住民が議会の模様を知るために、議会だより、広報紙、本市のホームページで議会中継を通じて周知を図っているところでございます。今後もこれらの手段を使いながら、奄美市全域の住民に対しまして周知を図り、必要に応じて対策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

8番（師玉敏代君） 昨年の9月にNHKのFMですか、それが奄美市内全体エリアが広がりましたよね。そして、先月のNPO法人、先ほど橋口議員も申し上げましたけど、NPO法人奄美FMディですか、この開局と言うんですか。そういったいろいろな回線というか、そういうものを運用されていくことを聞きましたときに、先ほども市長からも御答弁いただきまして、やっぱりそういったものが出てきたときに私が考えることは、そういった回線、民間の活力ですか。そういったのを生かしながら、住民のサービスが図れないだろうともう単純に考えるわけですよ。だから、先ほども申しましたように、今まで聞いていたものが聞けなくなったというサービスの低下をいう、そこでまた新たにこういうFMディが開局し、昨年にはNHKのFMが全体奄美市のエリアを広げたということで、こういったものをどうにかFMにしても住用地域は難聴地域になっていて、ちょっとサントウの近くとか外に出ると聞こえるんですけども、それを聞いたときにすごく軽快なリズム、そのアナウンサー、司会者のトーク、子どもたちの元気な姿・声、そして島口のお年寄りのおしゃべりを聞いたときに、すごく元気が出るんですね。私はこういったのを見たときに、こういった回線を利用して、そこにのっかって、そして先ほども言いました防災無線、各家庭に備蓄としてラジオなり懐中電灯というのはあると思うんですよ。そういった回線を利用して、そういう防災上、もしくは将来的には一般質問、議場の模様を奄美市民全員に全域に知らしめることはできないのかなと思っているんですよ。そういったことを私は考えているんですけど、そういうことはできませんでしょうか。ちょっとお聞きします。

総務部長（福山敏裕君） 議員御指摘のディは、5月1日の開局以来、今おっしゃいましたように各方面

から島の情報を発信しているということで大変好評をいただいていると聞いております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、当初は出力20ワットで全地域をカバーできるということであったわけなんです。開局してみますとその地域が我々が当初想定していたよりも広がっているんじゃないかと感じられます。そういうことで、先ほど市長からも答弁がありましたとおり、車の中ではよく聞こえますが、やはり家の中では聞きにくいという状況などもありますので、現在の市のほうとしましては、その難聴地域がどのようになっているかを今、調査する準備を進めているところでございます。その調査を受けまして、今度は市としましてはどのような方向性が検討できるのかということでの検討を進めてまいりたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8番（師玉敏代君） 今後そういった調査・準備等を検討していくということで御答弁いただきました。私としては、合併後、合併効果、本当に合併してよかったと市民が思うのは何だろうかと。この間、FMディを聞きながら、この同じラジオを聞きながら、名瀬地区・笠利地区・住用の人が同じ放送を聞いて、そして一体感の醸成が図れるんじゃないかと思ったんですね。やはり同じものを聞き、同じように耳を傾け、そうしている姿が私は合併効果であり、やはり地理的には離れてはいますけれども、本当の奄美市の一体感は図れないかと思ひております。やはり、合併特例債にしてもいろいろな事業、合併後の事業においてもやっぱりこういったところに予算が使われるべきではないかと思ひんですが、市長、このへん含めまして御見解をよろしくお願ひいたします。

市長（平田 義君） 議員が指摘しますように、同じ情報を共有するということは、一体感を醸成することは大変重要なことだということ認識であります。そのためにイントラネットの光ファイバー網も設置することができたと。6億円近い特例債を活用して光ファイバー網を本来でしたら総合支所まででよかったわけなんです。せつかくそこまで来るんならということで各集落の公民館、小中学校まで延ばしたわけでございます。ですから、今後はこの光ファイバー網をどのように生かしていくかということが大きな課題です。いろいろ話を担当者のほうで聞くんですが、情報の伝達の仕方が光ファイバーでやる伝達のやり方、いわゆる有線ですね。それと無線でやる方法、これらのドッキングがなかなかそう簡単にはいかなんだなど。技術的な面もありますし、それから電波管理という法の問題もあります。そういった点をどのようにクリアしていくか、検討していかなきゃならないとこのように思ひます。ハードで線ですべて有線で結ぶということは非常に安定性がありますが、それだけ経費がかかってしまう。無線でという、その距離的な問題の解決がしやすいんですが、いろいろ電波が届く届かないという問題がまた出てくるというような技術的な問題もあります。そういった点を含んでおりますので、これからこういうことをどのように生かすか。この投資をどのように活用するか大きな課題でございますので、みんなで勉強し合ひて一日でも早い効果を出していくということに努めていきたいところであると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

8番（師玉敏代君） 市長が答弁のとおり、大変時間もかかります。またお金もかかります。私たち市民にしては一日でも早い早期実現に向けて、是非当局、行政、皆さんのお力で頑張っていたきたいと思ひます。

では、各種団体補助金について質問いたします。

19年度一般会計当初予算において、総務費に各種団体補助金9,000万円が計上されておりました。質疑の中で、予算審議の中で内訳に集会施設補修費など1,200万円、NPO法人300万円がその中に含まれているということの御答弁をいただきました。各種団体の補助金については、今後審議し確定するという答弁でございました。その後どのような体制で審議し、どのように見直したのかお示しいただきたいと思ひます。

企画部長（塩崎博成君） 各種団体への補助金につきましては、行財政改革推進の観点から、平成18年

度に奄美市補助金等評価委員会を設置をし審議をいただいていたところでございます。委員構成につきましては、識見者4名、内訳といたしまして鹿児島大学の先生1名、各地域自治区から3名、さらに公募による委員2名の計6人構成となっております。

現在平成19年度補助金事業のうち単独事業で実施をされている補助金について、事業に伴うもの12項目、運営に対するもの45項目、奨励金・助成金19項目、その他4項目の合計で80項目に絞り込みをいたしまして評価及び判定を既に終了いたしております。こういう状況で取組をいたしているところでございます。

8番（師玉敏代君） その審議委員会と言うんですか、その構成メンバーはわかりましたけども、これをどのように、例えば各種団体、地域女性団体、生活研究グループ、母子寡婦福祉会、いろいろ私もそこに所属する一人でありますけど、それを前年度対比としてどのように見直したんですか。

企画部長（塩崎博成君） 議員御指摘の地域女性団体補助金、さらには母子寡婦福祉協議会補助金も評価対象事業ということで審議をいたしまして、評価結果を各課担当者へ説明をし、委員のコメントも付してお渡しをしているところであります。確かに地域女性団体や母子寡婦福祉協議会への補助金につきましては、他の多くの補助金事業と同様、公益性のあるものと認識をいたしているところでもあります。しかしながら、補助金等の交付に関しましては明確な基準や定期的な見直しの仕組みが確立されていないため、いったん創設された補助金等を廃止することが難しく、一部の補助金においては年度末の補助金申請や交付が硬直化しているなどの問題が生じているところでございます。このようなことから、補助金の見直しにつきましてはどのような背景があって、どのような目的で補助金等交付をし、その補助金等交付によってどんな効果があり、何を達成したのかについて補助金等交付基準を定め実施をいたした次第であります。

8番（師玉敏代君） 前年度の対比ですね、前年度は例えば地域女性団体はどのぐらい、一律何パーセント削減というそういう形を取ったのか、取らなかったのか。前年度に比べてどうなのかということなんですが。

企画部長（塩崎博成君） まず評価の方法についてでございますけれども、全事業につきまして、一律3割のカットをいたしております。その3割のうち1割を委員の評価裁量とし、評価点ごとに加算方式といたしております。委員の持ち点につきましては、評価項目ごとに5点の一人当たりそれぞれ30点を持ち点といたしております。それから評価委員点数が平均以下の場合につきましては、条件を付けて継続としている部分もございますし、委員6名のうち3名以上が0点と評価した事業については、廃止をということでございます。

それから、市の地域女性団体連絡協議会の補助金、実績につきましては要望額に対しまして78.2パーセントということになっております。

8番（師玉敏代君） 私が、この補助金のことでここで何を言いたいかと言いますと、やはり地域女性団体の前身は婦人会、戦後間もなく婦人会女性が地域を暮らしを守るために、一番大変苦しい時代に立ち上がったのが婦人会という組織の地域女性団体の前身が婦人会であります。また、そういう婦人会とかまた生活研究グループ、いろんなグループがあります。そういった団体が昔から、特に農村周辺部におきましては地域の活性化、地域の活力、地域の豊年祭なり敬老会、冠婚葬祭、そういったものを一生懸命担ってきたわけですね。やっぱりそういう組織を考えて、やっぱりこれだけの団体がいますと。一律先ほど言ったように評価制も取っているような団体において削減をしたと言いますけども、やはり財政が厳しくなればなるほどこういった既存のもともとのある団体、こういった人の充実・育成というのが私は大事じゃないかと思えます。最近よく新聞でもいろんな支援で助成とか、森林の関係、NPO支援で助成とかいろんなこういうのも出ています。これも民間の活力を生かす協働のまちづくりという提言では、すごくすばらしいと思うんですけども、やはり既存で長年一生懸命地域の活性化のために頑張ってきた団体が数多くあ

るんですよ。そういった所をやはり生かしながら、やはり地域の活性化、市長の施政方針にもあります協働に共に生きるまちづくりのためにもですね、やはりこういった団体をどんどん財政が厳しいからといって削減するのではなく、こういった所の充実を図るということを私は考えていただきたいと思っているんです。特に地域女性団体にしろ生活研究にしろ母子寡婦にしろ、市・郡・県とあるんですね。その組織につながっているんですよ。やはりその負担金を納めることも大変なんです。自主運営になってから会費も募っていますけど、その中で一頃に比べると大変削減されて厳しいんですよ。やはり先立つものはお金で、別にほとんどがボランティアですけども、こういう既存の一生懸命頑張っている団体が更に元気を出して地域を活性化させるという意味で、こういう各種団体の補助金の削減にあたってはちゃんといろんなそういう、先ほど識見者なりいろんな方を公募しましたが、その前に各団体のそういういろんな思いも取り上げてこういう削減にはあたっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） 補助金見直しの背景、あるいは補助金等の見直しにつきましては、財政危機に直面をしている本市にとりましては、歳出削減の一環といたしまして補助金等総額の削減を図る観点から、まず聖域を設けないということで、恒常的に交付をしている補助金、あるいは補助目的が達成されたと認められるもの、統廃合すべきもの等について見直しを進めることによりまして、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効かつ効率的な活用を図るために取り組む必要があるということから、先ほど申し上げましたように聖域を設けないということでございまして、議員御指摘のとおり地域団体、地域の中で一番根をおろし頑張っておられるそういう団体の方々につきましても御協力をいただきながら、この厳しい財政の難局を乗り切っていくというようなこととございまして、ひとつ御理解のほどをよろしくお願いをいただきたいと思います。

8番（師玉敏代君） ひとつに母子寡婦福祉会とあります。私もそこに所属していますけど、私は地域女性団体、農協女性部、またこの母子寡婦のほうにも所属して、それぞれの団体の目的・趣旨は違うんですね、それぞれ。やはり地域女性団体にしろ生活研究グループにしろ、外に地域貢献、社会的な地域貢献が柱になっていますけど、母子寡婦福祉会なんていうのは、これも村上ハル子先生が戦後一生懸命、戦争未亡人という方のために一生懸命奔走されて今の母子寮が建設されていると聞いています。その方たちの御苦労のもとに私たちのこういう組織があるんですけども、時代背景も違います、確かに昔と違って。やはり母子家庭の子ども、生き別れ、死に別れいろいろありますけど、そういう人たちの福祉制度の活用。それは中の充実なんですね。お互い助け合う、励まし合う、そしてみんなが元気で仲良く生きていけるといういろんな目的・趣旨が違います。やっぱりそういったのも評価もしないと、社会地域で何かボランティア活動をやっている。それも大事です。そこをやれるところはやればいいし、また通して内部で充実を図らなければいけない母子寡婦のような組織もあるんですね。やはりそのへんも今後考慮して、この見直しに考えていただきたいと思います。それについて方向性も含めて一言お願いします。

企画部長（塩崎博成君） 市の地域女性団体連絡協議会であるとか、あるいはまた母子寡婦協議会の補助金につきましても、御承知のとおり一律のカットがなされております。そのカットの要因としましては、やっぱり民間の委員の先生方から見た視点でいろいろとその委員のコメントを見てみますと、やっぱりこういう理由でカットをされているんですよとそういう要因もございまして、そういう部分の見直しもまた今後していただきながら、再チャレンジという制度もございまして、そういう形でのまた対応の仕方というのものもあるのではないかと思います。そしてまた、今後の取組にいたしましても、このような厳しい財政環境、状況の中とございまして、これからもやっぱり補助金の交付の性格、そういう部分がまた取組が適正であるのかどうか。そういう部分等も含めながら、やっぱり適正な形に向けての方向性という部分は考えていく必要があるんだろうと思えます。そういうようなことで、これからも原点に戻りまして見直しをしていくということになっていくだろうと考えております。

8番（師玉敏代君） 是非、一律全てが同じではないということで、やはり目的・趣旨も違う団体ということと、その歴史そのへんもですね、そしてこの団体はどうある団体なのか。そのへんもしっかりですね、やはり検討・考慮していただいて、やはりこの削減についてはやはり検討していただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

では、観光の整備について。

昨年11月20日から22日まで、住用町を皮切りに「心と力を合わせて」と村おこし座談会が開催され、各集落の要望が上がりました。その中の一つ、川内集落のフナンギョの滝と道路整備とやちや坊岩までの道路整備についての要望がありました。これは住民からの直接の要望であり、今そのフナンギョの滝のその周辺、やちや坊岩のその周辺がどのような現状なのか。また、これまで何か取り組んだのか、お伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） これまでの取組についてのお尋ねもありましたが、今のところ具体的に取組ということはされてはいません。このフナンギョの滝につきましては、観光や川内川での川エビ捕り体験など、夏休みには市民など多くの方が訪ねておる場所でございます。自然の山・川を散策できるすばらしい所であると。私もまだ現場は見ておりませんが、そんなふう聞いております。

フナンギョの滝までの道路ですが、未舗装の部分が660メートルあるというふうに伺っております。定期的に除草作業を行っておりますけれども、大雨時期になりますとどうしてもわだちができるということで、利用者への支障を来しておるところです。また、この周辺には環境省の絶滅危惧種に指定されておりますリュウキュウスズカケという植物ですが、そのスズカケなどの稀少種が自生しております。このことから市道としての整備につきましては、地域住民の意見また動植物の専門家の意見等も聞きながら慎重に検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。また、今後は集落や観光等の通行に支障がないよう、道路整備ができるまでですね。支障がないように定期的に道路点検を行ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

8番（師玉敏代君） 私はこの一般質問の通告を出してからフナンギョの滝に、以前も行ったことありますけど、改めてそこの川内集落の囑託員をされている山田さんと同行しまして見てまいりました。舗装されている所に車を置いて、あと舗装されていない所から約1キロほど歩いたところにフナンギョの滝がありました。大変50メートルという高さで、ここ最近雨も降っていましたので水しぶきをあげて、本当に水が流れる様には、壮大な雄大な景観に大変感動いたしました。こういう自然の恵みという、もともとからある自然なんですけども、こういった自然観光、この道路整備が観光につながるということで私は質問しているんですけども、市長の施政方針の中にも「一集落1ブランド」ということで、この川内集落にはフナンギョの滝のほかにもやちや坊岩、そして伝承芸能でスティルクテンという踊りもずっと70年来引き継がれております。だから、この三つのうちどちらかが多分集落のブランド申請をするのじゃないかなと思って山田集落の囑託員の家を訪問いたしましたら、ちょうど25日までにブランドを申請を行政から出してくれということで、昨日、会を持ったと集落の。そして、ブランド指定の申請にフナンギョの滝をちょうど上げてあったんですね。行きましたら、これ借りてきたんですけど、やはりこれが今後川内集落のブランドとして、一集落1ブランドとして行政のほうで認定した場合、やはりこのフナンギョの滝の道路の整備というのは不可欠になってくるんじゃないかと思っております。そのことを考慮して御答弁をお願いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 議員から今お話があったとおり、川内集落のほうからはフナンギョの滝につきましては、一集落1ブランドという格好で申請があったと、私も昨日お伺いいたしております。集落から申請がありましたので、市としましても貴重な地域の資源としてとらえまして、集落の皆様と一緒にその活用策を考えていきたいというふうに考えております。

ただ、これを一集落1ブランドということで直ちに舗装をしたほうがいいのか、そのままの先ほど議員

がおっしゃった自然の恵みということも考えますと、やはりそのまま簡易舗装がいいとかいろいろ御意見が出ると私は思っております。その中で集落の方々の御意見も聞きながら、またすばらしい自然を守るという観点からもいろいろ多方面から意見を聞きながら、この道路整備につきましては考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

8番（師玉敏代君） 確かにですね、やはり不便であるからこそ逆に今のありのままの自然が守れたと私も散策しながら歩きながらそう感じたんですけども、今後、市長の施政方針の公約の一つとしてずっと一環して取り組んできた一集落1ブランドですので、もしこれを集落で各25日までに提出ということで、私たち見里集落も話し合いを何回か持っています。また、各集落も皆さん持ったと思います。やはり、確かに不便だからこそ守れたフナンギョの滝、やっちゃ坊岩ですけども、やはりこれを観光としてする場合、あまりにも不便利であれば観光の対象にならないんじゃないかと。やはりそこまで来たけど、あまりにも道路が、せめてきれいにアスファルトでなくても段をつけたその景観を壊さないような道路を補整するとかそういうことも考えられます。集落の人は、その清掃なり除草は自分たちがするんだと言っておりました。やっぱりそのぐらいの意気込みを持っていますので、やはりブランドを指定した後に行政が今後どのようにかわっていくか。そのへんも含めて御答弁いただきたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） この1ブランドにつきましては、全く今考えは一緒でございます。やはりブランドとして指定されたからには、それをより多く活用しなくちゃならないと思っております。ですから、例えば観光客を中心に整備をしていくのか。それともまた地域の方々が一緒に触れ合っていくのがいいのか。また、自然環境を残してやったほうがいいのか。それぞれいろんな御意見があると思っておりますので、まずは目的は先ほど議員の言っていたとおり、この一集落1ブランドのブランドをいかに生かすかと。その中で地域おこしをどうするかということですので、その目的に合うような整備につきまして、ずっと御意見を聞きながら整備してまいりたいというふうに思っていますので、御理解をよろしく願います。

8番（師玉敏代君） 整備していくということですね。確認いたします。

産業振興部長（赤近善治君） 一集落1ブランドと市長が申しております。また私どもも集落から申請を受けてますので、これはいつとは確約できませんが、そういった活性化策としての一助となるということで、整備に向けて頑張っていきたいというふうに思っています。

市長（平田隆義君） 少し補足させていただきますが、今ちょうど私たちは世界自然遺産登録に向けて取り組んでいるところです。その前提として、国立公園への国定公園の昇格をということで取り組んでおります。そういった点で、固有自然の景観というのをどのように保存もしなければならぬ。そして、地域の人たちやまた国民に親んでもらわなきゃならないというところの整合性をどこに図っていくかということが、ずっと問われてくるだろうと思います。そのフナンギョの滝にしましても、どういう形でこれをいかしていくかということが当然入ってくるだろうと思います。一集落1ブランドというとならえ方と、国立公園内にそれが指定されたときにはそれをどうしていくかということと、二通りの判断の基準が出てくるだろうと。このように今、話を聞きながら思ったところです。今後とも国立公園が枠にはめられますと何もできないという所も必要だろうし、また、いやある程度国民が活用していけるようにしよう、市民が活用していこうというゾーンも必要があるということで、5段階に分けた指定の在り方があるようがございますから、その中で検討していく必要があるんじゃないのか。フナンギョの滝に対しては、必要があるんじゃないかなどこのように考えましたので、その切に十分に対応していくようにしたいとこのように思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

8番（師玉敏代君） フナンギョの滝を見たことのある方はいらっしゃるのでしょうか。行政の皆さんも当局の中で。住用出身の職員もおりますけども。見ていますね。やはり、住用の森林の深いすばらしい

財産であります。この間見てきた時にはちょっと大木が落ちて、これどうにかならないかなと思いました。やはり、このフナンギョですね。皆さん、意味は先ほども聞かれたんですけどこういう場ですので、フナンギョの意味は私も少し間違っているかもわかりませんが、フナンギョの字は「舟」という字に「行」で、「行ずる」ですね。それでフナンギョ。昔は椎の木の大木を切って、その川の上流から下流に流したというそのへんから舟の代わりだったのかな。字は「舟」に「行」で、フナンギョです。ちょっとこのへんをもう一回詳しく聞かないとわからないんですけども、そういった言葉の由来だそうでございます。

私は、今回、村おこし座談会につきましても、この座談会を開催する前に当局が各集落の要望を募りました。これはやはりその座談会の時間的制約もあることから、やはり当局がスムーズに迅速に答弁できるように図ったことだと思います。そして、皆さん各集落からこのように文面で提出いたしました。そして皆さん、これを書く時に胸踊ったと思います。何か一つでもこれが実現してもらえないかなという思いで、この要望書を集落の皆さんが何回と集まってこれを提出したと思います。やはりですね、こういうこともまた、この一集落1ブランドもまたしかりで、やはりこういう今度も皆さん各集落で話し合ってブランド指定、申請をしたと思います。やはりこういうことに対してやはり当局は誠意ある回答を、文面を出していただいたものには文面をもってお答えするという回答の仕方は今後、今後というよりもやはりここまで、今まで出しました。村おこし座談会ですね。これに対する答弁書、回答書を、最後ですけど当局は各集落のほうに提出したのでしょうか。そのへんをちょっとお聞きいたします。

企画部長（塩崎博成君） 集落からの要望書に対しまして、文書での回答はいたしておりません。しかし、そのまちおこし座談会の中でその要望書に沿った形で誠心誠意回答をさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

8番（師玉敏代君） 私もその座談会に出席させていただきました。市長はじめ副市長、部長の皆さん、そして各支所の課長の皆さんも参列、列席されて各集落の囑託の皆さんに誠意ある回答をしていたのは、私もわかっております。ですけどですね、このようにやはり文面を出してあれば、集落としては記録として残したいんですよ。そこで言ったの言わなかったのじゃなくて、やはりこういう文面にしておくとなんか孫々とまで言いません。後々ですね、やはり何かあったときにこういうことはしましたよと。だけど当局も、やっぱり聞くことは大事だと思いますよ、話を。だけど、できること、できないこと、そして今後どうしたいということはやはり文面にそんなに難しく長く書かなくてもいいと思います。やはり、こういったものをこういった文面というのは当局側の都合じゃなくて、やはり市民側に立ってこういった文面化にしてお答えするというのを今後考えていただけないものでしょうか。もう一度お伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君） ただいま住用地区が終わりまして、現在笠利地区における村おこし座談会を開催をいたしている途中でございます。それで、今回の部分につきましては、今まで従来のような形で対応させていただくということになるかと思っております。しかし、その村おこし座談会でのやり取りの内容等については、記録もちゃんとしてございますので、そのへんの対応は適切に対処していけるものと思っております。

8番（師玉敏代君） 是非ですね、そういう議事録なり記録がありましたら、そんなに難しくないですよ。やはり、また私はここの中から次もまた一般質問、次はないかもわかりませんが、質問していきます。やっぱり住民は自分からこれだけ上げるの大変なんですよ。文章化するのも大変なんですよ。皆さんは事務のプロですから、この文を作るのは簡単です。でも皆さんが集って、これをパソコンで打って、これを文面化するというのも大変な作業なんです。そのへんをやっぱり市民側に立って、やっぱりこういったものが来たら、やはり誠意ある回答ですか、やはりこれからでも遅くないと思いますよ。一つ一つ簡単にですよ、各集落の区長さん、囑託員さんに渡していただければ、私はありがたいと思いますよ。こうしてせっかく出した中で、何一つ今見えていないです。だから、そのことをお願いしたいと思いますが、も

う一度お願いします。

企画部長（塩崎博成君） 議員の御提案もございました。今後またこのような提案も参考にしながら検討をさせていただきたいと思えます。

8番（師玉敏代君） 是非ですね、前向きに検討していただいて、自分達のサイドでなく市民のサイドに立って、誠意ある回答がどういうことなのか、どういうことをしたら誠意ある回答なのか。そのへんをしっかりとお含みいただきまして、今後、是非検討していただきたいと思えます。これで一般質問を終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時41分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

13番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。この場所に立って、夢のある話をしたいなといつも思うんですが、今の政治の状況を考えますと、生活防衛に追われると。そういうことばかりになっているようで、この場に立ちながらも複雑な思いがするわけです。

先ほど午前中の時間でも師玉議員が述べられましたけれども、今議会を特別な思いで参加をしている者の一人であります。7月11日の最終本会議でいよいよ議会解散の議決が行われ、可決になれば市民の皆さん方から批判の強かったマンモス議会とも、いよいよ別れを告げることができそうです。そうなれば、8月、夏の正に身も心も熱く燃える合併後初の選挙が実施される運びとなります。奄美市は合併したものの、先の3月議会でも多くの同僚議員から「市民からは合併してよかったという声は聞かれない」との発言が相次ぎました。市民生活をどう守るのか。奄美市としてはますます重要な時期を迎えてまいります。それは、市民生活がますます厳しくなることが予想されているからであります。小泉・安倍自公政権のもとで貧困と格差が広がる中、今年の6月は昨年を引き続きまたまた増税であります。たまったものではありません。全国で「誰がこんな増税を決めたのか」と怒りの声が沸騰しております。昨今のテレビもこの話題でもちきりであります。それは、ここ奄美でも一緒に、税の仕組みを知ると更にその怒りが沸騰いたします。

定率減税の廃止は、国民全体では1兆7,000億円もの増税となっております。皆さん方御存知だと思いますけれども、腹立たしいのは、その一方で大企業や大資産家には減価償却制度の見直しや証券優遇税制の延長を行っております。何とこれで新たに1兆7,000億円もの大減税となり、たった7人で200億円の減税という状況をつくり出しました。庶民への増税分が丸々大企業や大資産家に注ぎ込まれる形であります。貧困と格差を是正するのではなく、一層ひどくする政治が行われております。このことは今、政治のあらゆる分野にわたり問題が噴出しているのは、昨今のテレビの報道のとおりであります。

もう一つ、今度、住民税の負担が重くなっておりますけれども、所得税、住民税の最高税率は10年前の65パーセントから50パーセントに引き下げ、株でもうけた税金はたったの10パーセントしかかけられておりません。アメリカの半分以下だということでもあります。これだけでも減税額は1兆円にもなり、一握りの大資産家が巨額の減税の恩恵を受けているのがわかります。大企業の法人税率も同じであります。かつては42パーセントという時期もありましたが、今は法人税率は30パーセント、法人事業税は7.2パーセントにまで下がっております。これを10年前の法人税率を37.5パーセント、法人事業税を12パーセントに戻せば、4兆円の財源が生まれます。庶民への増税を改め、大企業や大資産家がこういった応分の負担を行えば、今、全国的に問題となっている払いたくても払えないというほど高くなった

国保税や介護保険料、利用料など、私が議員になってから繰り返して要望している問題でも国の制度として解決できるわけであります。いずれこのような政治は崩壊すると思いますが、住民の生活は今日・明日に困っているわけであります。そこで自治体の役割が本当に重要だと思うわけです。こういった状況をよく御理解を賜り、答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従って順次質問を行います。

まず最初に、先ほど述べました庶民大増税の市民生活への影響についてです。昨年強行された所得税及び住民税の定率減税の半減、公的年金控除の切下げ、老年者控除の廃止及び高齢者の住民税非課税措置の廃止により、市民経済の影響は大変大きなものがあり、これまでとは違った意識改革が必要で、今後の市政運営にあたっては市民生活を直視した政策の展開が求められるものと思えます。そこでまず改めて昨年の税制改革により、奄美市民が受けた影響についてお伺いいたします。

まず、どれだけの人とその影響を受けたのか。また、その影響額はいくらだったのか示していただきたい。また、住民税の増税では、政令都市などでは国保税は住民税をもとに保険税が決められるなど、いわゆる雪だるま式に上がる仕組みが作られております。奄美市の場合はどうような影響が出たのか。さらに、住民税の非課税と課税では増税の負担だけでなく、各種負担に差が出てきます。それだけ生活を圧迫するわけです。非課税から課税になった人は、何人だったのか。そして、苦情や問い合わせはどういう状況だったのかまでお示しいただきたいと思えます。

さらに、増税は今年も引き続いて行われております。老年者控除廃止による経過措置は2年目を迎えます。定率減税は全廃となったことから、増税となるものであります。

そこで、今年影響を受ける人数と金額はどの程度になるのか、お示しをいただきたい。また、市民生活の影響はどのように考えておられるのでしょうか。冒頭述べましたが、空前の利益を上げている大企業や大資産家には減税を続け、庶民にはこのような大増税を押し付けるという状況をどのように受け止め対応されるのか、御見解をお伺いをいたします。次からは発言席で行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 議員御承知のとおり、平成18年度税法改正により三位一体改革の一つとして、国税の所得税から地方税の個人住民税に対して、おおむね3兆円に達する税源が移譲されます。平成19年度からその税源移譲により、実際に税金が大きく移行いたしております。税源移譲に関しましては、1年間の所得に対する個々の納税者の負担額は、税源移譲があってもその前後を通じて基本的には変わらないようになっております。

一方、所得税及び住民税の定率減税は、小渕内閣当時、恒久的減税の一環として景気対策や個人所得課税の抜本的見直しまでの特例措置としまして、平成11年度税制改正で導入されております。所得税につきましては、税額の20パーセント相当額を控除、個人住民税からは所得割額の15パーセント相当額を控除するというものでございました。

最近の経済状況の改善等を踏まえ、平成17年分につきましては所得税の定率減税が20パーセントから10パーセントへ、また平成18年度の個人住民税につきましては、15パーセントから7.5パーセントへと控除率が引き下げられました。そのことにより、平成18年度は市民約1万4,000人に市民税7,700万円の負担増がございました。公的年金控除切下げで約1,100人に800万円、老年者控除の廃止で約2,000人に対しまして2,000万円、老年者非課税措置の廃止で約1,000人、270万円のそれぞれ負担増になっております。

平成18年度に公的年金控除切下げ、老年者控除の廃止及び老年者非課税措置の廃止で、非課税から課税になった人数は約1,000名でないかと思っております。これらのことに対しましての苦情や問い合わせは昨年はおおよそ210件ほどきております。今年の影響額についてでございますが、今年も影響を受ける人数と金額等は、人口動態、所得の増減等によって一概には比較しにくいものがありますが、平成18年度と同程度と見込んでいるところでございます。

定率減税の廃止によって影響を受ける市民は約1万4,000人ですので、申告者全体約3万5,000人の約40パーセントを占めております。所得税が今年の1月から、住民税は6月から直接市民経済に影響を与えております。このことから、市全体の個人消費が控えられるのではないかと危惧をしているところでございます。

冒頭も申し上げさせていただきましたが、税源の移譲についてより説明させていただきますと、奄美市におきましては市民税が平成18年度と比較しますと約3億円の増収となる見込みです。住民税の税率が一律10パーセントになったことによるものでございます。ただし、この分、逆に所得税が減額ということであります。そうは申しましても、住民税は昨年と比較しまして負担増になりますことから、市民の皆さんの反応が気になったところでございます。19年度分の特別徴収義務者には5月2日に通知書を発送しております。その後の問い合わせ等は、ほとんど今のところございませんでした。また、普通徴収者には6月8日金曜日に通知書を発送しましたので、その翌日からの土曜・日曜日の両日は市民からの問い合わせに備え、職員を待機させて取り組んだところでございます。しかし、土曜日にいつ納税書を発送するのかなどの問い合わせが1件あっただけでございました。これまで電話・来庁を含めまして、市民の方々からは70名ほどの方から問い合わせ等を受けているのが現状でございます。

13番(崎田信正君) 大変な額、影響を受けるわけですが、今、部長も市民の消費が抑えられる心配があるというふうに言われました。この定率減税の廃止については、部長も言われましたけれども、国のほうは経済状況の改善だと言いますけれども、経済状況の改善というのは個々人が収入が増えるということを前提だと思うんですね。ところが今回影響を受けているのは、年金受給者じゃないですか。年金受給者の人は、年金の額が増えたという話は聞いておりませんよね。そういった中で定率減税が廃止になって、いろんな控除がなくなるということで、大変な影響が出ているわけです。

一つは年金生活者の例ですけれども、2005年、これはまだ控除があった時ですね。市県民税はゼロでした。昨年このことによって5,600円の課税世帯となって、今年は更に3倍の値上げで1万6,600円の通知が来たというわけです。これは課税世帯になったため、いろんな影響が出てきます。例えば介護保険、夫婦二人で非課税の場合は介護保険は3ですね。基準額の一段階下。ところが、課税世帯になったために、本人は5段階になるわけです。奥さんのほうは3段階から基準額の4段階になるということで、これ単純に計算しますと年間で4万5,900円の介護保険料の負担増になるわけです。こういった人たちが、先ほどの人数でも全部が全部これに当てはまらないと思いますけれども、かなりの影響が出てくるわけですね。こういった人たちにどういふこれから手立てをするのかというのは、冒頭申し上げた市民の生活を直視した政策に今転換をしなければいけないというのは、こういった実態があるからと。

例えば、こういった市民生活の消費成果控えるということになれば、一番やっぱり心配されるのは飲食店経営者だと思うんです。飲食店、それから繁華街の影響がある。それに関連してタクシー業界あるいは代行業者も今、過当競争だと言われておりますけれども、この人たちの影響も心配されると。影響があれば、この人たちは今、持ちこたえられる状況じゃないというのは多くの人が言っていますね。そうしたら廃業してほかの職業を見つけるのかと言えば、簡単にはそれはいかないわけです。こういった問題が出てくるので、これからの市政運営にはしっかりしてもらいたいというふうに思います。これはもう国の制度で、そういった影響があるので今後どう対応するのかということで、この減税を戻すというわけにはいきませんから、あとは福祉の問題でこれに対応してもらいたいということで、通告では福祉行政についてということで述べてありますので、そこにいきたいと思います。

先ほどから述べているとおり、住民の負担は増え続けておりますから、住用・笠利の住民は国保税が上がっていると。名瀬では7月から下水道料金の値上げも準備をされております。ですから、全国の各自治体では低所得者の方を対象としたいろんな福祉減免を行っております。水道料金に減免制度を取り入れる自治体も少なくありません。これ以上の負担はとうてい耐えられないということですが、そんな中でまた新たな制度が組み込まれようとしているわけですね。後期高齢者医療制度でありますけれども、これ来年の4月からです。75歳以上の人は全て保険料の負担が出てきますけれども、この問題について介

護保険のときもそうでしたけれども、早くで制度は決めたいけれども実施前になってバタバタといろんなのが決まってくという事で、担当者の方は本当に苦労されていると思いますけれども、これも同じようなことが心配されるわけです。専門家からも早くも保険料の負担が重いかいような問題点が指摘をされております。3月議会でもこの問題を取り上げました。その当時の市民部長は、「今の時点では私どもとしてはまだ詳しい内容まで知らされていない状況ですが、一生懸命努力をしましてこの制度がうまく進んでいくように、意見が反映されるように努力をします」というふうに答弁をされております。この答弁だけだったら前向きだということになるわけですが、どこにどんな問題があるのかということは触れられておりません。広域連合議会の議員となるのは、市長から6名とかね、いろいろ定数20名の中で割り振りがありますけれども、ほとんどが無投票で決まるようであります。問題点があれば実施まで解決することが求められますけれども、この制度についてはどのような認識を持っているのか。そして、どのように対応しようとしているのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 後期高齢者医療制度につきましてでございますが、専門家から多くの問題が指摘されているがどう認識し対応するのかということでございます。

平成20年4月から、75歳以上の方を対象としました後期高齢者医療制度が発足いたしますことは御案内のとおりでございます。この後期高齢者医療制度につきましては、現行の老人保健制度と異なりまして、運営主体、保険料などこれまでにない新たな制度のスタートでございます。これから広域連合議会の中で多くの議論がなされることと思っておりますが、それぞれ地域の実情に十分な配慮がなされるよう関係機関と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

13番（崎田信正君） 先日、全員協議会の中で議員選挙が行われるということで、これは四つの議員選挙がありますけれども、市議会議員の枠だけですよ、結局。議員選挙が行われるのは。立候補者を見ると、議長会推薦でブロックを決めて6人が推薦をされております。当然選挙ですから、ブロックを越えてこの人をという人を投票するのが全く自由な選挙になるわけですが、ところでその議員の任期、広域連合議会議員の任期は4年ですが、任期途中で市議会そのものが改選をされるというところが出てくることになりますけれども、その議員の身分はどうなるのか。再選をされれば、そのまま継続して議員になれるのかですね。今度推薦されているのは議長職の方が多いわけですが、別に充て職で議長になっているというわけでないと思うんですよ。2年間で議長交代というのが慣例で行われているみたいですが、そのときはどういう対応になるのかですね。議員として議長を入れても継続してなっていくものだと。選挙で選ばれるわけですからね。そんなふうに認識しているのかどうか。また、職を辞任をする場合ですね、ブロックに限らず新たに立候補を受け付けて全議員での選挙になろうかと思っておりますけれども、どうなるのかお答えいただきたいと思っております。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 議員選挙につきましてでございますが、任期途中で改選がある場合の議員の身分につきましては、広域連合規約第9条第2項によりまして再選されたことといたしましても、改正の時点でいったん広域連合議員の職を失うこととなります。したがって、補欠選挙を実施することとなります。また、議長が交代した場合ということでございますが、おっしゃいますとおり広域連合議員につきましては議長充て職ではございませんので、本人が辞職をされない限り、そのまま広域連合議会議員としての身分を引き継ぐこととなります。欠員が生じた場合には補欠選挙を実施するわけですが、選挙の方法につきましては、同規約第8条によりまして、団体推薦・個人推薦により立候補を受け付け、定数を上回った場合には全議員での選挙ということになります。

13番（崎田信正君） その規約を見ますと、今、部長が答弁されかかりましたけれども、執行機関が当然できるわけですね。広域連合長というのがその一番のトップになるわけですが、規約を見ると関係市町村の長から関係市町村の長が投票で選ぶということになっております。その議員も市長会の推薦で6人

が選出をされるということになります。執行機関も市長会からとなると、なれ合いになるんじゃないかなと。先の全員協議会でも市長さんで鹿児島市の森市長は議員になっていないんですね。それはこの執行広域連合長になるからということ、これはもう話合いでそんなふうに使われているんじゃないかなと思いますけれども、とてもなれ合いの運営になっていくような気がして、多様な意見、議論が行われるとは思わないんですが、平田市長は立候補されなかったんですか。そのなれ合いになる心配はないのか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） なれ合いの運営にならないかということでございますけれども、直接選挙をもって当選された首長・議員の方々が広域連合議員として選出されるわけでございますので、十分な議論がなされるものと期待はいたしております。

13番（崎田信正君） 十分な議論と言っても、問題点が明らかにならなければ議論にはならんわけですね。そういった多様な意見がくみ交されるような議会になかなかきれいなんじゃないかなと。議長の推薦で全部なってくるしね。市長さんばかりですね。そういうのは全員協議会の時でも言いましたけれども、いけば一般的に言う与党体制でやろうということになるわけです。幸い今回、市議会の推薦枠で一人立候補されておりますから選挙になるわけですけれども、こういった人たちが出てくればそういったいろんな意見もちょっとはその議会で反映されるかなというふうに思いますので、今後いろんな改善点が出てくると思いますけれども、そういったことも是非改善の中に入れていただきたいというふうに思います。それで次に、国民健康保険制度について、若干ですがお伺いをしたいと思います。

国民健康保険法第1条は、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあり、第4条には、「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と定めております。国保法の目的に沿った対応を強く望みたいものでありますけれども、この制度は昭和36年に皆保険制度として確立をしております。国民の誰もがいずれかの医療保険への加入が義務付けられ、かかりやすい医療制度として世界に誇る長寿日本の土台を築いてきたものであります。

しかし、国の責任放棄とも言える医療改悪が繰り返され、医療費の負担は毎年のように増えております。国保財政への国の負担割合がこの20年間で50パーセントから35パーセントまで下がっているんですね。国の出し分を減らしているわけです。金額にして、これが1兆6,000億円にもなっていると。そのために、保険税の引上げにつながって負担が限度を超す状況になったと。全国的な問題になっておりますけれども、保険証が発行されず、医療機関にかかれば全額自己負担となる資格証明書が発行されている世帯は、全国では35万世帯。奄美も18年度当初よりももちろん減っていくわけですけれども、それでも今年の2月で476世帯だという数字が示されました。この方たちは事実上病気になっても医療にかかれない状況に置かれていると。まさに皆保険制度の崩壊とも言える状況で、住民の暮らしの目線に立った緊急な改善策が必要だと思います。

そこでお尋ねですが、19年度新年度を迎え資格証明書の発行はどうなっているのか、お尋ねをいたします。支所別にわかればお願いしたいと思います。平成16年度～19年度の年別の滞納世帯数と資格証の発行率はどのようになっているのでしょうか。また、どのような場合に資格証明書を発行しているのか。資格証明書発行世帯の実態はどうなっているのか、お伺いをいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） まず最初に、支所別の国保加入世帯と資格証明書の発行件数についての御質問ですが、名瀬支所が1万358世帯中630件、住用支所が536世帯中20件、笠利支所が2,029世帯中88件でございます。

次に、16年度から19年度の年度別滞納世帯と資格証明書の発行率についてでございますが、16年度は1,837世帯、6.35パーセントです。全体です。次17年度、1,734世帯、7.07パーセント、18年度は1,926世帯、5.71パーセントでございます。

次に、どのような場合に資格証明書を発行しているかということでございますが、年間の納期が8期ご

ざいますので、8期以上未納がある世帯に対しまして発行しているのが現状でございます。それと、分割納付誓約等により分割納付が確実に履行されている世帯に対しましては、短期保険証の交付を行いまして、3割負担で受診ができる措置を取っているところでございます。

次に、これは滞納世帯の実態ですが、資格証明書発行世帯に限っては統計は取っておりませんが、滞納分析などで推し量りますと、国保税の滞納世帯のうち所得が200万円未満の低所得者層や未申告世帯の占める割合が70パーセント以上を占めている状況にあり、また市民経済の低迷など更に収入不安定の要素等も考えられ、厳しい状況にあると推察されているところでございます。

国保税未納世帯に対しましては、今後とも窓口及び訪問指導等によりまして、引き続き分割納付などを含めました納税指導の拡充を図ってまいりたいと考えております。どうぞ御理解を賜りたいと思います。

13番（崎田信正君） どのような場合に資格証明書を発行しているかということで、1年以上滞納の場合ということになりますが、この資格証明書の交付要綱で「当該年度の年額保険税の2分の1に相当する額以上の滞納がある者」というのは、これはどのように解釈をすればいいんですか。

国民健康保険課長（福山 治君） 2分の1に相当する額以上の滞納があるということは、1年の年税額の2分の1ということで、通常の納期の割合から申し上げますと、年で8期でございます。それで4期以上の滞納がある場合という理解の仕方でございます。それを我々のほうの運用と言いますか、資格証明書を出す運用として、それを1年以上の滞納がある場合という形で柔らかに運用をしているというのが現状でございます。

13番（崎田信正君） 本来はその1年間で2分の1以上あれば資格証明書を出す。それを1年間に延ばしているということですね。全国的に1年以上ということになっているんじゃないんですか。

国民健康保険課長（福山 治君） これは法律の規定の仕方は、滞納があつて1年以上放置された場合の期限から放置された場合という考え方で、1年以上の税額の放置がされた場合ということでございます。ですから、滞納があれば全て、本来は法律の運用でいけば即資格証明書を出すというのが本来の考え方でございます。

13番（崎田信正君） 滞納があつても資格証明書を発行を控えるという事例はありませんか。例えば、病気の子もさんがいる世帯は発行を除外するとか、そういった特別な事情と言いますかね。そういった例はありませんか。

国民健康保険課長（福山 治君） いろいろなケースがございますので、ただ私どもも本来資格証明書を出すべきものであるという基本の原則は曲げずに、何とか運営の中で住民がなるべく困らないような方法で対応をしているというようところで、御理解をいただきたいと思ひます。

13番（崎田信正君） 本来、資格証明書は出すものではないんですよ。これを国がそんなふうにしたからこういう制度になっているわけであつてね、皆保険制度ということ言えば資格証明書というのはこれで保険扱いできないわけですから、本来は出すべきものではないけれども、国がいろんな制度を作つて資格証明書というようなことを義務付けてきたというふうに私は解釈をしますね。そこが言えば意識の改革の違いだということになるろうかと思ひます。そういう立場で是非みてもらいたいと思ひますが、とにかく相談に行けば滞納があつても保険証を発行してもらえということで解釈をしていいですか。

国民健康保険課長（福山 治君） そのようなことの答弁はしてないつもりでございます。滞納があつても、一律にその基準どおりに資格証明書を発行をしていないと。それは、その人が分納誓約をするとかいろいろ前向きな改善の兆しが考えられるときに短期保険証に切り替えているということでございまして、

滞納があっても相談をすれば全て短期保険証が出せるという解釈ではございませんので、御理解いただきたい。

13番（崎田信正君） 全ては言いませんけどね、そういうのはその人の家庭の事情、それから子どもさんが病気で困っているとか、滞納も大きくなれば、その大きいという金額はその人の経済状況で、1万円でも大変だろうし、皆さん方10万円、100万円あっても何とかやっていけるということでは、その世帯ごとには違っているわけですから、そういったことをきちんと見て対応してもらいたいというふうに思います。

次に、国保税の減免ですけれども、特別の事情によるというのが減免制度にありますね。これは再三伺いをしているところでもありますけれども、その特別の事情による減免というのはほとんど適用されていないということですが、病院にかかれないうちに社会復帰を遅らせるということになれば、お互いの損失になることもつながりますので、特別な事情を認めた保険税の減免制度、いろんなやり方があるわけですけれども、そういったことについて検討はされないのか。するのか、しないのかだけお答えください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） これは、この減免につきましては、以前からいろいろ議員が御質疑がされてまして答弁もいたしているようでございます。基本的な答弁になるかと思っておりますけれども、国民健康保険施行令第1条の3に災害とか盗難などの事由が定められております。また、奄美市の国民健康保険税条例には、減免及び軽減についての条文が定められておりますが、今後ともそれぞれの生活実態を把握しながら、法令及び国保会計の状況を勘案しまして個々の問題に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解方お願いします。

13番（崎田信正君） それで次ですが、その国民健康保険の制度の中では一部負担金の減免制度もあるんですね。これは国保の第44条にある分です。これは以前にもこの件について取り上げました。名瀬市の時代も含めて適用した事例はないということですが、現在までもその事例はないのか。どういったケースが適用の対象となるのか、お示しをいただきたい。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 国保の一部負担金減免制度についてでございますけれども、どのようなケースが対象となるのか。これにつきましては、国民健康保険法第44条につきまして、特別の理由がある者で被保険者で一部負担金の支払い、または納付が困難と認められる者に対しまして一部負担金の減額・免除及び徴収猶予を行うことができる旨の規定がございます。

この特別の理由につきましては、震災とか風水害、火災、そのほかこれらに類する災害により死亡、また障害者等となり、それと資産に重大な損害を受けたときというのがまず一つでございます。次に、干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不良、そのほかこれらに類する理由により収入が減少したときです。三つ目に、事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき。四つ目としまして、先ほどの三つ掲げましたけれども、その事由に類する事由があったときとされております。本市におきましては、合併以前の平成16年4月1日に先ほど説明いたしました特別の理由の一つ目に当たります災害に伴います国民健康保険、一部負担金の減免に関する事務処理要領を制定いたしまして、合併後も引き続き運用をすることといたしておるところでございます。現在のところ適用した事例はございません。

13番（崎田信正君） 生活保護を受給されている方は、医療費の負担がありませんよね。それは生活に困窮をしているからということになるわけですがけれども、例えばこういった事例の場合は対象にならないのかお尋ねしたいと思います。この方、生活保護を受給していた世帯で、家族のうちお一人の方が障害年金を受給することになったと。生活保護が廃止になったんですね。本来、自立ということで「よかったですね」というふうに声をかけたいわけですがけれども、今の貧困な制度ではそうは言えないのが実情なんです。介護保険料とか利用料の負担が出てくる。もちろん国保税とか医療費の負担も経済的に大きな負担になるわけです。白内障での手術を医者に勧められているけれども、医療費の負担ができないから手術も受

けられないというふうに言っておられますが、よその自治体では生活保護基準の110パーセント未満なら免除しましょうとか、それから広島でも生活保護の130パーセント以下の場合これを適用しましょうというようなのがありますが、奄美市では今言った事例の場合はこの対象にはなるのかならないのか、お尋ねをいたします。

国民健康保険課長（福山 治君） 今、具体的な例を示したようでございますが、その何パーセントとかそういうことでの画一的な減免というのは想定しておりません。それから、よその市でというお話でありましたが、それぞれ保険者としての経営の在り方というのがございます。それと、もう一つは是非議員にも知っていただきたいと思うことでございますが、平成18年の3月に最高裁で出てきました判決でございますが、生活保護水準と同程度の恒常的な生活が低い方に対して減免規則がありながら、それを適用していないのは裁量権の逸脱行為だということで訴えられた裁判の結果、裁判所が認めていることもそういう恒常的なものといえども経営者のそれぞれの判断でということで、これは違憲ではないという判例が出ています。そこらへんも熟慮して考えてみた場合に、どうしても私どもとしてはこの国民健康保険制度を何とか将来に対して維持をしていかなければならないと。減免をしたい気持ちとしては非常に山々で同じような気持ちを持つわけでございますが、減免をすとした場合にそれが奄美市の現在の状況などを考えてみましたら、約6割から7割が、7割から5割の減額を受けている方々でございます。そういう方々にあえてまたその上に減免という形が乗ってきますと、この制度そのものの存続が不可能になると。ましてやこれを補うとした場合には、当然、そうでない人々に税率の添加をしなければなりません。こういうことなども総合的に考えて、減免をも含めて運用をして図っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

13番（崎田信正君） こういった人たちに、よその市ではできていることができないほど財政的には厳しいということを言っているわけでしょう。ですよね。一番冒頭に申し上げましたように、これから市政の運営、在り方、どこに重点を置いて市政運営をしていくのか。それは税金の使い方、集め方にもかかわってくるわけですよ。ですから、今これからますます市民の負担が増えてきますから、市長ね、ですから市民の暮らしの目線で洗いざらいの予算の執行状況とかですね、そういったところにどこに重点を移していくのか、もう一度市民の生活実態、これはもう部課長さん全部市民の中に入ってもらってですね、生活実態を調査するぐらいのことをして、そういった人たちにどれだけの財源を回すことができるのか、どれだけの財源を回すようにしなきゃいけないのかということで、是非頑張っていたいただきたいというふうに思っています。これは次の生活保護行政についても同じようなことになってくるわけですけども、それで福祉行政についてということで質問通告をやっているわけです。

次、生活保護行政について、介護保険が先ですね。介護保険も同じようなことが言えるわけです。先ほどの税金のことで、第3段階が第5段階になると。年額で4万5,000円以上も負担が増える人が実際出てきているということで、全国の介護保険の平均というのは4,000円ちょっとなんですね。奄美市・名瀬の基準額が5,100円が多いと。年金受給額の平均は、これは全国平均よりもかなり低いという状況になります。低所得者への減免軽減制度の必要性は、これまでも繰り返し訴えてきました。そこで質問ですが、18年度・19年度の一連の税制度改正の影響による介護保険料への影響はどうなったのか。介護保険料の負担が増える人など様々な影響は出ていると思いますが、お示しをいただきたいと思っております。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 介護保険料利用料の減免・軽減についてでございますが、まず老年者控除などの廃止で18年度・19年度の一連の改正、保険料への影響はどうだったということですね。税制改正による介護保険料の影響につきましては、18年度介護保険料段階が上昇した方は911名となっております。税制改正に伴いまして、市民税課税者となった世帯に属する非課税者202名、また市民税本人課税になる人数は709名となりまして、影響額が2,334万6,000円となっております。奄美市におきましては、激変緩和措置がなされておりますために影響額としましては734万3,000円となります。19年度も国の制度に基づきまして激変緩和の措置を実施したいと考えております。

13番（崎田信正君） それだけ介護保険料も上がる。国保税もひよっとしたら来年また上がるかもわからない。下水道料金は今年から上がっていくと。もう何もかも上がるばかりですよ。それで収入のほうは全然増えないわけですから、そういった市民の暮らしを考えてやっぱり行政というのは、その地域に住んでいる人の福祉を一番に考えるのが地方自治体の役割だということは言われているわけですから、その立場を忘れずに頑張ってもらいたいというふうに思います。

次に、妊婦健診の無料制度の拡大についてですが、これは3月議会の昨日もありましたけれども、肥後議員が質問され、大迫議員も質問をされました。3月議会の時では、この無料健診の拡大については「一生懸命努力いたします」というふうに答弁が締めくくられているわけです。それでも19年度でこの拡大実施ということにはなっておりません。何が障害となっているのか。財政だということだと思うんですが、どのような努力をなされたのかお示しをいただきたいと思います。拡大に向けてですね。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） この妊婦健診の件でございますが、昨日も大迫議員の質問にも答弁いたしましたけれども、まず県を通して国からの通知の文書の件でございますが、これが平成19年度当初予算のヒアリング後でございます。また、19年度の交付税の確定が7月頃ということでございまして、その内訳がわかるのが10月頃だと伺っております。地方財政措置ということでの連絡でございましたことで、我々としては通常の補助金の率が上がったかそういうことではございまして、地方財政措置が取られたということしかわかっておりませんでした。そのために19年度の実施は不確定要素があったということで実施はしておりません。これにつきましては少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を図るために、平成20年度に向けて財政当局と協議をしまいたいと考えております。先ほど申しましたけれども、交付税ということでございまして、補助金とは違い各自自治体の実情に応じて検討されるべきものでございます。ほかの事業などの見直しなども含めまして、実施計画に基づいて検討をしまいたいと考えております。

また、どのような努力と言いますけれども、我々としてはまず財政的裏付けがないということで、もし裏付けが確実に実施される場合には、20年度実施に向けて検討をしまいたいということでは今お答えはできません。

13番（崎田信正君） この件についてもやっぱり財政的な問題が当然出てくるわけですが、厚生労働省の通知がされる前に既に妊婦健診は拡大をして無料健診を実施しているという自治体はたくさんありますよね。奄美市の場合は前期が1回、後期が1回、それと精密検査ということになりますけれども、厚生労働省の通知というのは、公費負担は14回が望ましいと。それでも最低限5回程度は原則としてできないかというふうに私は受け取っているんです。5回でいいということじゃなくてね。その最低限のものについても19年度は実施をできなかったと。20年度検討したいということで実施するというのではなかったの、もし20年度もできないなんていうことはあってはならないと思うんですね。最優先課題だと思いますが、その認識を持っているのかですね、確認をしたいと思います。

それから、これは3月議会の答弁で受診率が90パーセントで高いというふうにありますけれども、受診率が90パーセントで高いというのは妊婦健診の場合は私は当たり前だというふうに思っております。これは私も出産に立ち会いました。子どもが誕生するということは、人生の中でも最大の喜び事でなくてはなりません。実際そうなんです。何をしても妊婦健診、受診をするというのは親であれば当然です。逆に10パーセントが受診していないということが異常だというふうにとらえるのが、行政の立場であってほしいというふうに思います。そのための費用は、何が何でも準備をするわけですよ。無料だから行く、有料だから行かないということじゃなくて、有料であってもやっぱり健康な我が子を出産を望むということですから、どういってお金の準備をしようとも準備するというのが親心なんです。皆さん方はまだしっかりと給与をいただいているかもわかりませんが、都会では「ネットカフェ難民」あるいは「ワーキングプア」という言葉も生まれ、これはこの国の異常さを示す言葉でありますけれども、今、若

い夫婦がどんな生活をしているのか認識をされているのか、お伺いをいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 受診率につきましては、平成18年の現在で申し上げますと92.2パーセントとなっております。これは、名瀬・住用・笠利のそれぞれの地区を含めた数字でございますが、残りの方々は受診をされていないというのか、それともこちらが把握していないのかですね。できるだけ100パーセントが望ましいわけでございますが、それにいたしましても私どもといたしましては、少子化対策の一環といたしまして妊娠中の健康診査費用の負担軽減を行いたいということは、議員と同じ考えであります。また、妊娠とか出産にかかる経済不安を少しでも軽減をいたしまして、少子化の解消の一助に資するというので、積極的な妊婦健診の受診を図るためにほかの事業の見直しなども含めまして、実施計画に基づいて平成20年度に向けて財政当局と協議をしましてまいりたいと今考えをいたしているところでございます。

13番（崎田信正君） この妊婦健診の無料化については、義務付けたものではない、各市町村の実情に応じてということをお答えされて、県からの指導ですね、そう言っておりますけれども、実情と言ったときには、もちろん財政的な実情もありますけれども、そこで妊婦健診を受ける若い夫婦たちの経済的なこともこの実情に含まれるんだと私は思いますので、先ほどからいろんな事業の見直しも含めてやりたいというふうには私は受け止めましたけれども、是非その方向でやっていただきたいと思っております。

次に、生活保護行政ですが、これは高齢加算が廃止になりました。今度は母子加算も廃止をしようということで、3年間かけて廃止をする。今年は1年目になっておりますね。減額になっているわけです。それと同時に長期生活支援支援制度という制度ができるということになりますので、その影響がどうなるのかお伺いをいたします。

福祉事務所長（大井進良君） まず、母子加算の廃止による影響について申し上げます。

奄美市における平成19年3月末現在の被保護世帯が1,943世帯でございます。このうち母子世帯が180世帯でございます。3月に支給した母子加算の総額、これが約366万8,000円となっております。また、4月の母子加算対象世帯が149世帯、母子加算の見直しによりまして4月分の母子加算の支給総額が約213万6,000円となっております。本市の影響額は、一月当たりが約153万2,000円、18年度と比べまして19年度年額は1,838万4,000円の減額が見込まれます。これは平成20年度の母子加算額につきましては、現在の149世帯で見込んだ場合ですけれども、一月当たり76万6,000円、年間で919万2,000円の減額というふうに見込んでおります。なお、母子加算につきましては、議員おっしゃるとおり平成21年4月に廃止になる予定でございます。

それから、次に長期生活支援資金制度による影響でございますが、これが適用となる世帯につきましては65歳以上で土地の評価額500万円以上の居住用財産を所有している要保護世帯ということになっております。全国で約5,000世帯、鹿児島県で84世帯、奄美市におきましては3世帯が対象となっております。

13番（崎田信正君） 今、所長のほうから出たのは全体の額ですね。私は、個人の額で言いますとこの高齢加算が既に廃止になっておりますけれども、大体70歳以上の生活保護受給者というのは、昨日お聞きしました1,094名だということでした。障害加算の併給はできないということがありますので、この方全部が対象になるとは思いませんけれども、仮に1,000名の方だとすればですね、生活保護世帯のふところから1億8,000万円以上が消えたということになるんですね。1,000名掛けるそのときの高齢加算は1万5,430円でした。これの12か月になるわけです。その1,000名ということで1億8,000万円が生活保護世帯のふところから消えていったと。制度をちょっと変えるだけで、これだけのお金を奪われてしまうという状況になっております。今度は母子家庭からそれを奪っていくことになれば、3年目では24万2400円のカットなんですね。24万2400円カットになります。母

子世帯の方というのは、ギリギリの生活をやっている中から24万円もカットされるわけですから、こういった状況の中で新たに長期生活支援資金制度というのが出てくると、これはもう生活保護制度そのものを解体に向かって走っているというふうを受け取るわけですが、こういった状況の中で本当に市民の暮らしをどうするのか。また、新しい産業で働く場所を見つけるというのはもう喫緊の課題なんですね。そういったときに、どういう事業を優先してやっていくのか。本当に真剣に考えてもらわないと、市民の暮らしが成り立たない。こういう状況になるということを申し上げて、終わりにいたします。

議長（前田幸男君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）



議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

自由連合 栄 勝正君の発言を許可いたします。

23番（栄 勝正君） 皆さん、こんにちは。自由連合の栄 勝正です。本日、最後の質問になりました。少々お疲れのこととは思いますが、今しばらくお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。

さて、我が国は、東京や大阪・名古屋を中心とした大都市では、景気が回復し空前の好景気が続いています。我が外海離島の奄美では一向にその気配は見られません。国のほうでは毎日毎日、新聞やテレビなどのマスコミで大きく取り上げられて、国民に関心が一番最も深い年金問題、格差問題、少子高齢化、教育問題、医療と福祉、特に産婦人科・脳外科・小児科などの医師不足による国民の不安など、重要問題が国や地方を問わず山積をいたしております。政府におかれましては、国民の不安をなくし、安心・安全で住みよい国づくりに全力を取り組まれるよう強く望むものであります。

さて、本市の状況を見ますと、歯止めがきかない大島紬の減産、財政難による公共工事の減などの影響で、本市のあらゆる中小企業は火の車の状態が続いています。また、30代・40代を主に主婦が出稼者が続出しています。当局におかれましては、このような経済状況を的確に把握し、納得のいく対応を心から願います。

さて、市役所は本市の中で最大規模を誇る職員数、一般会計・特別会計を合わせた480億円余の経済効果、市民の大変関心の深いことであります。どうか職員の皆様、市内の民間企業は売上減などで悲鳴をあげています。意識を改革し、市民の立場に立って行動し、町内活動や自治会活動にも積極的に参加し、市民から共感を得られるよう頑張ってもらいたいと思います。

さて、20年後・30年後、本市を背負って立つであろう今年の新規採用の職員、消防職員を含めて13名採用されたと聞いておりますが、立派な公僕、職員になるためにも初任者研修は非常に重要だと思いますが、どのような研修をなされているのでしょうか、お聞かせください。次の質問からは発言席にて行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 初任者研修の在り方について、お答えいたします。

新規採用職員の研修につきましては、採用年度にまず県市長村研修協会が主催する研修と、市独自の宿泊研修を実施しているところでございます。県市町村研修協会の研修では、前期・後期の2回にわたっております。地方自治法及び地方公務員法等の公務員の基礎となる法令関係の研修をはじめ、接遇マナーなどの社会人としての心構えについて、研修を実施しております。市独自の宿泊研修におきましては、市職員及び民間の経営者が講師となりまして、財政・福祉・環境及び産業等の市政の現状について研修を行い、また実地研修としまして民間企業等での研修を行っているところでございます。

また、採用後6か月間の条件付任用期間におきましては、採用職員ごとに研修指導員を任命しまして、職場内研修を実施しております。研修指導員には毎月の勤務状況や研修指導内容の報告を義務付けているところでございます。

23番(栄 勝正君) 私がこの質問をしたのは、前々からいろんな議員が、職員の資質の在り方、意識改革、そういうことで質問がなされております。その中で、やはり例えば役所に来てもあいさつをしない職員が多いとか、あるいは廊下に立っておっても何一つ声もかけてくれないとかそういう声をよく聞くもんですから、やはり鉄は熱いうちに叩けということわざがありますけれど、初任者のときにやはりびしっと公僕として、一人前の職員として研修を積んで、そしたら年を取っても、何年勤続しても立派にやり遂げるんじゃないかなと思って質問をしたわけでありまして。

いろんな所でいろんな独自の研修もなされていると聞いております。幸いにして、本市も、名瀬市も笠利・住用と合併いたしましたして、いろんな所に体験ができるんじゃないかなと私は思っております。例えば、県内の教職員の初任者などは1年間かかって一人の指導者を付けて何十時間という研修をやるわけでございます。その中でまた夏休み・冬休みなども通じていろんな体験もいたしております。私はやはり市役所の職員にもそういうのは必要じゃないかなと常日頃思っております。先ほどから言いますように、笠利のキビ刈り、あるいは住用のタンカン・ボンカン狩り、あるいはスモモ狩り、あるいはまたこの旧名瀬地区のホテルとかスーパーとか、あるいはいろんなガソリンスタンドとか事業所などでやはり体験することは必要じゃないかなと。先ほどからいろんな議員の質問がありますけれども、やはり市民生活が熟知できるためにもそういうことは私は是非必要だと思っておりますが、そのへんはどのように考えていますか。

総務部長(福山敏裕君) 職員があらゆる場所で研修することは、大変大事なことだと思っております。また今、議員から御提言のありましたとおり、17年度のこれは事例でございますが、ガソリンスタンドそれから市内の酒造会社などのほうでの職員の研修も行っているところでございます。確かに学校の教職員などは公務員の中で一番研修が多いんじゃないかと思っておりますけれども、行政のほうの研修につきましてもいろんな経験を積むということは大変大事なことでございますので、いろんな職種の企業に協力を求めまして研修を実施していきたいと考えております。

23番(栄 勝正君) 是非、笠利のキビ刈り取り時期とかあるいはボンカン・タンカンの狩り取り時期とか、あるいはホテルとかレストランとかガソリンスタンドやスーパーなどお願いしたらできるんじゃないかなと思っておりますので、是非今年からでも初任者に対して、その市民生活が本当に市内の企業の厳しさ、苦しさ、民間のですね。やはり1円を稼ぐために、1円をもうけるために一生懸命死にものぐるいでやっているという姿なども見てもらって、今後の市政運営に参考にしてもらいたいと思っておりますので、是非実行してもらいたいと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次は、奄美海用展示館の現状・課題、今後の方針ということで質問をしたいと思っております。

奄美海洋展示館は平成10年にオープンいたしまして、今年で10年目でございます。入館者は当初は4万217名、入館料2,818万3,300円で、18年度は入館者が1万8,221名、入館料が686万8,531円に激減をしております。このような中で、私はその隣のタラソ施設に行くんですけども、そこの中でいつも話題になるのが、向こうを眺めながら「あれは何ですか」と聞く人もいます。「海洋展示館だよ」と言うと、「何があるんですか」というような質問もよく受けます。やはり、あのようにあって、まだ市民の中には知らない人がいるということもあるわけでございます。それで、年間の委託料あるいは維持管理費を補助しておりますけれどもいつまで、夕張市が破綻したのも観光施設をいっぱい造って、その負担に耐えられないということで破綻もしているわけですけども、奄振でこの海洋展示館も建設されたと思っておりますけれども、今後、今の現状と課題をまず初めにお聞かせください。

産業振興部長（赤近善治君） 現状と課題ということですが、奄美海洋展示館の入館料の現状といたしましては、平成11年度から16年度までは約2万から2万2,000人台と横ばいで推移していましたが、議員からの御指摘があったとおり、平成17年度入館者は1万8,471名、平成18年度の入館者は1万8,227名と2万人をいずれも割っており、今後入館者の確保策を図る必要があるというふうに考えているところであります。

最近では、水産高校や大学の海洋学部等が学習の場としての利用もしておりますので、今後の取組としましては、本島内の教育機関へ学習教材の提供として、「ウミガメの赤ちゃん飼育」、「貝殻の展示会」等のイベントを企画したり、デイサービス等の介護福祉施設へのアプローチも継続して行うとともに、海洋展示館だけでなくさんご礁の散策など、大浜全体としてのツアー企画に力を入れ、話題性のある水族飼育等、内容充実にも努めたいと考えているところでございます。

また、奄美観光受入協議会との連携を密にしまして、本土旅行者や地元宿泊施設への協力広報など利用促進を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

23番（栄 勝正君） 今後いろいろ今年は考えているようでありますけれども、私が見る限りでは観光客の増あるいは島内でも、一回観覧した方がまた二度三度足を運ぶのかなと思ったりを危ぐをいたしております。その中で、毎年毎年二人の職員を市から派遣をいたしまして、1,200万円ぐらいの維持管理を補助して2,200～2,300万円、毎年毎年支出をしているんですけども、やはり財政の厳しい折、これは見直すべきじゃないかなと思うんですけども、指定管理者制度なども導入も考えてもらいたいですけれども、これはなかなか指定管理者を公募を呼びかけても応募する人がいないんじゃないかなと私は思っているんですけども、今後このような、今年はウミガメのことなども計画に入れているんですけども、入館増が本当に見込まれるのかですね、私は不安であります。というのは、やはり奄美の海を見るには、瀬戸内の半潜水船を見学するという方が多くいます。その中で観光客の増というのはなかなか大浜にまで足を運ぶというのが少ないようですけども、市長としてこの海洋展示館、今後の運営方法について、どのようにお考えですか。

市長（平田隆義君） 海洋展示館の集客率は、確かに大変低い状況にあります。そのことを最も心配していることですが、この海洋展示館のほうも今後の在り方として海をテーマにした理念というか、奄美の海を理解してもらうという当初の理念を再度やはり思い出していかなきゃいけないんじゃないのかなと。若干そこらへんが薄くなってきたのではないかなという思いがします。そういった点で、タラソの建設の時も場所のことで議論をしたところでしたが、国土交通省のほうあたりも海洋展示館等の関連というか、大浜の海浜公園の基本理念としてやはり海をテーマにするということからして、タラソはやはり大浜がいいんじゃないかという御意見もございました。そういうことなども踏まえながら、海、潮、浜、そういった自然を向こうでどのように組み立てていくかということが問われてくるんじゃないかなとこう思っております。

その指定管理者制度につきましても、そういう意味において、この際、指定管理者に前年度踏み切るべきじゃないかということもあったんですが、タラソとの関係も様子を見てみようということで、今、見送ったところなんです。今後そういった点のコンセプトを中心にして、運営の在り方ということが方向が見出せば新たに指定管理者制度に移すということも考えていかないといけないんじゃないかとこのように思っております。子どもたちの募集等もほとんどやられていないようですので、担当者のほうにはまず各学校など回って、子どもたちに来館してもらうように、研修してもらうようにやったらどうかということなども今話しているところであります。

23番（栄 勝正君） もう一度お聞きしたいんですけども、これは奄振で計画された施設であると思っております。それで30年かかって返済をするわけですけども、万が一、私はこのへんでもう一度検討し直すか、あるいは指定管理者にするかというのが私の今日の質問のねらいなんですけども、この30年

かかって返済計画はあるんですけども、奄振でやった場合はこの30年間は閉鎖は法的にはできるんですか、できないんですか。そのへんは。

産業振興部長（赤近善治君） 国の補助を受けておりますので、やはりもし閉鎖をして他目的に使うとか閉鎖をすとかいった場合は、国の適化法と言いますが、それにひっかかることになると思いますので、十分留意しないといけないというふうに思っております。

23番（栄 勝正君） 国の補助を受けていますので十分留意しなければならないということであれば、今もう10年になるわけですよ。このまま、来年はどうなるか知りませんが、何年かずっと2,000万円ぐらいずつ支出をしているわけですので、このまま続けるとやはり財政が厳しい折、2,000万円余りずつ続けていいのかなという私は懸念をいたしております。そのへんの法律の関係どうなっているのかなと思って聞いたんですけども、今10年ですけど、あと20年間赤字にずっとなっておりますね、やっぱりずっと営業を続けるということでもいいんですかね。もう一度、簡単に。

産業振興部長（赤近善治君） 御指摘のとおり、今現在は持出しが多いということです。それで先ほど市長も答弁しましたとおり、やはり学校あたりのセールスを増やして入館者を増やすとか、あとまたタラソとの関係もございます。タラソのほうが一月に約1万人ぐらいのお客さんが来ますので、そのお客さんを海洋展示館のほうの広場とか芝生のほうですね。あと1階を利用したソフトドリンクの場をつくるとか、そういった工夫をしながら今後していきたいというふうに思っています。いずれにしましても、とにかく赤字を極力少なくするように運営をしていかなくちやならないというふうに考えているところであります。

23番（栄 勝正君） 次に質問を移りたいと思いますけども、来年はこの人件費も合わせて2,200万円じゃなくて1,500万円で済んだと言われるぐらいに、職員並びに出向している市の職員にも市長のほうからはっぱをかけて入館増に取り組みされるよう、是非お願いをしたいと思います。この頃タラソに入っていると、ほとんどの人が「あんなの早く閉鎖してしまえ」という人が多いもんですから、こういう質問にもなってしまうんですけども、タラソのほうは部長が言いましたように一日当たり300人ぐらい、1か月当たり延べ1万人ぐらい利用しているんですけども、そこはもう駐車場を見ても閑散としていますし、タラソはずっと道路の上のほうまで道のほうまで駐車いっぱいということになっておりまして、やはりその比較対象を市民もやっているんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、3番目に移りたいと思います。昭和のまちづくりということで質問をしたいと思います。

いろいろと新聞に所管事務調査のことが書かれておりますけども、私たちは合間を見て豊後高田市という所の昭和の町という所を調査いたしました。その中で、道を広げるばかりでなく、やはり昭和の20年代～30年代に戻したようなまちづくりをして活路を広げていると。そして観光客やまちの活性化をやっているということでもあります。この間、奄美テレビでも1か月ぐらい前ですか、30分ぐらい放送、わざわざ行って取材したんでしょうね。私は見ましたけれども、全国から脚光を浴びているようです。5月の連休でも、入館料が800円いただいた入館者数が、そのど真中にあるんですけども5万人いたそうです。年間約25～26万、30万人近くお客さんが見えているそうです。そして、私たちも市役所訪ねたんですけども、そういう調査をしに来る自治体が絶えないということで、私たちの後にもまた説明をやらなければいけないと職員が言っておりました。お聞きしたいんですけども、昔、私は昭和35年に高校に入学して名瀬に笠利から出てきたんですけども、3年間名瀬におったんですけども、その時に永田橋市場とか末広市場にいつも自炊をしておりましたので品物を買に行きました。まちがこんなに賑わっておりまして、本当に潤いのあるまちだなというのを意識しております。時代も変わり、いろいろと自動車時代になりまして、郊外に郊外になっていきますけども、やはりこういう発想も必要じゃないかなと思いますけども、この昭和に戻すというまちづくりの見解をお願いしたいと思います。

市長（平田隆義君） 豊後高田市の昭和の町づくりというコンセプト、また現状についてはほとんど知識を持ち合わせておりませんが、多くの地方都市で昔の景観を保存しようということで賑いをしているというまちがあることも承知しております。また、一方において、あまりそれが行き過ぎてしまって、新しい方法のまちづくりというのに行き詰まってしまって、商店街が移動してしまっているという例もまた聞いております。そこらあたりが大変難しいだろうなと思うわけです。

ただし、私の意見はということですが、今、奄美市においてやっております末広町の中心市街地の再整備については、これと少し違ったコンセプトで進めていこうと。ちょうどおっしゃるように昭和30年初頭における都市計画事業のなされた地域でございます。残されたところの商店街もその当時とはすっかり様子は変わっているんでありますが、道路網の整備等は必要ではないのかということと、その当時の都市計画で整備をした住宅街、いわゆる道路に直接面しない屋敷が残っていると、そして密集した箇所があるとか、いろんなところで問題を残しているもんだとこのように認識をいたしております。したがって、車が入れるような道路網を整備し、そして街並・家屋を並び替えて再度地域の商店街が商いができて、そしてそこへ新たな投資を呼び込めるようなまちをつくっていこうということ今取り組んでおるところでございますので、そのところの方向が違つかどうかはちょっとわかりませんが、私たちは中心市街地の今の状況を何とか変えていこうということ今取り組んでおるところでございますので、御理解を賜りたいとこのように思います。よろしくお願いいたします。

23番（栄 勝正君） この豊後高田市の昭和の町づくりということで、全国から注目を今本当に集めているわけですね。都市計画もなされずに、本当に道も曲がりくねって、1台車が通れるぐらいの道路だったんですけれども、一見見たら何の変哲もない所なんですけれども、やはり昔が残っているということと、そして若い二十歳代の人たちやら高校生などもいっぱい見に来るわけですね。やっぱり先祖代々の生活しておったまちはこうだったのかと、勉強のために来るんじゃないかなと思ったりもしたんですけれども、沖縄の那覇市などでもやはり公設市場はいろいろ論議がされておったそうなんですけど、やはり残しておきたいということで残っているそうなんですけれども、本市は16メートル道路を広げてまちの活性化につなげるということで今計画を着々と進めているんですけれども、やはりまだ本格的に着工はしていないわけでございますので、やはりこういうのも見聞なされたりですね、参考にして是非少しは取り入れる所があれば取り入れてもらいたいと思いますけれども、市長はじめ行政の職員でこの豊後高田の昭和の町を見聞された方は誰かおられますか。もしおったらちょっと、何か見解があったらお聞かせください。なかったらよろしいですけど。いない。

いなくて結構ですけども、是非やはり都市整備のほうなどは道路を広げるだけが一生懸命じゃなくてですね、やはりこういう所もあると。奄美テレビが放送したんですよ。奄美テレビにビデオがあると思えますけども、職員が行ってわざわざ撮影してきたんじゃないかなと思っておりますけれども、是非このへんを参考にしてやはり少しでもまた道路を広げるという発想ばかりでなく、昔に戻すというような発想も少しは考慮してもらいたいと強く要望して、次に移りたいと思います。

次は4番目になりますけども、本市の小中学校及び公共施設に自動体外式除細動器、AEDと言われるものですけれども配置できないかということなんですけれども、私はこれは安全で安心な住みよいまちづくりをするために、このAEDの配置は是非必要だと思っております。特に3市町村が合併いたしまして、笠利は佐仁から、そして南は市まで非常に幅広くなりました。そして病院も、総合病院は佐仁から市からは随分遠くにありますので、やはり心臓が急に止まった場合、これは是非必要な機械だと私は思っております。今の本市の配置状況などお聞かせください。

総務部長（福山敏裕君） AEDの配置状況ということでございますが、まず奄美市消防署管内ということでお答えをさせていただきます。大島地区消防組合管内におきましては、現在45台配置をされているようでございます。その内訳につきましては、スポーツ施設が1か所、老人保健施設等が2か所、学校教

育機関が6か所、医療機関が26か所、その他としまして空港や金融機関・ホテルなどが10か所でございます。これは、大島地区消防組合管内ということでございますので、喜界まで入っているところでございますが、奄美市だけとなりますと35台が奄美市に配置をされているということになります。

このAEDの取扱いなどにつきましての講習などもこれまで3時間コースで33回、そして2時間コースで38回、計71回講習会なども実施しまして受講者数は2,089名に上がっているということでございます。

23番(栄 勝正君) この機械によって助かったという人も聞いております。その数までは今日はいりませんけれども、ますます高齢化社会になってくるわけでございますので、やはり急に心臓が停止という時などは、やはりそういう学校や公共施設に役場にそういうことがあれば、助かるんじゃないかなと私は思っております、この間、宮崎県に行った時にも日向市は全市内の小中学校に配置してあるそうです。そして、この間新聞を見ますと宮崎県的小林市なんですけれども、市内小学校が11校、中学校が8校、19校が今度配置する予定だと。そのリース代は約88万円ということで新聞に載っておったんですけども、宮崎県は他に4町がもう既に配置されているそうです。鹿児島県はどうなっているか知りませんが、先ほどから言いますように、例えば佐仁などは笠利の消防署にも20分から30分かかるわけですし、市であっても20分ぐらいかかるんじゃないかなと思うんですけども、そうであればもし学校にあればその学校の職員などが講習を受けて、使えることがあったら助かるんじゃないかなと思いますけども、そのへんの配置の計画について、ちょっとお聞かせください。

教育部長(重田茂之君) 今、総務部長から学校に6台設置されているということでありましたが、これは多分県立高校だけのようであります。小学校・中学校には設置はされておきませんので、この件は是非今後必要な機器だと思いますから、地域的なバランス等考慮しながら市長部局とも協議をし、整備について取り組んでまいりたいと思います。

23番(栄 勝正君) 市長部局とも協議しながら取り組んでまいりたいという答弁なんですけれども、一度に市内の34校ですか、全部一度にやるというのは大変なことだろうと思いますので、18個~19個でもリース代が80何万円ということになります。そうであれば、やはり遠い所から、市とか佐仁とか屋仁小学校とか大笠利小学校とか、あるいは旧名瀬市内でも芦花部小学校とか知根小学校とかありますので、是非その辺から年次的に配置してもらいたいと思っております。講習も先ほど2,089名の方が講習を受けているということなんですけれども、随時消防署とも連絡をして、ガソリンスタンドとかいろんな所でもできるような、聞くところによりますとあちこちで都市ではガソリンスタンドなど自社で用意して準備している所があるということなんですけれども、そういう情報などもお願いという形でやはり情報を流して市内の企業にも流してもらいたいと思っておりますが、もう一度お聞きしたいと思いますので、市内の遠い所から2台でも3台でもいいですから配置するよという私は強く思っていますが、どのような見解ですか。検討していくということなんです。

総務部長(福山敏裕君) 今、議員御提言のとおり、これは年次的に配置ということにつきましては、市民の生命を守る観点から必要であるということも同じでございます。そのようにして大勢の人が集まる場所、それとか競技場のように発生頻度の高い場所などを優先して、公共施設や民間事業所も含めて市内全域でそのような民間の協力もいただきながら配置できればいいと思っております。

先ほど申し遅れましたが、大島地区消防組合管内の全ての救急車にもAEDは配置されておきまして、大島地区管内にAEDを配置した場合には、消防へ報告するように協力などの要請もしてあるところでございます。

23番(栄 勝正君) 学校と言ったのは、やはり例えば集落の名前ばかり上げますけどその集落の公民

館などは常駐していないものですから、学校はやはり5時過ぎまで常駐しているものですから学校というふうには私は言ったんですけども、集落の集會場で常駐している所があれば一番そこがいいんだと思います。

それで、大島消防管内で45台、奄美市では30何台ですか、ということだったんですけども、どこに、スポーツ施設、老人保健施設とかいろいろ医療施設とか言ったんですけども、どこにあるのかですね、市民はわからない状態があると思います。例えば私、長浜に住んでいますけれども、長浜はどの病院にあるのかわからないわけでございますので、やはりこれは個人情報とか違うと思いますので、市政だよりなどで知らせる必要があるんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

総務部長（福山敏裕君） それでは、また設置している所との承諾を得まして、検討させていただきたいと思えます。

23番（榮 勝正君） 安心で安全に暮らせると。そして、合併してよかったなという先ほどからいろんな議員が質問がありますけども、こういうのも本当にこうだったら合併してよかったなと。遠い所から付けてもらって本当によかったなと思えるんじゃないかなと私は思っておりますので、是非よろしく、市長、お願いいたします。

次に移りたいと思います。次は、観光産業のプロジェクトチームの設置、あやまる岬構想についてなんですけども、前々からやはり700名近くの職員がいるわけでございますので、一つ一つ観光を取り上げてもなかなか観光・観光と言っても難しくありますので、いろんな分野にいろんな例えば体験いろいろありますので、各課を網羅したプロジェクトチームを立ち上げて、観光産業の振興に取り組んでもらいたいと。私はもう早急にそう思っております。例えば、団塊の世代への取組とか、これは観光なものにもなるんですけども、いろんなキビ刈り、タンカン・ポンカン・スモモのそういう体験ツアーとか修学旅行、航空運賃の軽減とかですね。あるいは、全日空や航空会社へのリゾートホテルとかいろんなものの誘致取組、大型客船への寄港・誘致などですね、総合的にプロジェクトチームを作って観光振興に寄与するべきだと思っておりますが、そのプロジェクトチームの立ち上げについて御見解をお伺いしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 本市を訪れる観光客の形態は、稀少動植物資源など個性的な亜熱帯の自然環境を求めて訪れるツアー観光客や個人観光客に加え、中小規模の修学旅行や団塊世代をはじめとした長期滞在観光など、観光客層の広がりが見受けられます。併せて観光形態も心身の癒しやマリンスポーツ、また島唄や伝統文化など体験型観光を求める方々など、様々な志向に対応できる資源を有しているものと思っております。

このように多様な観光ニーズに対応するためには、主管課だけではきめ細かな対応が困難になってきているのも事実かと思えます。

したがって、地域ブランドの確立への取組など、観光振興に向けて横断的な情報共有と、各担当の視点から議論を行うため、担当制を導入し、「奄美ブランド確立分科会」を庁舎内において5月に設置をいたしております。

地域ブランド確立担当や地場産品等販路拡大担当、長寿子宝推進担当などの本市が有する地域資源の活用を推進いたします。また、各特命担当が組織する分科会と、主管課が連携を図ることにより、観光産業の抱える課題の解決に向けて前進できるものと考えているところでございます。

お尋ねの地域行事や特産品などのツアーへの紹介や奄美市の文化等を活用した体験交流の実施につきましては、本分科会と主管課の連携のみならず、地域の宝を活用しまして地域活性化を図る一集落1ブランド施策の充実により、更なる推進が可能であるかと思えます。

23番（榮 勝正君） 本市にとって、今後の産業振興は観光産業の振興以外ないと私は思っております。もちろん笠利での農業あるいは住用での果樹とかいろいろありますけれども、やはり本市全体を合わせても観光振興はトータル産業でありますので、その農業にもやはり活用されると思えます。ですから、プロ

ジェクトチームを立ち上げてトータル的に取り組んでもらいたいという私は強い思いがありますので、質問いたしましたけれども、是非、この効果が出るように来年は観光客が10万人ぐらい増えたと言われるようにですね、あらゆる先ほども述べましたように、時間がありませんのでもう省きますけれども、分野で取り組んでもらいたいと強く要望いたしました、あやまる岬の件について質問をいたします。

この間、北部奄美観光拠点施設整備計画というのをいただきましたけれども、その中であやまるは北大島の観光にとっては一番の重要な私は景勝地であると思ひ、また奄美にとっても本当にすばらしい景観のある景勝地であると思っております。この計画はやはり市民の関心の的であると思ひます。現在、国民宿舎もなくなりまして、宿泊施設や食事の施設はありませんけれども、今後どのような、簡単にわかりやすくどのような計画をしているかまでちょっと説明をお願いしたいと思ひます。

企画部長（塩崎博成君） 御承知のとおり、国民宿舎奄美あやまる荘は施設の老朽化や利用者の減少などにより、平成17年10月に廃止がされております。それに伴いまして、旧笠利町におきまして「あやまる岬観光公園」を北大島の観光の拠点として再整備をするため、「あやまる岬観光公園基本構想」が策定をされております。

奄美市ではこの基本構想を参考にしながら、平成18年度に「北部奄美観光交流拠点施設整備基本計画」に着手をいたしました。株式会社鹿児島地域経済研究所に業務を委託し、さらに議会代表を含め地元委員7名、外部委員4名の計11名の委員で構成をいたしております「北部奄美観光交流拠点整備基本計画策定委員会」を設置をし、検討を重ねていただき、この度報告を受けたところでございます。

その内容と基本的な考え方といたしましては、まず活用の姿として、地元住民が主役、案内人となり、観光客、島内住民にあやまる岬の魅力を伝える交流・体験・学習の場としての活用。ソフト整備につきましては、あやまる岬を舞台とする体験プログラムの構築。これは一集落1ブランド事業との連携などでございます。それからハード面の整備につきましては、今あるものを最大限生かしつつ、最小限必要なものを優先的に整備するということとなっております。

具体的な整備計画といたしましては、台地のほうに「北部奄美ビジターセンター」、 「産地直売所」、 「あやまる歴史展望館」、 「仮設出店スペース」、 「交流広場」、 「舞台・広場」などを整備、下の園地で北側駐車場と南側駐車場の連結、身障者用駐車場の整備、歩行者のための散策ゾーンの整備などの提言をいただいているところでございます。

23番（榮 勝正君） 詳しく聞きたいんですけども、時間がないのでまた次の機会にでも聞きたいと思ひますけども、下のグラウンドを市長、是非活用ができるように、サッカーとかこの頃グラウンドゴルフも盛んになっていますので、是非整備をしてそのような活用をされるようお願いをしたいと思ひます。もう答弁はいりませんので、要望だけしておきます。

次に、教育行政に移りたいと思ひます。

少子高齢化に歯止めがかからない現在、次代を担う青少年の健全育成は、私たち大人に課せられた大きな責務であると思ひます。いじめや不登校、生活マナー、交通マナー、学力低下、体力低下、あらゆる問題が山積をいたしています。市長は今議会に陳情書・請願書ですか、教育予算の増額と出ていますけれども、英断をもって教育予算の増額に配慮すべきだと私は思っています。1から3まで一緒に聞きたいと思ひます。

まず1の義務教育関係の交付税総額の内訳。2、小中学校の備品教材の充実。3、現在の小中学生の机・いすの現状。そして、今後の対応を三つ同時にお願いしたいと思ひます。

総務部長（福山敏裕君） 義務教育関係の交付税総額及び内訳について御説明いたします。

平成18年度の実績で申し上げますと、教育費としまして交付税の基準財政需要額に算入されました総額は、15億245万3,000円でございます。それに対しまして18年度の教育関係予算総額は、23億6,658万1,000円でございます。そのうち一般財源総額は17億3,343万9,000円

でございますので、交付税措置額より約2億3,000万円ほど多く一般財源を投入し、教育予算の充実に努めているところでございます。

例えば、学校図書購入費におきましては、553万6,000円の交付税が措置されておりますが、それより195万円多く749万3,000円の予算措置を講じております。また、教育用パソコン関係経費につきましても、交付税は約3,150万円措置されておりますが、これより200万円多い3,353万9,000円の予算額を投じているところでございます。

交付税は、補助金と基本的に異なりますので、その一つ一つの費目についての細かい規定があるわけではございません。また、措置されているからといって全部使わなければならないというものでもございません。つまり固有の財源でございますので、各自治体の情状に委ねられているということになります。単位費用や補正係数により直接措置額を算出できる費目もあれば、人口10万人という標準団体から推測するしか算出のしようのない費目もあります。さらには、交付税で措置されない費目も多数ございまして、いろいろであります。その中の教材備品、その他消耗品等につきましても、補助金のようにそれぞれの費目ごとに措置額を仕分けするのは計算不可能でございますが、交付税措置額とほぼ同額の予算付けはなされているものと考えております。

なお、人件費につきましても、約3億5,437万円の交付税が措置されております。この中には、教育委員の報酬、教育長及び一般職員、幼稚園教諭などの給与等についての一定額が算入されておりますが、学校の教職員の給与等については算入されておられません。

以上、冒頭申し上げましたとおり、教育関係予算では交付税措置総額の約1.153倍に相当する一般財源を投入した予算措置を行っているものでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

教育部長（重田茂之君） 引き続きまして、小中学校の教材備品は充足されているかとの御質問でございますが、小中学校の教材は、教育効果を高め、児童・生徒の基礎・基本的な学習理解を助ける上で極めて重要でございまして、学校教育の振興のためにその充実は不可欠であると考えております。

このようなことから、教材備品の予算につきましては、各学校の学級数、児童・生徒数を基本に学校配分をし、学校現場の意見・要望にできるだけ答えられるように努力をしているところでございます。教材備品につきましては、まだまだ十分というわけにはまいりませんが、今後とも学校と連携を取りながら必要な教材備品につきましては整備を進めてまいりたいとこのように考えております。

それから、机・いすの現状と今後の対応についてでございますが、これまで机・いすの整備につきましては、小中学校管理費の学校校具購入費として予算計上し、各学校に配分をしております。教育委員会の方針としましては、10年をサイクルとして机・いすを入れ替えていくという方針で予算計上してきた経緯がございます。しかしながら、学校現場において定められた予算の中、児童・生徒数の減少やそれからまた使用可能という判断で、その他必要な学校備品購入に充てられているというのも事実でございます。ここ数年、机・いすについては、小学校で机150台、いす201脚、中学校では机168台、いす212脚購入をいたしております。

現状につきまして調査をいたしましたところ、早急に補充したいという机・いすが各学校にあるようでございます。今後、できるだけ早急に対応してまいりたいとこのように考えております。

23番（栄 勝正君） いろいろ聞きたいんですけど時間がありませんので、大まかにお聞きしたいと思います。

先ほど総務部長の説明で、交付税措置よりも多く教育予算にやっているということで、大変嬉しく思っております。今後とも次代を担う子どもたちの健全育成は、やはりどの予算よりも私は優先すべきものじゃないかなと、待たないじゃないかなと思っておりますので、是非そのような配慮をお願いしたいと思います。

それで、机・いすの問題なんですけども、2～3小中学校を回ってみました。そしたら、ほとんどが昭和47～48年頃購入したというのがほとんどでありました。それから約35～36年経っているわけで

あります。そういう中でいろいろと今部長が申し上げますように、年度内に何脚か買って購入して使用させているみたいなんですけども、やはり30何年も経ってまだまだ改善がなされていないと。10年サイクルということもあったんですけども、やっていないということなんですけども、また市町村によっては新1年生に新しい机を買ってあげると。それを6年まで持ち上げるというような所も多いようであります。1脚分が約1万円ぐらいするそうなんですけども、今年の奄美市の新入生は548名でありますので、548万円と思いますけれども、市長、やはりそのような英断はすべきじゃないかなと思っているんですけども、私の今言ったような質問、部長、間違いないですか。そのへん等御見解をお願いします。

教委総務課長（安田義文君） 各小中学校の机の年式についてでございますが、全部が全部そういうことではございませんが、確かに一番古い年式におきまして昭和のものがございます。部長のほうからお答えしましたように、このへんについては備品購入費の中で入札をしていった上で使途残が残りましたら、そのへんでちゃんと購入してまいりたいと考えているところです。

市長（平田 義君） 私は、けちではございませんが、物事を大事にしていこうというのが私の生活 Motto です。もったいないことはしちゃいけないということで、使えるものは使っていこうということで、是非教育の効果を上げていただきたいとこのように願っているところです。

23番（栄 勝正君） 私も市長と同じく、ものは大事にしよう。一度いただいた女房も大事にしよう。あるいは苦労も大事にしよう。靴でもすり減るまで大事にしようと思っている一人であります。しかしながらですね、新入生のお祝いということでもあれば、やはり本当に初めて義務教育の1年の門をくぐるわけです。そのときに奄美市は立派な机が1台・1脚ずつあるよと。548万円、調べてみたらほとんど500人以下で推移をする。548万円が高いか低いかわかりませんが、是非今後とも急にやりますということではできないですけども、古いものは大事にしながら、またそういうお祝いの意味も込めて、小学校1年の時に全体あってもそれぐらいですので、英断を持ってやってもらいたいと強く要望して、あと6分しかありませんので、せっかくいろいろ調べてもらいましたので、最後の2問に移りたいと思います。

教育特区、小中一貫校の取組、学びの塾の設置、開塾なんですけども、これも今回、文教委員会が見聞いたし調査いたしました結果、私はこの奄美市にも小中一貫校は是非必要だと思っております。そして併設校もありますし、併置型・併設型・連携型と種類も一貫校にはありますけれども、利点はいっぱいあります。もう時間がありませんので申し上げますけれども、小中一貫校になった場合、特にこの奄美市が問題を抱えている不登校児の減少というのなど、小学校6年から中学校1年になった「中学1年ギャップ」というのがありまして、中学校になって不登校になるという子どもが多いんですけれども、一貫校になったらそれがほとんど減ったと日向市の見解であります。あるいは中学校の先生が小学校の5・6年生を教えるとか、いろんな利点がいっぱいありますので、是非この特区を申請してもらいたいと。

そして、最後の学びの塾なんですけれども、これも平成14年度から完全週5日制になりまして、その土曜日をどうするかということで豊後高田市が取り組んだ事業であります。これも全国から注目を集めまして、この視察が絶えないそうであります。これは是非、私たちもやってもらいたいと思っておりますけども、予算が1,000万円余りこの豊後高田市は計上されてはいますけども、その中で県から600万円、市から400万円という計上なんですけども、この件もやはり急にじゃなくて取り組んでもらいたいと思っておりますが、その2点、御見解をお願いいたします。

教育長（徳永昭雄君） 栄議員には、文教委員長として、教育に対して応援団という立場で奮闘していただきまして、ありがたく思っております。

議員から御提供いただきました資料などを拝見しておるわけでございますが、特に小中一貫教育に対しましてですが、今、別に特区としてはやっているわけではございません。ただ、併設校もありますし、ま

た隣同志の学校、例えば住用小学校・住用中学校などは隣接しております。そこでは、それぞれの先生方の乗り入れ授業と言うんですかね。小学校の先生が中学校に行き、中学校の先生が小学校に行き、ということもしておりますし、さらに併設の小中学校におきましても英語の授業を小学生にさせたりとかそういうことでこれはやっているわけでございます。ただ、特区に申請するとなりますと、施設面・予算面で解決しなければならない課題があるということを御承知いただきたいと思っております。

それから、学びの塾の設置に関しまして、豊後高田市の場合は県補助があるという御紹介でございました。鹿児島県の財政状況を判断しますと、県からの補助ということは無理なような気がします。市単独でやるということですが、現在19年度「ふるさと奄美塾」ということで土・日の子どもたちの活動、また博物館におきましては「けんむんクラブ」の活動とかそういうことで、夏休みの課題解決とかそういうものもやっておりますので、そのへんで対応をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

23番（栄 勝正君） もう時間がないので、見解だけを述べておきたいと思っておりますけども、日向市と豊後高田市を調査いたしました結果、やはり教育に本当に一生懸命首長さんはじめ教育長さんがやっているということがひしひしと、私たちは勉強してやってまいりました。その中で、いろいろ空いた時間などをみて学校の周囲やいろんな所を見て回りますと、本当に整備がなされておまして、素晴らしい環境で勉強をしているなというのを痛感いたしております。そして、日向市は人口6万人を超すんですけども、この中で全部の全ての学校を小中一貫校に将来はもっていくと。併置型・併設型・連携型という三つに分けてやっていくと。やはり学力の向上、そして何よりもいろんな面で9年間を通じてスパンでやるということで、効果が上がると。もう1校は既に平成18年度でやっております、大変いい効果が出ているわけですね。そういうことであれば、奄美市においても是非取り組んでもらいたいと強く要望いたしまして、そして市長には、教育には待たなしでありますので、先ほど総務部長の話にもありまして約2億円ぐらいですか、一般財源からも予算を計上しているということなんですけども、本当に机・いす、一番初めに目にかかるのが教室であり机・いすでありますので、その机・いすが新品であれば勉強も頑張るよという子どもがいっぱいできるんじゃないかなと思っておりますので、英断をもって是非よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（前田幸男君） 以上で、自由連合 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時46分）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	2番	奥輝人君
3番	大迫勝史君	4番	橋口和仁君
5番	朝木一昭君	6番	平川久嘉君
7番	三島照君	8番	師玉敏代君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	12番	伊東隆吉君
13番	崎田信正君	14番	叶幸与君
15番	肥後笑子君	16番	竹田光一君
17番	保宜夫君	19番	渡京一郎君
20番	南修郎君	21番	中山雅己君
23番	栄勝正君	24番	平高市君
25番	石神友夫君	26番	元井孝信君
27番	榮吉岡君	28番	泉伸之君
29番	福芳樹君	30番	向井俊夫君
31番	山田良一君	32番	福田利広君
33番	柗田謙夫君	35番	前田幸男君
36番	奈良博光君	37番	世門光君
38番	西村タカ子君	39番	平敬司君
40番	榮年男君	42番	田部義和君
43番	師玉憲夫君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

22番	松山信一君	34番	川上勝君
-----	-------	-----	------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民福祉部参事	川畑公男君	環境対策課長	高野匡雄君
いきいき健康課長	川畑幸治君	福祉事務所長	大井進良君
福祉政策課長	桜田秀勝君	産業振興部長	赤近善治君
商工水産課長	前里佐喜二郎君	紬観光課長	日高達明君
農林振興課長	小浜忠弘君	農林振興課参事	新留健一君
建設部長	平豊和君	都市整備課長	田中晃晶君
土木課長	東正英君	下水道課長	盛正弘君
建設課長	諏訪東君	水環境課長	川上一弥君
会計管理者	田畑米利君	教育部長	重田茂之君
学校教育課長	折田浩仁君	文化課長	重久春光君
農業委員会	勢田哲央君		
事務局長			

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様，議場の皆さん，おはようございます。

ただいまの出席議員は39人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，新生会 朝木一昭君の発言を許可いたします。

5番（朝木一昭君） 市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。新生会の朝木一昭と申します。

さて，国政では年金問題や重要法案の強行採決などで，嘆かわしいほど揺れております。国民不在ではないか，という怒号が吹き荒れている中，美しい国 日本は一体どこへ向かおうとしているのでしょうか。

また，第二の夕張問題では，新生奄美丸の船出に暗雲を感じた地元出身者も多かったことでありましょう。しかし，その後，多重債務の取組について，奄美市の職員が市民の相談に真しに向き合い，真剣に対応している様子が，全国ネットで大きく放映されました。大手新聞の社説でも取り上げられ，国政をも動かした感がいたします。「命を救ってありがとう」と書いてあった年賀状は，本人にとりまして何にも勝る宝であり，誉れだったことでありましょう。これまで60を越す自治体等が視察や取材に訪れており，奄美市が注目されてきているのは御承知のとおりであります。

また，青少年の非行問題で，昼夜を分かたず長い間取り組んできている職員の姿も，内外から大きな称賛を浴びております。これらの姿は，奄美市の暗雲を吹き飛ばすのに十分でありますし，しっかりと汚名をそそいでくれました。市長も，「よい部下をもってよかった」と心の中でつぶやいていることでしょう。ほかにも立派な職員がいることを付け加えておきますが，質問に移ります。

島尾敏雄記念室の充実について。

昭和61年11月12日，島尾先生は鹿児島市の市立病院でお亡くなりになりました。その二日前の午前11時頃，新築の書庫で整理をしながら，「10年の間，構想を重ねてきた小説がようやくまとまって書き始めようと思うので，正月になったらミホと一緒に沖縄へ行き，ホテルに長期滞在して書きましょう」とミホさんの手を優しく包み笑みを浮かべ約束したばかりだったのですが，まさにこつ然と島尾先生は天国に召されました。御自分でもおっしゃった「世界にかつてなかった，誰も書いたことのない新しい作品」とはどのようなものだったのでしょうか。奄美の何を書きたかったのでしょうか。その無念さは悔やんでも悔やみきれないものがございます。

それから早20年が過ぎ去り，今度は3月にミホさんが天に召されました。その突然のふ報は全国に流れ，各界各層から多くの哀悼の意が寄せられたことは，皆様御承知おきのとおりでございます。奄美の文化の灯がふっとかき消されたような思いがしてなりません。御冥福を心からお祈り申し上げます。

気になる貴重な遺品類，資料等は今後どのようなのでしょうか。

今年度から，県立図書館の建設が始まります。2年後の開館を目指しておりますが，その時の目玉は何と言っても島尾敏雄記念室だと思います。奄美の宝，県の宝となりましょう記念室の充実こそが，50年後，100年後も奄美振興に必ずや寄与するものと信じております。

くしくも，私は去る12月議会でこの件に触れ質問いたしました。残された資料等の収集には，県と連携をしながら十分な対応をしていきたいとの答弁がございました。遺品類，資料等が分散すると価値が半減すると多くの方々から伺っております。充実に向け，県との協力体制はできているか。現在の状況と今後の見通しはどうか，併せてお答えください。次の質問から発言席より行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

教育長（徳永昭雄君） おはようございます。朝木議員の御質問にお答えいたします。

まず、県立奄美図書館は、現在、本年の10月の着工を目指して準備が進められておりまして、議員御案内のとおり平成21年4月にはオープン予定と伺っております。館の中心であります御案内の島尾敏雄記念室は、初代図書分館長であり、奄美にゆかりの深い島尾敏雄氏を記念する施設として、島尾敏雄の著作物、遺品、関連資料を収集、保管、展示することを通して、島尾文学及び奄美文化の情報発信、研究拠点の役割を担うものとして期待されているところでございます。

資料収集につきましても、県のほうで順調に進んでいると伺っておりまして、展示構成も直筆の原稿、島尾作品初出の同人誌、書簡類、遺品等の貴重な資料を展示、分館長住宅居間のレプリカや島尾氏本人の肉声、また映像で体感・体験を重視した内容など、幅広い層のニーズに応える展示内容になると伺っております。ただ、瀬戸内町が持っている資料は、瀬戸内町の財産だということではなかなか県のほうでも手に入れることができない資料と伺っております。

本市といたしましても、この記念室と図書館機能がと効率的に連動し、郷土の文化の発展や生涯学習の振興、観光資源としての活用が図られる施設となるよう、県と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

5番（朝木一昭君） 今年の2月25日でしたか、瀬戸内町で映画監督の小栗康平氏らを招き「島尾敏雄・人と文学」というシンポジウムが開催され、それぞれにとりましての島尾像が熱く語られました。時を得ず、5月19日には市内で島尾敏雄シンポジウムが開催され、作品等の解説がなされております。

また、1990年以降2005年3月までには島尾敏雄研究参考文献は、単行本で157、雑誌掲載論文でなんと194発刊されております。それほどまでに注目され、文壇で評価されている作家でございます。これから一体どのぐらいの人々が研究され、文献が発刊されることでしょうか。

その島尾先生が20年も住まわれたのが、この地、奄美であります。鹿児島での島尾さんの葬儀には、北は北海道、南は沖縄まで、何と2,000名を超す参列者がいらしたそうです。奄美は、自信と誇りを持って、島尾敏雄を大きく顕彰しなければいけないと思っております。

次の質問に移ります。島尾邸の保存について。

鹿児島に加治木町には、椋鳩十文学記念館がございます。庭園のあるしょうやかな建物であります。その中に入ると、中央に島尾敏雄と並んでお二人の写真が大きく掲げられておりました。当時、県立図書館長だった椋鳩十と県立図書館奄美分館長だった島尾敏雄のものでしょうか。椋さんは、人づてに島尾さんが奄美に来ておられるのを聞き、こういう方こそが図書館を引き受けてくださったらと、たって県にお願いして館長になっていただいたそうです。

年譜を調べましたが、お二人には類似点がいくつかございます。その土地の生まれではないことです。椋鳩十は長野のお生まれ、島尾敏雄は横浜のお生まれです。お二人とも加治木と奄美にそれぞれ20年間住んでおられました。高校や大学で教べんをとっておられましたし、著作も多く、作家として御高名でありました。図書館勤務は、椋さんが19年間、島尾さんが17年間でした。お亡くなりになりましたのは、島尾さんが早く、昭和61年11月12日、69歳、椋さんは翌年昭和62年12月27日、82歳でした。

それでは、違う点は何でしょうか。加治木町は、没後2年半後には早速、椋鳩十文学記念館を建設したことであります。人口2万3,500人、財政規模は63億円弱で、奄美市のざっと5分の1であります。椋鳩十氏の文学上の御功績を顕彰し、文化のまちづくりとして取り組まれました。それにひきかえ奄美では、島尾さんが亡くなられて20年が経ちますが、これまで何ら動きがなかったのでしょうか。

浦上に、島尾ミホさんが住んでおられました土地・建物がございます。土地は約220坪、建物は平成8年11月の建設でございました。記念館として正にふさわしい場所でございます。御遺族のお考えは知る由もありませんが、市として貴重な文化的財産として購入し、文学記念館としての構想などはないのでしょうか、伺います。

教育長（徳永昭雄君） 浦上の島尾邸の保存、また記念館構想でございますが、土地・建物とも現在は個人の財産でございます。そういうことで市が不動産の管理また活用については申せませんが、島尾ミホ氏が亡くなられた後の自宅にある蔵書類の管理等につきましては、いろいろ心配な点もございますので、先般、鹿児島市出張の折に県の社会教育課を訪問いたしまして、この対応をお願いしてきたところでございます。

今後とも貴重な資料また遺品が分散しないよう、また奄美に残していただけるよう関係者の協議をいただきながら、今後どういう対策が必要なのか、また関係者ともども検討してまいりたいと思っております。

5番（朝木一昭君） 実は、私、ゆうべ、御遺族の方とお会いしてまいりました。3時間余りでしょうか、酒を飲みながらのお話でございましたが、どうしても気になる点がございました。御遺族の方々はおととい奄美に入られたんですけども、どうしても会いたいからということでゆうべちょっとお話をさせてもらったんですが、ミホさんが亡くなられてしばらく経ちましたら福島の小高町から、神奈川から、いろんな所から遺品類、その他の申し出がございました。ある大学からは、資料を丸ごと、あなたも丸ごと抱えたいという申し出もございまして、これからいろいろそういうことが出てくる可能性がございます。幸いに、まだ手元から離れておりませんでした。本人は、欲しい所に分散させてもいいというお考えがありましただけに、これから県が取り組む図書館の充実に向けましては、どうしてもしっかりした対応ができないものかということをお話をさせてもらったわけでございます。

ちなみに、県の財産になりますと、果たして県は奄美の図書館だけを充実させるのでしょうか。鹿児島も充実させると言って持っていかれた時にはどうなるんだろうと。奄美市は止めてくれと言えるのでしょうかということをお考えますと、何としてでも2年後の図書館の完成をみるまでは、この奄美市で土地・建物、中の遺品類、その他を丸ごと購入するほうが一番ベターではないかということをお考えました。ゆうべはどうすれば充実に向けてできるかということをお考え寝られなかったんですけども、実は今朝もう一度、私、御本人と会いに行つてまいりました。仮に奄美市がそういう動きをした場合に、お話を聞く予定がありますということとですね、奄美市にとりましてもいったん奄美市の財産として本土、県に提供する際には、譲渡する際は、その代わりこの遺品類、貴重な資料類は奄美から持ち出さないようにしてくださいという条件も付けられるんじゃないだろうかということ、一番、充実に向けてはそのほうが一番いいと思われましてですね、今朝です。ここまでは話してよろしいですかという確認も取つてまいりました。もしそういう意向がありましたら、お話を聞く用意ができているということでございます。これから、御本人は内部の整理をして、ひょっとすれば多くの方々に見てもらおうという予定があるかもしれません。時間的な猶予はないと思うんです。できれば9月議会ぐらいに補正でも立てて臨んでもらえたほうが、奄美市としても、奄美図書館の充実にとってもよろしいのではないかとずっと考えております。

本人はもう一度、図書の整理で来る予定でございます。それまでに何とか市長が大英断を下されて、これこそ奄美の宝になるという方法をやっていただければ、きっと功績が後に残ると思います。旧名瀬市では、鹿児島事務所跡地を売却いたしました。6億2,000万円だったでしょうか。その際に、これからはこのお金は基金として奄美市の住民が喜んでくれるようなものに使いたいという市長のお話があったように思います。それこそまたない絶好の機会ではないかと思いますが、是非検討をお願いして、もう一度御意見があったら伺いたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 今、朝木議員がお話になりましたこと、それから心配されていることなども含めまして、鹿児島県の社会教育課並びにまた副知事の所にも話は持って行ってございます。市の購入となりますと、いろいろまた財政面もございまして、内部協議が必要かと思いますが、島尾伸三さん、御遺族の皆さん方のお話につきましては、大切なことだと考えておりますので、十分対応させていただきたいと思っております。

5番（朝木一昭君） そういうふうののんびり構えていたら、もう散失するかもしれないという恐れがあ

るから、私は申し出しているわけでございます。県の判断を待って、それまでに散失したらどうなるんだろうという気がしてならないわけでございます。一刻も早く市として対応できる、そういう鹿児島売却の後を議会の承認を得たら対応できるんじゃないかと。それが一番望ましい姿ではないだろうかと思っておりますので、市長の見解までもしよろしければ伺わせていただけませんか。

市長（平田隆義君） この件についての一切の詳細なことは伺っておりませんので、この席で私から答弁することは差し控えたいと思います。

5番（朝木一昭君） それでは、よろしくお願いたします。

それでは、童虎山房（原口虎雄氏寄贈蔵書群）についてでございます。

私は、これまで何度かこの件につきまして質問してまいりました。多くの学者や研究者が早く見たいと問い合わせがある重要な蔵書群でございます。先の議会で、本年度は専門家の先生方の御指導をいただきながら、博物館の学芸員を中心にして分類作業を進めていきたいという答弁でありましたが、御寄贈していただいてから1年半が経過しようとしております。現在の整理状況等はいかがでございましょうか。

教育長（徳永昭雄君） 原口家から寄贈いただきました書籍は、ダンボール箱で合計570個ございました。昨年度はこれらの書籍をダンボール箱から取り出しまして1冊ずつパソコンに入力する作業を行い、専用収蔵庫の書架に仮置きをいたしました。これまでに約470箱、1万1,570冊の書籍の入力をしたところでございます。今年度も残りの入力作業を続けておりますが、書架が既に満杯状態のため、現在書架の増設工事を行っております。この書架増設は6月中には完成いたしますので、これまでの入力情報に基づいて書籍類の分類、並び替え作業も追加して進めてまいります。今年12月までには一部閲覧が可能な状態にできるものと考えております。

5番（朝木一昭君） まだ完全にダンボールが開けきれしていないのもあるようでございますが、整理のほうよろしくお願したいと思います。

さて、奄美博物館20周年記念事業の内容と実施時期はということで、今年は奄美博物館が開館20周年を迎えます。先の議会で記念事業の一環として是非とも記念講演会やシンポジウムを開催しまして、御寄贈いただきました原口家の御家族に謝意を表するとともに、市民に童虎山房の内容や価値を知っていただく機会を設けたいとの答弁がございました。その内容と実施時期などが計画されておりましたら、お示し願いたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 奄美博物館の開館20周年記念事業の内容と実施時期でございます。博物館のこの20年間の活動が、童虎山房の寄贈という評価・結果になるものと思っております。そういう意味で、御寄贈いただきました原口家の謝意を表するとともに、市民の皆様が童虎山房の内容や価値を知っていただく機会を博物館開館20周年記念事業として計画いたしております。

原口虎雄先生の御子息でございます原口邦宏先生、この方は元外務省の外交資料館の副館長をされていた方でございます。それから、鹿児島大学の原口泉先生をお招きするのはもちろんでございますが、童虎山房の学術的価値を御理解いただけますように、複数の専門家の先生方にも参加していただき、今後調査研究や保存資料の活用指針となるような公開討論会、シンポジウムを開催する計画でございます。

開催時期としましては、来年の平成20年1月から2月を予定しております、関係者と協議を進めているところでございます。

5番（朝木一昭君） 原口虎雄氏の童虎山房もまたいろんな研究者、学者から注目を浴びているものでございます。是非しっかり市民にもその価値をわかっているためにも、取組をお願いしたいと思います。

市立図書館の構想はないか。

私は、前回の質問で17分の16のお話をいたしました。鹿児島県に現在17の市がございます。そのうち16の市には図書館がありますが、唯一この奄美市には市立の図書館がありません。県立図書館と市立図書館は自ずとその果たす役割や内容は違うものだと思います。市立図書館は、八月踊りや伝統産業の大島紬、また民俗、風習、郷土資料や行政資料などを責任を持って収集・整理し、地域住民の需要を把握する役目を担っていると思います。

併せまして、奄美は人材の島であります。奄美が輩出した多くの人材は挙げると枚挙にいとまがありません。泉二新熊、谷村唯一郎、昇曙夢、金井正夫、有村治峯などなど、無血で復帰を勝ち得た泉芳朗は世界に報道されました。奄美の誇るべき人材は、幸い大島郡教育事務局等が発刊されております「郷土の先人に学ぶ」というシリーズの冊子に数多く掲載されております。児童・生徒にとりましては、先人の生き方を学ぶのも大事な教育です。図書館にそのような「奄美の偉人館」的な場があれば、きっと多くの人に足を運んでいただけるものと思います。

さて、設置するにふさわしい場所ではありますが、奄美博物館と文化センターとの間に空いているスペースがございます。あの場所でしたら広い駐車場がありますし、目の前には安全な万人広場もあり、大人も小さな子どもを抱えるお母さん方もきっと安心して利用できることでしょう。イベントがある日以外はほとんどガランとしている駐車場ですし、その有効活用にもなります。お隣の奄美博物館も相乗効果で利用が増えると思込られます。

これから奄美のリーダーでなければならない奄美市ですが、図書館・公民館行政では大いに遅れをとっております。群島内12市町村の中で、一人当たりの図書購入予算は平均160円に対し、奄美市は56円でございます。平成17年度実績では、旧名瀬市は14市町村中図書購入総額、金額のほうも7位でございました。新生奄美市にとりまして、文化行政にもっとしっかり力を入れていただきたいと思込ます。市立図書館の構想はないか、伺います。

市長（平田隆義君） おはようございます。朝木議員の市立図書館の構想はないかという質問でございますが、末広・港町の都市整備を進めるについて、測候所の跡地の位置付けとしてどういう利用方法があるだろうかということと併せて、このことについては多くの皆さん、市民にお集まりいただいて意見などを聞きながら対応をしてくております。そういった点では、図書館のほうは県立図書館に位置付けをし、名瀬市のほうは生涯学習を重点的にした図書室、それから人の集まりやすい拠点にということ、地域の活性化の拠点ということの位置付けをしたところであります。そういう中で、どういう内容にするかは今後の課題ではあるかと思込ます。

この度の県立の奄美図書館への昇格については、先ほども教育長が触れましたように21年の開館を目指して、19年・20年の工事期間ということになっております。その中に島尾敏雄氏の著述家としての評価につながるような出版物は、当然に陳列されるものだとこのように考えております。このことは地域に大いに影響を与えるものだとこのように期待もしているところです。そういう意味において、市立図書館の建設は一応見送りとさせていただきます。

しかし、議員の指摘する読書閲覧室ということについては、できれば各地域に公民館分館等との併設ということで、図書閲覧室の充実をしていくという方向を示されていると理解しております。そういう方向で今後も取り組んでいくのがいいのではないのかなどこのように思込ます。図書館の建設は、現時点では先送りということで理解を賜りたいとこのように思込ます。図書館の運営費等々も議論になりました。建物を造るというだけじゃなくて、やはり運営には多額の経費がかかるということなどもございまして、県立奄美図書館のより充実をお願いしていこうということが基本的な結論でございましたので、御理解を賜りたいとこのように思込ます。

5番（朝木一昭君） 残念ながら見送りをされるということでございます。前回にも各市町村とも図書館を造っていかなければいけないという国の方針、ガイドラインだったと思込ますが、できれば財源の1パーセントを充ててもらいたいということを私は以前に申したことがございます。今現在は、文化面と生涯学

習面の予算だけでも今年度見ましても6,700万円ぐらいだったでしょうか。当初望ましい図書館の在り方として、図書館費用だけでもできれば財源の1パーセント、3億円程度充ててもらいたいという姿からはほど遠い感じがいたしますが、もう1点お聞きしたいと思います。

今、奄美にはいろんな文化活動をされている方々がいらっしゃいます。合唱でありましたり、美術関係でありましたり、また八月踊り、島唄でありましたり、いろんな形でその団体などは交流事業をされております。美術関係につきましては、本土での交流のお返しというわけでもないわけでしょうが、この12月には大きな迎え入れての事業なども計画されておりますけれども、これまでにこういう文化交流事業に対しての助成が、私が聞く範囲では全くなくて自分なんかで取り組んでいるんですというお話でございましたが、その交流事業に対しての助成の実態と今後助成をしていくお考えはないかどうか、併せて伺います。

教育部長（重田茂之君） 御指摘の件でございますが、今、合併をしまして文化団体・文化協会の参加団体が92団体ございます。基本的には、文化協会を通じまして様々な活動への少しばかりの助成と申しましょうか、こういったことはやっていると思っておりますが、大きな交流事業となりますと記念イベントとかそういったことにつきましては、その個別の事業の企画案を判断いたしまして、公益性とかそれから市の補助基準に合致をするかどうかですね。その事業の効果性・適格性等判断をしまして、財政当局と掛け合って予算化しているというのが実情でございます。非常に行革で厳しい中、このこれまでの方針を続けていかざるを得ないというのが今の実情でございます。

5番（朝木一昭君） 新しい平田市政は、自然、人、文化を掲げて取り組んでおられると書いてございます。その文化面が薄いのではないかと考えているわけでございますが、もちろん福祉も大切でございます。福祉予算100億円余りだったでしょうか、せめて1,000分の1だったら1,000万円でございます。そのせめて文化交流事業、よっしゃと。1,000万円ぐらい年間予算を組みましてですね、いろんな交流活動に応援していくという姿勢がありましたら、平田カラーがまた喜ばれるようになるんじゃないかと思っております。是非とも今後、そういう点を前向きにとらえて頑張っていただければと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。文化財保護について。

小湊フワガネク遺跡の国指定に向けての現況はどうか。小湊フワガネク遺跡群の出土物は膨大でありました。整理、分析作業、原稿執筆に手間取っているのでしょうか。昨年度内には報告書作成と国・県への申請を完了する予定という答弁でしたが、現在どのようになっているのですか。

また、申請の際は地権者の同意が必要だと聞いておりますが、今後のスケジュールをわかりやすく詳しくお示してください。

教育長（徳永昭雄君） 小湊フワガネク遺跡の国指定に向けての現況でございますが、本年度に入りましてから管財課の協力を得ながら、指定計画区域内の地権者確認作業を実施してございます。この度、地権者の確認ができました。20筆の64人でございます。今後、同意に向けた作業や指定予定地を含めた周辺区域の地籍調査を実施してまいります。

次に報告書でございますが、少々まだ手間取っております。今年度末までの作業と伺っております。

5番（朝木一昭君） 伊仙町のカメヤキの後にはフワガネクかなと思っていましたのですが、知名町の住吉貝塚が先に国指定に向けての答申がなされております。その答申をされる国の文化審議員の方々が、昨年、何度か来島されておりました。今回、その方のお一方は、市長、教育長とお会いしていると思っておりますが、小湊フワガネクの件などはお話にならなかったのでしょうか。もしよろしければ、少しその様子をお聞かせ願いたいと思っております。

教育長（徳永昭雄君） 昨年の12月に文化財審議員の先生方とお会いする機会がございました。市長にも同席をいただいたわけですが、委員の先生からは小湊フワガネク遺跡に関して高く評価をいただいたところでございます。この席では、遅れております報告書作成も年度内に完成させて、19年度には申請書の提出を行いたい旨のお話をしているところでございます。

5番（朝木一昭君） 立派な教授などが、何とかその重要性を訴えたことでありましょう。是非、よろしく取組のほうをお願いしたいと思います。

次に移ります。宇宿貝塚の展示内容と利用状況はどうか。建設費用、維持管理費用、展示内容、利用状況をお教えてください。

ある方から、「館内はガランとして見るべきものがない。歴民館にあるいろんなものをある程度移して展示したほうがよいのではないのでしょうか。パネルなども展示して、説明用のアナウンスなどはできないか」と指摘を受けましたが、その対応はできるのでしょうか。併せてお答えをお願いしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 宇宿貝塚の建設費用、展示内容に関しましての建設費用は、平成9年度から12年度までの4年間で旧笠利町のほうで総額3億5,321万55円を使用しております。財源内訳でございますが、国庫補助金が1億7,660万2,000円、県補助金が8,830万1,000円、残りの8,830万7,055円を旧笠利町が負担しています。維持管理費でございますが、平成19年当初予算で約600万円を付けてございます。

展示内容についてでございますが、宇宿貝塚の施設は遺構を保護するための覆屋（おおいや）構造となっております。露出展示でございます。博物館的な施設とは異なっている、そういうコンセプトとなっております。そのため展示を中心とした内容とはなっておりませんが、平成16年度から補助事業を導入してパンフレットの作成や解説パネル等の充実を年次的に図っております。

利用状況でございますが、この施設は平成15年2月に一般公開をされております。平成16年は1,767名、平成17年度が852名、18年度が1,000名となっております。今年度に入ってから4月が60名、5月が333名、この2か月間で393名に達しております。今後、利用者を増やすための方策などの検討でございますが、地元や文化財サポート団体との協力を得て話し合いを現在進めているところでございます。

現行の管理体制は、文化課の管理のもと臨時職員の2名を配置しております。よろしく申し上げます。

5番（朝木一昭君） 次、質問しようと思ったことまでお答えして下さったんですが、せっかく国指定史跡でございます。その利用状況、当初の計画をお聞きすることができなかつたんですけども、なかなか利用状況が少ないとサービス面もできないんだろうなと思いつつながら、先日行ってまいりました。夏は大変だなと。もうすごい熱気ですね、維持管理のこともあって冷房を切っているということでございました。そして、中に入りましたら地層の状況を特別な土やら貝がらをそのまま展示してございまして、あそこはこういう感じのものだろうという思いをしながら担当者に伺って初めて内容がわかったのですが、ああいふ説明ができなければ、説明に代わるちゃんとした看板とか説明文が詳しくなされたらなあという思いをしたところでございます。今後の利用を増やすためには、いろんなものがあると思いますが、皆さんで英知を絞って利用増につなげていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。自然保護条例等の奄美群島各自治体の現況はということで、条例は全島に網を被せる必要がある。市として働きかけはできないかという質問をいたします。

稀少野生動植物の保護に関する条例について質問をいたします。

平成15年3月、鹿児島県稀少野生動植物の保護に関する条例が制定されました。平成19年3月には42種が指定稀少野生動植物として指定され、そのうち25種が奄美関係分であることは御承知のとおりであります。奄美の貴重な生態系は世界でも高く評価されているのですが、植物にとりましても絶滅が危ぶられているのが数多くあります。奄美諸島の面積は、日本全土の0.26パーセントに過ぎないのです。

が、日本全土に生育する種の約35パーセントの1,300余種の自生植物が分布しております。しかし、そのうちの16パーセントに上る種が絶滅の危ぐにさらされていることが明らかになったのです。

奄美だけに生育する固有種とは知らずに、うっかり伐採してしまった記事をたまた目にいたしますが、心が痛みます。絶滅に至る過程として、次のように述べてありました。

いわく、隔離・遺存的な分布をして少数固体群になってしまった種は絶命しやすい。固体数が極小の少数集団だけになってしまった種は、有効に繁殖できなくなったり、偶然的な環境変動で突然に絶滅する可能性が非常に高くなると書いてありました。この突然に絶滅するというのがちょっと気にかかります。つまり、伐採され、仮に2～3本残っても、繁殖する可能性が非常に低くなるということでありましょう。日本全国で、ここ数十年の間に20種の植物が絶滅いたしました。そのうち10種は南西諸島地域で記録され、鹿児島県で記録されている絶滅種4種は全て奄美群島地域に分布していた植物であります。

世界自然遺産登録に向けては、諸問題があり、遠い道のりの感がいたします。地域住民の保護に対する意識の在り方が重要と言われております。そのためには、条例の制定は最低限必要なものであります。各自治体の条例制定の現況をお示しください。

また、同じ地域で、一方は条例の網があり、一方は野放しというわけにはいきません。条例の制定につきましては、県と相談・協力してでも全島に条例の網を被せる働きかけができないか、併せて伺いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） それでは、自然保護条例等の奄美群島各自治体の現況についてお答えします。

稀少野生動植物の保護に関する条例についてでございますが、本市におきましては平成18年3月に稀少野生動植物の保護条例を制定いたしております。独自に野生動植物の保護に努めているところでございます。現在、環境保全審議会におきまして、罰則規定の対象となる種の選定作業を進めておりまして、年内にも指定を行う予定でございます。

また、ほかの町村におきます制定の状況といたしましては、大和村の野生生物保護条例、瀬戸内町の指定地域への入山を規制する規則、喜界町におきますオオゴマダラの保護条例など、いくつかの町村でそれぞれ独自の条例を制定しております。

議員御指摘のとおり、奄美の貴重な生態系、希少な野生動植物等を保護していくためには、広域的な取組が不可欠であるものと認識をいたしております。そのために、先月24日に開催されました自然共生プラン推進本部の会議の場において、群島内の各町村長に対しまして本市の取組状況を紹介するとともに、同様の条例の制定について取組を進めていただくように御理解を求めたところでございます。

条例の制定につきましては、それぞれの町村に判断を委ねるしかございませんが、本市といたしましても全島的な保護措置が必要であるものと認識いたしておりますので、今後とも様々な機会を活用いたしまして、それと県とも連携を図りながらほかの町村への働きかけを行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

5番（朝木一昭君） よろしくお願いたします。次にまいります。安全・安心について。

住用村の戸玉地内の災害につきましては、以前にも議員が質問いたしましたし、また後ほど地元議員が詳しく質問されると思いますので、私は1点だけちょっと伺っておきたいと思っております。

住用地区の山間、県道から外れた山間までは県道でございます。その先は、かつては住用村道だったわけでしょう。今は奄美市道になっております。同じ1本の道路でありながら、山間までは県道、その先は市道だと、奄美市の管理だという状況がどうしてもふに落ちないところでございます。県道へ昇格させ、均一な管理は県にお願すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

建設部長（平 豊和君） 市道部分を県道へ昇格できないかとの御質問でございますが、市道を県道へ昇格するためには、地方的な幹線道路網を構築する道路であること、人口5,000人以上の主要地を結ぶ

道路であること、主要港と密接な関係にある観光地等を連絡する道路であることなどの認定基準がありまして、これらの条件をクリアしなければなりません。また、同時に、県の議決を得ることが必要となります。

県道に昇格いたしますと、維持管理費等を県がすることになりまして、奄美市としては大きなメリットがあるわけですが、現在実施している道路改良工事の進捗状況などもみながら、今後、認定基準をクリアできるのかを含めて県と協議をしてみたいと考えております。

5番（朝木一昭君） 県道の道路認定基準、私もいただいてまいりましたが、これを見ながらですね、可能性がないわけではないなという感じをいたしております。史跡、名勝、天然記念物等の所在地、または重要文化財である建造物の所在地などがあつた場合はとかなですね、ほかにもございますので、それは必ずや可能性があるという取組を真剣にやっていただきたいと思っております。

次に移ります。観光についてであります。旅行代理店に対して、こまめの提案はできないか。

八月踊り、各行事や祭り、さんご礁の出る大潮や花の時期などの情報提供をもっと取り組むべきでは。奄美祭りにおける八月踊りは壮観でございます。沿道いっぱいどこまでも踊りの輪が続く。しかも集落ごとに踊りが違い、浴衣も違う。熱を帯びてくるチヂンの音は、見る人の血潮をたぎらせます。アラセツ、シバサシ、ドンガもまた人をひきつけるものでございます。集落では家々を回り、市内の公園ではあちこちで踊っている。それだけで旅行者はきっと未知なる文化に胸ときめくのでございます。

平瀬マンカイや諸鈍シバヤ、豊年祭りや花火大会、大潮の際のさんご礁も貴重な商品でございます。季節の花やカニが浜にどっと下りるのも商品になるでしょう。2億年前から生きてきたというソテツも、これだけ数多く自生しているのは奄美だけと伺ったことがあります。ソテツ群もまた貴重な商品でございます。そういう商品作りを旅行代理店などにこまめに提案できないだろうか伺います。

産業振興部長（赤近善治君） 奄美の八月踊りですが、私も学生の時にはこの踊りが楽しみで夏休みはいつも帰ってきたところですが、本当にいろいろこの踊りはすばらしいものがあるなというふうに私も同感でございます。

現在、体験型の観光につきましては、体験型観光というのが主流になっておるところでございます、私どももその体験型の観光の情報提供については、必要性は十分に認識しているところでございます。

議員御提言のような八月踊りや祭り、さんご礁の出る大潮や花の時期に合わせて、旅行代理店等を招へいするような事業は今のところ実施はしておりませんが、平成15年度から奄美群島観光連盟を中心に本土の大都市等で旅行代理店や各地区の郷友会を御案内しまして、ビジネス会議と銘打って奄美観光のPR等を実施しているところでございます。昨年11月には東京六本木のテレビ朝日多目的スペースにおきまして、広域事務組合主催ですが「奄美群島まるごと体験交流フェア」を開催しております。そこでは、笠利町佐仁集落の八月踊り保存会の八月踊りや、奄美大島酒造組合によります奄美黒糖焼酎の試飲会等を開催いたしまして、体験型のPRに努めてきたところでございます。

また、県で昨年度、福岡地区の旅行雑誌等を奄美へ招へいしまして、奄美の自然・文化に触れてもらう情報雑誌等招待事業を実施しております。自然・文化、様々な面におきまして、沖縄とは違う魅力を持つ点がセールスポイントになったということで、好印象をいただいているところでございます。

観光客を奄美に誘導するには、旅行代理店が抱えている顧客、宣伝の媒体等が非常に重要でありますので、今後とも県や群島観光連盟と密接な連携を図り、観光旅行代理店への宣伝活動に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

5番（朝木一昭君） 時間がありません。今、自然ガイド業の登録制等の質問は、次、私の席があるかどうかはわかりませんが、次の機会がありましたら質問させていただきたいと思っております。これからガイド業が非常に注目を浴びておりますけれども、そのガイド業の資質あるいはトラブルした例はないかななどが非常に気になるところでございます。以上で質問を終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、新生会 朝木一昭君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
次に、無所属 保 宜夫君の発言を許可いたします。

17番（保 宜夫君） 皆さん、こんにちは。無所属の保 宜夫でございます。今年の梅雨も明けたような明けぬような、すっきりしない状況です。世の中も先ほど来同僚議員が言っていますように、年金の問題とか食肉の偽装問題、介護料の不正請求、そしてまた政治家のモラルの欠如など、こういうものが噴出してうんざりとしているところでございました。

しかし、先ほど朝木議員も申したように、当市役所の市民課の禧久さんがすばらしい賞を受賞したということで、今朝の新聞を見て私も今ホッとしているところでございます。このように頑張っている職員もおります。先ほど来、市役所職員の意識の改革ということも上げられておりますけれど、こんなすばらしい職員もおります。こういう頑張っている姿を見ると、大変頼もしい限りです。私も負けずに粗探し議員と言われようとも、行政側をしっかりとチェックしていきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。まず、市長の政治姿勢についてであります。

最初に、首長の多選についてお尋ねいたします。

総務省の調査研究会が先月30日、首長の3選以上の法的制限を合憲とする考えを示しました。これは都道府県知事や市町村長は、人事、予算、許可など多くの権限を持っており、権限の集中度合からいうと総理大臣にも匹敵するものがあります。権力の集中する役職をあまり長い期間続けると、権力を持った人の周りにはイエスマンが増えて、なかなか意見が出にくくなってしまい、その結果、どうしても人事が硬直化します。それは役所の組織の活力をなくし、市民に向けた行政の活力が低下するという弊害が出るということが懸念されているからであります。

話は少々古くなりますが、広島県の宮沢元知事は、「12年以上もトップに君臨すれば、自ずから知恵や発想も枯渇してしまう。毎日全力投球をしていると、そういうことの欠如がなってしまう」ということで、こういうことを常々言いながら2期8年で辞めたということもあります。そういうような長期政権と言いますか、というものに対しての弊害が今論じられているところでありますが、この時期はちょっと早いかもしれませんが、市長の多選に対するお考えをお聞かせください。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 保議員の市長の多選に対する考え方という質問でございますが、焦点がなかなか絞りづらいなと思って困惑もしているところです。議員のおっしゃったのは一般的なことを申しておると思っておりますが、私の個人的話とこうなってきますと興味も大きいんでしょうが、なかなかそうもいかないのではないのかなとこう思っております。

ざっくりばらんに申し上げて、多選が悪いというとならえ方はやはり別の意味からは問題もあるだろうとこのように思っております。しいて言えば、そのことは市民・有権者が決めるという点と、それから本人の情熱だとか体力だとか志とかということが大きなエネルギーのポイントになるわけですので、そういった点が絡んでくるのではないのかなとこのように思います。ただ、現実と見合わせた場合に12年間という期間がどうだろうかとこの点からすれば、私の経験から申し上げますと、10年かかってようやく私が是非やりたいと思った事業が緒についてきたということもいくつかございまして、これは12年というのは一つの区切りの目安にもなるのかなという思いもございまして。そういった点などを勘案しますと、さっき議員は権限が集中するという話もございましたが、私の思うところ、この権限が集中するよりも責任が集中

しているとしか受け取れない。毎日、この責任感をどう全うするかということで気配りや心配りや体力配り、全て24時間がこれに集中しているような気がいたします。

そういった点で、多選のことについては、制限することは憲法に触れるものではないという御意見のようですので、それはそれで理解できないこともないだろうとこう思っております。今後の社会情勢等も待って判断が下されることではないのかなとこのように思います。

名瀬市長として3期勤めさせていただきました。そして、奄美市長として第1回目の市長として、市民に頑張ってくれということでご選をさせていただいたものだ。その負託に全身全霊を傾けて、奄美市のスタートの礎ができることにいささかなりとも貢献できればとこのように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

17番（保 宜夫君） 私は、決して悪いということじゃなくて、いろいろな弊害があるということの前例ですが、もう一つ、前の出雲市長の岩國元市長もこんなことを言っています。「権力が1か所に長く居座ると、必ず障害が生じる。予算と人事権を手に入れば、あとは時間さえかければ批判勢力は駆逐できる。権力はますます長期化し、行政の停滞、癒着、腐敗は激しさを加える。一人の首長の仕事は、10年以内に限るべきだ」として、この人も2期8年しているわけなんです。要は私が言いたいというのは、この癒着の問題で、あとでまた同僚議員も質問するみたいなんですけど、やっぱり人事が停滞しているというのが見えてくるんですよ。

私が聞くとところによると、いろいろな部署でも本当不満が出てきている。もうざっくりばらんに言いますと、今、消防組合のあのへんが何かガタガタ、私聞いたらえこひいきの人事があったりしてやる気をなくしていると。やっぱり人命を預かる人たちがそんなことじゃいけない。そういう危ぐされるものだから私は言っているんであって、そのことを、次のことをもう聞こうとは思いませんけど、これからやっぱりこういう弊害が多選になってくると出てきますので、やはり常に肝に命じて、先ほどおっしゃった常に燃えるような情熱でもって市政にあたってほしいということをお願いしていただきました。何かございましたら、お受けします。

市長（平田隆義君） 指摘された消防組合のことについては、初耳でございます。私の人事が及ぶのは消防長だけでございます。私も特別な団体というか組織だという認識で、できるだけ消防長はこれまでも2年の在席のサイクルをとということできたんですが、そういうことがないように常に配慮していかなければならないだろうとこのように思います。

ただ、思いますことは、長く在席しますと多くのことがわかってしまうと。職員は3年～4年でずるずるずるその部署を替わっていきます。12年もやりますと、そのことはこういうことからスタートしているんだということなどがずっと系列的にわかりやすいんです。これは議員と当局との間柄でも言えることじゃないのかなとこう思います。議員がある課題についてずっと取り組んでおられますと、担当職員はぐるぐる替わっていますから、議員のほうがよく知っているということもあり得るだろうと。そういうことは多々経験することでありまして。それがいいかどうかはちょっと判断にも苦しむところです。

出雲の岩國さんですか、名瀬で講演もございましたので、私もすばらしい話をされたのかなということに興味を持ちましたんですが、代わって次の市長さんとお会いすることができまして聞きましたら、やるだけやって、ほったらかして行ってしまったと。結論が出ない前に、自分のやった仕事なのに、責任を持たないと怒り心頭でありました。これもあるんじゃないかなと思います。そこらへんはやっぱり難しい問題だなとこのように思います。

17番（保 宜夫君） そんなことじゃいかんですね。じゃ次に移りますが、二人副市長制についてであります。県内で人口10万人を超えている薩摩川内市、鹿屋市、霧島市ではおそらく二人副市長制をとっておらない私はしているんですが、しかも総合支所長というのも置いておりません。ほかの市で副市長を置いている所もありますが、これは部長制がない所じゃないかと思えます。1年を振り返ってみて、市

長の二人副市長としての主な効用はどういうものがあったのでしょうか。

また、市民からは財政難につき議員の数が多などと言って、早く解散せよという声が多い中で、経費節減のためにも私は二人の副市長は廃止すべきと考えておるのですが、いかがでしょうか。併せて見解をお伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 答弁をさせていただく前に、議員御指摘のございました霧島市におきましても二人副市長制を敷いているということで御理解をいただきたいと思います。

それでは、二人副市長としての主な効用は、財政難につき二人副市長は廃止すべきではないかとの御質問でございますが、副市町村長制創設の趣旨といたしましては、日常的・実務的な事務を副市町村長に委ね、首長はより高度な政治的・対外的役割を担うことを想定をするなど、マネージメント機能の強化が挙げられております。そのための制度の大きな柱が、首長の権限を副市町村長に委任をし、自らの権限と責任で事務処理を行うことができるよう、第28次地方制度調査会の答申により、地方自治法の改正が行われたものでございます。

加えて、市町村の規模、その所管する行政分野や事務事業等は平成の大合併を経て大幅に拡大をし、地方分権改革により、その役割と責任も増大をしていることから、市町村においては都道府県とともに組織運営面における自主性・自立性の一層の拡大を図りながら、そのトップマネージメント機能の強化を図ることが必要になっております。

奄美市におきましては、合併による事務量の増大や対象地域の拡大、笠利地区の飛び地という特殊要因もあり、副市長の責任も一段と大きくなったことから、二人の副市長による所管部門の事務分担の明確により、合併にもかかわらず大きな混乱もなく、比較的スムーズかつ的確な行政運営が図られているところであり、何よりも住民の不安を解消し、一体感の醸成にも十分役割を果たしているものと思います。

確かに財政難から経費負担はありますものの、本市における副市長二人体制は、その職務量及び権限と責任は多分野にわたっており、本市の振興上、必要なものであります。また、今後、2010年までに更なる地方分権の推進方策が検討されており、この体制にも応えられるものでございます。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

17番（保 宜夫君） あまり理解できません。というのが、権限移譲ということですが、あとで聞きますけど、その権限移譲、どういう形で権限移譲したんかね。職務のおそらくあの時はある一部の責任もやりますということをやっておりましたが、まずあとそれをするというのと、薩摩川内市なんかは甕島というあんな離島、遠い離れている所でさえ副市長も置いていない。区長も置いていないという、二人副市長ですよ。二人だけ。いや違うはずだが。僕は三つとも思っていたが、霧島市だけが二人だけど、鹿屋と川内は置いていないはずですよ。もう1回確認しますけど、それは。区長も置いておりません。そういう中でいくら仕事を分担しますと言うけど、私が言いたいのは、これだけ財政がひっ迫しているという中で果たしてそれで、確かにあったほうが住民サービスはいいですよ。金がどんどん使えるんだったら。今までの答弁の中では、金がないからというのがしょっちゅう出てくるでしょう。財政がないから図書の一つも買えないと。私は少なくともそういうのを節減してでもですね、朝木議員が言った図書の購入などをして若い人たちの育成をしてほしいというのがあれなんです。だから、二人副市長制を決めた時は時なんです。情勢も。まだあの頃は「第二の夕張」という話も出ていない時だったし、そういう時期、そして我々も市民からは財政難だから数を減らせとか言っている中でこのことを私は言っているんですよ。だから、そういう中で本当に二人副市長というのがいるのか。しかも私は、区長制というものも反対したんですけど、立派な区長さんがおられますから、一歩引いたとすれば、そんなら区長制を止めるべきじゃないかと。この財政難時代にですね。このへんはいかがですか。

市長（平田隆義君） 理解していただきたいのは、このことについてはあくまでも合併の後処理というウエイトが高いということで理解いただきたいと思います。

17番（保 宜夫君） じゃあ、よそもさっきのはどうだった、薩摩川内市は何人だった。まずそれから。

企画部長（塩崎博成君） 薩摩川内市は1名というふう聞いております。

17番（保 宜夫君） でしょうが。だから、私が言うのは、ああいう大きな所、10万人も超え、そして離島を抱えている、甑島という遠い離島を抱えている所ですら区長もいない、副市長も一人でやってできるんですよ。それがこの奄美市でできないということは私はないと思うんです。そういうことで理解してほしいんです。じゃあ、向こうも、鹿屋も川内もちょっと時期がずれているんですけど、合併しているんですよ。その間もなしでちゃんとやっているんですよ。だから、向こうの人はやっぱりそれだけ能力があるからでしょうね。だから、そういう意味じゃ一歩下がっても、合併の処理が終わる大体いつごろをめどにして、じゃあ一歩下がっても、すぐ辞めろとも私も言えませんので、どれぐらいで辞めさせたいと思っているのか。

市長（平田隆義君） 区長が2年の任期、副市長が4年の任期です。その時に考えます。

17番（保 宜夫君） それと、その権限移譲です。職責の権限移譲の状況はどうなっています。

企画部長（塩崎博成君） 権限移譲につきましては、現在のところは権限を移譲した業務はございませんが。

市長（平田隆義君） 今、~~副~~副市長のことで進めておるんですが、事業団の理事長をできないだろうということで、今、県とすり合わせをしているところです。定款に首長という、知事や市町村長となっておりますところでどう理解するかということ。それから、シルバーのほうは今年から理事長を~~副~~副市長にお願いしてあります。大きな事業を専門的に今事業団のほうも取り組まさせておるといふいきさつもございますので、頑張ってもらっております。

17番（保 宜夫君） じゃあ副市長の任期が4年ということですので、その時に御検討されるということですので期待をして、いずれにしてもそのへんで、この財政難ということを大前提のもとに英断を下してください。

それでは次ですが、3番目は平成18年度の施政方針の実施結果についてであります。平成18年度の施政方針に盛り込まれた諸施策の実施結果及び進捗状況がなかなか私には見えてきません。

まず、一集落1ブランドです。選挙公約から鳴り物入りで掲げてきたこの一集落1ブランドの集落ごとの策定状況はどうなっているのでしょうか。また、それらの周知方法とか活用状況をお示してください。

企画部長（塩崎博成君） 本市の重要施策に位置付けをいたしております一集落1ブランド事業の推進につきましては、平成18年度は集落や住民への趣旨・目的などを啓発をするための周知期間と位置付けをいたし、駐在員会・嘱託員会等での事業説明の説明会を実施をしたほか、昨年11月に開催されました「奄美市まなびフェスタ」での紹介ブースの設置など、様々な機会において広く市民の皆様へ施策の広報を図ってまいりました。

さらに、昨年来、笠利町・住用町で開催をいたしております「村おこし座談会」においても、ブランド申請に関する質問が出されるなど、住民の方々の関心も高まってきているものと認識をいたしております。

このような経過を踏まえ、平成19年度は施政方針で示しましたように、地域の宝を生かす地域ブランド事業を本格化していく重要な年であると位置付けをいたしております。その結果、本年6月1日の時点でございますけれども、11集落1団体から16のブランド申請を受理をいたしております。

今年度におきましては、これまで申請されました集落ブランドとして認定するため、認定審査会の開催を予定しております。認定された集落ブランドについては、財団法人地域活性化センターの助成事業を活用し、各集落の紹介看板や集落ホームページの開設を行い、市民をはじめ観光客や本土在住の出身者、奄美ファンの方々に集落の宝であるブランドを紹介をしまいる予定でございます。

また、認定審査会で一集落1ブランドの認定を受けた集落には、集落の住民がその地域力を発揮し集落の活性化を図っていただけるよう、各集落担当の職員を配置をいたします。集落に設置されます集落ブランド活用委員会の積極的な活動を支援してまいります。

施政方針で位置付けておりますように、奄美市の持続的な発展は集落の活性化にあるものと認識をいたしております。今後ともホームページや広報紙などを活用し、事業推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

17番（保 宜夫君） 私がやっぱり聞きたかったのは、まだ18年度で周知期間というのは私は遅いと思うんですよ。前、私は昨年の6月議会でも、市長がこれをトップの公約に掲げていたから、このへんについてはしっかりと進ちょく管理をいつまでにどうやるというのを作って行ってしないと、もう既に1年が過ぎ、これから周知期間といたら遅いんですよ。もう世の中はどんどん進んでおりますので、昨日の師玉議員の話では25日までにまた出せと急きょ言われたみたいな感じも受け取れますけど、そうじゃなくて、こういうものにつきましてはやはり徹底した周知をし早く効果が上がるようにしないと、もう4年は過ぎますよ、市長の公約の時間というのは。マニフェストというのは、いつまでにどうするというもの、しっかりとした目標数値を掲げて、スケジュールをして、それにのっとり見返しなんかをしながら進めていかないとこの一集落1ブランドも空手形、だいたい11項目、11集落ができていと思うんですが、早くもう今年中ぐらいには全集落ができて、全員がそれに向けて取り組んでいくということを要望しておきます。

次に、自然循環型社会の構築に向けての適正な処理システム構築の状況です。ごみ減量リサイクルの推進を図るため、自然循環型社会の構築に向けての適正な処理システムを構築するという事で18年度の施政方針で述べておられたんですが、具体的取組状況と成果をお示してください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） それでは、資源循環型社会の構築に向けての適正な処理システムの構築に関しまして、実施結果と現状について御報告を申し上げます。

ごみの減量とリサイクルの推進につきましては、平成17年度より新聞・ダンボール、その他雑誌などの古紙類のリサイクルを開始いたしてございまして、年間436トンの古紙類の回収リサイクルが実現をできてございまして、平成18年度においてはさらにその普及・啓発に努めた結果、年間540トンまで回収量が増えてまいりました。この間、市街地などの住宅事情を考慮いたしまして、回収日を増やしてほしいとの要望がございまして、関係機関との協議の結果、新聞・ダンボールや雑誌、その他の紙類をそれぞれ月1回の収集日から月2回の収集体制へと改善をいたし、平成19年度の減量に努めているところでございます。

この市民のリサイクル意識の高揚によりまして、対前年度のごみの減量は249トンの減量となりまして、特にピーク時でありました平成14年度の汚泥を除くごみ搬入量は2万3,513トンと比べますと、平成18年度の汚泥を除くごみ搬入量が1万9,919トンでありましたため、3,594トン、約15パーセントの減量となっております。

また、併せまして市民協働のエコマネー制度におきましても、奄美市だけにとどまらず瀬戸内町からの加入もございまして。平成18年度におきましては、登録会員数が402名、対前年度81名の会員増を実現をいたし、ごみ減量リサイクル推進の大きな推進役となっております。よろしくお願ひします。

17番（保 宜夫君） 確かにすばらしい数字が出てきております。よその自治体など見るとまだ分別が進んでおるんですが、ちょっと最近ペットボトルが結構値段するという事で、今ペットボトルについて

は月1回の収集になっているんですが、燃えるごみの中にどれぐらいペットボトルが入っておるのか。そして、そういうことを踏まえてペットボトルについても収集回数を増やせないか、ちょっとお伺いします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） ペットボトルにつきましては、クリーンセンターにおいて実施いたしておりますごみのサンプリング調査によりますと、紙類・布類が約6割、ビニール類が2割、生ごみ類が1割を占めるということから、ビニール類であります廃プラスチック、特にペットボトルが問題でございますが、その回収日とか回収体制の増加につきましても、今後、市民意識を後退させないように、増やすことを念頭に、ごみの回収体制全体の強化を見据えまして今後検討してまいりたいと思っております。

17番（保 宜夫君） 是非、この資源ごみ回収というのは、今、問題になっている地球温暖化現象のこれを防止するためにも、市民の意識も含めて、また行政の取組充実という観点からも、ペットボトルを隔週でもいいですが回収できる方法を是非検討してもらいたいと思います。

次に、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づく集中改革プランの策定結果についてであります。

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づく「事務・事業の再編・整理」、「民間委託等の推進」、「定員管理の適正化」、「手当の総点検をはじめとする給与の適正化」、「経費節減等の財政効果」の5項目に関して、集中改革プランを作成して公表するとしておりました。その中で特に「定員管理の適正化」と「手当の総点検をはじめとする給与の適正化」についての策定状況及び取組と公表はどのようになったか、簡潔にお示しください。

企画部長（塩崎博成君） 議員御承知のとおり、平成17年3月に総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、奄美市行政改革大綱に基づき実施計画「集中改革プラン」を策定をし、平成19年の第1回定例会市議会全員協議会で報告をいたし、また報道機関、ホームページなどを通じ、広く市民への公表に努めているところでございます。

奄美市行革普請、「市民と行政のパートナーシップで自立的な自治体経営を目指して」を基本理念に掲げた集中改革プランは、奄美市行政改革大綱を推進するための行動計画であり、市役所の改革、市民サービスの改革、市民と行政の共生・協働力の三つの基本項目を柱とし、具体的な年次計画や数値目標を設定をした117の実施項目からなっております。

議員御質問の平成18年度施政方針における「事務・事業の再編・整理」、「民間委託等の推進」、「定員管理の適正化」、「手当の総点検をはじめとする給与の適正化」、「経費節減等の財政効果」の5項目についても全て含まれており、計画推進に努めているところでございます。

本プランの推進にあたっては、今後、民間委員で構成されている行政改革推進委員会や庁内設置の行政改革推進本部に定期的に進ちょく状況を報告をし協議していただく予定にしており、またホームページで市民に公表し市民意見の反映に努めるとともに、PDCAサイクルに基づき不断の点検を行い、必要に応じて見直しをしてまいります予定でございます。

17番（保 宜夫君） 是非そういうことをする中で大変私が状況を聞いたかったのは、徳之島町が手当の廃止、全て手当を廃止するという新聞記事なんですよ。それとか大和村もだいぶしているんですが、現在、奄美市における特殊手当の種類の項目と年間総支給額をお示しください。

総務部長（福山敏裕君） それでは、特殊勤務手当の種類について、まずお答えいたします。

手当の種類につきましては、現在19種類ございます。それでは、19種目全部読み上げてみたいと思います。収納税事務手当、滞納徴収事務手当、福祉手当、指導主事手当、地籍調査事務手当、林政業務手当、停水手当、老人ホーム勤務手当、医師手当、診療所勤務手当、ハブ取扱手当、特殊自動車乗務者手当、家畜等取扱作業従事者手当、感染症防疫作業従事者手当、汚物処理作業手当、現場作業手当、有害薬品取扱

手当、夜間作業手当、用地補償事務手当、以上の19種類で、18年度の年間支給総額は1,187万5,481円でございます。

17番（保 宜夫君） これは国にもそういう手当はあるんですが、今の世の中でこれはもう財政がある時はこれでいいんですよ。私が思うのは、市役所職員になったという人はそういう仕事も覚悟の上で、私は希望されたと思うんです。そういう中で、本当、今の一般社会の常識から考えていったとき、これらの手当が果たして適正かというのか、うらやましいなと思うぐらいですよ。ハブ手当とか山に入る手当とかね。これは当然、職務としての仕事であり、しかもこれがずっと続くんじゃないかと、それぞれが平等に、平等というか交替しながらやっている勤務の中での手当なんですよ。そういうこともあって、徳之島ではこれらを全廃し、大和村でも見直しているという実態なんです。そういうことにかんがみて、今後、これらの直し、総務省が言っているのもこういう手当を見直しなさいという趣旨なんですよ。このへんをどれぐらい真剣に取り組んでいるかをまずお示してください。

総務部長（福山敏裕君） これらの取組につきましても、先ほど議員からもありましたとおり、行政改革大綱の実実施計画の中で117項目掲げてございます。その中で、職員の改革ということの中で、今のこの手当などの取扱いについても明記をされているところでございます。これは国の基準や条例の趣旨に見合う適正な手当なども継続しまして、これから組合と協議を進めていかなければならないと考えているところでございます。

17番（保 宜夫君） だから、ここにきて今までは国に準じてということをしているんですが、もうこういう財政難時代は国じゃなくて市独自のことで徳之島町なんかやっているんですから、それぐらいの英断ですよ。併せて、国とのと言いましたが、以前も私が、前回言ったんですが、職員の夏期休暇7日間、国家公務員は三日です。これについても職員組合と誠意取り組んでいきたいという御答弁だったんですが、私の試算で換算しますと年間1億円になるんですよ。そういうものも大事な取組の一つだと思うんですが、この夏期休暇の対応状況はどうなっているんですか。

総務部長（福山敏裕君） 夏期休暇につきましても、職員の夏休み中の健康上のために付与されているわけでございますが、この日数につきましては現在組合と交渉中ということで御理解を賜りたいと思います。

17番（保 宜夫君） 前からも交渉中、交渉中で、1年・2年延びることがありますので、こういうのは迅速にこういう国からの指針もあるんですから、迅速な対応をお願いしておきます。

次に、定住促進についてお伺いします。

先般、産業経済委員会では島根県の離島である隠岐の島町に所管事務調査で行って来ました。ここも御多分に漏れず離島のハンディ、多くの問題を抱えており、過疎化対策の定住・交流促進、これらについては意欲的に取り組んでいるところでした。私たちにとっては大変参考になりましたので、当市の取組状況と比較しながら、今後の取組について御提言を申し上げたいと思います。

まず、I・Uターン者向けの空き家利用についてであります。旧名瀬市の定住促進住宅建設助成金制度は、新市に引き継がれたのでしょうか。また、旧名瀬市からの実績をお示してください。

企画部長（塩崎博成君） 旧名瀬市の定住促進住宅建設助成金制度についての御質問でございますけれども、議員御承知のとおり、名瀬市定住促進住宅建設助成金交付要綱につきましては、平成9年7月に策定をされた名瀬市定住基本計画に基づき、平成10年4月1日に施行をされております。しかしながら、要綱の設置意図から外れた申請、または申請時におけるU・Iターン者の定義とU・Iターン者用の借家使用についての疑義などの問題点が明らかとなり、事務の効果、効率化の観点から平成15年9月に廃止をされております。

この間の助成金の実績についてでございますが、平成10年度が1件88万円、平成11年度が1件72万6,000円、平成13年度1件46万2,000円、平成14年度1件40万2,000円となっております。

なお、空き家利用については、地域によって多くの空き家があるにもかかわらず、年に数回の帰省や他人に貸すことに対する不安などにより、貸手が不足しているのが現状であります。これら貸手側の不安解消を図る一つの方策としまして、民間空き家住宅を一定期間市が借り上げ、改修工事を実施後貸し出す老朽住宅除去等事業を導入できないか、検討に入っております。そのためには、まず各集落の空き家調査等を行い、貸手がどの程度いるのか。また、実際に改修費用がどの程度必要となるのかなどの基礎調査を現在行っているところでございます。

17番（保 宜夫君） この件についても私、以前質問したんですが、それから全然変わらず本当5件ぐらゐの利用者しかありません。これは何かと言いますかと、待ちの姿勢なんですよ。一定期間Iターン者が1年間継続して住居している人に対しての貸出しなんです。これじゃIターン者なんか来ないんですよ。隠岐がやっているのは、空き家を市が助成して改修して安い賃金で提供しますから、どうぞ隠岐に来てくださいと。そういうことに取り組んでおるから、利用者も増えておるんです。今、話の中では、今後はそういうことじゃなくて空き家をつくって借りてするという、是非、私はこれはしてほしいと思うんです。一番I・Uターン者が困るのは、来た時の住居なんですよ。しかも奄美市の住宅事情は悪いということで、先ほどの大迫議員の質問の中では、ホームページではもう来るなというような内容のものしかないというんじゃないかと、どうぞ来てくださいというのが隠岐の島の積極的な取組ですので、是非、そのことについては真剣に取り組み、人口増につなげていってほしいと思います。

その次は体験交流ですが、ちょっと時間も押し迫っておりますので、もう紹介だけしておきますから、これも隠岐の島町では定住促進事業として、一つ、島外在住の独身女性を対象とした「隠岐・定住のすすめツアー」、それから二つ目は、県外在住者を対象とした「とって隠岐のプレゼントツアー」、それから3番目は県外在住の定年退職者・退職予定者を対象とした「隠岐の島移住下見ツアー」などを企画して、いわゆる体験交流を積極的に取り組んでおりましたので、当市につきましても是非このようなことも念頭にしておいて取り組んでほしいと思います。本当はお伺いしたいんですが、時間の問題で紹介だけしておきます。

次に、ふるさと人材資金の活用であります。これも隠岐の島町では定住促進の一環として定住奨学資金貸与制度があり、卒業後の返還に際して町内に一定期間居住した場合、返還を免除する制度でした。このように、当市においても、私も前言いましたけどもこの同じようなふるさと創生人材育成資金というのがあるんですが、私はこれを隠岐の島のように定住促進につながるような活用はできないだろうかということでお伺いいたします。

教育部長（重田茂之君） 今、御提言の件につきましては、非常にユニークな制度だなということを率直に感じた次第であります。議員も御承知のとおり、ふるさと創生人材育成資金の貸付けは、ふるさと創生資金や篤志家の寄付金を財源に貸付けをしております。その目的は、あくまでも経済的理由により進学が困難な子弟への修学支援、また市内で起業を目的として専門技術の習得または研修を受ける者への経済的支援というものでございます。

この件につきまして、隠岐の島町に職員が問い合わせたところ、運営は一般会計からの繰出金で歳入歳出で賄われているということ。その財源確保が必要なため、以前より貸付対象者を毎年少なくしているという状況のようでございます。

このようなことから、議員御提言の定住促進につなげるふるさと創生育成資金の活用につきましては、定住奨学資金貸付制度は、人材確保のための定住促進を目的とし、本市の教育奨学資金制度は純粋に経済的な理由により教育支援を必要な方々への支援ということが目的で、その目的が違いますので今後の検討課題とさせていただきます。このように思います。

17番(保 宜夫君) だからね、私は目的が違うからこういう方法もあるので見直ししておられましたので、是非見直す中で、向こうは確かに一般会計ですけど返還、例えばやり方とすれば定住した時に返還しないで済んだという分だけでも、一般財源から補てんする方法もあるんですよ。特に私、前も言いました教職員が奄美出身者が少ないということ。それから、農業共済の時でも言いましたけど、今、獣医師が不足しております、島出身の。それとか、今言われておる医療の産婦人科とか小児科の医師が不足しておりますので、そういう島で働きたいという人に対して特に奨学資金を提供して、そして帰ってきたらその期間は免除しますというぐらいの方策を取ったほうが、よりベターな運用方法になるんじゃないかと思っておりますので、是非その点は検討課題としてお願いしておきます。

ちょっと時間ありませんので、申し訳ないですが順番を変えさせていただきたいと思います。4項目めの教育、青少年育成について、先にさせてもらいます。まず、ゆずり葉の郷の支援についてです。

青少年の健全育成に大きく寄与しているNPO法人「ゆずり葉の郷」は、文部科学省からの補助を2年間受けて着実に実績を上げてきております。その補助が今年度から打ち切られるとのことのようなのですが、せっかくここまでの実績を低下される恐れがありますので、このような状況を踏まえて継続的な活動をしていく上からも行政として何らかの支援が必要と考えますが、対応策についての所見をお伺いします。

教育長(徳永昭雄君) NPO法人青少年支援センター「ゆずり葉の郷」は、私が教育次長時代にこの設立に携わった経緯もございます。ということで、この財政状況につきましては心配をしておりました。

予算の確保でございますが、昨年度までの不登校支援事業が今年7月から継続されるという連絡がございまして、文科省のほうから予算確保386万8,000円の補助があるという通知がまいっております。ということで、県議会におきましても知事から、そしてまた県警本部長から、県の教育長からも大きなこの活動状況についての評価をいただいておりますので、今後とも私ども連携を図っていきたいと思っております。

17番(保 宜夫君) 是非、先ほどの禧久さんと同じでこうして頑張っている三浦さんのことでもありますので、予算が付いたということで大変うれしい限りですから、これが本当に継続的に更に続けることをお願いしておきます。

次に、中学生の頭髪についてであります。

この問題に対しましては、平成15年の第1回と第3回定例会で同僚の崎田議員ほかの議員が取り上げて論議しました。当局の答弁では、「保護者の間では伝統的な丸刈りに賛成する意見、個性を尊重する立場から丸刈り強制の廃止を求める意見など様々な意見がある。対応には慎重に時間をかけて論議していきたい」とのことでした。あれから既に4年が過ぎ、教育長、各学校長、教育委員も替わりました。教育長の中学生の頭髪に対する所見をお伺いします。

教育長(徳永昭雄君) 奄美市内の中学校の校則や生徒心得では、男子生徒の丸刈りが規制されております。教育委員会といたしましては、これまで校長研修会等を通して、幅広い意見の収集と十分に議論を尽くされるような環境づくりをするよう指導を行っております。

自分自身のことを考えますと、小中学校12年間丸刈りでありました。これが当たり前のこととして、私としては受け入れてきたように思います。大島地区では、地域や保護者の間で丸刈りが男子生徒にふさわしい髪形の一つであると認識が強い状況であることは事実であります。特に、以前から生徒指導で混乱を極めている学校・地域においてはその思いが強でございます。しかしながら、各方面から人権問題だとか、鹿児島本土のほとんどの中学校は頭髪は自由化がされ、問題の意識すらないとのことを聞きますと、議論はしていく必要はあるかと思っております。

ただ、昨今は、権利や自由ばかりを主張する風潮がございまして、私としてはまず権利を言う前に義務を果たせ、自由を言う前に責任を果たせと申し上げております。指宿地区の開聞中学校では、校則や生徒

心得には明記されておりませんが、男子生徒は生徒会活動がしっかりしているのも全て丸刈りだと。これはクラブ活動が盛んで、地域全体がそういう風潮にあるというようなことを聞きました。

いずれにいたしましても、各学校における指導の在り方が問題になると思いますが、髪形を自由化することによってどのような問題があるかを学校と地域及び保護者が連携を図り、しっかりした議論をしていただきたいと思います。

17番（保 宜夫君） そのへんはもう4年前に言っておるのよね。県下見たら確かに、やっていないのは指宿が5校中2だけ、ほかの学校はもう100パーセントやっております。奄美市においても、郡内で9校は廃止しておるんですよ。これがやっぱり人権問題としてとらえないから、そのへんのとらえ方をしていると思うんですよ。奄美だけが、それは10年前はそれでよかった、あなたなんかの時代はよかったかもしれないけど、今、世の中がそういう時代になっていることですので、是非このへんは人権問題として4年前から取り組んでいることですので、また論議するということじゃなくて早急に対応策をお願いしておきます。

もう時間がなくて申し訳ありませんが、申し訳ない。あと産業・観光についても、これももう紹介だけしますので、取組方を是非お願いしておきます。

まず、観光プロモーションビデオの作成、設置についてであります。隠岐の島町では観光客用の歴史資料館の中に観光プロモーションビデオを作成、設置して島内の観光地や歴史・文化がよくわかるようになっておりました。奄美市でも観光プロモーションビデオを作成し、歴史館とかいろいろな所に設置したらよりよくなるんじゃないかということ。

次に、特産品のブランド化ですが、名は体を表します。名前からイメージが湧き、また地名のPRになるネーミングをしている物が数多くあります。

先般、鹿児島島の芋焼酎を「薩摩焼酎」とする宣言がなされました。また、熊本では「球磨焼酎」、長崎壱岐では麦焼酎を「壱岐焼酎」として広くPRしております。こういうように地名とかPRするためにも私は黒糖焼酎ということじゃなくて例えば「奄美焼酎」、スモモを「奄美プラム」、これはJAあまみでは何か既にやっていると思うんですが、広くこの名前にすると、~~タンカン~~ということじゃなくて「奄美オレンジ」ということにネーミングをすることも検討してください。大変申し訳ないです。これで終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、無所属 保 宜夫君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自由連合 南 修郎君の発言を許可いたします。

20番（南 修郎君） こんにちは。少しばかり影が薄くなりました自由連合の南 修郎でございます。まだまだ自由連合の存在意義を世の中に示していきたいと思っております。まっすぐに道は歩んでおるつもりでございます。

それでは質問をいたしますが、市長の政治姿勢についてでございます。今、テレビを毎日騒がしております社会保険庁のあのぶざまな、政府、また野党も毎日のように出ておりますが、政府が行政が信用ならなくなったという本当に厄介な事案だと思います。私が第三者委員会に入れるものならば、社会保険庁の職員の年金はなし、これまで勤めていた方々も年金は返上してもらいたいぐらいであります。あの件は、残念無念、本当に無年金であります。

我が奄美市には、当然そういうことのないよう市長以下職員の皆様方、そして議会も議会の任務・責務ということをきちっと自覚をして、市民のために尽くしたいと思っております。

まず、市民経済でございます。市民経済または市民生活の現状認識と今後の課題ということでございますが、市中を回ってみましたら、貸家、空き地、売地、貸店舗、貸事務所、そういう看板だけが非常に見られてきているように思います。商売人の皆様方も業種問わず、だんだん本市の経済状況は悪くなってきているとの声を聞いております。マスコミによると、我が国の経済は戦後最高のいざなぎ景気を越えたとか報道をされておりますが、奄美においては大島紬の衰退などでテレビ報道のとおり「第二の夕張」報道もございましたが、市民経済、市民生活は本当に悪くなってきているように感じております。いざなぎ越えどころか、「天城越え」という歌もありましたが、あえぎ声が私には聞こえるような気がいたします。

市長の現状認識をお示しいただき、それとまた先日の大迫議員のI・Uターンの計画への答弁で、名瀬109件、住用9件、笠利49件の問い合わせに対し、市営住宅、県営住宅の空き家待ちが数百名も待っており、民間空き室、貸家等も入室が難しいと企画部長が返事をされたら、対応されたという答弁がございましたが、いわゆる石垣島の例を取り上げ、私にはあの答弁は奄美には来てくれるなということ、奄美市当局が返事をしたというふう聞こえて、大変ちょっとおかしいんじゃないかなという気がいたします。行政のほうでIターン者をシャットアウトするようなことがあれば、民間活力はますます悪くなります。不動産屋の方々に紹介をしていただくとか、空き家・空き室の所有者は早く入居者を待っているわけでありまして、そして、ロングステイも含めましてあらゆるそういった外来者を「どうぞ奄美にいらっしやい」という気運を高めていけば、魚屋さんも潤い、クリーニング屋さんも潤い、一般商店も生活するために買物があるわけでございますので、潤っていくんじゃないかなと思います。是非そのことの現状をどのように認識しているかということでございます。

今、私流に言わせてもらいましたら、本市の経済は、市長、「押しピン経済」と言えるんじゃないかなろうかと思っております。いわゆる一部のものだけがピンと立っている。あとはもう平べったであります。本当に多くの市民が平たくなってしまっているんじゃないかなろうかと思っております。当然、ピラミッド型もよくないという方もいらっしやいますが、自由主義社会でございますのである程度の格差は努力によって生じては私はいしよがないと思っておりますが、もう本当に一部のピンだけがそそり立って、あと本当に低迷を、農業にしても水産にしても大島紬、観光にしても一般商業者にしても本当にそのような経済格差、地域格差、そういったものになって陥ってしまっているんじゃないかなろうかと思っております。

そこで、関連しますので1・2・3まとめて申し上げますが、第二の夕張説は免れたのかと。行政の面ではいろんな財政的な問題に対して努力をされているというふう好転をされているということでございますが、本当に一般市民の経済力、生活、そういったものまで含んだ形で、その夕張説は免れる状況を見出したかどうか、お尋ねをしたいと思います。

そして、住用・笠利・名瀬と合併をして現状に及んでいるわけでございますが、その合併効果と言えものが行政の立場でこうこういうものが好転しましたよというのがございましたら、お示しを願いたい。

そこで、3の行政力の発揮ということでございますが、いわゆる市行政の予算が市の経済の3分の1を担うというふう言われておりますが、予算総額だけじゃなくいわゆる市民経済・地域経済を底上げしていくための組立て、そういった意味合いで民間に対して行政力の発揮こそが今こそ必要と思うが、そこらへんの考え方をお示しを願ひまして、2番の世界自然遺産からは発言席で行います。よろしく願い申し上げます。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 南議員の質問に答弁いたします。

三つの項目に分けて通告をなされたら受け止めておりますが、三つ含んで概略私から答弁いたしまして、細かい点は担当部長のほうに答弁させますので、御理解賜りたいと思っております。

この夕張の件でございますが、放っておいたら夕張の二の舞になりますよということでございまして、夕張と奄美市とは財政状況その他の条件等もかなり相違がございます。お陰様で多くの市民の御理解をいただきながら財政の健全化に向けて取り組んでおるところでございますが、御協力をいただいております。

もうひとふんばりだこのように思っております。

それから、市民生活の現状認識をどうかということなのですが、私も議員が指摘するとおり、空店舗の看板が多いということは大変心を痛めておるところでございます。市民生活を表すという意味で、市民の総生産額を比較しますと、ここ数年横ばいという状況の統計であります。したがって、そんなに全体としては落ち込んでいないのではないのかなと思います。ただし、懸念していることは、かねてから言われているように高齢社会でございます。高齢者の所得がほとんど年金に頼っておられるのではないのかなとこのように思います。そして、若者が少のうございますので、地域の働く人たちが少ない。したがって、当然に経済界の活力が衰えているということであろうとこのように思っております。

そういった点を踏まえながら合併をしたところでありますが、合併をしてどのような効果があったのかということでございますが、担当者に試算させますと、合併初年度の平成18年度の合計額としては26億7,000万円の財源を生み出したということでございます。同額の支出がなされております。それから、今後それをどう対応するのかということになるわけでございますが、市としても鹿児島大学との包括連携協定というのを結びました。これも地域経済の浮揚策、新たな産業の創出、職場の創出、こういったものをお互いに研究し合って組み立てていきたいということでもあります。その中で、国の支援事業を取り入れていくつかの事業を進めております。いいまちづくりという地域振興策、これはIT等を中心としたものでありますが、もう一つに地域提案型雇用創造促進事業といういわゆる通称パッケージ事業ということを取り組んでおります。その他におきましては、通産省の予算で奄美農業研修センターにおけるたい肥化の研究やそれから焼酎かすの再利用と、リサイクルと言うんですかね、等を研究していこうということで事業等も進めておるところでございます。こういった点を踏まえて、今後の地域産業の活性化につなげることができればということに取り組んでおるところでございます。

一朝一夕にして地域の経済を立ち直すということは、大変、厳しいものがあるなということを実感しているところでございますが、鋭意努力してまいりたいとこのように考えておりますので、御指導方をよろしく願いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 第二の夕張説は免れたかということでお答えをさせていただきたいと思っております。

このことは、最初本市のホームページに掲載しました財政状況を、一部報道機関が誇張しまして、折しも財政再建団体の指定を受けようとする夕張市と同様の扱いで報道したことに起因するものでございます。報道の起因となりましたホームページに掲載した（「いやそれはいいですよ、さっき市長から、おおまかなのでいいですから」と呼ぶ者あり）現在では、その後、報道関係の取材対応によりまして、本市の財政状況を理解していただき、現在では第二の夕張ということは本市にはあてはまらないということで、市民の多くの方が御理解いただけたものと思っております。

参考までに申し上げますと、去る6月3日の日曜日の日本経済新聞に「全国78市町村が連結赤字」という見出しで、連結実質赤字比率を試算した記事がございました。この中では、本市と同時期に報道されましたほかの市において、そのときは熱海市は6位となっております。私どもも同様の連結実質赤字比率での方法で試算をいたしましたところ、本市は全国の1,844市町村中、これは悪いほうからではございますが543位という結果でございました。無論、他市町村との比較でよしあしを論ずるつもりはございませんが、今この早い時期に財政健全化への道筋を立てていこうとしていることを御理解いただければ大変ありがたいと思っております。

今後とも市民の皆様方、御理解・御協力を得ながら、財政健全化へ向けまい進したいと考えておりますので、議員の皆様方の御指導・御提言をよろしく願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） まず、合併効果の件についてお答えをさせていただきたいと思っております。

合併後1年が経過をしました。その中でより具体的にこの効果がどういう効果が出たかということでございますけれども、まず市民サービスの向上という点で申し上げますと、住民票等のサービス拡充がまず図られたというのが、まず第1点目に上げられるかと思っております。具体的には、登記のパスポート申請とい

った国・県への申請には必要書類を旧自治体で取り揃えた上で、国・県の出先機関のある旧名瀬市で申請という流れであったわけですが、合併後は名瀬地区で全てのことが完結されるということになっております。また、各種検診でございますけれども、多数の方に受診できる機会をつくることとし、どの地区でも受けられるように配慮をしたものもいくつかあります。ほかにも保育園の相互利用の拡大、あるいは公民館図書室の蔵書の相互利用等に見られるように、住民にとって多種多様なサービスを多種多様な方法で享受できるようになったのも少なくありません。市民にとって、住民サービスの選択の範囲が広がったという点では、合併の大きな効果であると考えております。さらには、火葬場の使用料もでございます。笠利・住用で減額になった点なども住民サービスの向上の一つだろうと考えております。

次、2点目に生活環境の向上という点で申し上げますと、合併後、財政的に規模が拡大をしたわけですが、このことにより選択と集中により事業を進めることができるようになっております。その具体的な例といたしましては、笠利地区では議員の出身地でもございます佐仁小学校の改築がございました。合併前は、財政的なことから改修がなかなか進まずに先送りをしていた事業であったわけですが、合併に伴い改修が前倒しすることができ、将来を担う子どもたちに良好な教育環境を提供することが可能となりました。また、大笠利地区の高潮対策事業の実施、あるいはあやまる園地整備などは合併の自治体組織の強化によって採択までこぎつけた事業で、これも効果の一つであると考えております。

次に、住用地区でございますけれども、山間港の改修事業や和瀬漁港の環境整備事業についても、合併前は財政的なことから改修がなかなか進まなかったわけですが、合併したことによって改修が前倒しをされたということもございます。

その他、住民から多くの要望をいただきながら、国などの補助事業の対象とならないため、実現できなかった事業、特に河川改修などが今回合併特例債の活用により整備されているところでございます。また、光ファイバーの整備などは、合併により有利な補助や起債の適用が可能となったため実施された事業でもございます。

以上が合併効果でございますけれども、それから行政力の発揮の件でございます。最近公表されました市民所得推計、これは平成16年度でみてみますと奄美市の総生産額約1,300億円ということでございますが、ここ数年はほぼ横ばいという状況にあります。それでは、そのへんは割愛をさせていただきたいと思いますが、それでは大島紬の関係、よろしいですか。

20番(南 修郎君) あのですね、私が端的に質問していますので、端的にお答え願いたいわけでありまして。企画部長と名指しをして、そういうシャットアウトはよくないと思うがと先ほど言葉で言っておりますから、市長がおおまかに答えているわけですからもう答弁いりませんけれども、シャットアウトをしたら行政力の発揮、悪い意味での発揮になりますから、以後気を付けていただきたい、ということです。

ここに宇検村の本当に一生懸命やっている姿があります。宇検村がこういうふうにして外来のIターンの方やらマンゴー園とかタンカン園とか、30坪ぐらいにして年間あれしますよというような、一生懸命外来の方を呼び寄せている努力も宇検村もやっております。だから、シャットアウトなどはウケンですよ、こういうのは。意味わかりますか。

もう次いきます。世界自然遺産登録への意気込みでございますが、市長は、この間と言いますか、北海道知床の行政視察に行かれたというふうにかいま聞いております。我々もこっちに新聞紙上でございますが、何か以前は旧名瀬市でございますが、35年前ぐらい何か議会はその行政視察は物見遊山、慰安旅行に行っていたという先般議員の団論が載っております。今、我々は、そういう気はないと自信を持って断言できますが、この中にもありますように当時の感覚からしても、もったいない任務があると。我々も任務として所管事務調査に行っております。その表れは、先ほどの保議員が隠岐の島の実情をすぐさま今日の午前中の質問で入れまして、これも政務調査の本当の成果の一つであろうと。私も産経委員会で同行をさせていただきました。そういうことを胸を張って正々堂々と奄美市の健全な発展に貢献しているつもりで申し上げます。申し述べますが、市長は世界自然遺産への意気込みの一つとして知床のほうも視察に行かれたということで、その先ほどのこれまでの各議員の答弁にもございましたが、やるんだという意気込みな

どがそのときに知床視察で感じたことがおありであれば、是非我々議会全体としてもその成果を情報を共有をして、市の発展に頑張っていこうと思います。知床も議会としても知っということことです。

市長（平田隆義君） 先般、全国の公安協会の総会が釧路市でございました。鹿児島県の公安課会長として出席をさせていただいたわけですが、遠くまでの道のりでもございましたので、せっかくの機会だろうということで知床まで足を延ばさせていただきました。釧路の湿原の視察もさせてもらっております。これはおおざっぱに見るだけですが、向こうの環境庁の職員がずっと付き添っていただいて、丁寧な説明をいただきまして大変参考になっております。それから一泊どまりで斜里町に宿泊をして、前日の夕方まで翌日の午前中、これも環境庁の職員が同行していただいて視察を済ませました。

考えたことは、環境庁の職員が大変奄美の自然遺産登録に向けて関心を持ち、また期待をしているということが十分に理解できました。沖縄にいらした職員がちょうど北海道に転勤になっておりまして、地域のことなどもあらかじめ承知している方でもございましたので、話がしやすかったんじゃないかなとこう思っております。

知床半島は本当に原生林に囲まれた場所、特に感銘を受けたことは、開拓団が二度にわたって入植したわけですが、二度とも失敗したという地域もございまして、その所が自然遺産としての登録するのに大きな条件になっているようでもございまして、斜里町で100平米の土地を購入する人を募集したということでありまして、大変この基金を作っておるわけですが、このことなどは我々にも参考になるんじゃないかなとこう思っていたところです。帰ってきてみたら、与論町が先に同じようなことを思いついたんだなと思っておるところです。

そういったことなどもあって、地域を上げて取り組んでおるということですが、斜里町の職員、担当者のほうではもうちょっと北海道が腰を入れてくれればなあという話もございましたが、逆にこちらのほうでは奄美がちょっと、県が一生懸命になっているのに奄美がどうも鈍いのではないかと指摘も受けていられる中でもございましたので、参考にしていかなきゃならないなとこう思っております。

先般も申し上げたように、不利益と思われたところがむしろ有益な場所である。また唯一の所であるというのは、知床地域においても共通のことだかと思います。

もう一つの感じとしては、冬の期間の流氷が来る地域ですので、想像もできないんですが、そこには山・川・海というこの連関性が非常に密になっておるということで、この生き物の循環が自然遺産登録への大きなポイントになったということでもあります。そういった点では、我々もそういう思想を、ちゃんと地域を持っていかないといけないのではないのかなとこう思ったところです。

それともう一つは、我々の山という植林というか、そういう点では割と目で見やすいんですが、むこうは大ワシだとか熊だとか鹿だとか割と大きな動物ですね。それから群れをなすサケ・マス、こういったものが名物になっておるんですが、私たちの地域は生きた動物が小型とか小さな生物であるという点でかなり違うなど。これをどういう具合に位置付けていくかということが求められるんじゃないかなと。ということなどが参考になりました。

北と南、それぞれで機能を発揮できればとこう思っておりますので、これからは立ち上がりが鈍いんじゃないかと言われぬように頑張っていこうかなとこう思っているところです。

20番（南 修郎君） 大変市長の立ち上がりが鈍いと言われぬようにやるというのは、前向きにやるということだと思ひまして、行政視察の成果をある程度共有できたものと思ひます。

2番目の産業振興、大島紬対策でございます。

1番目、大島紬への行政支援はどうなっているかということで、もちろん販路開拓資金とかというのはもうわかっておりますし、織り工さんへの助成もいただいておりますが、もう時間がないのでパッとまとめて質問いたします。ちなみに、入手した情報によると鹿児島県の旗印の組合、鹿児島組合、本場大島紬織物協同組合は、奄美の組合と同じように大島紬を作っているわけでもございますが、私は以前に鹿児島組合との関係を協調と競争だと。例えば外国産紬対策とか大島紬全般に対する宣伝とかというのはもう協調し

ようと。いがみ合っている時代じゃない。そのような形で意気投合して、お互い理事会を隔年で開催をした、そういう交流もしておるんですが、ちょっと調べましたら本当うらやましい限りでございます、鹿児島県の組合にしましたら円遊会フェスティバル、そういうもので国の補助が600万円、鹿児島市の補助が600万円、自己負担が800万円ということで、総額2,000万円の事業をやれているんですね。そしてまた、事業開拓事業ということで展示会とか試着体験に国の補助が158万円、鹿児島県の補助が82万円、自己負担が127万円、そしてまた別に工芸品合同展、これは川辺仏壇とか薩摩焼とかいわゆる国の伝統工芸品指定のところでございますが、国の補助が150万円、自己負担が180万円というふうに、向こうの組合の事業がこちらの本場奄美大島紬協同組合よりもやっぱり結構大きな補助がもらえているんですね。ですから、向こうでは織り工のほうにもいただいているんですが、平成15年度は月一人3万円補助、でも今現在は次々1年間で7万円とか次々次々下がって、今はもう組合に91万円の補助、これは修了生10名ですが、学院生一人当たり1万5,000円支給とかなってしまっていて、販路開拓をしていくためのものが奄美の組合も財政難でございます、なかなかその販路拡大・拡張につながっていないのが現状でございますので、行政支援を今後もうちょっと拡大ができるのかできないのか、考えてみるのかどうかだけでも結構でございますが、お願いをいたします。

産業振興部長（赤近善治君） お答え申し上げます。

ただいま南議員から鹿児島産地のフェスティバルに国が600万円、県が600万円、地元が800万円、合計2,000万円ですか、事業ができるということで今びっくりしていたところですが、是非そういった事業が奄美産地でもできるようなことがあれば、私どもも積極的に頑張りたいというふうに思っています。

販路拡大とか紬織り工さんに対する助成金については、よろしいということでしたので、あとやはりこれまで実施しております紬の日のイベントをもちろん一生懸命やりますし、それから昨年度につきましては物産展関係を紹介いたしますけれども、東京都の三越の日本橋本店でやっております。ほか2件でもやっておりますが、今年度も今度は熊谷市の八木橋店ほか2件でも開催をしたいというふうに思っております。そんなふうにして、いわゆる奄美の紬のみならず物産につきましてもPRに努めて、それが販路の拡大につながるものだというふうに思っていますので、よろしく願います。

20番（南 修郎君） 今、答弁のとおり、組合とも協調・連絡を密にして、国の支援とか県の支援とかというものを研究されて、もし鹿児島組合にできるものなら奄美の組合でもこういう形だったらできるよとか何とかという情報を取ったり何したりということも行政支援の大きな役割だと思っておりますので、これまで衰退をして、このままほっておくと、ほっとけば夕張市ということでしたけども、もう本当にほっとくと壊滅です。もうあと崖っぷちのあと一歩というふうになっております。

そこでですね、大島紬ローンの立ち上げはできないかと。市中金融機関で実はもうやっております、もう出ていますから、信用組合さんです。信組大島紬ローンということで50万円まで60回払い、5年、金利5.5、奄美群島域内です。島内需要になりますし、非常に買いやすいということで、もう50万円も出したら最高級が買えると、いろいろ組合せも可能だと思っておりますし、これを是非拡大をして全国に使えるような大島紬ローンというのを行政も入って、ほかの金融機関とも一緒にして何らかの全国版ができれば、一挙に大島紬の息を吹き返すことができるだろうと思うんです。というのは、今、和装全般、着物ローンが通らないということで非常に各産地もがたがたにきておりますが、大島紬ローン、大島紬に限定をしちゃえば、小売店はほかの他産地の物を売っているよりも大島紬、いわゆる日産の車のローンとかトヨタのローンというみたいにこっちがローンを国・県の力も借りながら、またアドバイスも、品評会などの今後のやり方なども検討しながら、そういうのを産地で立ち上げられたらもう起死回生、一気にもう販路を、今の倍生産をしても絶対に物が足りないぐらいにはなると思います。と申しますのは、小売店は利益のためにまずやるわけですから、奄美の文化だとか何とかというよりもこの商品をお客様に売ってもらうということで仕事としてやるわけですから、ローンが付きましたら非常に取り扱いたくなる商品の最高

峰になるわけです。そういったものなども是非行政と一緒にやっていくとなるとですね、非常に安心でもありますし、そういった形の一つのプロジェクトチームと言いますかね。紬のプロジェクトチームもあります。そういった意味合いでちょっと研究をですね、今すぐ「はい」とか「いいえ」とかこれは行政としても言えないと思いますので、その方向性の専門家も金融機関の専門家も交えてそういう研究体制をまず取ってもらえないかどうか、その方向性で検討できないかということです。

産業振興部長（赤近善治君） 議員が地元の金融機関の名前を公表いたしましたので、信用組合さんのほうで大島紬ローンということで御案内のとおり50万円までは融資ということで、若干いいですか。私も資料をいただきましたが、紬販売店の見積りと印鑑証明と所得証明、このような簡単と言えば簡単かもしれませんが、そういったものを取り揃えて申請したらできるということで、非常に大島紬を購入する方にとってはいいローンかなというふうに思っております。

その全国展開という戦略ですが、御指摘のとおり、紬販売組合とか金融機関とかそういった方々と相談しながらこのローンのほうのPRができるかどうか、検討してまいりたいというふうに思っております。

20番（南 修郎君） 検討されるということで、是非、大島紬のみならず産業振興部長でございますし、大きく期待をしております。赤近プロジェクト、赤近プランなるものを出してやっぱり産業を振興させると。知恵を持っている人間を集める知恵さえあれば、知恵は集まりますので是非そういった形で前向きにお願いしたいと思います。

3番目の地籍測量ですが、いわゆる公共工事でこの地域が地番が名義人がどうたらこうたらやらで曲げていかんといかんとか、例えば先ほどの宇検村の話でございますが、30坪ぐらい内地の農地ということで、タンカンとかいうのを奨励して農業をやっている人にその作業をしてもらって、その収穫は送るとかというような形、いわゆる産業振興全般に障害になっていないかと思いますが、地籍測量の実情ということでこのままいくとあと何年かかるのか。それを早める手立てはないのか。1分ぐらいで答弁をお願いします。

総務部長（福山敏裕君） 奄美市の全体要調査面積は、279.92平方キロメートルです。そして調査済面積が54.88平方キロメートルということで、進捗率は19.61パーセントです。なかなか進まないその要因として、所有者の協力が難しい。そして相続者が日本各地に点在している。そして特有のハブ・ハチなどが挙げられておりますが、今後の取組としては、早期に完成となりますとやはり予算と人員を増員、地権者それから集落の推進等の協力を得ながら進めていかなければならないんじゃないかと思っております。

現在の進捗状況でこのまま奄美市の地籍調査をするとなった場合には、現在のままでいきますとあと70年ほどかかるという試算になります。

20番（南 修郎君） あと70年も市長が生きているかわかりませんが、70年生きていたら多分ね、人の人生を私が決めるわけにはいきませんが、だんだんだんだん難しくなっていくでしょう。遅くなればなるほど遅くなるわけで、当然でございますので何らかの方法を取ってそれをしないかと産業振興の妨げにも、本当農地がたくさんあっても私の土地と言っても字図というのを見ても誰もわからんし、私らの年代はですね。それを知っていた方が次々やっぱり高齢化になって、遅くなるほど遅くなるわけですから、やはりその知恵を絞ってですね。もうあとは遅くなるどころか70年、あと20年経ったらまたあと70年もわからんですよ。そういう意味合いでとにかく工夫をお願いしたいと思います。

次に、芭蕉産業育成でございますが、私がモデルとして着ているのが、これが芭蕉布のジャケットであります。名瀬市議会時代に1回は着ましたけれども、奄美市議会では初めての着用でございますが、こういうものを現に作っております。私事で大変生意気かもわかりませんが、多摩美術大学で向こうに呼ばれて5月8日に奄美芭蕉布の商品開発ということで県指導センター、紬技術室センターに話がありま

して、向こうの今村先生と一緒に行って、3時間ぐらい行ってきてたくさん70名ぐらい学生さんも興味を持って非常に聞いていただきましたけども、バナナが地球を救うということで、今、世界的に注目を浴びているんです。この間打ち合わせの時に、インターネットで取れますよということを言ってありますので、というのはこの資源環境、自然環境を守るためにバナナというのはもう2～3年でパショウ科になりますが、これは島の糸芭蕉ですけども、これ次々切っても切ってもまた増えてきますので、これが産業になるんですね。これが世界129か国でバナナプロジェクトという形で、紙とかいわゆる中南米及びまたアジア諸国辺りのあれを、フィリピンのほうはマニラ麻って言うんですね。それを循環しますので、これが今沖縄から持ち出ししているんだけど、その研究プロジェクトというものを奄美市また要請をして、今、文部科学省ですが環境省のほうにもその話が出ている模様でございますので、是非奄美がもともとは芭蕉布の産地でした。沖縄に輸出をしていた時代もあるわけです。そういったことでありますので、最高級の芭蕉の糸がとれるということでありますので、是非その産業として育成を検討したいということでございます。これも検討で結構でございます。赤近プランの中に入れてもらえたらいいと思いますが、いかがでしょう。

産業振興部長（赤近善治君） 私も地元の新聞で、南議員が東京の多摩美術大学、紹介がありましたその今村室長と行って講師をしたということで非常に喜んでるところです。また、これも文部科学省の支援も受けていると。この大学生の活動はですね。これもとてもいいことだなというふうに今感じたところです。

さらには、帯1本を作るのには、芭蕉の木が24～25本使うというようなコメントもあったんですが、私ちょっと心配したのは、この24～25本で帯1本でしたら、この芭蕉が枯渇しないかなというふうに今心配したところなんですけど、今の南議員のお話でまた自然に生えてくるということで安心をしているところです。

それで、あと答えになりますけども、この芭蕉布のこういった研究開発ということも大事ですし、また既にこういった多摩美術大学でも講師をしていますから、まずは南議員が講師になっていただいて公民館講座とかですね、そういったほうでやっていただいて広く広めていただければいいのかなというふうに思っています。あと技術センターのああいった施設でまたできるかどうか、そういったことも更に検討していけたらいいんじゃないかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

20番（南 修郎君） とにかく公的な機関、県技術指導センターのほうに生産方式のデータストックはありますので、本当広めて産業化に、切ればまたその幹から生えて、切らないと増えないんです。それはまた後ほど。

次に移ります。環境対策でございますが、先ほどの市長の政治姿勢において、自然遺産への意気込みということでございますが、奄美市においてはすぐ名前が出るのは金作原が一番有名でございますが、金作原に朝仁方面から上っていきましたら高森清掃工場がそのまま平成9年でしたっけ、そのままにしているわけです。あれでいいのかというのと、それと与儀又投棄場、元野焼場でしたね。私も向こうに何でもかんでも捨てよったです。青年会議所でクリーン作戦をやって、向こうに全部何でもかんでも捨てましたから、あの時代はそういう法律だったんでしょう。

その与儀又の件に関しましては、平成12年第3回定例会で、西村議員が質問もし、私も質問しているんですが、与儀又の所はダイオキシンなどは基準値以下で心配することはないという答弁でございました。今ですね、与儀又及び高森、世界自然遺産を標榜している途中に、煙突は朽ち果て、何かあんなのが崩れ落ち、あと環境対策課だと思んですが看板も古い看板があって、確かにそこに人が入らないようにして、また月1回は職員が見回っているようでございますが、とにかくあのまま放置していいのかどうかお答え願います。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 与儀又投棄場と高森清掃工場につきましては、名瀬クリーンセンターの稼

働開始によりまして平成9年に閉鎖をいたしております。現在の状況でございますけども、与儀又投棄場につきましては、「放置していいのかどうか。現在の状況は見て知っている」と呼ぶ者あり）

それでは、この二つの施設の後始末につきましては、山間部でもございまして大変な跡地利用が見出せない状況でございます。現在、具体的な計画はございませんけども、奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組も行われておりますので、今後、国立公園区域案など保全区域が県から示されてくるものと考えております。取組等について支障のないように、景観等にも十分留意しながら、住民に対しまして違和感・不快感を与えないような状態を維持して管理を続けてまいりたいと考えております。

20番（南 修郎君） そのダイオキシンとか有害物質をそのまま放置って、私は放置というふうに言わざるを得ないと思いますが、沖永良部のほうでは旧焼却施設解体へということでございます。知り得た文書によるとですね、平成14年に解体撤去費用で3億9,000万円、平成16年の見積もりで4億8,000万円、ダイオキシン類の測定分析、処理費用を含むとあります。このまま金網張ってそのまま置いておく状況じゃないという判断がその頃、私はあったと思えるんですが、いかがですか。本当にそのままでもいいんですか。いいのか悪いのか、環境対策課長、お願いします。

環境政策課長（高野匡雄君） ただいま見積もりの件が出ましたけれども、高森清掃組合は衛生組合の管轄にありますけれども、衛生組合としての跡地利用とか云々の理由で取られた見積もりじゃなくて、その時の職員がクリーンセンターできていましたので、その中で心配の種として一応取った見積もりだったものですから、この見積もりで何かをするということではありませんでした。ただ、議員が言われるとおり、確かに目に付く施設でありますので、今後、市民が今必要な跡地利用が必要だとか将来を見据えて今やらなければならないものがあるのであれば、早急に手がけなければいけないだろうとは思いますが、それがなかなか見出だせない現在では、これ以上市民に不快感を与えないような状態を維持せざるを得ないかなとは思っています。

20番（南 修郎君） 不快感云々だけを私申し上げているわけじゃないんですよ。あのまま放置してダイオキシンとか、嫌みな言い方をさせていただきますと、調べても基準値以下だったという例えば結果が出たらそれでいいというあれじゃなくてですね、本当にあれで大丈夫なのかという危ぐがあるので私は申し上げているわけです。世界遺産の件についても、その途中の所であんな、しかも行政のやるべきことでしょう、そういうもし危険物質が含まれていたりしたら。これ行政がやらなければ、民間には注意してですよ、注意というかよくテレビで出ますが、タイヤを積んでいっても何やらかんやしておっても、あのままあれは放置でしょう。放置をそのまましておいて、これが行政の仕事ですから、あれじゃ世界遺産どころの心の持ちようでもあれじゃとんでもないと思うんですが、あれで大丈夫かどうか。早急にその調査は必要じゃないかと思えます。それも放置しておいていいのかどうかの調査はすぐしないと、市民の声が上がってからとか何とかじゃないかと思えますよ。行政のやるべきことはやるべきことだと思いますが、いかがでしょう。

環境政策課長（高野匡雄君） ダイオキシンの検査につきましては、与儀又投棄場の水質につきましては土の表面の改変がない限り、壊れない限りは大丈夫だというその時の検査結果です。その他についてはよしと。高森は、全てについてよしというその時の結果であります。ですから、議員が言われるとおり、そのような心配が市民についているのであれば、今後その重要性を、必要性を考えて検討させてもらいたいと思えます。心配の種は取り除いてあげたほうがいいかとは思っています。

20番（南 修郎君） 時間がございません。心配の種を残しつつ、次に移ります。

同じような形で、各学校、毎日毎日休日以外には子どもたちが登校をしている小中学校、ここら奄美市でございまして高校は別といたします。ごみ焼却炉がそのままあるんですが、この教育委員会があるところ

別棟にもそのまま焼却炉レンガのがございますが、あれは別にダイオキシンとか何とか全然心配いらんのですか。心配いらんのじゃなくて、何も関係ないのであれば早く撤去をすればいいじゃないですか。また撤去しなくても、ペットの火葬場にでもなるのであれば是非ともそういうふうなあるものの利用というふうに思うんですが、教育委員会のほうでその各学校そのまま放置していいのかどうか。

教育部長（重田茂之君） 今、御指摘のとおり心配の種でございますが、今のところ奄美市で焼却炉を使用しないでそのままにしている所が17校ございます。これにつきましてはまた1基当たり管理型の最終処分場まで運んで処理するとなると相当、350万円ぐらいかかるようでございますので、相当な金額になりますので何とかしなければならんと思っておりますが、学校の校舎のまた改修とかそういうのに合わせてやるのかどうか。今後、十分検討してまいりたいと思います。

20番（南 修郎君） いや、もう全く危険じゃなければそれでいいと思いますよ。350万円かかるから、校舎の改築の時で。それでいいと思うんですが、そのダイオキシンとか何とか残っていないかどうかです。そうしたら金の問題だけじゃないでしょう。先ほどの景観とか付近住民からとかという答えありましたけども、毎日毎日子どもたちが通学しているわけですよ。私も毎日、議会中は毎日その所を通っているんですよ。ある学校じゃないけれど、教育委員会の所にもあります。子どもたちの所が、私は大人だからそこに入りはしませんが、遊び場の中に入ったり何したり、そして有害物質が、有害という危険度があるのであればもう早急に、本当にプライオリティ、金がないの問題じゃないでしょう。行政の怠慢になるでしょう。危険があるかどうかをやっぱり総合調査ぐらいはせんと厄介じゃございませんかね。いかがでしょう。

教育部長（重田茂之君） この件は、私も若干認識不足だったんですが、職員に聞いてみましたら、平成15年度に鹿児島県下14市、その当時。教育長・総務課長会でもこの問題がいろいろと出まして、各自治体苦慮しているようでございますが、今のところそおとしておけば子どもたちに害はないということでしたので、そのままになっている状況です。

20番（南 修郎君） もう時間がございませぬ。あと汚泥再生処理の進ちょく状況やらカエルやらペット飼い主のマナー、これだけ言っておきます。

先日、ペットを連れて散歩をしている夜間に、ある婦人がジープの上から足を噛まれてまして、そのマナー向上のため、環境対策課で、終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、自由連合 南 修郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

7番（三島 照君） こんにちは。日本共産党の三島 照です。

私は、この3年間、多くの市民の皆さんの支援の力で議会へ送り出させていただきました。そして、約束どおり一貫して市民のための市政、市民の目線で議会活動に取り組んできたつもりです。そうして、この議会では解散を前にして、3年間を総括して、できれば次戻ってこれたら総括の上に立って政策的討論していきたいと思っております。そういう点で、今日は市長、多くの皆さんに総括的な質問だけしたいと思います。

その前にですね、私は、今日は今の国会や日本の置かれている政治状況の中で、暗い話で出発しなけれ

ばならないかなと思って朝起きたら、明るいニュースを新聞記事見て、一番喜んでる一人です。私は、議会へ当選させていただいた最初の9月議会で、奄美市の行政の中で市民相談室の担当・係と青少年育成支援の活動、これは全国の三千数百ある自治体をどこを探してもあり得ない分野で活動されているということで高く、最初に来た最初の議会で評価をしたことを覚えています。その後、奄美だけじゃなくて全国でこの多重債務問題やヤミ金問題は大問題になり、多くの市民がどうにもならないひん死の状況の中でたどり着くこの相談所の活動、そうして悲鳴をあげられない、悲鳴をあげても届かない子どもたちの声を受け止めてくれてきた奄美市の青少年支援係、こうした方々の活動は今回この問題で総理大臣表彰を受け、青少年支援係は県警本部はじめですね、文部省のモデル事業にも推薦されていく。大きな非常に全国にも大金星だと思っています。その点で、この係を配置して、しかも5年・10年で、規定どおり3年・4年で人事異動するんじゃないで、定着させて市民の信頼を得る。そういう人事配置をしている平田市長にも大金星をあげたいぐらいの気持ちです。平田市長、引き続きこれからもそういう人事配置を、しっかり人を見て見定めてしていただけたら、これからの奄美市は新生奄美市として発展していくだろうという期待を込めています。本当に喜ばしい話だと思っています。

そこで本題に入ります。市長は、先の施政方針演説の中で次のように述べています。

「今回の地方分権改革は、明治以降の地方自治の枠組を大きく変える歴史的改革であり、新しい時代の幕開けでもある。しかしながら、こうした地方分権の本格的な推進は、一方で地方と都市の格差拡大につながり兼ねないとの懸念が残されている。特に離島の自治体において、その影響は一層大きく、この加速する地方分権にどのように対応するか、効率的な自治体運営に向けて、その基礎体力を強化するための新たな自治システムの構築が求められている」というふうに施政方針で述べられていますし、そういう一方で、「地方は大都市への人口流出、少子化による自然減で人口減少が一段と加速している。地方の宿命とも言えるこういう地方の社会構図に対し、いかに個性と優位性を活かした施策を展開し、その魅力を高め、若者の定住化を図るかが喫緊の課題となっております」と述べております。しかし、私は、この間のこの議会で25日からの3日間の討論を聞いて、当局の答弁を伺いながらですね、この立場が半ばどこにいったらとそういう思いさえしてきました。

そこで、19年度のこの予算審議の中でも言いましたように、この予算の中には具体的施策がほとんど見えてきません。この間の答弁にもありますように、口開けば国の補助金頼み、国や県の補助金が付く事業だけは何とかやっついこうというところのつかかったままで、本当の意味での地方分権、地方の独自性が発揮されていないのではないかとことさえ感じています。そこで順次質問いたします。

最初に、財政健全化計画の策定の基本的な考え方です。昨年暮れに日本共産党奄美市議団として、奄美市の財政健全化についての意見交換、申入れをいたしました。私たちは、地方自治体は本来、住民の福祉の増進を図ることという地方自治法第1条の精神で、市民の暮らしや福祉を犠牲にして再建のための数字あわせではなく、財政再建と住民サービスの維持向上、民間力の両立を図る方針で計画を立てることという申入れに対して、当時の総務部長は、「市の行革の基本方針もこの立場で進めている。財政再建にあたっては、市民の力を借りるよう努力していきたい」と答えましたが、この立場は変わらないのかどうか、お答えください。次からは発言席に戻ります。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 今回は三島議員に長崎の敵を江戸で打たれたような感じになりましたが、お褒めの言葉はありがたく受けたいと思います。一言、皆さんも今朝からお褒めの言葉をいただいておりますので、まとめてお願いを申し上げます。二人の職員についても大変厳しい勤務状態だと思っております。したがって、人事の配置の度に二人には、まだ続けていく気力があるのか確認を取って、頑張るということですので、配置をそのまま続けさせているところですが、どうぞ議会の皆さんからも温かい目で見たいとこのようにお願いをいたします。

先般ちょっとしたのを痛めておまして、夕方になると大体声が出なくなるんで恐縮しておるんですが、

質問にお答えをいたしたいと思います。

これまで平成6年度に市長に就任して以来、ずっと財政の立て直し、健全化と合理化を図っていかうということでもまいっております。8年度だったと記憶しておりますが、東京都市センターの調査結果を踏まえながら、名瀬市の行政の立て直しと、財政の立て直しということでも取り組んできたところです。ある程度、軌道に乗るかなという思いをしておりまして、三位一体の改革等とまた地方分権法の制定等において様子がかなり変わってきて、再度やり直しというようなことでもあったような気がいたします。そして、いよいよそういう中で合併をするということになりまして、新たなスタートをしなければならないということになったわけです。18年度においては、そういう意味において、各これまでの市町村の予算を集めてそのまま執行させていただこうということになったわけですが、19年度からが本当の意味の奄美市の財政健全化へのスタートの年になると受け止めてもよろしいのではないのかなとこのように思います。

そういった点では少々準備不足もございましたが、午前中からも申し上げておりますように、改革プランを策定してスタートをさせていただいているところです。平成19年度から23年度までを特別重点期間という位置付けて、徹底した財政の健全化を図っていかなくやならないという状況でございます。

ちなみに申し上げますと、合併して19年度の資料を見まして、先般も申し上げましたように経常収支比率が99.5パーセントという状況になってまいりました。もうこれは新しい仕事に取り組むとかいうような状況ではない状況であるわけでございます。ほとんど市長の裁量だとか、そういうのがきくような状況ではない。これまでの事業を推進しながら、どのようにして縮小を図っていくかということに尽きるだろうとこのように思っております。そういう中で、特に経常収支の比率を押し上げております扶助費の問題、公債費の問題、人件費の問題と。この大きな項目を抱えております。そういった点では、公債費を押し上げるものは公共事業でございますから、今後、公共事業の枠を削減していかなくやならない。そのことが地域経済に及ぼす点においては、大変大きなものがあるという判断でなかなかふんぎりもつかない状況であるわけなんです。やっていかなくやならないだろうということで、先般以来、起債枠として一般会計で30億円、特別会計で8億円ということで、38億円以内で起債ができる範囲内のまたできるだけ補助事業を導入していこうということで頑張っていこうと、このように考えているところであります。

それから、人件費についても、職員に昨年3パーセントという地域手当を調整手当を廃止したあとであります。新たに5パーセント程度の給与のカットをお願いしないと財政の調整がつかないということでもお願いを申し上げているところです。18年度の経常収支比率がそろそろ決算上に出てくる状況にありますが、それらを踏まえながら対応していきたいとこのように思っております。

扶助費については、少子高齢化の時代を迎えてなかなかカットというわけにもいかないだろうと思えます。皆さんからはもう少し単独事業での福祉事業の展開をとという要望がございますが、今申し上げたように経常収支比率が99.5という状況であれば、一般財源として新たな事業をすることができない。むしろ、この扶助費についても見直しをしなければならない時代にくるのではないかとこのように心配もしているところです。

幸いに少しだけ期待しているところは、小泉内閣で進めてまいりました地方分権、三位一体の財政改革に代わって安倍内閣においては、見直す必要があるのではないかとという意見が国会で議論されているということでもあります。このことについては、我々も声を大きくして要望を実現できるようにということで、市長会一丸となって取り組んでおるところです。そういう中で、地方分権の新たな時代に向けての財政の確保ということで、大きな役目が回ってきているのではないのかなとこのように考えておるところです。

あと物件費や維持修繕費ということなども大変窮屈な状況になってまいります。このことについては、一昨日来、補助金の評価の点で議論もあります。その議論なども踏まえながら踏み込んでいかなくやならないのは踏み込んでいくということにしなければならないだろうとこのように思っておりますので、議会の皆さんの御理解を賜りますようにと、そして地域市民においては行政と協働の社会づくりということで地域の行政サービスへの参画をお願いを申し上げておるところです。改めて自助・互助・共助の精神をお願いをいたすところでありますので、よろしく願いいたします。

7番（三島 照君） 市長、今、答弁されました。しかし、今のままでいってですね、市長が言われましたし、改革プランの中でも27年度までに実質公債比率を17パーセントにし、財政支出を0.3以上、経常収支を90パーセント台、実質収支比率を2パーセント台を目標にという計画が出ていますよね。しかし、私はこれを見ていて、あまり外れたら時間足りなくなりますが、これで本当にできるのかなという思いがあるんですよ。何を根拠に一般会計で30億円、特別で8億円ということになっているのかね。例えば、この間の資料で見ましても莫大な借金はそのまま残っているんですよ。それで、収入はどうして増やすかという、ここで見ていたら、だから最初にもう1回答弁いただきたいんですけど、市民サービスは後退させないと言いながら、既にこの7月からは下水道料金の値上がり、これと言えばそれ以外にもいろんな形で住民サービス、家庭ごみの有料化の導入とか検討しようということになっているんですよ。これは私は極端に言えば家庭ゴミはもう既に有料化ですよ。あの袋を買ってやっているんですから、有料化なんですよ、これ。この意味がわからないんですけど、そういう問題とあとはこの間答弁されてきたホームページや財源の中での広告やいろんなものでやろうと。こんなんで何億も収入増えるはずない。むしろここで言っている新たな税源なりね、どこに見出そうとしているのかということが増えない限り、この30億円と8億円で今までの借金を引きずって、本当にこの計画が実行されると思っているのかどうか。もう一つそれだけ聞かせてください。

市長（平田 義君） この38億円の起債ということは、起債残高を減らしていく。10年計画で今19.1パーセントある実質公債比率を18パーセント切るようにしようというシミュレーションしますと、公共工事の枠を起債分が38億円を設定して、ということは公共事業の枠が落ちるということです。補助金、起債、一般財源とこうありますから、ですからこの起債の分が固定されますと当然に事業枠が減ってくるということです。ですから、歳入を今言うように何億と増やすということは我々の現状ではなかなか難しい。であれば、歳出を削減せざるを得ないと。こういうことに理解していただきたいと思います。

7番（三島 照君） 本来、家庭に例えても収入の範囲で借金もするということが原則、基本だと思えますので、そこらへんはちょっと私は今もう30億円、8億円で本当にこれが10年で戻るかというのは疑問に思っています。あとでもうちょっとやります。

続いてですね、財政の健全化計画についてお聞きします。私はこの間、こういう資料が手に入りましたので、これに基づいてちょっといくつか質問したいと思います。この資料は、私から見れば職員給与をカットするための説明書、もっと言えば生活扶助やいわゆる扶助費を削減するための説明書のようにしか見えません。そういう意味で、今後この財政健全化計画について、この3ページの9番では19年度当初予算の投資的経費、公共事業は総額約45億6,000万円、そのうち国・県の補助が23億7,000万円、起債が20億3,200万円、その他の財源で8,000万円、一般財源は1億2,000万円です。その説明で10番では、だから財源不足の解消にはわずか1億2,000万円しか貢献しないとして、削減すればまるで100パーセント人件費を削減すればですね、まるで100パーセント効果のある報酬や給与カットと本質的に違う、まるで人件費カットだけが財政健全化の特効薬と言わんばかりにしか私には見えません。

そうして、15番のところでは、どうせ起債するのであれば辺地債、過疎債、合併特例債といった有利な起債を活用すると言っています。そういうふうに見えます。しかし、今までのそういう借金頼り、さっき言いましたように国の補助金だとかいろいろ言っても100パーセント補助というのはほとんどないんですよ。すれば市の単独事業も入ってくる。しかし、この間の資料を見させてもらっていても、ほとんどが単独事業は借金で補っているんですね。そういう中で、その借金の総額が30億円と言わんと思えますけど、しかし収入の増える見込みはあまり見込めないという状況の中で、この今までのような、これは今までと全く変わらない行政運営ではないかというふうに思います。金のない時は金のないなりの財政運営が必要だと私は思っています。しかし、もう少し先の市長が言われました国の三位一体の見直しをと。私はこの見直しはですね、今、国がところどころで出しているのは、国や日銀の動向をそういう意味

で見ていく必要があると違うかなと思っているんですよ。

例えば、これから金利がどうなるか。鹿銀は金利を上げましたよね、一般の金利を。金利が上がってきます。今後金利が上がれば、国の場合は借金返済も増えるけど、いわゆる税金も増える。しかし、地方は借金返済は増えても今のままでは借金が減るわけではありません。例えば、この間の約おおよそですけど、奄美市の借金542億円の借金があれば、金利が2パーセント上がっただけでも約10億円、8,000万円超える金利が付いてくるんですよ。あとで答弁の時間かせてください。私そういうふうに思っています。しかし、地方ではその税収が増える見込みはないんですよ。そういう点で、この健全化計画作成にあたって、そういうことも頭に入れた計画が今9月に向けて策定されているのかどうかということです。そういう点では、この説明、討議資料でそこらへんが見えません。そここのところを聞かせてください。

財政課長（則 敏光君） ただいまの三島議員のその資料でございますが、これは職員の給与カットに対する財政的な説明、財政についての事情を説明するためですから、当然、給与カットの説明になっておるはずですよ。当初は財政事情全般についての説明から始まりまして、2月の末、3月1日・2日で団体交渉を経まして、5パーセント以内のカットをすると。実施時期については別途協議。そういう形になりましたので、この資料ですが、ですから職員のおくまでも討議資料でございますので、全て事実を書いてございます。先ほどの公共事業の関係も全て事実でございます。というのは、職員の中にも50億円の公共事業があれば、その15パーセントの15億円をカットすれば財源不足解消だというふうに誤解をされている節がございます。公共事業というのは、19年度で言いましても45億円のうち一般財源は1億1,200万円しか使えませんので、全額カットしても1億円の効果しか出ないということでございますので、そのへんは十分理解した上でそういうことを話してもらいたいというようなことなどもございます。

最後の、どうせ起債をするならばということですが、これは当然でございます、同じ事業をする、同じ事業で起債をするにしても後年度の交付税措置、有利起債、後年度30パーセントの交付税措置しかない起債よりも辺地債とか過疎債、あるいは合併特例債という80パーセントから70パーセントの交付税措置がある起債を使ったほうが、後年度、実質公債費比率の減少につながります。当然そういうことはやるべきだというふうに考えております。

この資料は、あくまでも今後9月ないしは11月の実施計画のヒアリング等に向けて数字が逐一変わりますので、その段階でいずれ議員の皆さん、市民の皆さんに公表すべき時期は後日あるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

金利の関係でございますが、私どもが起債をする場合には、金利は借りる時点で既に償還するまで10年後、20年後、30年後、全て一定でございます。特に変動金利を採用するとかいうことがしない限り、ほとんどしていないんですが、ない限り将来金利が上がろうが現在借りた金利で20年間あるいは30年間走ります。途中で増額とかいうことはございません。

7番（三島 照君） しかしですね10年後、これは5年計画ですけど、こうして借りていった金が10年後一斉に借金の返済が時期が戻ってくるんですよ。ですから、その合併後10年計画のその期間だけ借りれる金を借りようと。今言われましたように、例え辺地債、過疎債、合併特例債であろうと20パーセント、30パーセントは自主財源でしょう。100パーセント補助が出るわけではないんですよ。それで交付税であとで帰ってきたとしてもそれなりの負担をしていかならん。それがあとに残さないと言うけどね、全部あとにつながって残っていくんですよ、これから10年後の平成30年以降に向かってね。それで私らがこれで危ぐするのは、今現在でもこの19年度の計画でも約408億円の借金の年度末、19年度予想ですけど569億4,500万円というのが出てきますし、5パーセント以上の金利の地方債の現状でも7パーセントから8.5パーセントの返済だけでも約31億2,000万円、10件ありますよね。6パーセントから7パーセントが13件、6パーセントから6.5パーセントというのが13件、5パーセントから6パーセントが9件、5パーセントから5.5パーセントが15件あるんですよ。そうすると今これ恐らくバブルの時期のあの前後の金利の高金利の時のものですけど、じゃこの中でいつも予

算書やらの中で8パーセント以下について途中で借替えができるという条件が付いていますけど、じゃこの8パーセント以下とかいうこの資料の5パーセント、5.5パーセントから6パーセント以上の8.5パーセントまでの約40件ぐらいのこの事項で、借替えとかそういうことを検討されたやつはあるんですか。

財政課長（則 敏光君） 借替えとか繰上償還というのは、基本的に国は認めません。国の資金計画がございまして、途中で勝手に返されたりしますと資金計画上困るということで、補償金を出しなさいというのが原則です。補償金まで出して繰上償還は意味はございませんので、普通はどこの自治体もやりません。ただし、19年度から3年間に限って特例を認めるということで、繰上償還が実施可能になりました。いろいろ要件がございまして。合併した所は5パーセント以上の金利についての一定額という形で、試算いたしますと7億500万円ぐらいの繰上償還が可能でございますので、19年度は何とか実施に向けて努力したいというふうに考えております。それを実施しますと、先ほどの実質公債費比率も同じ30億円、8億円を10年間継続しても、7年目にしか18パーセントにはならないんですが、これをやりますと試算ですが20年度に即17.9に単年度で入ってきます。そういった試算は可能でございますので、効果も大きいですから、是非検討したいと思っております。

7番（三島 照君） それじゃもう時間がなくなってしまうので、じゃ最後にこの3ページから15ページの項のところで、公共事業を進める上でその起債ね、一番という発想、これ私の感想です。今ある借金約500億円も超す金額は、結局はそうしてたまってきた金です。借金ですよ。借金、借金で繰り返してきた。それで、さっきも言いましたようにそういう繰り返すだけでは、私は本当の意味であらゆる事業やその財政のつくり方の意識改革ということにはならないんじゃないかなと思うんです。それで市長は、そういう意味でさっきの前の記事の中ででもですね、私の質問の中ででもですね、公共事業のために借金すれば事業補正として地方交付税措置があるということで赤旗の記事を取り上げましたけど、あとでそれはまた読みますから、取り上げましたけど、しかし地方交付税措置があるけど事業補正が、今さっきの三位一体計画の中で撤廃の方向で国が検討していると思うんですよ。事業補正の撤廃。やがてなくなる、そう思ったことはありませんか。それで、そういう中で、そういったことも含めて9月の健全化計画の中で私は頭に入れて健全化計画は作るべきだと思うんですけど、それだけ一つ。

市長（平田 義君） 公共工事を進める中で、なぜ起債という枠があるかということも是非理解していただきたいと思います。公共工事をやる時の事業を、現在、それをサービスを受ける人たちの負担分、そして後年度それを活用して生活を高める人たちのための後年度分の負担ということに考えていただければいいんじゃないかなと私は思います。一般企業の借金と起債の大きな違いはそこだろうとこう思っております。

それから、事業補正がなくなる可能性があるということは、当然に考えておかなきゃならないと。と申しますのは、交付税が面積と人口とその他特殊なことに特化されて、もう少しわかりやすい形の交付税の在り方ということが議論されておりますから、それは可能性があると思います。しかし、基準財政収入額と需用額の差をどう補うかという交付税の機能をどう維持していくかということがここに出てくるわけですので、そこらへんでは交付税の在り方が問われてくるだろうと、こういうことで判断をせざるを得ないと思うしております。

7番（三島 照君） 今、市長は都合のいいように解釈していっていますから、私も都合のいいように解釈すれば、この討議資料というのは私は単なる課長が言われましたように人件費や扶助費を抑制するための説明文だと。説明の資料だということなので、それはそれでまた変わってくるだろうと思っています。しかし、これはそれを今後削っていくための単なる数字合わせの資料では困るし、これからの9月にできる財政計画の中身は、同じ作るならそういう人件費や扶助費、いったことを削ることで、それじゃ奄

美の経済効果はどうなるのかとか、さっき言った二つの補正の問題、金利が上がった時の問題、こういったものも頭に入れて作るべきだと思うんですよ。ものを言えば、昨日この前からの資料でも教育委員会の答弁も産振側の答弁も全部ものを口を開けば、金がないから何もできない、補助待ち、国や県の制度待ちということで、それは今の説明で市長は、その国の補助をもらえば全部国からの財源が戻ってくる交付税措置をしていますということが赤旗に載っていますということを言われましたので、しかし、そのあとの文書を私読みますから。ですから、住民の要求に応える財源がないではありませんと。行政にないのは、福祉や市民の立場に目を向けて市民の感覚、皆さん聞いてね、市民の感覚をしっかり受け止めた行政を進めようとする心の問題、住民を守ろう、暮らしを守ろうという姿勢です。実際、各地方の自治体が子どもの医療費の無料化や助成をはじめ、部分的な住民要求を実現していますと。心がないだけね。また考えておいてください。

次に移ります。その答弁いらん。答弁は求めています。それじゃ次に公債費の問題です。

まず最初に、前回の答弁で市長交際費の問題、特に官官接待の問題などは、当局部長の答弁は官官接待と思っていませんと。いとも簡単な答弁でした。それで黒塗りしているのは、これは個人の秘密、市の公開条例があるからということでした。今でも変わらないのか。ただ、あの質問以降4月から全市民にあてた香典・電報が取り止めになったことは、前進やと思っています。それはそれで評価しますが、この間の答弁が今でもそう思っているのか、聞かせてください。

総務部長（福山敏裕君） まず市長交際費の情報開示についてお答えいたします。

この情報開示につきましては、3月議会でも申し上げましたとおり、奄美市情報公開条例では個人を特定することができる情報につきましては、個人の権利、利益を害するおそれがあるものとみなし、氏名等の情報を除き開示することを原則といたしております。

しかしながら、最近の判例におきまして、氏名等の情報が非開示情報に該当しない事例があり、本市におきましても先般その旨を知り、認知いたしましたところでございます。

その判例の内容と言いますのは、相手方の氏名等が外部に公表・披露されることがもともと予定されているもの、すなわち交際の相手方及び内容が不特定のものに知られ得る状態でされている交際に関するものなど、相手方の氏名などを公表することによって相手方との信頼関係や友好関係を損わないもの等については、例外として非開示情報に該当しないと解するとのことでございます。

なお、判例は、市長交際費の情報開示の在り方について、個々具体的に示されておりますので、奄美市においても今後この判例に基づき対応してまいりたいと存じます。

具体的には、弔慰における供花の相手方、あるいは会費制の懇談会等において、先ほど申し上げました判例に該当する場合の相手方等につきましては、今後情報開示を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。（「官官接待は。この前の答弁どおりかどうかだけでいいです」と呼ぶ者あり）

3月議会でも申し上げましたとおり、私どもは、3月議会で御指摘のありました件については官官接待とは理解してございません。

7番（三島 照君） この黒塗りしてあるやつは全部ね、また先日15年度から17年度の慶弔、お葬式やお祝いのを見ても全部名前を公表するんですよ、こんなもん、新聞で。皆さんが隠したって新聞に全部奄美は載っているんですよ、二つの新聞に。こんなもんが何で隠さんならん理由があるのかと。堂々とあげてください。それで、例えば受勲とかそういうパーティは喜ばしいことやん。市長が献花したとか言うたら相手喜ぶやん、嬉しいやん。そんなことが何で名前、どうせ次の新聞には何々氏の受勲とかいって載るんですから。隠すどころか、隠すということは相手を侮辱しているんですよ、こんなもん。もう一回考えなおしてください。それ返事いりませんよ。

それでこの官官接待、これはですね、この間の判決読まれたことありますか。2002年からの判決ね。その中で全部よそははっきり出してくるんですよ。議事録をね。鹿児島県も鹿児島市も前も言いましたよ

うに全部こうしてはつきり出ています。それでこの前、行政視察行かれた鎌倉市も全部きちっと名簿がはつきりしています。それ全部一つずつ、誰々氏の受勲、誰々氏の元議長の御尊父の葬儀への献花とかね、全部出ているんですよ。金額はほとんど変わりません、5,000円から。よそで出ていることが、しかも奄美は新聞にも全部載るのに、それはおかしい。

もう一つ、この前の見解の違いは、市長は個人へのパーティね、言いましたよね、については自分で出していると思っていたという答弁でした。何で、何でそんなことないって。自分で言うておいて忘れてもしたら困りますよ。この前ここで言うたやん。ここで市長は、個人のパーティやそこに参加したことについては自分が払っている、わざわざ言い直したんですよ。誤解を生むのではないかと思います、この支出の判断は私がやるのではなくして、係長や課長と相談しておるんです。それで、政党のパーティとか名前の付いたときは、旅費、パーティ券というんですか、これは全部私は自分で支払っていると、個人で払っているという認識を持っておりまして。ところが、総務部長は、これは市長名で来たものですから、交際費で使って当然です。この違いは何ですか、これ。あまりにも違い過ぎる。これ訂正した、もうはよせんと時間ないで。はよう、簡単でええ、簡単で。

市長（平田隆義君） この今の答弁の在り方は、このケースは、このケースはとやらないと誤解を招くはずですよ。私はできるだけ、あ、これは個人的なことだなと思うときは、やはり出席に行くときも自分の経費で行って、帰日も自分の経費で行きます。これは公的なことだなと思うと、運転手さんに送ってもらったりしているということの峻別はしっかりしてもらるようにやっておりますから、どのケースなのかちょっとおっしゃっていただければ明確な答弁ができると思うんですが。

7番（三島 照君） 何でそんなこと言うんですか。どんなケースかは、市長がわざわざ言い直した言葉ですよ、これは。何を聞いたかと。議事録見ていないんですか、皆さん。もう時間ないので、予算委員会でやります。そういう点では、官官接待の問題でも、時間延ばしてくれるんだったらええけど、延ばしてくれないでしょう。当然、公的機関との関係で判決は、これ西東京市での判決です。公的機関である相手が公務上当然、国交省とやるのは奄振予算の関係もあっているいろいろ指導・援助してもらうからという答弁でしたよ。ここでは、それは公的機関である相手が公務上、当然、行うべきことをしたに過ぎない。特別な配慮を求める趣旨で、金銭またはこれに準ずる物品を贈与することは、行政の公平性・中立性を害するおそれを生じさせる点において、これに伴う弊害はそう大きくなるという批判をしているということなんですよ。だから、官官接待の問題では、これはもう1回検討し直してください。時間ないし、次いきます。

市長（平田隆義君） 国土交通省の特振課は、予算の決定権はございません。事業の採択・不採択についての議論はいたします。それともう一つ、ここは他と競争の自治体はございません。奄美群島のみです。ですから、公平・公正を欠くということはないのではないのかなと、私はこのように解釈しております。

7番（三島 照君） また、あとでやります。それで、次にいきます。

次に、簡単に答えてください。住用・笠利の住環境の整備などが今どのように行政として、合併してね、受け止めているかという問題。どういう対応をしようかという問題。この今出ている65号・64号の辺地事業の資料を一つ見ても感じることでですけど、私この間、住用・笠利を何回となく回って多くの方から話を聞かせてもらう機会がありました。そこで感じたことは、この間、連日新聞でも報道され、2030年には8万5,000人台になるんちゃうかと、奄美の人口はね。そうでなくても奄美の人口は、大体6月のこの報告でも3月と比べても273人減ってきたと。ほっといたら年間700人から1,000人近く減ってきている。そういうのを食い止めるためにも、高齢化は急速に進行しているし、市長が口癖のように言っている一集落1ブランドどころか、各集落の祭もどうしようかというぐらい悩んでいるという話をあちこちでお聞きします。そういう話を聞かされ、そこで今若い人を集落に住み続けるためにも何をおいても各集落の住環境、水道や下水やいろんな形でさっき今日、いろんな形で同僚議員から出た住宅の問

題、こういうものが改善されなければ、いつまでも昔のままのトイレで、若い人に住めと言っても住む人いません、子どもやらも含めて。そういう思いで回っていて、集落排水がどうしても今、下水やらの整備が重要やなと思って感じていたら、何を言うてるんやと。それどころじゃないと。今、下水よりも上水道すら断水したりして、断水したら1時間、2時間、3時間止まったまま。修理すらもなかなかできない、古い地図がないからという話をあちこちでお聞きしました。そういう点で、こういった意味での住環境整備、この前からの観光面から見たら、南議員も言われたように、もう来んでいいと。家のサバクリ（手配）までさせんといってくれと言わんばかりの答弁やったと思いますけど、一言でどういうふうになったか聞かせてください。

企画部長（塩崎博成君） お答えをいたします。もう時間もないということでございますので、ただいま御指摘のございました上水道の関係についてでございますけれども、住用地区におきましては役勝と西仲間地区の統合の事業計画を今進めているところでございますし、笠利地区におきましては西部地区の簡易水道の整備に向けて取組をなしているところでございます。

7番（三島 照君） 頑張ってください。あとはまたゆっくり常任委員会でやります。時間ないし、教育問題に入ります。

今年4月に一斉に全国学力テストが行われました。この学力テストに対する実施にあたって、どのような対応をされたのか。そして、教育長としてこの学力テストをどのように認識されているのか、お聞かせください。この問題については、前回、半年ぐらい前新聞にも載りましたが、学力テストの平均点を上げるために校長が正しい解答に書き換えていた。これは昨年4月、広島県の三次市の小学校で実施した学力テストです。小学校長らによる解答改ざんが2件も起きている。教育基本法が改悪されたら、こういう弊害があちこちで出てくることは明らかで、衝撃的な事件でした。競争を学校に持ち込んでまで、さらに子どもたちにプレッシャーをかけ、子ども同士を対立させるような教育が教育と言えるのか、私は疑問に思っています。そういう点で、教育長はどのようにこれを認識しているのか、聞かせてください。

教育長（徳永昭雄君） まず学力テストの実施にあたっての対応でございますが、文科省から来ましたマニュアルを、（「もうマニュアルはいらん。持っていますから」と呼ぶ者あり）それを各学校に送付をしました。そして校長会・教頭会におけるその目的・実施方法についての説明を行っております。また、児童・生徒にはリーフレットを配布しまして、各学校それぞれそれに依頼をいたしております。リーフレットの内容は、実施の背景や実施の目的、調査対象、学年、日程、予備調査の問題例、公表の仕方について等の調査の内容を報告しております。

さらに、調査の前日には、目的や持ち物、日程、児童一人ひとりの結果は後日提供されるなど、児童・生徒及び保護者へ周知するよう、学校へ案内をいたしております。調査当日には、実施マニュアルをもとに担当職員が児童・生徒に具体的な実施に関する指示を行いました。

このように全ての児童・生徒及び保護者へ目的や実施方法、公表等が理解できるよう各学校に通知いたしました。

先ほど議員がおっしゃいました昨年の予備調査におけるある県の学校長の問題につきましては、いろんなそれはそれで問題があるかと思いますが、鹿児島県内におきましては何事も起こらなくスムーズに学力テストが行われたものと思っております。

7番（三島 照君） それじゃね、教育長はこの学力テストを実施するマニュアルを配る時に、奄美市の個人情報条例やらを目を通されたことありますか。個人情報条例、これね、このテストの予備調査では、個人の住所、番号、席番、クラス、名前、そして中には家の人と一緒に旅行に行くときがあるとか、まるでプライバシーにもかかわった問題がいっぱい調査の対象にされているし、点数やそういったものが全部個人民間企業に渡るんですよ、これ。文部省が採点するのではないんです。しかし、個人情報条例では、

さっきから答弁されていますように個人が特定できる書類についてはですね、やっぱりこれは秘密を守らなならん。条例で決められているんですよ、これ。それを、そのことも含めて保護者や子どもにきちっと説明して配られたのかどうか。だから、認識をどう思っているか知りたかったんです。見ていないでしょう。こんなんと比べて見ていないでしょう、個人情報条例やら。

教育長（徳永昭雄君） 議員がおっしゃいました去年の予備調査に関しましては、奄美市は対応しておりません。去年の予備調査につきましては、大島郡では喜界町だけでございます。

それから、先ほどの全国学力調査における個人情報保護条例に関しましては、条例を見ているかということでございますが、私は条例は逐一見ておるつもりでございます。これに関しまして、個人情報の管理について、これに基づく情報漏れが起こっていることは承知していないということを申し上げます。

議長（前田幸男君） 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	2番	奥輝人君
3番	大迫勝史君	4番	橋口和仁君
5番	朝木一昭君	6番	平川久嘉君
7番	三島照君	8番	師玉敏代君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	13番	崎田信正君
14番	叶幸与君	15番	肥後笑子君
16番	竹田光一君	17番	保宜夫君
19番	渡京一郎君	20番	南修郎君
21番	中山雅己君	23番	栄勝正君
24番	平高市君	25番	石神友夫君
26番	元井孝信君	27番	榮吉岡君
28番	泉伸之君	29番	福芳樹君
30番	向井俊夫君	31番	山田良一君
32番	福田利広君	33番	柊田謙夫君
34番	川上勝君	35番	前田幸男君
36番	奈良博光君	37番	世門光君
38番	西村タカ子君	39番	平敬司君
40番	榮年男君	42番	田部義和君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

12番	伊東隆吉君	22番	松山信一君
43番	師玉憲夫君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	地域総務課長	白坂稔君
		(住用)	
地域総務課長	吉富進君	企画部長	塩崎博成君
(笠利)			
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民課長(名瀬)	幸廣光君	環境対策課長	高野匡雄君
健康増進課長	大迫博史君	市民課長(住用)	浦口一弘君
保険福祉課長	満田英和君	福祉事務所長	大井進良君
自立支援課長	小倉政浩君	産業振興部長	赤近善治君
農林振興課参事	新留健一君	農林振興課参事	熊本三夫君
産業建設課長	澤修平君	産業振興課長	吉卓男君
建設部長	平豊和君	土木課長	東正英君
下水道課長	盛正弘君	会計管理者	田畑米利君
教育部長	重田茂之君	教委総務課長	安田義文君

学校教育課長	折田浩仁君	地域教育課長	松下啓徳君
		(住用)	
地域教育課長	福和久君	農業委員会会長	山口敏光君
(笠利)			
代表監査委員	久野勝彌君	水道課長	岡優雄君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様、議場の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は38人です。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから、本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問の初日にもお願いいたしましたように、当局の答弁については、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭また重複がないようお願いをしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に南風会 奥 輝人君の質問を許可いたします。

2番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。

一般質問の最終日、トップを切って南風会の奥 輝人です。

あらかじめ通告してあります一般質問を行います。その前に、通告してあります質問の中で3番、奄振法延長に向けて、この件については、先日、同僚議員の与議員の方で取り上げ、おおむね回答が理解できましたので、今回は取り下げ、省略したいと思います。また、次回の次に、次回に向けてまたこの件について取り上げていきたいと思えます。したがって、今回はサトウキビの振興と畜産の振興を重点に質問をしていきたいと思えます。今回の異動で産振部長に新しく赤近部長が就任されましたことを祝いまして、今日は産振部長と交流を図りながらコミュニケーションをとりながら進めていきたいと思えますので、産振部長、元気よくいきましょう。よろしくお願ひします。

一般質問に入ります前に少々時間をいただきたいと思えます。

先日、6月の10日には奄美市誕生1周年の記念ということでNHKののど自慢が開催されました。私もその中に20組の中に入ることができ、サトウキビを作って22年、16番空船やっほーということで出場したわけでありす。こののど自慢は、昨年9月議会においてものど自慢を誘致してほしいという要望を提案したところ、早速、努力の甲斐があつてこののど自慢誘致が実現でき、私も感激したところでありす。また、こののど自慢に関しては、私は学生時代からこののど自慢にはとってもファンであり、また魅力を感じている番組だなと感じていました。そういうのど自慢に出場ができ、自分のPRやそして歌はいつでもいいけど、パフォーマンスで一躍日本中にこのすばらしい勇姿が届けられたことを私は本当に感無量で感動したところでありす。

前日の予選会においては、約250組、10組ほど欠席されていましたが、約240組の方々が本選に向けていろいろと趣向を凝らしながら自分も出るんだという熱気、そして意気込みが感じられた240組の皆さんでありす。その模様も7月の6日にNHKのほうで放送されます。大変盛り上がったと言えいいのか、そして、明るい話題でその予選会もすばらしい歌声が響き、半日でありましたけれど、皆さん充実したのど自慢の予選会であったかと思えます。

そして当日、本番では20組、皆さん上がることなく正々堂々と歌われて、元気な歌声やパフォーマンスが日本やそして世界に発信されたことは言うまでもなくこの奄美市の元気づけられた一言ではないかなと感じています。また、そののど自慢の終わった後の公開生放送の後にもアトラクションがあり、三沢あけみさんと吉 幾三さんの歌、そしてトーク等にも満喫し、また、観客席も大いに満足したのど自慢の開催であったものと感じています。

また、こののど自慢については、あと10年後にはまた奄美市、もしくは奄美本島内にまた誘致できればいいなと感じています。スタッフの情報によりますと10年後にまた奄美のほうを訪れたいというような話がありました。そのときは私もまた再度また挑戦して、今度は実力で、歌唱力で選ばれるようにこれからのどを鍛えていきたいと思えます。のど自慢のファンの皆さん、10年後また来ますので、それまで各自のどを鍛えられてのど自慢に参加できるようにカラオケ等でいっぱい歌って元気をつけてください。市民の皆さんの勇気と元気があるのがやりのど自慢でありす。10年後に向けて頑張っていたきた

いと思います。はい、私も頑張ります。では、あまり長くなりますと自分の一般質問の時間が短くなりますので、そろそろ一般質問に入りたいと思います。

まず、1番目のサトウキビの振興について、品目別経営安定対策について、いよいよ来年の収穫からサトウキビの制度が変わり、これまでの生産者収入は国が決定した最低生産者価格と農業経営基盤強化特別対策費で構成された生産者価格2万470円/トンからこれが廃止され、19年度以降はサトウキビ経営安定対策市場原理が導入され、生産者の収入は製糖工場から支払われる取引価格と農畜産機構、農畜産振興機構から支払われる交付金に移行されます。今回の制度見直しによって生産者の側に交付金が直接支払われることになり、サトウキビの交付金はトン当たり1万6,320円となり、3年間は固定することになっています。また、製糖工場から支払われる取引価格は、本年度末までには決定される見通しであるが、おおむねトン当たり4,200円前後と推測され、これまでの取引価格を確保する水準であると言われていいます。このことによって、トン当たり2万500円前後になり、農家は一応安心してキビ作に専念できる状況であります。また糖度帯についても交付金単価は、これまでどおり基準糖度帯13.1度から14.3度においてはトン当たり1万6,320円とされ、0.1度上下するごとに100円の品質格差が設定されています。また、取引価格についても0.1度ごとに30円程度の格差が付けられることになっています。両方併せておおむね従来と変わらず、0.1度ごとに130円の品質格差が生じることになります。そのようなことから、新制度移行に伴い、農家の政策支援の対象要件は、周知徹底は図られているのか、小規模農家や零細農家への浸透について伺います。次の質問からは発言席で行いますので、よろしく願います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

産業振興部長（赤近善治君） お答え申し上げます。

奥議員から御説明があったとおり、19年度からサトウキビの制度が変わってまいります。おおむね概要につきましてはただ今説明があったところですが、生産者の交付金の支給の対象ということでお詳しいと思いますが、簡単に御説明申し上げます。

まず、支給の対象者ということで1点目が認定の農業者、それから特定農業団体、または同様の要件を満たす組織、これが1番目でございますが、これは面積要件は関係ございません。

2点目に、一定の作業規模を有する者、これは面積に要件がございます。個人は、簡単に言いますが、1ヘクタール以上、組織の場合は4.5ヘクタール以上と、3点目につきましては一定の作業規模を有する共同利用組織、または受託組織に参加している者ということで、この組織で収穫する面積は、受託作業を含めて4.5ヘクタール以上の組織の構成員というふうになっています。

それから、4点目には、この1,2,3のうち基幹作業ですね、基幹作業というのが耕地整地、それから株出しの管理、植付け、収穫という作業ですが、これを一つでも委託をしている場合はこれに該当するというので、やはり問題となりますのは1ヘクタール未満の農家と生産者ということになるわけですが、その1ヘクタール未満の方々につきましては、御案内のとおり、JA等のサトウキビ生産部会に加入すれば18年度と同じような制度上、金額ですね、が国から交付金としていただけるということになっております。周知徹底ということでの御質問なんですけど、サトウキビ生産農家への周知徹底につきましては、平成17年、18年度に校区単位で説明会を行うとともに、平成19年4月に各集落ごとに実施をしているところでございます。平成19年産サトウキビ栽培面積調査時にも個々の説明を行っているところであり、今回の改正にあたりましては、先ほども申し上げましたが、1ヘクタール未満の生産者、農家の方々には十分に理解されているものと判断してるところでございます。

2番（奥輝人君） 今の政策支援の件については部長が話されたその政策要件の件はそのとおりであります。しかしながら、生産農家としてはまだ、私たち節田校区や宇宿校区、今回できた屋仁校区につきましては管理組合やらサトウキビとかハーベスター活性化組合等を通じて説明会なり周知徹底を図られてい

ると思います。その他の校区についても説明会等が周知徹底されているとは思いますが、その管理組合等の設立に向けてですね、今後、どのようになっていくのか、これ笠利町だけでなく名瀬小湊地区にもサトウキビ農家が拡大していますので、そこらあたりをまた尋ねていきたいと思えます。今、管理組合を作ることによってこの1ヘクタール未満の小規模農家や零細農家を支援する立場が確立すると思われしますので、笠利町においても他の5校区についてはまだ何も立ち上げるようなそのような情報は入っていません。しかしながら、3年間はそのサトウキビ部会に加入さえしておけば3年間は今までどおりの支援がなされるということは聞いていますけど、3年後を見据えてですね、今後の残りの5校区やあと、名瀬方面でのサトウキビ農家の管理組合、そういった組合の設立等が今後検討されていかなければならないと考えていますので、そこらあたりを伺いたいと思えます。

産業振興部長（赤近善治君） 奥議員から御指摘のとおり、これまでに3つの管理組合ができています。奄美市としましても今後サトウキビの懇談会で再度説明を行いながら、いわゆる3年間という期限が決まっておりますので、平成の21年度までには全ての校区で管理組合を設立できるように頑張りたいというふうを考えております。

2番（奥 輝人君） あと3年ありますけれど、その中で確実に小規模農家や零細農家が支援できるような体制づくり、受委託組織の確立を是非実現させていただきたいと思えます。

次に、国からの交付金の支払制度についてであります。サトウキビ代金の交付金相当額をJAが立替払いをするということになっています。交付金の支払い時期については、今まではキビを搬入し、それから約4日以内には各生産農家の皆さんの通帳にはキビ代金が振込まれるシステムでありました。しかしながら今回、国からの交付金の1万6,320円については、当初は10日以内、そして1週間以内、4日以内とかそういう情報がありましたけれど、最近の情報によりますと10日をめどに支払われるということに決定された模様であります。そのためにJAあまみさんが1万6,320円をJA立替えをするということで4日以内に振り込まれることに決定されました。そういった意味でJAさんにはこのような1万6,320円、トンですけど、これが果たして財源がですね、今回は約3万2,000トン収穫がありましたけれど、約3万トンを計算した場合、約4億円以上の財源が確保されなければならない状況であります。JAあまみさんのほうはこの4日以内に立替えをすると言っていますけど、これが財源的に可能であると思っていますけど、そこらあたり4日以内に立替払いができるのか、また財源が確保されているのかを伺いたいと思えます。

産業振興部長（赤近善治君） 交付金の支払いの内容につきましては、ただいま奥議員が御教示いただいたとおりでございます。これまで4日以内に生産者の方に口座に振り込まれていたわけですが、今度の制度改革によりまして、いわゆる先ほどから御説明ありますとおり、4,000円程度につきましては、4日以内にできますが、工期につきましては出荷からいわゆる10日分、10日分、10日分、1月に3回になります。その分を請求するという格好になります。したがって、30日ぐらいは、1か月です。すかほかかかなという判断をしているところでございます。そういったことで生産者にとっては4日以内が随分長くなるということで、これも今回の制度改革の悩みの種でありますけど、あまみのあまみ農協さんにお伺いしましたところ、生産者の利便を図るため、立替払いをいたしたいと、これまでどおり4日以内、生産者の口座に振り込むことを理事会でも決定したということをお伺いしております。立替払いの財源につきましては、製糖工場からの原料代としての入金やら、あるいは機構から8割分は入ってきてあとは生産ですけども、あまみJAの方でその財源については確保できるという話を伺っているところでございます。

2番（奥 輝人君） その確保できているという言葉聞いて私はほっとしました。これは農家にとってはやはり、収入というのは4日以内に入ることが望ましいというか、生活する意味でもやはり農家は現金

収入が必要ということでもありますので、その財源が確保されたということは、本当、農家にとっても一安心だと思います。それが3か月間ですね、収穫時期、それがずっとスムーズに行えるようにJAさんにも協力を働き掛けていてもらいたいと思います。それから、経営安定対策の申請手続きについてですが、対象要件審査手続きについては8月いっぱいまでに各農家の聞き取り調査などを実施してるところであると思います。4月におきましては富国製糖さんと農協さんの方々が各集落生活館等で来年度のサトウキビの申請手続きに向けての個別に手続き等の説明をしていました。そこらあたりで各集落ごとに説明会やその申請手続き等を説明したんですけど、節田集落におかれましては、約3割ぐらいの方々がまだ小規模農家の方々がですね、参加されていないなくて、あれどうしたのかなと思って心配しているところでしたが、その後、自分たちのハーベスタ活性化組合の方でもいろいろ文書等で周知徹底を図ってどうか申請手続きについて理解を求めていきましたけれど、その他の校区ですね、その他の校区について全農家、小規模農家や零細農家がこの申請手続きの件についての説明を聞いていたのか、それともまだまだそれは申請手続きについてはこれから作業を進めていかなければならないのか、そこらあたりを伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 先ほど節田集落の方への3割の方々への参加がなくて、その分につきましてはハーベスタ組合の皆さん方が周知、申請についてお手伝いをしてくださるということでありがたく思っております。今回の申請手続きについてでありますけれども、奄美市サトウキビ振興対策協議会か全サトウキビ生産者を対象に平成19年産サトウキビ栽培面積調査を行ったところがございます。現在、代理の申請者がいますあまみ農協では、電子媒体を介しまして機構への申請を行うため、生産者個々のデータを入力しているところがございます。今後の予定としましては、6月中に入力を終わらせ、7月上旬に各生産者に確認をさせたいと8月には機構のほうに申請するというところで整理手続きをしているということがございます。その対象要件を現在ですね、対象要件を確認しながら入力作業を行っている状況でありますので、要件をクリアしていない生産者につきましては、先ほども述べましたが、平成21年度までの特例措置を適用することにより、今期、申請している全生産者は要件をクリアすることとなります。また、今回申請することによりまして生産者一人ひとりに個人コードが付されることなどにより、実績による交付金申請手続きについてはスムーズに行えるものとあまみ農協の担当者より伺っているところがございます。

2番（奥輝人君） この申請手続きについてはやはり漏れがないようにしていかなければいけないと思います。その申請が漏れた場合は3年後になるんですけど、国からの交付金の1万6,320円は受け取ることができないということになりますので、4,200円ではサトウキビを作っては合いませんので、そこらあたり笠利町はもちろん、名瀬、住用のほうでも作ってる方がいるのであれば、そこらあたりは周知徹底していただきたいと思います。

次にですね、増産についていきたいと思います。

今年の収穫量が約3万2,000トン、5年振りに3万トン台を回復したところであります。去年大干ばつがありましたけれど、台風がなかったということでもうにか3万トンがクリアできました。今年もそういった気象災害等に見舞われなければ自分としてはその面積の確保、面積の状況から見て3万トンはまた軽くクリアできるのではないかと感じているところであります。来年度の収穫面積と収穫量はいくぐらいを予想しているのかを伺いたいと思います。奄美市がどれぐらい、龍郷町がどれぐらいを伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 収穫の見込みでございます。奄美市のほうでは2万6,061トンを見込んでおります。龍郷地区ということですが、2,735トンを見込んでおまして、合計2万8,796トンを見込んでいるところでございます。

2番（奥 輝人君） 今の計算でいけば、見込みでは3万トンにはまだ若干足りない状況ということですが、その面積ですね、収穫面積、奄美市ではどれぐらいあるのか、龍郷町はいくらぐらいあるのか、面積まで把握していますか。

産業振興部長（赤近善治君） 平成19年度の収穫面積につきましては、奄美市では596ヘクタール、失礼しました。534ヘクタールですね、それから龍郷町では62ヘクタールを見込んでいますところでございます。合計しますと596ヘクタールということでございます。

2番（奥 輝人君） それじゃあ今の収穫面積で約596ヘクタールでありますけれど、収穫面積におけるですね、今度は夏植えと株出しと春植えのその割合ですね、それはいくらぐらいあるのか、お尋ねします。

産業振興部長（赤近善治君） 数字を羅列しまして申し訳ありませんですけども、各作型の収穫面積がありますが、夏植えが140ヘクタールを見込んでおります。これは奄美市と龍郷町の合計が140ヘクタールということでございます。春植えが55ヘクタールとなっております。それから株出しを401ヘクタール、合計先ほどの収穫596ヘクタールになるというふうに思っています。

2番（奥 輝人君） やはり、今増えているのはやはり株出しが多分増えてると思うんですよ、その株出しが増えることによって収穫量も増えてきます。夏植え一本であればその収穫量が減になるのはもう見えてますので、できれば株出し、春植えの推進が今後の3万トンを確保するには必要な条件となると思います。今回、株出し、去年から今年にかけてもやはり株出面積が相当拡大をしている状況であると思います。今回の夏植面積は昨年までは200ヘクタール、龍郷町と合計しても230ヘクタールの夏植えが新植夏植えができていたと思うんですけど、今年の新植夏植えの面積はいくらなのかを伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 夏植えの作付の面積でありますけども、奄美市が128ヘクタール、それから龍郷地区が12ヘクタール、合計140ヘクタールを計画をしております。

2番（奥 輝人君） サトウキビの増産ということで、やはり株出し、これからやっぱり株出しに重点に置いていっていかなければ3万トン、3万5,000トンへの達成が極めて厳しいものだと思います。なぜならば、面積が足りないというのが一番の原因であります。面積も合計で来年度が596ヘクタール、約600ヘクタールでの面積しかありません。この600ヘクタールに対して反収5トンとしても5,630で3万トンはゆっくり出ます。その株出しが今後、反収の増に向けていかなければこの5トンを見切った場合がこのように3万トンを切っていく状況になると思われまますので、株出しの管理ですね、今、株出しの管理ということで株揃え機を活用してもうすぐハーベスタが収穫した後に株揃え機を入れることによって新芽が出るのが早く、そして茎数も多く立つのがその株揃え機の効果であります。この株揃え機その機械もですね、今、受託組合やら自分たちの管理組合等で保管はしていますが、まだまだその株揃え機に対する農家さんの周知がまだ図られていないのが現状と思っています。昨年も一昨年も現場で株揃え機の実証等もまた実験等も行っていますが、まだまだ普及が足りないような感じであります。やはり株出しをすることによって増産につながると思いますので、その株揃え機の普及振興について伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 私のほうで今、株揃え機を今年度幾つ購入ますというようなことはちょっと言いにくいんですけども、国の基金等の事業がありますので、その基金を活用してまいりたいというふうには思っています。

2番（奥 輝人君） その株揃え機については、農家にできるだけ夏植えやら株出しのまた2株、3株に向けての農家さんには株揃え機を導入させていただき、その茎数の本数とまた反収が増が見込めますので、そこあたりは確定されて、確証されていますので、そこあたりをまた行政、また自分たちも節田のハーベスト組合等も積極的に農家に働き掛けてはいきますけれど、ほかの校区やら他の地区においてもそのような株揃え機の効果というものを説明をしていただきたいと感じています。それとその株出しについてであります。株出しの一番の要因は品種が第一の要因だと思っています。今までのK1とか品種の名前でK1とかFSとか今言われていたんですけど、これが本当夏植え一本型のサトウキビであり、その株が全然出ないというのがそのK1でありました。品種ですけれど、今回、去年からですね、17号についてはそのK1の後継ということで、普及は今、拡大が進んでいます。17号については約5割の方の農家が植付けをされていて17号に専念してる状況でもあります。来年度に向けては、農林の22号189という品種がまた普及されていて、これをまた普及拡大させていかなければならないような感じになっています。この反収アップに向けては、この17号と22号の農家への普及ですね、これを図ってもらい、そして1株や2株まで取れるようなキビであります。この17号、22号については台風にも強い、優れていると、あとは茎数も多い、また、株の1株、2株まで取れるというそういった有利性の品種でもあります。この17号、22号への普及拡大ですね、そこらあたりを今後、行政としても農家さんに推進をしていただきたいと思います。そこらあたりをまた検討じゃなくて、これはもう確実にですね、もう17号、22号に切替えられるように農家に進めてもらいたいと思います。これはもう答弁はいりません。

それからですね、成果と結果についてでありますけれど、笠利地区のほうでは喜瀬・浦地区においてA団地・B団地・C団地ということで県営畑地帯総合整備事業が実施され、B団地とC団地においてはもう既に完了しているところであります。A団地については本年度の予算で畑総をしていくという計画になっておりますが、B団地・C団地において向こうで約A団地からC団地まで合わせて約16ヘクタールぐらいの約ですかね、約15から16ヘクタールぐらいのその畑地帯総合整備がされる計画になっておりますが、B団地・C団地において今の作付け状況とですね、サトウキビの反収が上がっているのか、そこらあたりを伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 喜瀬・浦地区の県営畑地帯総合整備事業で内容につきましては御案内のとおりだと思いますが、平成15年度から平成21年度で実施しておるところであります。B団地が2.3ヘクタール、それからC団地が4ヘクタールの合計6.3ヘクタールが整備済みとなっております。そのうち3.7ヘクタールの植栽が進んでおるところでございます。残りにつきましても今後、認定農業者に集積を図っていき、サトウキビの生産につなげていく考えでございます。また、反収の向上の関係がありました。反収向上対策につきましては、ソルゴー（緑肥）の植付け、それから伐根の利用によります土づくりを実施し、その対策を講じたところでございます。

2番（奥 輝人君） B団地やC団地においてはなんか自分の感想でありますけれど、サトウキビの生育が若干弱いなという感じがしています。向こうは山との合間に作られてるということでまた日照不足とかも関係あるのかなとも感じていますけれど、サトウキビは土づくり、そしてあと排水ですね、排水さえよければどうにか成長していきますので、そこらあたりB団地、C団地においては土づくりを徹底されてたい肥を投入するなりしてですね、まだまだ地力を向上させてもらわなければなんかちょっとひ弱いような感じが受けられましたので、そこらあたり協議していただきたいと感じて思います。また、名瀬地区のほうにおいても客土事業の県営畑総事業が小湊の方で実施されていますが、その小湊の方の今後の面積やらそして収穫量などについて伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 名瀬小湊地区の県営事業の関係であります。名瀬小湊地区におきましては、17から18年度でございます。一部繰越しがありましたんで19年度まで実際は実施しておりますけれど、県営の中山間地域総合整備事業で受益面積約6ヘクタールを実施しているところでございます。昨年

度までに完了しました3ヘクタールにつきましては、ほとんどサトウキビが栽培されており、今年度引渡しした残りの2ヘクタールにつきましては、今年の夏植えのサトウキビ栽培農家へ流動化する予定になっているところでございます。

2番（奥 輝人君） 名瀬の小湊地区においてまだまだサトウキビの収穫面積、植付面積が今後また拡大されていくのか、そこらあたりをちょっと聞きたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） この今の5ヘクタール以外ですか、この5ヘクタール以外ということになりますと、ちょっと私も今、手持ちに資料がないんですが、やはり、沖縄県、鹿児島県共にサトウキビの増産プロジェクトということで県もそれなりの27年度を目標に反収アップ、収穫の量というものを一応決めてありますので、やっぱり奄美においてもそのサトウキビの生産の一助と、一翼を担っておりますので、出来る限り基幹産業であるサトウキビの植付けというものにつきましては、お願いしたりしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

2番（奥 輝人君） 今、小湊地区のほうにおいてですけれども、今、業者さんの方が参入して約今年600ヘクタールぐらいハーベスタがその業者さんが刈取りをしています。そのハーベスタもですね、その600トンでは本当経費分しかなりません。せめて1,200トン以上、1,000トン以上のハーベスタの稼働がなければそのハーベスタを導入した意味がありません。その業者さんが1台ハーベスタを所有していますけど、やはりその小湊地区や住用地区においてですね、せめて1,000トン以上、できれば1,500~1,600トンが理想な数字でありますけれども、せめて1,000トン以上の収穫面積がなければハーベスタを購入した意味がないと言えば本当であります。1,000トン以上のハーベスタが稼働しなければ収量が、収入が上がらないのがハーベスタの難点でもあります。そういった意味でですね、今後、サトウキビの収穫面積拡大に向けて農地流動化ですよね、それを農業委員会等がですね、その農地流動化等について斡旋をしているのか、農業委員会の使命役割を果たしているのかをちょっと農業委員会の会長さんが来てますので、そこあたり伺いたいと思います。

農業委員会会長（山口敏光君） 農業委員会長の山口であります。ただいまの質問は奥 輝人議員は笠利においても農業委員をしておられたし、この流動化については最もたくさん活躍をし、実績を収めておられた方ですので、その内容等はよく把握しておられると思います。名瀬地区におけるこの流動化の問題もですね、おっしゃるようにまだ有効利用されていないという土地もいっぱいありました。まだ残ってもおります。それで、農業委員会、あるいは農業委員の大事な役割としていわゆる優良農地の確保と、それからその農地の有効利用の促進ということは大事な柱で、自分たちの大きな使命と思ってやっておりますので、個別の農業委員においてもできるだけこの促進しようということで一生懸命やっております。小湊地区もそうやっておりますが、今、先ほど産振部長も答弁しておられましたように、開発が進んでるところ、基盤整備が終わっているところは流動化もほとんど終わって大分作付けもされております。残っている土地も夏植えの準備に変わってやがてサトウキビに変わっていくという状況であります。園川、大川地区においてもいろいろと流動化進めておりますが、過去の整理の問題、いわゆる貸し借りの賃貸借の整理の問題がひっかかってあとになかなか先に進まないという部門も残っておりますので、その整理せんといかんという問題があります。

それから、せっかくですから一つこの流動化についてですね、是非、皆さんのお知恵も借りながらこの有効活用に向けてやらんといかん事項、特に笠利地区において整備されてから長くなって何回か更新、流動化の更新、斡旋の更新もされている中で借りている方がもう次は私に回さんでくれと再設定をしてくれるなという要望のある土地がいっぱいあります。というのは非常に痩せすぎるとか、あるいは排水が利かないとか、そういうことでせっかく貸していただいてもその有効利用が図りきれないと、自分たちの力でたい肥をいっぱい入れたり排水設備を施したりというのはなかなかできないので、この何とかしてもら

わんと貸してもらっても非常に困るという事例ができて、これが再設定にちょっと苦慮している面もあります。ということでお願いしたいのはせっかくああいういいたい肥センター等もできて、生産もまだまだできそうな、たい肥の増産も図られそうな状況ですか、こういった農家、それを今の条件で十分活用することは経済的に財政上無理ですから、補助金も今制度はありますが、もっと大幅な補助等も助成等も加えて、そういう畑の改良に行政が力をうんと注いでいただいて、有効利用を図れるようになれば非常に流動化も進みやすいしというのがありまして、以上のようにして農業委員も農業委員会も一生懸命その流動化には努めております。今後とも頑張ろうという決意であります。

2番（奥 輝人君） 農業委員の会長さん、本当にありがとうございました。やはり意見を聞きますとやっぱり名瀬の小湊とかそこらあたりの農家さんとか畜産のやってる農家に聞きますとですね、農地流動化の斡旋についてまだ頑張りが足りないなという意見を聞きますので、そこらあたりは、また農業委員会の中ですね、じっくりと検討されて斡旋できるように農業委員会に活動してもらえるようにですね、取り計らいをしていただきたいと思います。これはもう答弁いりませんので。

次にですね、今後のキビ増産に向けてですね、自分たち笠利のほうではいろいろと組合組織や受託組織組合等が活動を展開しています。今後、増産をするにあたりましては、関係機関の協力を得ながら進めていかなければならないと思っています。サトウキビを増産するにあたっては、農家サイドは危機感を持って取り組んでいる状況であります。その関係機関の今後の増産に向けての取組み方、また、方法、方向性等を伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） サトウキビの増産プロジェクト計画や経営安定対策、それに対応するための管理組合の設立等を含め、毎年、奄美市サトウキビ振興対策協議会等が各地区において農談会を行っておりますので、生産農家への指導体制は図られているものだというふうに考えているところでございます。

2番（奥 輝人君） 富国製糖さんのほうも企業努力をして人件費の削減やらいろいろしながら、また、自分たちでサトウキビを生産しながらですね、増産に努めている現状であります。春植えの推進やら夏植えの推進等についても富国製糖さんやJAさんが協力して広報活動等も積極的にされているのが現状でありますので、そこらあたりをまた今回からもですね、積極的にそういった広報活動を推進しながら増産が図られるような体制を構築していただきたいと思います。

次にですね、畜産の振興について伺いたいと思います。

笠利活性化施設のビジョンについてであります。笠利活性化施設牛のせり市場が5月の16日にオープンしました。この施設は奄美第3地区畜産再編総合整備事業の一環として笠利町和野に現在の畜産集合団地の近辺に建設されたものであります。総事業費が約2億円の近代的な市場であります。私も5月せりには1頭出場し、活性化施設の便利さを実感したところであります。まず、牛の搬入から係留までは今までより大幅な時間の短縮と労力の軽減が図られていました。係留所からせり市場までと、せり後の係留所までの流れは牛の引き紐をレールの滑車につなぎ、牛の引き紐を引っ張るだけで移動ができ、スムーズな感じでありました。労力の軽減も図られ、特に高齢者の方々に大変喜ばれていました。牛の体重測定もせり市場の手前で測定するために、簡素化され、すぐ電光掲示板に表示され、効率化されていきました。また、せり市の模様もスピーカー等で施設に設置され、聞き取りやすく農家の皆さんには大変喜ばれている評判のいい市場でありました。時間も大幅に短縮され、本当の活性化施設であったと思います。この施設を発展させるために畜産の振興が必要となっております。そこで市場の信用は最重要課題であると思います。市場の信用を最重要課題として生産者や関係者機関の協力を得て求められる牛づくりを目指し、今後も信用性の高い安心・安全の市場づくりを推進しなければならない。今後の取組について、今後どのような市場づくりを目指しているのか伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 御案内のとおり、新しく活性化施設が出来上がりました。これにつきましては、畜産基盤再編総合整備事業奄美3区ということで、この事業が導入されまして北部地区の畜産活性

化施設が整備をされたところでございます。今後はこの本施設を活用した飼養管理技術向上研修会や子牛の品評会の開催等を実施することで北部地区の肉用牛振興の活性化が図られるものだというふうに考えております。この笠利の活性化施設の今後の取組といたしましては、あまみ農協を中心に活性化施設を利用している奄美市、龍郷町、大和村と連携を図りながら肉用牛農家との研修会等を開催し、子牛の商品性及び飼養管理技術の向上を目指しながら今後も取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

2番（奥 輝人君） 前回の5月せりにおいては、153頭が出場されました。今回、7月のせりがまた7月の6日に行われますけれど、120頭から130頭だったと思いますけど、出場されます。この係留施設もですね、200係留できますそういった施設であります。今後、畜産の振興が図られていく上で増頭が計画されていると思われま。あと150頭の場合、あと50頭の係留所がまだ遊んでいますけれど、50頭増やすためには年6回せりが開催されますので、5、6、30の今後300頭以上の保牛を導入しなければ、それが達成されない状況になります。そういった意味で今後の増頭の計画についてでありますけれど、いつごろこの200頭規模の市場が達成できるのか、また、そうやって達成した場合ですね、その市場の能力は最大限発揮されると思われま。それまでその市場が活性化されるまでの過程ですね、増頭の計画をちょっと伺いたいと思われま。

産業振興部長（赤近善治君） 増頭計画でございますが、現在、笠利せり市1回当たり120頭から130頭の子牛を出荷しております。今後、この活性化施設の200頭規模を目指して増頭計画をしておりますが、鹿児島県の肉用牛近代化計画に基づき、平成26年度に奄美市の年間子牛出頭数1,000頭、龍郷町の年間子牛出荷頭数200頭、合計1,200頭を目標に増頭計画を進めているところでございます。

2番（奥 輝人君） 平成26年度にはシミュレーションとしては1,200頭が増頭されるということで、その市場の活性化が本当に達成されたものになるものとも思っています。そういった意味で畜産の振興には各畜産農家のたゆまない努力が必要であります。増頭と言っていますけれども、実際に増頭するにもかなりの資金や経費がかかるわけでありま。畜産農家は優遇されてるとか、いろいろその補助事業等の事業率を見ますといろいろと畜産をやれば9割補助とかいろいろそういった話が聞かれますけれど、畜産農家も厳しい台所状況で増頭してるのも現状であります。この9割補助の市場が導入されて本当に畜産農家が儲かっているというのは、これは言えることではありません。畜産農家も借金をしながらもこうやってやっているのが現状ということを知り、承知していただきたいと思われま。

これをなぜそう言うかと言いますとですね、畜産農家になんかそうやってほかの農家からの問い合わせで、やはり畜産はこんなに力を入れるのはなんでかとかそういった声がいろいろ聞かれますので、畜産農家だけがこうやっていい思いをしてるということをちょっと払拭したいという気持ちで今ちょっと説明したところであります。ほかのタンカン等についてもいろいろと優遇措置もされていると思われま。これはもうそこらあたりを考えてですね、農業は農業ということで、優遇措置はないということで取り組まなければならないなと思われま。

それともうこの活性化施設についてですけど、今後、購買者等が笠利の牛は本当に優秀な牛、素晴らしい牛ということで、購買者がやはり飛びついて笠利まで足を運んでくれるシステムをやはり今後はまた構築していかなければならないと思われま。畜産農家は、毎月、毎月いろいろ研修やら現地視察やらいろいろ勉強等も積み重ねて技術の向上を図っていますが、やはり買う人、購買者がやはり大事であります。購買者が現在、約12～13名ぐらい島外から来てせり場でせりを落としていますけれど、購買者の誘致についてでありますけれども、今後また増頭、増頭ということで購買者を誘致することによってその牛のまた単価等にも変動が生じ、高い牛も出てくるのかなという思いもあります。そのためには農家さんがいい牛を作るのが第一の条件であります。農家さんもこうやって増頭しながら技術向上しながらいい牛を作って消費者の皆さんに提供していくのが牛農家の努めでもあります。そこらあたり考えてですね、今後の購買者の誘致等が拡大ですね、購買者の人数を増やすことについてのことが今後考えていかなければいけ

ないと思っていますので、今後の誘致等について伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 購買者の誘致につきましては、現在、肉用牛の農家により増頭意欲が高まっている中で年々子牛の生産量も増えている状況でございます。笠利せり市につきましては、御紹介があったとおり、現在10人から12日の本土から購買者が購入に来ておりますが、今後、子牛の増頭が見込まれる中、この誘致につきましても必要不可欠でありますので、あまみ農協が中心に誘致活動しておりますけれども、奄美市としましても各市町村と連携を図りながら購買者の誘致活動に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2番（奥 輝人君） 是非、購買者の誘致等に専念していただきたいと思います。もう時間がありませんので、次にですね、遊休地や山林を利用した放牧運動場についてであります。この件については、先日、産経の委員会の視察研修で訪れました沖市の方でこの放牧を導入し、今現在、実際にその放牧をやっているところであることを確認したところであります。この放牧をすることによって労力の軽減やいろいろな牛の種付けの状況とか発育の促進が向上されるのがこの放牧だと思っています。これは放牧は一昔前までは本茶峠とか大和村とか、あと喜界町においては百之台等で実施されていまして。この放牧について奄美市の中でですね、山林を利用したということになりますと、やはり住用方面とかに放牧のできそうな環境があるように思いますので、放牧については今後ですね、検討していただきたいと思います。時間がありませんので答弁はもういいです。放牧も自分も今後考えていきたいと思っていますので、そこあたりまたあと、放牧について検討していただきたいと思います。

最後になりましたが、私事でありますけれど、今回の定例会において私の在任が期限が切れるということに私は思っています。また、この議場に戻ってこれるように、また一般質問ができるようにですね、また頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（前田幸男君） 再開します。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、南風会 渡 京一郎君の発言を許可いたします。

19番（渡 京一郎君） 市民の皆様、議場の皆様おはようございます。南風会の渡 京一郎であります。質問に入ります前に、今回の所管事務調査について少しだけ触れさせていただきたいと思います。今回、総務建設委員会の所管事務調査をしました神奈川県鎌倉市において、特色ある施策事業を取り入れて徹底した住民サービスが行われているのを調査してまいりましたので、一部をこの場で申し述べたいと思います。まず、市民サービスとして窓口業務の毎週土曜日開庁が平成の18年5月から開始されております。また、在宅子育て家庭への支援、家事支援も条例化されております。第3子の保育料の無料化、また落書き防止条例、深夜花火の防止条例、小学校に警備員を配置する条例など、本当に住民本位のサービスが行われているのを目の当たりにしてまいりました。先日の新聞に宇検村においても7月から毎週水曜日を午後6時まで開庁するという記事が載っておりましたが、確認をしましたところ、6時まで勤務をされる職員は出勤を9時からにするということでございます。このような住民、市民の立場に立った生のサービスを奄美市も考えるべき時期ではなかろうかと思っております。また、先日の新聞に35年前の行政視察について書いてありましたが、皆様方も拝見されたと思いますけれども、視察先において羽目を外し、事務局担当を悩ませていたと書かれております。あの文言を見て大変大きなショックを受けているところでございます。35年前に議会議員が新聞のとおりであればこれこそ大変な問題ではなかろうかと思っております。

今回の所管事務調査において視察先で事務局担当を悩ませるような議員は、4委員会ともいなかったことを私確認しておりますので、ここで申し上げておきたいと思えます。

では、通告をしております質問に入りたいと思えます。

先ほど奥議員が産振部長と1対1でございましたので、私は建設部長と1対1でやってみたくと思えます。最初に、住用町戸玉集落で発生しました土砂崩れについてであります。5月30日午前1時頃、住用町戸玉地区の山間・市線改良工事現場において発生した土砂崩れ現場は、現在も重機2台が下敷きになったままになっておりますが、いつどのような工法で手を付けられる予定なのか、まず、最初に伺いたくと思えます。

次の質問から発言席のほうで行いたくと思えます。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

建設部長（平 豊和君） 土砂崩れの経緯につきましては、これまでも答弁をいたしましたので、省略させていただきます。下敷きとなっております重機の撤去についてお答えをいたします。

先日の梅雨前線豪雨により、市道山間・市線戸玉地区内の道路改良工事の現場で発生しました土砂崩れによりまして工事に使用していた重機2台の一部が崩土の末端部で土砂に埋まった状況となっております。重機を撤去するには重機回りの土砂を除去し、重機を分解しなければならないのでありますが、この作業に約1週間程度かかると思っております。今、重機周辺の土砂を除去すると二次災害の恐れがあり、土砂の除去や重機を現場から搬出する時期については、慎重に検討しているところであります。現在、法面に伸縮計を設置して動きを観察しておりますが、この動きや天気の長期予報などを把握しながら、崩土の前面に大型土のうを設置するなどしまして、また、専門家の意見も踏まえ、安全対策に十分配慮して重機の撤去の時期や方法を検討したいというふうに考えております。

19番（渡 京一郎君） 生まれれば1週間ほどでできるということですが、これからまた台風シーズンも到来してくるわけですが、梅雨が空梅雨でしたので、大きなこれ以上の崩れもなかったわけですが、御存知のとおり、大変予知できない危険な箇所でもありますし、下には御存知のとおり、墓地もありますし、通学路にもなっておりますので、現在、いろいろと手を打たれているようですが、できれば台風シーズン前のある程度の片付けをして、対応をしていただきたいと思います。では、この問題は置いて次のほうに進みますが、調査をやり直して設計を当初からやり直す必要があると思えますけれども、現時点で県・国ともいろいろと調整をしていると思えますけれども、どのような調査をしてどのような設計になるか、現在分かっているだけのことでよろしいですので、お伺いしたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 設計のやり直しについてどのように考えているかとお尋ねですが、現在、国・県と協議中でございます。今後、ボーリング等の地質調査を早急に実施しまして、土砂崩れについての解析を行い、新たな工法が決定した上で設計に着手したいというふうに考えております。

19番（渡 京一郎君） 向こうの現場は、事態が今回の土砂崩れで2～3回目でありまして、相当な経費を投入している場所でもございます。現在、重機が2台乗っている場所は、石の上に乗ったような状態でしっかりしてるんですが、上の方は非常に崩れやすい地質になっているものですから、旧住用村時代も調査ボーリング等を何度もして、これで間違いないということで施工ということになった現場でございますが、結果的にあのような土砂崩れで前に進まないで住民が困り果てているのが現状でございますので、今回は思い切ってですね、切り込むとかいう方法等ボーリングをやはり上の方で徹底したボーリングをしていただいて、このような同じような土砂崩れがないように設計をする必要があると思えますので、真剣に取り組んでいただきたいと思います。現在の状況で部長としてどのような工法が一番良いと思われるのか、また、片面は、山側は完成した状態で現在は崩れてないわけですが、切り込むためにはどうしても崩

れてない場所もある程度切り込まないと設計は難しいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどうですか。

建設部長（平 豊和君） 工法についてでございますが、この前回、我々が今現在進めている工事につきましては、過去にボーリングを11か所ほど入れております。その結果に基づきまして工法としましてアンカー工法を採用して採択してこれまでやってきております。今後につきましてもアンカー工法によって進めるのが妥当ではないかと思っておりますが、ただ、これからのボーリング調査に基づいた結果をもって国・県とも協議をしまして工法の決定をしたいと思っております。工事の施工としましては、上から法面を切り崩しをしてきたわけでありまして、今後においてその崩土を取り除いたあとに現在これから施工する予定の箇所について、これまでの工法と同じ工法でその結果どうなるか分かりませんが、一応、アンカー工法で今後施工していきたいというふうには考えております。と申しますのは、議員御存知のように海側から集落を見たときのその現場の右手の方がアンカー工法で施工いたしました。その工事についての崩れはありませんでしたので、その結果に基づきますと、我々も今、このアンカー工法が間違っていないものというふうには考えております。

19番（渡 京一郎君） 場所的に考えてももう工法としては現在行われている工法でなければ持たないと思いますので、早急にそのへんを進めていただきたいと思えます。

同じく3番目ですが、早期完成をさせる問題ですが、現場は戸玉集落と山間集落を結ぶ生活幹線道路でもあります。集落民は、また発生するかもしれないと不安の日々を送っておる毎日でございます。通学路にもなっておりますので、早期に完成をさせる必要はもちろんです。その基になる予算についてどのような調整が行われているのか、また、めどがついたのかお尋ねをしたいと思えます。

建設部長（平 豊和君） 早期完成に向けての予算化についての御質問でございますが、今回は平成18年度繰越工事を施工中の土砂崩れでありまして、現在、国・県と手戻り工事について協議を行っているところであります。まずは、手戻申請が認められるよう最大限の努力を払ってまいりたいというふうを考えております。また、来年度の工事につきましては、去る5月に概算要望を行ったところでございます。額としましては1億5,000万円ほどでございます。今後も事業費が確保できるよう国・県へ要望を行いまして、山間・市線の全線が早期に完成するよう全力を傾けてまいりたいというふう考えております。

19番（渡 京一郎君） 1億5,000万円と今部長が申されたんですが、これは繰越しの分、結局繰越しの分で事業が途中で終わってますので、その残った金額とこの1億5,000万円とは別個になるわけですかね。

建設部長（平 豊和君） これは今年度繰越しをやっている分とは別でございます。

19番（渡 京一郎君） その1億5,000万円を投入すれば一応最初の計画どおり、設計どおりに歩道までは、下の段までは完成をできるということですかね、お尋ねします。

建設部長（平 豊和君） 現在、計画を予定しておる箇所につきましては終わる予定でございます。

19番（渡 京一郎君） 是非とも頑張ってください、通学路になっておりますので、是非道路までの完成をお願いしておきたいと思えます。

次の契約業者の皆さんとの問題でございますが、事業が途中で打ち切りになっておるわけでございますので、支払関係、精算方法はどのように考えておられるのか、またどのように進んでおられるのかお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 契約業者との精算はどのようにするのかということでございますが、一部完成したのちに被災した工事につきましては、書類等により出来高の確認を行いまして、今後の新たな対策工事と併せて甲乙協議のうえ設計を変更し、精算をしたいというふうに考えております。

19番（渡 京一郎君） この場所は先ほど言いました一番上の崩れてない部分の完成検査は済んでいたのでしょうか、その点までお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 崩れていない現在残っている分については、完成検査を終了したところでございます。

19番（渡 京一郎君） 三浦建設さんがされた分については検査を済んで、支払い等も済んでることですかね。

建設部長（平 豊和君） 検査は終了いたしまして、現在、支払いの手続きをとっているところでございます。

19番（渡 京一郎君） 了解しました。では、出来高で精算という形になるわけですね。

次に、重機2台は下敷きになっているわけですが、話によれば1台は修理不能という話も聞いておりますけれども、リース会社との補償問題等についてはどのようになっているのか、また、業者の皆さんとの話し合いはどのようになっているのかお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 現在、土砂に埋まっている重機につきましては、施工者がリース会社とリース契約を結んでいるとのごことでございますので、この補償についてはリース会社とリース契約者、すなわち本工事の請負業者であります。この間の契約約款に基づき処理されるものであるというふうに考えております。また、このこととは別に今回のような不可抗力による重機の損害につきましては、市と工事請負者との間に締結しました契約約款に基づきまして対応したいというふうに考えております。

19番（渡 京一郎君） ただ今部長が言われたとおり、業者とリース会社の問題、また、当局と業者の契約の問題であるというふうにおっしゃられましたけれども、崩れた日に重機会社の方は今日取り除けば200～300万円の修理代で済むだろうということで、私が最初に確認したときにはブームの分をガスを切断をしてクレーンで今日下ろしたいと、そうすればどうにか修理ができるだろうという話をリース会社の方から話を伺ったんですが、1時間後に機械を触らないでくれということで、現状維持ということで奄美市のほうからシートを被せてくれということになったわけで、重機会社も奄美市が手を付けるなど、下ろすなどということであるので、これ以上土砂に埋まった場合には修理は不能かもしれないという話を実際に聞いたわけですが、一般の方が考えれば奄美市がストップを掛けているわけでもございまして、重機が1日、1日エンジンのほうに土砂が入って、機械の回りがやられてしまうということで、修理ができるのも不能になる可能性も十分あるわけでもございますが、その辺も業者の皆さんはそれで納得をしているのでしょうか、お伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 私どもは、あの現場の状況を見て重機を撤去をやれども、撤去をやるなどとも言ってはいません。あの現場の状況では重機を取り除きますと二次災害の恐れがあると十分に判断いたしましたので、まず取れるかということを取れないのではないかと、重機を撤去できないのではないかとということで現在もそのままにしてあります。このリースの問題につきましては、私どももリースされているリース会社とも話もしました。確かに議員が御指摘のこの話もありましたけれども、いったん水が入りま

すと今、コンピューターということで使い物にならなくなるようなこともあるという話は聞いておりますが、しかしこれは、私どもがああ現場で重機を取れるというふうな、止めてもいませんが、取れども、撤去するなども言っておりませんが、ああ状況ではまずとらないことを選択をしている状況であります。

19番（渡 京一郎君） 分かりました。実際にその時点で機械2台を取り除けば完全に上の土砂が下の方にくるわけですので、非常に危険な状態になるのは確かだと思わなければならないわけですが、業界の動きとしては3台結局上の方にあつたわけですが、そのうちの1台が土砂を全然被っていない状態でございましたので、その1台を利用してその2台を取り除くということで、その2台の上に1台を上げて準備作業まで終了した時点でそのままの現状維持ということで諦めたような話も伺っております。それで私も奄美市が責任問題が発生するのではないかという考え方を持っておりますので、こちらのほうで現在確認をしているわけですが、リース会社とそういう補償がいただければ一番いいことをございますので、業者が泣くことなく、そのへんをいいほうに解決されますように要望しておきます。

次に移りたいと思います。すいません、その戸玉の土砂崩れについては、集落説明等があつたのかなかつたのか、それまですいません、お伺いしておきます。

建設部長（平 豊和君） 戸玉の区長さんにはその旨は説明してありますが、これからの件につきましては、今後の吹つけにつきましては、国・県と現在協議中でありまして、工法も決定してない状況の中では、今後のことについてはまだ説明をしておりません。

19番（渡 京一郎君） この問題は、県と国の調整が終わりましたらですね、もう早急に集落のほうでも前回も採石場問題で戸玉集落民は震え上がっていますので、是非とも工法等が決まりましたら集落説明をお願いしたいと思います。大丈夫ですね。

では、次に入らせていただきます。

住用町西仲間地内の奄美漁協住用支所から先のほうの市営住宅までの市道についてでございますが、この道路はグループホームわだつみ園や教員住宅、市営住宅、そして駐在所、奄美漁協住用支所が利用して通学路、生活道路としても毎日朝晩住民が利用しているところでございますが、排水路もなく舗装もされていないために一年中水溜りができて、夜は暗いために人も車も大変悩んで通らなければならない状況が続いております。何か事業を取り入れて、排水路、そして舗装工事を早急にできないか、お伺いをいたします。

建設部長（平 豊和君） 現地は、奄美漁協支所前から市営住宅西仲間団地に至る西仲間団地1号線と、さらに市営住宅西仲間団地からわだつみ園に至る西仲間団地2号線の2路線があります。御指摘の西仲間団地1号線につきましては、全延長101メートルのうち舗装部が44メートルでございまして、未舗装が57メートルあります。これまで定期的に道路の路面補修をいたしてきております。しかしながら排水路がないために水溜りができまして、周辺住民には大変御迷惑をおかけしているところであります。今後の整備につきましては、住用町全体の集落内道路整備の事業計画の調整を図りながら単独事業であります合併特例債を利用した臨時地方道路整備事業などで整備を計画してまいりたいというふうに考えております。

19番（渡 京一郎君） 予定としていつごろにできるか、申し上げられないですか。

建設部長（平 豊和君） 先ほども申し上げましたとおり、全体計画の中でこの道路を整備を考えているということで、現在、予定、いつごろだということ等については計画の中に入れていません。はっきりしない状況であります。

(「今までできなかった理由があるんでしょう、理由はないと思うんですが」と呼ぶ者あり)

建設部長(平 豊和君) 現在、この道路は国道から入っていく部分、広がっておりますが、その部分の境界も確定していない部分があるというふうに伺っております。そういったこともありまして、こういったものが解決されたあとにですね、できるだけ早い時期にと考えておりますが、対応をしたいというふうに考えております。

19番(渡 京一郎君) 境界の問題を初めて聞いたわけですが、そういう問題があればまた時間も必要になるかと思いますが、合併特例債という話も今、部長がなされたんですが、西仲間集落には水力発電所からの交付金が約450万円ぐらいですかね、500万円ぐらい毎年あるとも思いますが、やはり水力発電所は西仲間のほうにあるわけですので、今までも西仲間集落を優先的に還元をしておったわけですが、その水力発電所からの交付金を工事金に回すとかいう考えはできないのか、そのへんまでお伺いしたいと思います。

建設部長(平 豊和君) そういった交付金事業を私は承知しておりませんので、この問題につきましては、先ほど申しあげましたそういった権利関係を整理したあとに整備をしたいというふうに考えております。

19番(渡 京一郎君) さっき申しました水力発電所からの400～500万円のお金が地元のほうに毎年入っておりますので、今までも西仲間周辺を優先的に還元という形をとってございましたので、是非、区長のほうでもそのへんの配慮をされて境界を一日でも早目に解決をしていただきたいと思いますので、区長、よろしく願いいたします。

住用町地域自治区長(森 米勝君) 水力交付金の話でございますが、数年前までは道路整備の方に利用していたようでございますが、本年度平成19年度につきましては、公民館の改修が急務でございますので、その事業のほうに予算を組んでおります。ただ、この事業の箇所につきましては、先日、議員から御指摘があったときに、土砂を搬入しましてある程度整備したんでございますが、途中で戸玉地区の歩道整備、台風が近いので産業建設課の職員に戸玉の歩道整備にかかってくれということでございます。その後完全に整備ができるまでは残りの分土砂も搬入してできる限り住民の生活に支障のないように整備ができるまでの間はどのように整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

19番(渡 京一郎君) 区長から前向きな答弁をいただきましたので、よろしくお伺いをしたいと思えます。先のほうに先ほど申しあげたけれども、グループホームがあるものですから、お年寄りの方々がよく散歩がてらにここを通るわけですが、天気が崩れますとどうしても道路が車が通るたびに泥を跳ねるものですから、非常に問題の道路になっておりますので、是非、早目にですね、お伺いをしておきたいと思えます。

次に、役勝、西仲間地区の水道事業についてお伺いをしたいと思えます。

役勝地区においては現在も雨の日は水道の水が濁るという苦情をよく耳にするわけでございますが、今後の役勝、西仲間地区においての水道事業について、現在の状況と計画等についてお伺いをしたいと思います。

建設部長(平 豊和君) 役勝地区と西仲間地区の水道についてでございますが、まず、西仲間地区簡易水道は、昭和42年に創設されまして、平成6年に水量拡張事業を行い、現在に至っております。創設から40年が経過をしているところでございます。また、役勝地区簡易水道は、昭和44年に創設され、昭

和60年に渇水期の水源不足解消による改修事業を行って現在に至っております。創設から38年経過しているところでございます。御指摘のとおり、豪雨の度に地区の皆様には御迷惑をおかけしており、何らかの対策をとる必要があると認識をいたしております。今回、西仲間地区簡易水道と役勝地区簡易水道の統合を計画している中で、総合的に検討を行った結果、水源につきましては、現在使用している石屋川水源を利用しながら新たに西仲間に配水池を造り、役勝地区へ配水をする計画であります。

今後の計画についてでございますが、今年度より西仲間地区と役勝地区の統合に伴う事業変更認可申請を行い、来年度から工事に着手し、平成24年度までには完了する予定でございますが、地元住民の御理解と御協力が得られなければ、私どもといたしましても事業に着手することができませんので、そのあたりはよろしく願いをいたします。なお、施工順序といたしましては、配水管布設を先行したあとに配水池を整備する予定でございます。

19番（渡 京一郎君） 水源は西仲間に持っていくということですね。石屋川から取るということ。
建設部長（平 豊和君） 水源は現在の石屋川を利用するというところでございます。はい。

19番（渡 京一郎君） この問題について、説明会があったとも聞いておりますけれども、西仲間、役勝両方とも説明会は終わってるわけですか、住民説明会、その内容まで聞かせて。

水道課長（岡 優雄君） ただ今の件につきましてですけど、2地区につきまして説明会を開催しております。その中で一応、いろんな問題が出たことは説明の中で料金の話、それと施工の時期の話、いろんな話が出まして説明をして了解をいただいたところです。以上です。

19番（渡 京一郎君） 集落から料金と時期の問題のなんか説明を求められたということですが、水利権の問題についてのその御意見等はなかったか、それまですいません、確認をしたいと思えます。

水道課長（岡 優雄君） 水利権につきましては、現在のものを使用いたしますので、一応、河川です。うちの土木課に今後、水利権の申請をいたしまして取るような方法で今手続きをしるところでございます。

19番（渡 京一郎君） 調査計画をしながらその水利権の問題もですね、集落とできるだけトラブルがないように努力をしていただきたいと思えます。先ほど部長が管のほうから入れる予定であるというふうにおっしゃいましたけれども、役勝方向から考えておられるのか、それともまた西仲間のほうから考えておられるのかお伺いしたいんですが、実は役勝のほうが新村から本田集落にかけて校区道のかさ上げがありまして、そのどれだけかさ上げになったかちょっと分からないんですが、結構1メートルから2メートルかさ上げがあったわけですが、その下に本管が入っているものですから、もし事故があった場合にはそ掘り起こしが全くできない状況なんですよ、国道がかさ上げをしたわけですから、そのときに本来ならば本管も触るべきだったんですけども、財政の関係だったと思うんですが、そのまま道路だけをかさ上げして本管は2メートルも3メートルも下に入っているような状態ですので、できれば役勝方面からも手を付けていただきたいと思うんですが、そのへんどうですかね、部長。

建設部長（平 豊和君） 私どもも役勝のほうから整備をするように考えておまして、管につきましては、新たな敷設替えをする予定でございます。

19番（渡 京一郎君） 先ほど言ったとおり、2～3メートル下に本管が入っている状況でございますので、できれば2か所でも3か所でも手を広げて工事に入っていただければと思えますので、要望をしておきます。これは平成の24年度完成予定ということは5年計画ということですか。

建設部長（平 豊和君） そのとおりでございます。ただ、これはあくまでも予定でございますので、先ほど申しましたように、住民の皆様方の御理解と御協力をいただかなければ事業に着手することができませんので、そのあたりの御理解をよろしくお願いいたします。

19番（渡 京一郎君） 水道問題でございますので、本当に子どもさんからお年寄りまで悩んでおられるようでございますので、住民の皆さんも平田市長が選挙中にも水道はピシャツとしてやるよと言われたそうで、皆さんも期待しておりますので、是非とも全力を尽していただいて1年でも早く完成するように努力をしていただきたいと思います。

時間のほうがたくさん余っておりますけれども、9月議会であの20分を頂戴したいと思いますので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 渡 京一郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時27分）

○

議長（前田幸男君） 再開します。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

南風会 榮 吉岡君の発言を許可いたします。

27番（榮 吉岡君） こんにちは、南風会の榮 吉岡でございます。

平成19年第2回定例会において、先に通告いたしました2点、6項目について質問いたします。

一般質問に入ります前に、市町村合併後2年目を迎え、奄美市ですが、去る4月1日付で合併後初の人事異動で部長級に昇格された皆様にお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。大所帯の財布の管理運営は大変な重責だと認識しておりますので、健康に留意され、目的と効果のある事業の取捨選択をし、合併したことによって地域格差の拡大、中心地にだけ金、人が集中することのないバランスのとれた運営に努めていただきたいと思います。不思議なもので人間、ただでもらえるお金は無駄使いしがちですが、汗を流し知恵を絞り、節約して捻出した金は大切に有効に使うものです。我々議員を含め、行政にかかわる者は、肝に命じて苦しい財政事情がありますので、ただでもらえるお金ほど大切にしたいものです。それぞれの地域が奄美市という一つに家族になれてよかったと思える均衡ある発展を追求していかなければならないと痛切に感じております。それでは質問に入らせていただきます。

市道山間・市線は、平成10年度から平成18年度までの工期で山を切り崩し、5メートルの現道を歩道を含めた10メートルに拡張する計画が進めていますが、昨年の6月大雨で土砂崩れを起こし、3～4か月工事が中断した際、今年度に繰越しになった事業です。今回、去る5月30日に、梅雨前線による大雨で3回目の土砂崩れが発生し、新聞紙面にも出ていましたが、恒例土砂崩れで住民の行政への不信感を募らせています。この現場は地質調査を行わず着手し、1回目の土砂崩れが発生したため、1工区、2工区で地質調査を行い、やり直したにもかかわらず、2回、3回と3年連続の土砂崩れが発生したことは、工法に問題はなかったか伺います。

次の質問から発言席にて行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

建設部長（平 豊和君） 市道山間・市線の地質調査及び工法についてお答えいたします。

3年前の平成16年8月に山間・市線道路改良工事の現場内において土砂崩れが発生し、このことを受けて対策工法を検討するため、平成16年度内に地質調査及び設計業務委託を実施いたしております。その委託内容は、地質調査ボーリング11か所と安定解析となっております。この地質調査結果をもとに法

面の分析を行いアンカー工法、抑止杭工法、排土工法の3つの対策工法について国・県とも協議をし、施工実績や現場状況などを総合的に判断した結果、アンカー工法を選定したところでございます。今回の法面崩壊した箇所につきましては、施工計画に基づき、法面上部から段階的な施工を実施してまいりましたが、法面の切土が完了し、法枠工及びアンカー工を施工する直前に豪雨に見舞われ、被災したものでありまして、被災箇所前後のアンカー工などの対策工が完了した箇所については法面の異常は全く見られませんので、これらのことから工法の選定については妥当であったというふうに考えております。

27番（榮 吉岡君） 安全性を確保するため、段階を追って崩す工法だと思いますが、私は専門的な知識はありませんので、お聞きしますが、地質調査に2,700万円、2社が11か所ですか、調査を行い、2回、3回と崩れるのはこれどういうことか、また、調査結果に基づいてこの工法だったのかお聞きします。

建設部長（平 豊和君） 現在、施工中の工事につきましては、平成18年度からの繰越工事でございます。工事の早期完成を図るために、市道山田線及び赤木名・土盛線から事業費の流用を行って施工いたしております。工事の発注については、事業費を増額したこともあり、失礼いたしました。現在も平成16年度の調査設計に基づきまして、法面の安定を確保しながらアンカー工法により工事を進めております。そして今回、法面上部から段階的に水抜きボーリングや法面保護を行ってまいりましたが、下部法面の切土が完了し、法枠やアンカー設置直前に豪雨に見舞われたことにより、被災したものでありまして、アンカー設置が完了していればこのようなことはなかったものと考えております。

27番（榮 吉岡君） 25日の与議員の質問に答弁されましたが、地質調査すると言うんですけど、今回やったら3回目になるんですけども、また同じような地質調査なのか、地質調査の方法は何通りもあるのか伺います。

土木課長（東 正英君） 今回、前は11か所のボーリング調査をしたんですが、今回につきましては崩れた法面の頭部から約5メートル上から上に1か所、途中で2か所、計3か所ボーリングの深さといたしましては、滑り面約15メートルから18メートルの長さでボーリングをする予定でございます。

27番（榮 吉岡君） 地質調査も今回の工法はちょっと違うみたいなんですけど、別なあれで本来なら1工区1社でできる工事が業者育成のためか、もしくは選挙の関係してるのか分かりませんが、1工区2社とか、計6社に分担して発注してると思うが、工区を小分けしすぎた原因も入ってるんじゃないですか、ちょっと伺います。

建設部長（平 豊和君） 現在、施工中の工事につきましては、平成18年度からの繰越工事でございます。工事の早期完成を図るために山田線や赤木名・泊線から事業費の地区間流用して行って施工いたしております。工事の発注については、事業費を増額したこともあり、工期や工事の施工方法などを考慮して、短期間で工事を完成させるために工区分けを行っております。全体の工区分けと被災の因果関係はないものと考えております。

27番（榮 吉岡君） ここの現場はですね、縦に割ったりとかですね、横に割ってるっていう一般の人が見ても分かるような工事内容なんですよ、今回も海側と採石側と分かれて真中から、海側は完成してるんですけど、採石側から崩落して、あれがもし1社の場合だったら一緒の工法でやってくるから工区の分けすぎでちょっとはなったんじゃないかなと思いますけど、普通だったら1社でできる工事じゃないですか。

建設部長（平 豊和君） 確かに工事は左のほうから先にこの現場は施工いたしました。そして右手のほうですね、海側から見て右手のほうを現在、右手のほうも施工しているわけですが、そのこれまでに、昨年までにやってきたその箇所についても崖崩れがありまして、それは左手のほうになるわけですが、今回、右手のほうから上のほうから工区を分けようとして崩土をやってきてる関係で、やはりそれについても先ほども申し上げましたが、この工事を早く完成させるために地区間の流用なども行ってございまして、この工事、その場所において1社ではとても無理だというふうにということで工区分けをして進んでまいりました。

27番（榮 吉岡君） この現場はコンサル費を除いて6社で請負総額3億7,000万円余りかかっていますが、小分けすれば設計料とか経費はその分かさむこととなりますので、やはり事業費、工事の安全面を考えても普通の当たり前の工事の発注の仕方をすべきだと思いますけど、もう一度お願いします。

建設部長（平 豊和君） 先ほども申し上げましたとおり、工事の早期完成を図るために、他地区からの事業費の地区間流用を行って施工しておりますが、工期や施工方法などを考慮しまして短期間に完成させるために工区分けを行ってまいりましたので、御理解ください。

27番（榮 吉岡君） 安全面を望む集落民が経費がかかりすぎで心配してるようですが、最良のやり方をもって工夫してやってください。今後の計画予定については、さっきの渡議員に答弁されておりますので、省きます。また、あとで質問する防災に関連することですが、戸玉入口を除いて工事完成後200メートル以内に大小4か所ほどの土砂崩れが見えますが、通学道路でもあり、また、交通量のただ多い路線で大規模な崩落になる可能性もあるので、何らかの防護柵が必要、もう一度調査・点検し、また、県・国・市の危険地区パトロールが年に1回ぐらいあると聞いてますけど、この危険地区の来年度でもパトロールしてもらえないか伺います。

建設部長（平 豊和君） 今回、被災した箇所につきましては現在国・県と協議をして早急な復旧対策を実施したいというふうに考えております。議員ご指摘の被災箇所から山間集落側には小規模な崩落があります。これにつきましては、法面の表層が風化して崩れた箇所とか降雨時の湧水により崩れたと思われる箇所がありますが、法面の保護や湧水対策について検討すると同時に、先ほどのパトロールなどについても今後実施をしていきたいと思っております。

27番（榮 吉岡君） 次に、採石関連について質問しますが、住用町戸玉集落は、昭和50年ごろから30数年粉塵、騒音、振動等の採石公害に苦しめられてきた集落です。平成16年の新規採石業者の採石岩盤崩落では行政、住民の反対を押し切って認可したものがあるが、大雨時に土石流の恐れがあるという緊急事態が発生し、長期的な精神的苦痛を持たらし、挙げ句は業者の資金力不足のため県が代行し、県民の血税を5億円も投入し、崩落防護工事を行うという経緯があります。そこで市集落側採石場現場上部の山の亀裂についてですが、ちょうど戸玉集落の緊急事態後、山亀裂の部分の写真とともに、市の区長、職員1名とともに調査したところ、道路側付近に20～30メートルぐらいの亀裂が入っているのを確認し、行政に調査依頼をしたのですが、その後の状況はどうなっているのか伺います。

産業振興部長（赤近善治君） 市集落側の採石場上部の山の亀裂につきましては、平成17年の9月に報告を受けた際、県の調査に立会いをいたしております。その際は、県は法面の改修工事と亀裂部に6か所の側点を設けて定期的に調査するよう指導をいたしております。また、先週ですが、6月20日の日に採石業者の方も立会いで現場を確認いたしました。亀裂に新たな変化はなく、今のところ危険な状況じゃないと判断したところでございます。しかしながら、採石業者には奄美市としまして引き続き側点の調査の継続を要請したところでありますが、これからも採石業者には現場の安全管理と責務のそれなりの認識

を高めていただくよう指導監督の立場であります県と連携を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

27番（榮 吉岡君） その亀裂以外にですね、その一帯を調査はしてないのですかね。ただ、亀裂が入ってる部分だけ調査したのか。

産業振興部長（赤近善治君） 先ほど答弁しました17年の9月以降の調査等は私もそれ以降どのような調査をしたのかちょっとはつきり分かりませんが、把握はできておりませんが、6月20日の日に私も山に登って実際亀裂の現場を見てまいりました。御質問のその亀裂以外の場所についてはその他の現地調査はいたしておりません。亀裂部を確認をいたしております。

27番（榮 吉岡君） できればですね、あそこ市集落側の採石場の回りをもう一度調査してほしいんですけども、中にはまだ亀裂が入ってるという痕をしてる一般の人からいろいろ聞いてますので、それはどうか分かりませんが、できるだけ調査していただけるようお願いします。山の下腹部付近ではまた横の2度ほどですね、落石があり、つい最近業者に連絡して除去させましたが、長年ダイナマイトをかけ、徐々に亀裂が入ったのではないかなど、またそれもう一つの原因ではないかなど推測されますが、もしこの亀裂が拡大し、崩落した場合、集落民の生活路線は遮断され、人的災害のおそれもありますので、戸玉の前例を教訓に事業者に責任の所在等認識してもらう必要がありますが、亀裂の対策について事業者と検討され、また今後の指導をしていってほしいと思いますけど、どうですか。

産業振興部長（赤近善治君） 榮議員御指摘の6月20日にと申しますか、それからずっと2年前からある亀裂につきましては私も確認して、そのことについてはお答え申し上げますが、外のまた周辺の亀裂があるかないかについてはまた県の方にもそういったことの調査の依頼をまたしたいと思えます。私が6月20日に見た亀裂につきましては、場内の市道から採石場に向かいまして場内の右手の方に亀裂が走っておりまして、それが仮に、仮にですね、崩落しても市道側には落ちてはこないだろうという判断をいたしたところでございます。ただし、場内で作業をしてる方がもしおられましたら、それは人命にかかわる事故となるおそれがありますので、その付近は作業上十分注意するようということで市としての立場で現場監督の方に要請をいたしたところでございます。

27番（榮 吉岡君） 行政がですね、危険の認識が甘いと事業者も認識を甘くなるので、これをもって緊張感を持って対処してってください。また、奄美群島の世界遺産登録に向けて地元の自然保護意識を高めようとしているところですが、市の採石場の沈砂池が機能を満たしていないのか、雨天時は大量の泥水がそのまま沈砂池を通り、海に流れ出すようになっているので、下の海に流れ出した赤土が堆積し、さんごなどの生物に影響を及ぼし、採石場ができる前の海と同じ海とは思えないほどの様変わりなのですが、その一帯の海は雨天時だけでなく、荒波でも沈殿している赤土が舞い上がる状態です。先日の新聞に笠利町の養殖モズクの赤土汚染ではないかと思われる被害の記事がありましたが、養殖業者にとっては生活に直結する死活問題でもあります。やはり奄美群島各地で様々な陸地の事業で自然を破壊している現状を踏まえ、改善すべきところは事業者に対して徹底的に行政指導をしていただきたいと思えますが、県との連携が必要だと思えますが、どうですかね。

産業振興部長（赤近善治君） 榮議員御指摘のとおりでございます。赤土の流出につきましては、自然環境の保全や水産業の振興の観点から本市にとりましても大きな課題であると認識をいたしているところであります。これまでにも地域住民より報告があった案件につきましては、県職員に同行を求めるなど、適切な処理をお願いしているところでございますけども、議員ご指摘の件につきましても県の指導に立会い、平成18年に採石業者による沈砂池の改修が行われておるところでございます。実際に6月20日に確認

したところ、沈殿池が7か所設置をされておりました。また、御指摘のとおり、採石法では岩石の採取に伴う赤土とか、あるいは他の災害、その他が発生するおそれがあると認められるときには、市町村長は知事に対しまして必要な措置を要請することができるかと規定されておるところでありますので、このような状況になったと認められるときには速かに県のほうとも対応したいと、連絡して対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

27番（榮 吉岡君） 採石認可は県の認可によって行われていますので、やっぱり市町村は管理指導する立場なので分かりますが、常に県に報告はなされるようにしてください。

次の採石場終了時の跡地に対する責任についてですが、採石法では採石終了時の跡地を現況に戻すことになっていますが、西仲間の採石場と内海の採石場跡地は、手つかずのまま放置されてる状態ですが、事業者からの何らかの説明なり、また、廃業届なり提出されているかどうか伺います。

産業振興部長（赤近善治君） 採石終了時の跡地に対する責任の御質問でしたけども、鹿児島県採石条例に採石業者の責務としまして、自然環境及び景観の保全を図るため採石跡地の緑化、整地等に努めなければならないと規定されておりますので、採石業者の責務において適切に処理されなければならないものと考えております。御指摘の西仲間、内海地区の採取跡地につきましては、県のほうへ確認をしているところでございますけども、年月が経過をしているため、休止、廃止等の届出の有無について今のところ確認がとれておりません。そういった状況でございます。

27番（榮 吉岡君） 西仲間の採石場はまだ会社が確かあると思うんですけども、その会社が生きているかどうかは分かりませんが、内海採石の場合はもう会社もなく本人もいないと思いますので、内海採石の場合はそうたいしたあれでもないですけど、西仲間地区の採石場に対したらあそこには九州一というきれいな滝もありますし、もし廃業届でも出るようなことになったら跡地の整備するようなことをお願いいたします。また、採石場の跡地の景観も悪く、放置するともっとも危険な箇所になるので倒産、廃業となった場合、跡地のちゃんとした整備ができるのも疑問ですが、戸玉の落盤崩落のような事態になったとき、責任を持って対処してもらおうようなシステムにしておかないと、結局、県が認可したら我々の税金をまた投入してしなきゃならないことになるので、採石組合があるのですから、行政側から積極的に働き掛け、話し合いの場を持ち、公害を含めた災害防止の指導等など行っていただきたいと思いますがどうですかね。

産業振興部長（赤近善治君） 議員ご指摘のとおり、採石跡地の問題、それから採石場の責任の問題等については、様々な問題があることから県では平成18年の4月1日から県の条例によりまして榮議員がちょっと御指摘しましたけども、採石業協同組合の保証が義務付けられるようになりました。したがって採石跡地について申請した業者ができない場合は、その保証を受けた協同組合等が代わりにしなくちゃならないということになります。今後はこの条例の運用が図られますと、問題解決になるんじゃないかというふうに考えるところでございます。今後も行政間で連絡をとりながらきちんとした採石の跡地の始末と申しますか、そういったことに対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

27番（榮 吉岡君） 採石に関して最後になりますけども、今、戸玉のほうに2社ほど採石業者があるんですけど、海側でやってるその業者についてなんですけども、そこは奄美大島の採石組合に加入できなくてですね、自分らが勝手に2社ぐらい集めて会社を、採石組合を作り、それで認可をとってるようなんですけども、あそこの業者は明日逃げようか、明後日逃げようか分からない得体の知れない業者で、本社自体から股請け、股請けでさせしてる業界だと思うんですよ、そこのところはまだ逃げられないような感じですよ。また、県があと代行しなきゃいけませんので、そこのところは常時目を見張っててもらいたいと思いますけど、どうですか。

産業振興部長（赤近善治君） その情報を私持ち合わせていなくて、今、明確にお答えはできませんですけども、また、後ほど榮議員から情報をお聞きしまして、また、県のほうにも情報としてお伝えしたいというふうに思っていますのでよろしくをお願いします。

27番（榮 吉岡君） 次に、山間港の沈下の質問をします。

採石の積込みを戸玉港から山間港へ移すということは、採石公害に苦しむ戸玉集落民が待ち望んでいた事業でしたが、ボーリング調査で当初から山間港は底なし沼状態で地盤沈下することを認識しながら着工した工事であり、現在、岸壁が沈下し、2,000万円をかけたスロープシューターは使用できる船が1隻しかなく、その1隻さえ船を傷つけるということで1回使用しただけで放置している状態です。結局採石の積込みは、利用できないわけですが、今後、山間港の補修する方向で考えているのか、また、放置するのであればどういう事態が起きるか想定できないので、危険箇所に入立禁止なりの立札でも立てておくべきではないかと思えますけども、どうですかね。

建設部長（平 豊和君） 議員ご指摘の山間港の沈下場所につきましては、平成2年度から平成9年度までに採石等の持出し港として施設整備が行われた箇所の一部でございます。この山間港建設地区は、海底の地盤が悪く、建設当時からいろいろ工法検討がなされたと同っております。現場を確認し、また当時の書類等を調査してみたところ、護岸自体は杭で支持する方式で施工されており、沈下は見られません。しかし、背後の水叩きや側溝等が土の圧密沈下、これは土自身の重さによる沈下でございます。その沈下や波による吸出しにより沈下しております。利用上危険な状態になっておりますので、ロープを張り人が立入ることがないように注意を促す処置をとりたいと考えております。山間港補修に関しての御質問でございますが、土の圧密沈下が終息するにはかなりの時間がかかりますので、今後とも引き続き沈下の追跡調査を行い、その状況を見ながら対応を検討してまいりたいと考えております。

27番（榮 吉岡君） やっぱり山間港は、立入禁止の立札でも立ててそのようにしてください。

次に、市地区船だまりの建設について質問しますが、市地区船だまり建設は、昭和52年から昭和58年にかけて整備されましたが、ここは大字幸田1-1原野という集落所有の土地であり、当時、旧住用村所有でなければ事業の申請ができないということで、集落と話し合い、港湾施設分を建設用地として無償で提供し、残り土地に関しては船だまりの完成後、集落に所有権移転をするという約束になっていましたが、20数年経過しても未だなされておられません。ここに当時の確約書がありますが読んでみます。住親第49号、昭和62年3月25日 住用村長 前田公正。

土地所有権の確認について。

下記の物件は、貴地区に昭和52年度より港湾施設を建設するにあたり、その用地として昭和51年7月10日付でその一部（36.357平米）を無償で提供を受けた際に、便宜上一括して住用村の名義に移転登記をなし現在に至っているが、その残地（約113.343平米）は、貴集落に所有権が存することを確認いたします。

公簿面積1町4反4畝27歩（実測面積15町歩）となっております。この土地が集落の土地であり、返還しなきゃならないということを認識していたかどうか確認します。

建設部長（平 豊和君） 山間港市地区船だまりは、市集落からの要望により、土地の無償提供を受け、52年度から58年度にかけて整備がなされております。当時、港湾施設整備に必要な土地の名義が市集落でありましたので、便宜上一括して住用村の名義に移転登記をした経緯がございます。この土地につきましては、昭和62年3月25日の先ほど読まれた当時の住用村長から市集落代表者に対して出された土地所有権の確認についてという文書により、残地の所有権が市集落にあることは認識しております。

27番（榮 吉岡君） 昭和58年の完成時に土地の抹消手続きをしていないために、現在でも登記簿上は水域でなく土地となっていると思うんですが補助金申請等いろいろ難しい部分があるのではないですか。また、整備計画の予定がどうなってるか伺います。

建設部長（平 豊和君） 確かに議員ご指摘のとおり、いろいろな問題を含んでおります。今後の整備計画の予定がどうなっているかということからまずお答えいたします。

昨年度から利用船舶の大型化への対応と、現施設の機能回復を目的に山間港改修事業の一環として改良整備に着手しております。平成22年度までの5か年間で予定しております。対象施設は、導流堤、物揚場、船揚場、航路、泊地、港湾施設用地となっておりますが、今年度は、昨年度着手しました導流堤の改良と物揚場の改良を予定しております。しかしながら、これらの改良事業を進めるにあたりましては、昭和58年度に港湾整備事業が完了した際に、土地の滅失登記や臨港地区指定等の法的手続きがなされていないことについて国から早急に整理するよう指導を受けております。なお、本年度予定しております物揚場の改良につきましては、臨港地区指定の手続きのみで工事に着手することが可能ということでございます。

27番（榮 吉岡君） 集落への所有権移転の登記の件は、また後ほど質問しますが、今回、埋立申請が必要となっておりますけども、現在、土地になっているので申請ができるのか、また、公有水面以外の水面で公有水面埋立申請もできないんじゃないですか、できます。

建設部長（平 豊和君） この度の今回の物揚場につきましては、現在できてるその延長と言いますか、その中ですのでこれについてはできます。

27番（榮 吉岡君） これは地質調査をし、先に地質調査をしてからしかできないんじゃないですか。地質調査しないで。

土木課長（東 正英君） 物揚場につきましては、地質調査につきましては、昨年18年度の予算で物揚場の延長上、泊地の延長上、昨年からやっております導流堤の延長上の地質調査はしております。

27番（榮 吉岡君） この地籍調査をして現況のままに登記をしない限り、これできないんじゃないですかね。登記簿上は土地になってますし、これ地籍調査を入れて現況のままの申請をし、その以後の申請の段階に入ってくるんじゃないですか。

土木課長（東 正英君） 先ほど部長のほうからも説明がありましたが、これは今ありましたように、土地となっております。水域別筆登記をしなければいけないんですが、今現在、改良を予定しております物揚場につきましては、現在あります物揚場の法線上ですものから、埋立申請が必要ではないんですよ、それで今年度は水準測量等をして、地籍の方ともいろいろ協議してるんですが、20年、21年度までに地籍調査を終わらして、その後、分筆滅失登記等が終わったあとに現在予定をしております船揚場、船揚場につきましては新たに施設を造るわけですので、埋立申請が必要になるんですよ、その埋立申請が必要になる時点までに滅失登記等が終わっておれば着工できるということで、今年度の物揚場の施工につきましては、現在の法線上ですので、そのへんの手続きがいらぬということで国とも協議をいたしております。

27番（榮 吉岡君） できるだけ早目に地籍調査を行い、22年までに完了できるようにお願いします。導流堤の改良の際の豪雨になるゲートボール場やグラウンド浸蝕や港への土石流出を防ぐために導流堤側から反対側へ防砂堤を建設できないか、この防砂堤なり石でもいいし、余った三角ブロックでもいいで

すけど、そこで公有水面と集落の土地という境界をしない限り、地籍調査にもひっかかってくるんじゃないですか、ちょっと伺います。

建設部長（平 豊和君） ゲートボール場やグラウンドの浸蝕を防ぐために防砂堤の建設ができないかということでございますが、防砂堤建設につきましては、補助事業対象外であり、多額の単独費用が必要でありますので、現在の財政状況では困難であると考えております。

ゲートボール場やグラウンドの浸蝕対策につきましては、今後、市集落の方々とも十分協議をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

27番（榮 吉岡君） この市集落と公有水面との境界をするためにもこれは是非必要だと思うんですよ、それがなかったらどこが境界線か筆界未定になってきますから、この事業に対してもいろいろひっかかってくるんじゃないですか、そこどうですかね。

建設部長（平 豊和君） 議員がおっしゃるのは導流堤からの物揚場に向けてのその線引きだと思いますが、その線引きにつきましては、今、その線引きのための防砂堤建設につきまして先ほど多額の費用がかかるということで、財政状況では困難であると思っております。そのそこに線引きをするかどうかということを含めまして現在浸蝕されて水面になっておりますが、その残された陸地部分を境界と言いますか、その線引きをすることについては、先ほどのこの線引きと両方あるわけですが、その線引きについて今後集落と協議をしてまいりたいと思っております。

27番（榮 吉岡君） 別にわざわざ補助金を付けて防砂堤を造れということじゃなくて、石なり余った三角ブロックなり、奄美市どこかにあるんだっただけですね、持ってきてそこに置いてもらったほうが今後の港湾に係る経費の削減にもつながると思っておりますが、今、そのままの状態だったら完成してもまた土砂が流出して新設しなきゃいけないというためになりますので、ここは是非ですね、手作りでもいいですし、できないですかね。

建設部長（平 豊和君） 今の議員のおっしゃるその線引きにつきましては、水面になっております。水の中でありますので、このことがその線引きがこの一連の作業の中で、登記変更とかそういう作業の中で法務局のほうでそのまま認められるというふうにはならない、難しいと思っております。ですからその線引きそのものが防砂堤を先ほどからの防砂堤を造っての線引きという御希望のようではありますが、まずその線引きそのものに法務局のほうで認められるかどうかというのが難しいというふうに思っております。そこに簡単に石でも置いてということのようではありますが、これそのものが今後そのことについて法務局とのこと兼合いもありますので、そのことについては十分慎重に検討しなきゃいけないというふうに考えております。

27番（榮 吉岡君） 前向きに検討していただきたいと思っております。

集落の所有権移転登記についてですが、先ほど読み上げた文書を交してありましたが、師玉村長時代にその後集落との協議の結果、現時点では村が財政難なため、測量・分筆登記の所有権移転登記は無理との合意に達し、今後、港湾建設計画を考慮し、港湾区域の市集落所有と境界線で図面上示したことを確認しておりますが、そこで地質調査後、残地11万3,643平米に関して所有者移転登記していただきたいのですが、どうですかね。

建設部長（平 豊和君） 土地の所有権移転登記についての御質問でございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、ここの土地につきましては58年の事業完了時に滅失登記等の法的手続きがなされずに現在に至っております。今回の港湾改修事業を実施するためには、地籍調査を実施いたしまして、境界等の

確定を平成21年度までに行う予定でございます。また、船揚場の改修により、新たに港湾施設として500平米ほどが必要となってまいります。このことにつきましては、集落での説明会を開きまして市集落と十分協議を行い、平成22年度までには港湾改修事業が完了できるように分筆・所有権移転登記等の作業を行いたいと、こういうふうと考えております。

27番（柴 吉岡君） 事業を行う上で前回のような手続き等の不備は行政の怠慢であり、行政不信にもつながることですので、十分気をつけてください。

また、この集落の共有財産に関する質問なんですけども、これは建設部門と企画に関連があるんじゃないかなと思いますけども、知名町の集落の法人化が紙面にありましたが、従来、集落所有の共有財産登記は、集落の役員など、個人名義にするしかなく、またわれわれ市集落においても当時の壮年団長の名義で登記しておりましたが、法改正により、市町村が集落法人化を認可できるようになり、知名町では2000年から2007年、今年です、7集落が法人化を取得したわけですが、不動産のトラブル防止の面からも非常によいことで、各集落ごとに総会で法人化に取り組んでもらえればと考えていますが、このことについて行政のほうで内容など調べ、指導・推進してもらえないか、また、市長が取り組んでいる一集落1ブランドの中でも一法人となったらまた集落がいろいろその法人で稼いでですね、余計行政に迷惑かけられないように、自分らの集落は自分らで守るというふうなあれにつながってくるんじゃないかなと思いますので、これは是非検討していただきたいと思いますが、どうですかね。

企画部長（塩崎博成君） 議員ご指摘のとおり、地縁団体の認可を受けて法人組織をすることによってやっぱりその集落に登記をすることができます。笠利総合支所管内におきましても現在29集落のうち11か12の集落においてその地縁団体の認可手続きがなされておまして、その集落においては登記の手続きもなされているようでございますし、今後また、駐在委員会、あるいは嘱託委員会等とおしましてですね、そういう制度もあるということの周知を図ってまいりたいと考えております。

市長（平田 義君） この地域団体の許認可は市長にございますので、手続き等についてはそんなに難しいことじゃないということで今推進をさせているところです。おっしゃるように、団体として、法人としての財産所有、それから経済活動ができるという有利な点もございます。NPO法人とは違った性格のものでありますので、推進していきたいと思っております。併せて先ほどの市港の関係については、議員の指摘のとおり、法整備をしっかりとしてから次に進まない、また繰り返しになるということですので、このことを優先させて仕事を進めるように、私からも指示をしてありますので、地域の皆さんの御理解と協力も必要になってくるだろうと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

27番（柴 吉岡君） 是非、市集落の船だまりについては、集落民挙げてある程度協力もしていきたいと思っておりますので、これから事業の推進に向かってよろしくお願いいたします。

次に、職員の人事異動についてですが、これ最後の質問になります。4月1日付の職員の人事異動については、第1回定例会で同僚議員が質問しておりますが、当初、組織機構で支所間の異動において笠利から40名、住用から20名の名瀬の異動と聞いておりましたが、実際に笠利からは12名、住用からは17名の異動でしたが、笠利からの異動が大幅に変更になったのはなぜか、理由を説明願います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 職員の人事異動の質問についてお答えいたします。

職員の平成19年度の人事異動につきましては、合併後の住民不安やサービスの低下を招かないようにということで旧市町村の組織体制を維持した第一次組織機構の結果を踏まえ、行政改革大綱の実現、それと合わせまして市町村建設計画の推進を図る施策や事務執行に対応した組織の再編を行ったところでござ

います。それに伴いましての職員の配置をさせていただいたところでございます。

27番（榮 吉岡君） 3月の議会の市長の答弁にもあるように、いずれ人口100名に対して職員1人という配置に持っていかなければならないことは理解しておりますが、確実に職員数が減るという前提がある中で、少ない人数でも地域住民への充実した行政サービスがいかに行けるか検討しなければならないことはありますが、この4月1日付の異動の件について、何らかの話合いがなされた結果40名から12名になったのか、これ住用は吸収合併ですか、対等合併ですか、笠利は対等合併で住用は吸収合併みたいな人事のやり方じゃないです、人数から合わしたら、どうですかこれ。

総務課長（川口智範君） 私ども今回の人事異動の部分でその結果を検証いたしました。例えば同じような規模でございます宇検村の部分でございます。職員数が61名だとお聞きしています。現在、住用支所には49名配置いたしております。12名住用の方が少なくなっているわけでございますが、この部分の12名につきましては、企画管理部門、こういった部分についての統合化が図られた結果だと私どもとしては認識しており、あくまでも対等合併の部分で物事は進めたものだと思っております。

27番（榮 吉岡君） やっぱりこの組織機構の中でですね、笠利は40名、住用は20名となっていたんですけど、それはなんかの取引きがあったのか分からないですよ、やっぱり住用人口に合わせて笠利は人口も多いですけど、ある程度の差は分かりますよ、だけど住用が17名で笠利が12名というのは、これ住用村出身の議員としてはですね、これちょっと納得いかないあれですね、これはこのままずっとこの状態でいくのかどう。

市長（平田隆義君） 40名とか人数のことについては私は全く承知しておりませんで、ただ、住用のほうを申し上げますと、総務関係とか、間接的なスタッフの部門というんですかね、これは名瀬総合支所のほうで直接やったほうがより効率的でいい対応ができるんじゃないかということで、そこらへんの関係の職員は減っていくだろうと、こう思っております。したがって総体的にまだ目標とする職員の数をかなりオーバーしてるわけでございますから、ある程度のそここのところのバランスはとっていかざるを得ないと、こう思っております。今後、どのような組織機構と人事配置をしていくかというのは大きなこの合併のあとの仕事としては大きな仕事が残ってるという認識は持っております。いずれにしても、地域の皆さんに不安やそういった点を心配することが残らないように十分に説明を対応していくということが大事だと、こう思っているところです。

27番（榮 吉岡君） また、否定されるとは想定しておりますが、市長選に絡みですね、職員の異動に後援会長の口添えで指示を挟んだ人事が行われたっていう話を耳にしましたが、そういう事実があったかどうか、確認したいです。

市長（平田隆義君） 指示はございません。新しいところがございますから、よく分からないところがありますから、これまでの経験のある皆さん、そして何と言うんですかね、私が直接接した方にどういう状況なのかという状況の意見は聞いております。その結果、あとは区長が決まりましたので、区長が仕事しやすいようにどういう人事を配置するかということにしてきた。このつもりでございます。

27番（榮 吉岡君） この人事に12名笠利、住用が17名、笠利が12名ということで住用の区長も何か言いたそうなあれですけど、ちょっと意見を。

住用町地域自治区長（森 米勝君） 自分といたしましては、この組織機構の中で決められた職員配置の中でいかに仕事をこなしていくかというのが主な主眼でございまして、49名の職員でございますが、住

民サービスのために一生懸命頑張りたいと思っております。なお、もう一つ加えますと、全体の組織機構の中で市民福祉課と、市民と福祉が一つになってましたが、事務事業の迅速をはかるためには市民課と福祉課を2つに分けてくれということで2つに分けた。あと、建設産業については名瀬支所とある程度一緒になってやったほうが住用地区の将来のためには仕事上連携がとりやすいんじゃないかと、その意味もありまして本部のほうから話があってそのことをいろいろ協議してきたところではありますが、私どもは限られた人数でございますが、一生懸命市民サービスのために努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

27番（榮 吉岡君） 今回、再チャレンジ支援功労で表彰された禧久さんのような行政の鏡、住民の宝のような方も含め、職員の士気を下げることのないよう、また、誤解を招くようなことがないよう適材適所、公平公正な配置を調整検討されることを要望しておきます。

次、もう時間ないので一般質問を終わります。

議長（前田幸男君） 以上で、南風会 榮 吉岡君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時41分）

○

議長（前田幸男君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

社会民主党 西村 タカ子君の発言を許可いたします。

38番（西村 タカ子君） 市民の皆さん、こんにちは、社会民主党の西村 タカ子でございます。

平成19年第2回一般質問4日目、最後になりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

通告によりまして、順次質問いたします。

まずはじめに、福祉行政の医療制度改革関連法に対する取組の療養病床の削減についてであります。

この件に関しては、昨年12月議会でもお伺いしましたが、この療養病床の削減は、昨年6月の医療制度改革の中で医療費抑制策の柱で、介護施設などへ転換、2011年度末までに15万床に削減するとしています。国の財政支出を抑制する発想から出発しています。高齢者を中心とした患者負担の増加、新しい保険制度の創設や療養病床の削減などスタートしました。診療報酬が大幅に引き下げられるため、病院の経営を非常に圧迫し、患者が退院を迫られている実態も大変懸念されます。療養病床の患者は、慢性病など持っている高齢者が非常に多く、介護施設などの受皿が確保されることが最低限の条件であります。在宅療養が困難な方への対応に、介護施設や在宅療養の拡大が今一番必要であります。昨年12月の答弁を受けまして、3点ほどお伺いいたします。

現在、受皿の具体的な内容が示されたのか。二つ目に、国・県の方向性、関係機関等とはどのような方向性なのか。3点目、地域の現状から見て地域に応じた計画などはどのような方向性なのか、適切に対応できるようになっているのかお伺いいたします。

次の質問からは発言席で行います。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） それでは答弁いたします。

ただいま議員から御質問がございました内容につきましては、昨年の18年第3回定例会におきましても御質問がございましたけども、その質問に対する前部長の答弁でございまして、3月ごろには県の説明会があると聞いていますので、そのへんがどう受けまして対応していきたいというふうに答弁いたしていただいております。医療制度につきましてはですね、この3月ごろの県の説明会ということでございましたが、5月に県のほうで市町村の担当説明会が少し遅れて開催されております。その中で医療制度改革に伴います

療養病床の再編につきましては、今年4月に国におきまして地域ケア体制の整備に関する基本指針の概要が発表をされております。一応、概要でございますが、国のほうでは都道府県の意見を聞いて6月ごろに正式に通知の予定ということで伺っております。その各都道府県において定めることとなる地域ケア体制整備構想の基本的考え方、それと構想策定の手順などがですね、概要として示されております。鹿児島県におきましては、今週明けをめどに、鹿児島県地域ケア体制整備構想を策定することになっておりまして、この構想に基づきまして各年度の施設の必要利用定員総数や介護サービスの量の見込みなどを示す第4期介護保険事業支援計画が策定をされることになっております。県の地域ケア体制の整備等に関する構想の基本的な考え方といたしましては、三つ示されておまして、一つ目に高齢者の状態に適した適切なサービスを効率的に提供する体制づくりが求められております。療養病床の再編につきましては、医療の必要性の高い方に医療サービスを重点化しまして、医療の必要性の低い方に対して適切な介護サービスなどが提供できるようにするという事です。二つ目としまして、高齢者が住み慣れた地域や自宅で尊厳を持って安心して暮らしていける地域社会を実現するために、地域特性を生かしました地域ケア体制を整備するという事です。三つ目に鹿児島県の実情を踏まえまして、県、市町村、関係団体と十分な連絡調整を行いまして、地域ケア体制整備構想を作成するというこの三つの考え方が示されました。本市といたしましては、あらゆる機会をとらえまして、奄美市の離島、へき地としての地域の特殊性を訴えているところでございますが、これから策定されます県の構想や計画を見極めまして、平成21年度から始まります本市の第4期介護保険事業計画に反映をさせてまいりたいと考えております。具体的な計画の策定作業につきましては、平成20年度に実施いたしたいと考えております。今後も国・県の動向を見極めまして関係機関等との連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

38番（西村 タカ子君） 2011年度をめどに着々と県・国、そして各市町村の連携プレーで事が進んでいかれていくという答弁がありましたので安心しました。昨年の12月の御答弁の中に、今後、具体的な話などを受けて万全を期して努力をしていきたいと思っておりますという力強い答弁をいただきましたけども、今回の質問は確認の意味で取り上げました。やはり、高齢者の中には慢性病を持った方がたくさんいらっしゃいますので、一日、一日が勝負なんです。この3月の間に3月を過ぎたら病院から肩を叩かれるという、そろそろ退院ですよという合図と言いますか、話を聞かされたという方の中では非常に相談事が多かったもんですから、今回あえてまたこれを確認いたしました。部長の答弁の中にもありましたように、地域の現状から見て、特にこの奄美市の地域の現状に応じた計画をしっかりと適切にとらえて2011年をめどに着々と作業を進めていくことに努力なさる答弁をいただきましたので安心いたしました。大いに期待をいたしております。どうぞ頑張ってください。

それでは、通告の教育行政について入りたいと思います。

中学校免許外教科担任解消事業についてであります。この件につきましては、3月議会に私は通告しましたけれども、時間の都合上、質問することができませんでしたので、今回、改めてお伺いすることになりました。

県教育委員会は、2007年度へき地などの小規模校で免許外の授業を持つ教科担任の解消を図るために、中学校ですね、免許外教科担任解消事業を拡大していくと、そして実施可能な学校に非常勤講師を配置するという旨がございました。既に6月ですから奄美市における配置はどのようになっているのか、解消になるのかなったのか、これ奄美市の現状です。まず、教育長の御答弁いただきましてからまた再質問したいと思っております。お願いします。

教育長（徳永昭雄君） 中学校免許外教科担任解消事業についてお答えします。

本県の事業としまして、へき地等の小規模校が多く、教員の数が不足してどうしても免許教科の以外の教科担任とならざるを得ない状況にあることは御理解いただきたいと思います。そこで、県教育委員会が免許教科外教科の担任解消のために非常勤講師を派遣するというのがこの事業の趣旨でございます。実施対象校としましては、全校で1ないし2学級の中学校には二人以内、3ないし7学級の中学校には一人の

非常勤講師の派遣希望を申請することができます。しかし、予算の範囲内で県教育委員会が派遣の可否を決定しますので、申請をした学校全てが非常勤講師に来てもらえるということではございません。平成19年におきましては、奄美市で4中学校に6人の非常勤講師を派遣することができました。昨年よりも2名増となっております、科目履修に支障がないように適性に対処しているものと考えております。

38番（西村 タカ子君） それでは、教育長に再質問したいと思いますが、教育長の見解を求めたいと思いますけれども、非常勤講師配置ですよ、非常勤講師の場合には、多分これはもう昨年よりは2名増と、学校持ち回りですよ、持ち回りになるわけでしょうか、あったときはその人その学校にずっといるということなのか、それとも何校か持ち回り、教育委員会を起点に出発されるのかということを含めてなんですけれども、私たちは非常勤よりもむしろ教職員の定員増を、正規の教職員定員増を望むほうなんですけれども、県の予算費の関係でそういうふうな人事になってるんでしょうけれども、ずっとこれからもこのような非常勤講師を配置されていかれそうなのか、非常勤講師の場合に、学級担任が持てないあの保護者との関係が薄くなっている。それから公務文書の責任がない、業務の分担がですね、各学校違いますので、そこあたりを含めてまず、教育長のこのどういう御見解を持っていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 確かに西村先生がおっしゃいましたように、授業以外の公務文書、また職員会議の参加についても難しいという状況でなっております。ちなみに市小学校の例を例えて申し上げますが、市中学校ですね、市中学校は生徒が二人です。正規職員が3名、主要科目で申し上げますと、理科と国語と英語のそれぞれ先生がいらっしゃいます。ということは、数学と社会はいないということになりますね、生徒さんが二人いて、正職員が5名となりますと、いやそれはやっぱり県の財政とか考えますとやはり無理があるだろうと、いくらそういうことを考えますとどうしても免許外の教科の担任を配置せざるを得ないということは御理解していただけるものと思っております。

38番（西村 タカ子君） 教育長の見解は分かりましたけれども、やはり子どもたちの将来の投資ということでやはり自信を持って御自分の免許で、持っている免許でやっぱり自信を持って教育をするというやっぱりそういう私は学校の在り方であってほしいなあという思いからいたしましたが、少しでも多忙化の解消になればまたある角度から見ればそれもまたいいなという感じもいたします。

次は、同じく教育行政のですね、平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要な経費にかかわる地方財政措置の通知についてであります。去る3月議会で私は、小中学校における特別支援教育の推進についてお伺いをしました。今回は、文部科学省の初等中等教育局より教育委員会へ表記の通知が届いていると思います。そこでお伺いするわけですが、私が手元にこれを持っていますけれども、5点ほど分からないので教えていただきたいのですが、この通知はどのような説明を受けておられるのか、2点目、各学校に支援員の配置はされているのか、3点目、平成20年4月以降、増額になるのか、これちょっとこの三つ目がすごく気になります。4番目、2枚目開けてみますと報酬内特別支援教育支援員分というふうに予算が違ってらるんですよ、2種類出ておりますから、そのこと、五つ目に、実際に予算が下りてくるのは9月になってからと聞いておりますが、私は19年度の4月からこれ実行するものだろうと思っていましたので、4月の時点でもう予算化されてるだろうと思っておりました。でも9月に下りてくるというときに、じゃあ来年度は人的配置が増えるのか、増えた場合には増額になるのかということも懸念しながら質問いたしましたが、3月の答弁ではこのように言われてます。地方交付税交付金として交付し、各市町村が支援員の配置を決め、予算を決定することで配置されることになるという答弁をもらっておりますので、この文部科学省の通達、通知を見たときに、五つのちょっと矛盾を感じたものですから、順番よくじゃなくても結構ですから、教育長のお答えできる順番でいいですから、答弁お願いいたします。

教育長（徳永昭雄君） まず、特別支援教育に関しての文科省の説明でございますが、平成19年度から様々な障害を持つ児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うと、特別支援教育支援

員の計画的配置を進めるために今年度以降の普通交付税で措置がなされることにしましたと、19年度以降の普通交付税で措置がなされることになっております。その内訳は、今年度は全国の公立の小中学校の7割に当たる2万1,000人、平成20年度は全国の公立各小中学校全部に特別支援教育支援員の配置額を地方交付税交付金として交付し、各市町村が予算措置を行ったのち、支援員の配置を決めると、そういう手はずになっております。

次に、学校の支援員の配置に関しましてですが、県の教育委員会から先日届きました5月17日付の文部科学省からの通知によりますと、平成19年度の地方交付税の単位費用の積算基礎で1学校当たりの特別支援教育支援員の報酬が84万円とされております。今回のこの通知を受けまして、市の教育委員会といたしましては、現在把握している児童・生徒の詳細な実態を考慮しながら必要な支援員の雇用人数、雇用方法、雇用形態を各学校や市財政当局と協議をすることにしております。

次に、平成20年以降の増額になるのかとの御質問でございますが、この件に関しまして、ちょっと私も計りかねておりますが、平成20年以降の交付税交付金における単位費用額は、増額になるのか、そのままになるのかの判断は我々地方公共団体では判断しかねます。先生がおっしゃっているのは、来年度、今年度の2万1,000人から3万人に増えるそのへんをおっしゃったのじゃないかと思っております。

次に、今回内特別支援教育支援員分として普通交付税の交付金の報酬額の増額ということで通知がきております。先ほどの84万円ですね、従来の学校医師と学校薬剤師、その他これまで支払われてきました報酬の増額という形態になっております。交付税に準拠した形をとりますと報酬条例の改正が必要になります。ただ、地方公共団体で決めることができますので、謝金にするなど、予算編成上の技術的な点がございまして、財政当局との協議になろうかと思っております。

次に、実施の時期についてでございますが、財政に余裕のある地方公共団体は本年4月から全国で先行して行っているところもあるようでございます。先日調査を行いました、県内の市の段階でですね、調査を行いましたけれども、県内では全ての市において現在、今後の検討課題ということでございました。各市町村とも有資格者の人材確保を含めて対応に苦慮しているようでございます。議員がおっしゃられたとおり、普通交付税の額の確定は、7月算定でございます。それを見て待つてからのこととなりますので、多くの市町村が9月以降の財政措置を考えてるんだと思われまます。

現在の状況でございますが、本市の特別支援体制におきます整備状況といたしましては、校内の委員会を市内全ての小中学校に設置しまして、教員によります特別支援教育コーディネーターを校内全所に配置をしている状況でございます、教員による校内体制は整っているものと思っております。

38番（西村 タカ子君） 御答弁分かりました。この特別支援員にかかわる交付税としてしっかり入ってくる交付税がしっかりこのまた事業に生かせるようにという思いを込めてですね、確認の意味で、どうして3月の答弁では19年度から配置になるかと思えますと、今見ましたら配置になるかと思えますという答弁だったんですけど、やはり年度初めというのはやっぱり4月ですから、そういうものも込めての確認の意味でのこれは質問といたしました。3月の答弁にはやはり中学校・小学校の人数、大体の額も決めてありますし、こういった1枚の紙を見たときに、ちょっと専門的なものでね、ちょっと分からなかったものですから、議会を通して、多分保護者の皆さんもこの子どもさんの保護者もこれは分からないことが多いと思いましたので、あえて質問といたしました。このことについては以上です。

次に、教育問題では最後になりますけど、学校に設置している遊具の安全確保を求めるものであります。各学校の遊具の設置状況、点検状況の調査実施などについて、異常が見つかった場合は早急に必要な措置がまずとられてるのかお伺いします。異常が見つかった場合にはまずどういったことを一番先にされておられるのかお伺いしたいと思っております。

教育部長（重田茂之君） 今、御指摘のございました子どもたちが安心して安全で学校で遊べる、活動できるということでは、学校に設置をされてます様々な遊具、これがもし欠陥がありました場合にはその使用につきまして早急にストップしてですね、修繕箇所を修繕するなり、修繕が不可能であれば使用禁止とい

うことで即撤去をするという方向であります。

38番（西村 タカ子君） この私が今回、この件でお尋ねしたのは去る4月の11日に岐阜県の大垣市の小学校でなんか綱渡りの遊具施設で事故があったという、マスコミ等で知った母親から奄美市はどうなっているのかなということを知りまして、真新しい事件でしたのでお伺いしましたが、教育部長ね、例えば調査実施のときに定期、定期的なのか、不定期的なのか、例えば台風明け、それから梅雨明けとか、私は一番大事だと思うんですよ、梅雨がきたころにはもう錆ついていろいろながあると思うんですけども、そこあたりの配慮されてるのかどうかもしありましたら、点検時期ですね、もう一度聞かしてもらえませんか。

教育部長（重田茂之君） 今年もですね、4月の17日付で各市内の学校へ遊具の安全確認につきましてですね、公文でお知らせしましたが、各学校では校長会、教頭会通じまして子どもたちが安全で遊べるように、遊具とかそれからまた兼ねてから10数年ほどに前にも子どもたちの遊びと申しましょうか、たまに信じられないような遊びをすることがありまして、ある小学校で体育館のステージの上に登って落ちまして、非常に危険な状態までいったこともありますので、この件はやっぱり学校の現場の教職員の皆さんにもですね、兼ねてからそういったことにつきまして関係をするようにということで、校長会、教頭会を通して今後とも危機感を持って対応してまいりたいと思っております。

38番（西村 タカ子君） やはり学校現場で安心・安全な学校教育ができますように教育の条件整備など、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、永田墓地整備の展望についてであります。

この件に関しましては、市民から墓地の管理行政について強い要望が出ております。是非、精力的に取り組んでいただきたい。これまで度々質問してまいりました。永田墓地は山の中腹まで墳墓が密集し、まだまだ確認されていない墳墓も多く、永代使用権や継承者の調査など今後の管理体制の問題を抱えていると思います。長期にわたる作業や、また短期に対応できるものなど進めていると思います。墓地管理の巡回など行っておられますが、とても大事なことです。水道については現在、上水道3か所、6蛇口、河川水引込み水道7か所、14蛇口が墓地内に均等に配置されていて、配置に問題はないのですが、今後、現状よりサービスが低下にならないよう維持管理に努力していただきたいと思います。旧盆時の約4,000人に及ぶ墓参者の通行につきまして、職員の皆さんによる交通整理を見ました。本当に安全を確保されている努力に敬意を表します。御苦勞様です。担当の松永弘隆さんいつも御苦勞様です。頑張ってください。墓地管理の健全化に向けた計画の進捗状況、実態調査の状況なども併せてお伺いいたします。

それから、無縁墓が増加していると聞きますが、今後、この無縁墓の増加を防ぐ解決策はどのように考えておられるのか、併せてお伺いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 墓地管理の健全化について答弁申し上げます。

奄美市有永田墓地は、条例・規則によりまして管理を行っておりますが、その健全化につきましては、永らくお参りされていない墓地の縁故者、使用者調査、永代使用権、墓地台帳確認、危険防止、環境整備などの問題点を浮き出しにして改善に取り組んでいるところでございます。墓地は死者を埋葬、または遺骨を埋蔵し供養するために墳墓を建立するという国民的宗教感情に根ざした場所でございます。その取扱いには特段の敬意を払いまして厳格に慎重に行わなければなりません。まず、実態調査の状況につきましてでございますが、約2,100基ある市有墓地を12工区に分けて、1工区から順に永らくお参りされていない墓地を特定をいたしまして、番号札を設置する作業を平成18年10月より開始し、現在、4工区に入っているところでございます。昭和57年に鹿児島県土地整理協会へ市有墓地一斉調査を委託をしまして、作成した使用者名簿及び平面図を基にしまして永らくお参りされていない墓地の台帳を作成し、使用者、縁故者の追跡調査を開始する予定ですが、関係者の死亡や転出等によりまして追跡調査に

は大きな困難が予想され、相当な年月が必要かと思われま

次に、無縁墓地の解決策につきましてでございますが、八方手を尽して使用者、縁故者を調査いたしましても、それでも判明しないときには、無縁と認定し、行政による法的な改葬も視野に入れておりますけれども、核家族世帯の増加及び少子化の進行、さらには夫婦のみの世帯及び単独世帯数も増加の傾向にある中で、遺骨にこだわらない形や永続性にこだわらない形など、利用者の価値観が多様化しております、根本的な解決策を早急に見出すことは難しい状況でございます。行政といたしましてどう対応できるのか、研究を今後重ねて続けていかなければならないものと思っております。永田墓地につきましては、江戸時代以前から続いていると言われておりますけれども、戦時中における旧墓地の移転など、時代によりその在り方が変化してまいりましたけれども、死者を供養するという気持ちは時代が変わりましても変わることはございません。実態調査や花木の植栽の健全化作業を年次的に継続していくことによりまして、永田墓地が御先祖等との語らいの場として、また、友人、知人との再開の場として癒しの空間となるように努力をしてみたいと考えております。よろしくお願いいたします。

38番（西村 タカ子君） 当局は、大変水不足には難儀をされたことを過去に聞きました。水の沢を大体探して、このあたりだろうということでボーリングをしたときに水が出てこなかったところも何箇所かあったということ、こういったことをなかなか市民の方は知らないんです。できるだけ自分の墓の側に蛇口があつてほしいと思うのが市民の感情ですので、本当にこの私も何回か墓地に行きまして、難儀をしたあとが見受けられました。私、出身が沖永良部ですからこの永田墓地はないですけれども、やっぱり気になってですね、最初から質問してるんですけども、本当にこれは要望になりますけれども、申し上げるまでもないと思いますが、この墓地問題は本当に一朝一夕で解決できるものじゃないと思います。また、敬遠されがちな墓地ですので、墓地というのは、ですけどずっと旧盆のときに見ていますと御先祖との語らいと言いますか、また、島外から見えた方たちが島口で本当に元気だったねえって語らっている憩いの場というのがすごく私はそこで感じたものですから、知人との再会を楽しんでいる場でもあるということも見ましたので、いわゆる癒しの場ですよね、特に高齢者の、ですから今後もこの永田墓地の私は整備というふうに最初思ったんですけど、あえて展望と、夢を求めて、憩いの場とかいろんなことを大きな意味で展望というふうに通告いたしました。このことも大いに私は期待をいたしたいと思っております。

議長、再度の登壇を許してもらいたいんですけども、いいでしょうか。

議長（前田幸男君） どうぞ登壇ください。

38番（西村 タカ子君） ここで市民の皆様にご報告並びにお礼を申し上げます。

私事、昭和63年以来連続5期、市民の代弁者として市議会議員を勤めてまいりましたが、今期を最後に引退する決意をいたしました。この19年間、社会党として、社会民主党の一員として市民の皆様と一緒にあって市政に貢献できたことを非常に嬉しく思っております。「くらしの声を市政に」反映させることを目標に、環境問題、福祉、人権、教育問題の解決に努力してまいりました。特に命と暮らしを守る立場から子どもたちや女性、高齢者や障害者対策に努めてきました。このような仕事が達成できたことは、市民の皆様をはじめ、行政の皆様、そして同僚議員の御支援、御協力の賜物であります。ここで心からお礼と感謝を申し上げます。

これからは、一人の市民として奄美市の住みやすいまちづくりに協力していきたいと思っております。本当に長い5期19年間お世話になりました。これまでありがとうございました。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） 以上で、社会民主党 西村 タカ子君の一般質問を終結いたします。

○

議長（前田幸男君） 日程第2、「鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」は、本市をはじめ、県内全市町村で構成し、平成20年4月から

施行される後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体です。

広域連合議会議員につきまして、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6名の議員を選出するため、今回、選挙が行われることになったものです。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は38人であります。

候補者名簿を配付いたさせます。

（候補者名簿の配付）

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたさせます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に和田 美智子君及び満永 健一郎君を指名します。両君の立会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数 38 票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

有効投票 37 票

無効投票 1 票

有効投票のうち、

榎本一巳君 30 票

宮内博君 6 票

西村新一郎君 1 票

以上のとおりです。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前 9 時 30 分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後 3 時 40 分）

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	2番	奥輝人君
3番	大迫勝史君	4番	橋口和仁君
5番	朝木一昭君	6番	平川久嘉君
7番	三島照君	8番	師玉敏代君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	12番	伊東隆吉君
13番	崎田信正君	14番	叶幸与君
15番	肥後笑子君	16番	竹田光一君
17番	保宜夫君	19番	渡京一郎君
20番	南修郎君	21番	中山雅己君
23番	栄勝正君	24番	平高市君
25番	石神友夫君	26番	元井孝信君
27番	榮吉岡君	28番	泉伸之君
29番	福芳樹君	30番	向井俊夫君
31番	山田良一君	32番	福田利広君
34番	川上勝君	35番	前田幸男君
36番	奈良博光君	37番	世門光君
38番	西村タカ子君	39番	平敬司君
40番	榮年男君	42番	田部義和君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

22番	松山信一君	33番	柗田謙夫君
43番	師玉憲夫君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民課長(笠利)	朝郁夫君	福祉事務所長	大井進良君
産業振興部長	赤近善治君	商工水産課長	前里佐喜二郎君
袖観光課長	日高達明君	建設部長	平豊和君
水環境課長	川上一弥君	会計管理者	田畑米利君
教育部長	重田茂之君	教委総務課長	安田義文君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（前田幸男君） 市民の皆様，議場の皆さん，おはようございます。

ただいまの出席議員は38人であります。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから本日の会議を開きます。

当局から発言の申し出がありましたので，許可いたします。

企画調整課長（瀬木孝弘君） 開会冒頭から恐縮でございますが，上程をいたしました議案第66号 過疎地域自立促進計画後期計画の変更についての別紙に字句の錯誤がございましたので，お届けしてあります正誤表により訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（前田幸男君） 本日の議事日程はお手元に配付してあります日程第2号を予定しております。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

日程第1 所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長の報告を求めます。

まず，総務建設委員長の報告を求めます。

総務建設委員長（渡 京一郎君） 市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。

総務建設委員会は，第1回定例会最終日に，行政調査計画に基づく議員派遣の承認を受けましたので，閉会中に平成19年度の所管事務調査を実施いたしました。その概要を報告いたします。詳細につきましては報告書を提出しておりますので，御参照ください。

なお，報告書を提出しておりますので，かいつまんで報告したいと思います。

調査期間は，平成19年5月14日から5月17日まで。調査先は，神奈川県鎌倉市と同県逗子市。派遣委員は，8名であります。

調査項目は，まちづくり条例についてであります。

最初に，鎌倉市のまちづくり条例について。

一つ，まちづくり条例制定の経緯ですが，森林保全のためと全国唯一の海のある古都という個性を誇りにして，次の時代に引き継ぐためである。自己主張ばかりでなく，市民，事業者，行政が相互信頼と協力のもと，市民が主役のまちづくりを実現していくためのルール作りである。

二つ目，まちづくりの基本理念は，市民参画－計画の策定段階から，2．土地基本法の理念を踏まえる－公共の福祉を優先させる，3．古都保存法の目的にそう－歴史的風土を保存することにより，文化の向上発展に寄与する，4．環境基本条例の理念を踏まえて一人と自然が共存し環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築するとの考え方で進めてきたということです。

三番目に，まちづくり条例の構成では，条例の目的やまちづくりの基本理念及び市，市民，事業者の責務などを規定しているとのことでもございました。

次に，逗子市まちづくり条例についてであります。

一つ目，条例制定の経緯について。

“まちづくり”という政策課題を条例で実現していくために，よりよいまちづくりの仕組みや手続きなどを定めたまちづくりに関する総合的な条例の制定を目指したものである。

二つ目，逗子市まちづくり基本計画市民会議。

市民なら誰でも自由に参加でき，基本計画市民会議を，平成15年10月26日，市民130名が一堂に会した第1回全体会議から始まり，テーマ別分科会も立ち上げ，平成18年8月23日現在では，1．ふれあいのまちづくり，2．景観・にぎわい・くつろぎのまち，3．新しい文化の創造，4．創造的自然，5．歩行者と自転車のまちづくりの条例を制定しているとのことでもございます。

三つ目，逗子市景観条例。

この条例は、逗子市の特性が生かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承するために必要な事項を定めることにより、市民参加のもとに豊かな景観の実現を図り、もって潤いと安らぎのあるまちづくりをするとなっています。

以下、条例内容につきましては省略いたしますが、資料は事務局で保管しておりますので御参照ください。

所感。両市とも、まちづくりに取り組む基本的姿勢が行政だけでなく住民参加で、住民の意向を幅広く吸い上げて進められるべきであるということに改めて認識した次第であります。大変有意義な研修であったと思います。

鎌倉市は、鎌倉幕府が存在した場所として、鶴岡八幡宮に見られるような武家の守り神として厚い信仰を集めてきた。現在は、武家の文化を訴える唯一の都市遺産として世界遺産への登録を目指しております。奄美の自然遺産登録とどちらが先に認定されるか、お互いに協力し合いたいものであると思います。

逗子市は、池子米軍家族住宅建設にあたって、市政が混乱してきた経緯があるとのことでございます。池子地区は、自然がそれなりに残されており、地区の返還が逗子市の悲願である。住宅建設により、自然が破壊されることを危惧しているとのことでございます。

各種資料等については、事務局のほうで保管をしておりますので、御参照されてくださいますようお願いをしておきます。

以上で報告を終わります。

議長（前田幸男君） 次に、厚生委員長長の報告を求めます。

厚生委員長（田部義和君） おはようございます。御報告申し上げます。

厚生委員会は、去る5月15日から5月18日まで3泊4日の行程で、福岡県福津市と佐賀県神埼市で2名の委員を派遣し、所管事務調査をいたしております。

まず最初に、福津市は、平成17年1月24日、旧福岡市と旧津屋崎町が合併し「福津市」として誕生いたしました。福津市は、人口が約5万6,000人で、庁舎は分庁方式です。住民窓口はそれぞれの庁舎にあります。やはり効率が悪いということで庁舎の1本化に向けて新庁舎建設を予定しているところでございます。平成17年度に国勢調査があり、平成12年度と比較して約100人の人口減になり、福岡都市圏内で、市でありながら人口が減っているのは福津市だけで、JR沿線でありながら人口が減少したということで、福岡駅近くに住宅や商業施設を計画し、約8,000人の人口増を見込んでおり、まちづくりと子育て支援を特に重点的に力を入れている市でございます。

議会の議員定数は、現在22名ですが、1月23日までは2年間の在任特例を適用していました。それまでは36名の定数で1回目の選挙で22人、4年後は20名ということで、現在決定されております。議員定数を減らし、報酬は改定で11万円ほど増額になり38万8,000円ですが、近隣の市に比べるとまだまだ下のほうだそうでございます。

福津市担当部局において、子育て支援センター事業についての説明があり、健康福祉センター内の通称ふくとびあで事業を展開、平成12年度に旧福岡市の時代に開設され、住民一人ひとりが快適に安心して生活できる地域社会を実現するために多くの住民が気軽に出入り、語り、ふれあい、次世代交流会ができるような提供の場というスペースでございます。子育て世代の人たちも個々に集えるような場所ができればということで、当初子育て支援センター事業は保育所の定員割れに伴う空き教室を利用していました。現在はふくとびあいき交流館内のロビーを間借りして、いろいろな遊び道具などを揃え子育て支援センター事業をし、設置主体は保育所ですがふくとびあが行っています。子育て支援センターは、子育て家庭の育児不安等に対する相談事業と子育てサークル等の育児支援及び地域の関係機関との連携を図り、地域全体で子育てを支援するという基盤を形成することを目指しております。そこで、きめ細かい事業を展開しております。目標は「たくさん遊びに出会って楽しみましょう。安心とゆとりをもって笑顔で過ごしましょう。みんなで学び合い、支え合ってつながりましょう」。一番大事にしているのは、子育て

なんでも相談で、「初めての子育てがわからないことばかり」とか「育児に不安があるけれど相談する人が近くにいない」とか「もっと子育てを楽しみたい」と思っている市民のために、出会いや交流、学び合いの場として子育て支援センターがあり、「子育て情報教室」や「なかよしサロン」などがあり、子育てに市をあげて取り組んでいるところでございます。

また、福津市は、こどもの国基本構想があり、福津市全体が子どもを生み育てやすい「こどもの国」であるという子育て環境都市“福津”の具体化に向けた構想、対象者を児童福祉法が定める18歳に達するまでの全ての児童に拡大し、市全体を「こどもの国」ととらえ、市内に点在している既存施設等の社会資源としての利用価値を高める事業の展開をし、こどもの城（仮称）を拠点として、0歳から18歳までの子どもを対象とした連続性を持った施設を市全体で展開する構想について研修を受けております。

次に、福岡庁舎を後にして視察したのがふくとびあいいき交流館内の子育て支援センター「なかよし」で、現在実践されている事業内容も見学することができました。何よりもすばらしいと感じたのは、館内に入りますと最初に目にしたのはシルバー人材センター事務局やワーキングルームなどがあり、皆さんがいきいきと活動している姿でありました。同じ施設内のそういう環境の中で、子育て支援事業が実践されていることを、奄美市でも取組を検討できないかと考えているところでございます。

17日は、神崎市議会委員会室において研修。神崎市は平成18年3月20日に神崎町、千代田町及び脊振村（せふりむら）が合併し神崎市として誕生。神崎市は、人口が約3万4,000人で、本庁総合支所方式でございます。議会のほうは平成18年3月19日をもって現在の全議員が失職し、合併の日から50日以内に選挙を行い、神崎市の議員が選出されております。

なお、定数は26人、選挙区制度が最初の選挙に限り適用され、選挙区は9町村区域ごとに設置し、神崎選挙区14人、千代田選挙区9人、脊振村選挙区3人の26名でございます。

神崎市の研修報告をします。平成18年度地域支援事業等の実施状況の中で、包括的支援事業の総合相談支援では、延べ件数741件の中で最も多い相談は、介護保険に関するものが630件を占め、それについての相談者は介護者（家族・親戚等）が442件と多く、次に高齢者本人が211件、中身の実態把握としては1,105件のうち多いのが軽度の生活支援235件、生きがいデイサービス290件、食の自立支援が410件、処遇困難事例への対応ケースは検討会11件、苦情処理15件、他機関との調整75件になっております。

次に、介護予防事業の実施状況の中で特定高齢者施策の基本チェックリスト実施者数は、延べ人員2,227人中特定高齢者決定者数が72人、通所介護予防事業参加数は11人、訪問介護予防事業は平成19年2月から3月に15人実施、平成19年度に継続実施、一般高齢者施策事業リーダー養成講座参加者が53人の状況でございます。

次に、健やかな老後の生活支援について。

長寿社会の現在、高齢者が健康でいきいきと暮らしていくことは何よりも大切なことでございます。神崎市では高齢者のいきいきとした生活を支援するために、高齢者が気軽に利用できる施設や高齢者がその家族を支える次のような高齢者福祉サービスを行っております。

在宅介護支援センター。高齢者の介護や高齢者福祉サービス等の総合相談窓口として、在宅支援センターを3か所設置しております。神崎町在宅介護支援センター、こすもす苑在宅介護支援センター、昌晋久苑在宅介護センターでございます。

高齢者のサービスは、軽度生活援助事業、食の自立支援事業、生きがい活動支援通所事業、緊急通報体制整備事業、高齢者紙おむつ支給事業、生活管理指導員派遣事業、生活管理指導短期宿泊事業、ねたきり老人等介護者手当支給事業、高齢者地域支援体制評価事業、あんま・はり・灸施術費助成事業、高齢者ふれあいサロン事業、高齢者の元気で楽しい活動支援事業を実施しております。

また、敬老の日記念事業として、地区敬老会事業。高齢者を敬い長寿を祝福するために自主的に敬老会を開催する地区に対し、補助金を支給しております。敬老会対象者は75歳以上。均等割額として、1地区当たり1万円。

長寿祝金。敬老の意を表し、その長寿を祝福するため、神崎市在住1年以上の方に長寿祝金の支給を行

っております。80歳到達者5,000円,88歳到達者1万円,100歳到達者3万円を支給しております。

次に、佐賀県後期高齢者医療広域連合設立経過報告についての説明を受けております。

次に、旧町村別医療費の推移の説明があり、特記すべき点がございました。それは、老人医療に関して都市部は医療費が高く、山間部や農村部は医療費が低い。これは奄美市も似た傾向にあります。

最後になりましたが、調査項目について、本市と照らし合わせて訪問先の皆様と質疑応答や活発な議論をいたしました。この所管事務調査を参考にしながら、議会の中で議論を重ね、議員活動の中で生かしていきたいということでございます。

一部省略いたしました。詳細につきましてはお手元の報告書を御覧いただければ幸いです。以上で報告を終わります。

議長（前田幸男君） 次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（保 宜夫君） おはようございます。それでは、産業経済委員会の所管事務に行きましたことの報告を申し上げます。

産業経済委員会の8名は、5月17日から19日まで島根県の隠岐の島町へ行ってまいりました。隠岐の島は本土に近いほうから三つの島からなる島前と、島内で一番大きな一つの島からなっている島後ということで構成されております。その島前には三つの島があって、それぞれの島に海士町・西ノ島町・知夫村があり、ここは合併しておりませんでした。今回、私たちが訪問したのは、平成16年10月に旧西郷町、都万村、布施村、五箇村の4町村が合併してできた隠岐の島町です。人口約1万6,700人、面積は243平方キロメートルで、ほぼ徳之島と同じ広さですが、山林が80パーセントを占めており、しかし田んぼが3.1パーセントの768ヘクタールあり、米は自給自足だそうです。交通の便は、島根県本土との間に高速船が2便、フェリーが2便、空路は大阪と出雲から各1便です。

主な産業は、漁業であります。高齡化、資源の減少などにより年々漁獲量・漁獲高とも減少傾向にあり、今後は高齡化対策としても加工のほうにシフトしていきたいということでした。

観光客は、年間約30万人台を維持していましたが、近年これを割り込んでおり、対策として昨年からは7月と8月の夏休み期間中は、大阪との航空便にジェット機にして入込客の増を図っていました。これは、通常はダッシュですか、40何名乗りの小さな飛行機ですけど、この夏の間だけはジェット機を大阪から導入するということが昨年、今年もやりたいということでした。

林業は、松くい虫が蔓延して緑の景観が各地で損われており、対策に苦慮していました。

学校は、小学校が11、中学校が6校で、大半が小規模校でした。高等学校は、普通高校と水産高校の2校がありました。

隠岐の島は、歴史的には後白河法皇と後醍醐天皇が流刑された島で、それにまつわる史跡が数多く残っております。また、韓国との間で今問題になっている竹島は、隠岐の島町の所属ということで、天気の良い日は遠望できるとのことでした。観光の目的の一つとして、闘牛があり、当地ではこれを「角突き」と言っており、闘牛場が町内各所にあり、年に大きな大会が5回ほど開催されております。また、観光客用として毎週土曜日には、この角突きが開催されているとのことでした。

プロモーションビデオで観光のことを聞いたんですが、またユニークなのは相撲も盛んで、しかもこれが古典相撲ということでユニークな相撲大会、相撲の模様ですか、行事があったのにはびっくりしました。

議会議員につきましては、この隠岐の島町は当初合併協議会で4市町村の45名による1年9か月の在任特例としておりましたが、住民からの強い要望により、これを合併前に9か月に短縮したとのことでした。合併後の選挙の結果は、定数が22名となり、一つの旧布施村という所ですが、これは人口2,500人のまちでは8人の議員がいたんですが、選挙に出ても通らないということで誰も立候補せずに、1人も旧地区で議員がいなくなったということで、ちょっとこれも問題だったかなというようなことを申し上げました。

以上が隠岐の島町についての私たちが調査した結果でございます。主な内容につきましては先日の一般質問の中で私と副委員長の奥議員が取り上げたとおりであります。また、詳しい内容につきましては、お配りした報告書、またそのほかに資料等も事務局のほうで預かっておりますので、御参照願えればと思います。

以上をもちまして、産業経済委員会の所管事務調査の報告といたします。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） 次に、文教委員長の報告を求めます。

文教委員長（栄 勝正君） おはようございます。文教委員会の所管事務調査報告をいたします。なお、途中、要約いたし省略いたす文書があると思いますので、御了承願いたいと思います。

我が国は、少子化に歯止めがかかりません。次代を担う青少年の健全育成は、私たち大人に課せられた大きな責務であると思います。いじめ、不登校、非行、学力対策、学校施設・教材などの充実など、様々な諸問題を学校・家庭・地域が連絡を密にしなければ解決しなければならない問題が山積しています。

私は、行政においての最も重要な教育行政、特色ある取組をしている先進地を調査、見聞を広めるために鹿児島県に構造的によく似ている隣の宮崎県日向市と大分県豊後高田市を調査、見聞することにいたしました。以下、詳細に報告いたします。

宮崎県は、去る1月に東國原知事が誕生し、その一挙手一投足は全国注目の的であります。活力が出つつある宮崎県日向市に日本で初の小中一貫校の取組を調査、見聞するために5月15日、日向市を訪問調査いたしました。

日向市は宮崎県の北東部にあり、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、海岸部は日豊海岸国定公園の南端に位置し、人口は平成19年4月1日現在6万4,705名、面積336.29平方キロメートル、平成18年2月25日、東郷町と合併。宮崎県内で4番目の人口規模となっており、産業別就業は第一次産業2,296人、第二次産業9,175人、第三次産業1万8,726人。平成19年度一般会計予算総額253億1,700万円、自主財源の総額は97億7,620万2,000円の歳入全体に対する割合は38.6パーセント、地方交付税66億8,510万4,000円。特別会計と合わせて473億9,674万円。本市の予算と規模的変わらない状況であります。なお、教育予算は、22億7,537万4,000円、総予算の9パーセントに当たります。

小中一貫校の取組は、平成14年、研究会を発足。東京都品川区、岐阜県大垣市、三重県津市など先進地を視察。平成17年5月に小中一貫教育特区申請を内閣に提出。同年7月に認定を受けました。平成18年4月、併置型小中一貫教育校平岩小中学校を開設。平成20年4月には、併設型小中一貫教育校大王谷小中学校を開設予定。今後、市内の中学校区に小中学校間の地理的条件などに応じ三つの類型、併置型、併設型、連携型に分け順次実施する予定。

特区認定の内容として、1. 4・3・2制の導入、2. 英会話教育の新設、3. ふるさとの時間と総合的な学習の時間に特設、4. 小学校高学年における選択教科の実施、5. 一貫した指導体制、生徒指導における方針及び指導の共有を図る。

日向市小中一貫教育特区平岩小中学校は、平成18年4月に開設。全国で始めてとなる併置型の小中一貫校で、小学校6年間と中学校3年間を連続した義務教育の9年間としてとらえ、その9年間をさらに4・3・2という小さな三つのブロックに区別し、児童・生徒の発達段階に応じたきめ細かな指導を展開している学校を目指しています。併置型の小中一貫校には次のような利点が考えられるということ。

同じ校舎の中で、学業や生活が9年間一緒。小中学校の児童・生徒がともに学び遊ぶなど一緒にした活動。異年齢集団の活動や縦のつながりを重視。6年生から7年生へのスムーズな接続。9年後を見据えた早い時期からの進路指導。同じ職員室で協力しながら一貫した指導。連続した成長を実感しながら見届けの教育。全ての教職員が小中兼務、それぞれの授業にかかわりながら双方向での相互補完。児童・生徒の個性や特性に応じた指導の重視。

平岩小中学校一貫校の1年間の成果として、日向市教育委員会が策定した日向市を題材としたオリジナ

ルテキストを使用。常駐している外国人講師と中学校の英語担当教師が一緒になって指導した結果、前年より英語の学力が向上し、不登校も減少した。

私たちが訪問した平岩小中学校、大王谷小中学校、校庭や教室の隅々まで清掃が行き届き、花園には草花が咲き乱れ、ごみ一つないすばらしい環境の下で児童・生徒がいきいきとした活動をしていたことが印象的でした。奄美市にも特区を申請し、一日も早い小中一貫校の導入を望むものであります。

次に、大分県豊後高田市の「学びの21世紀塾」について報告をいたします。

豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、面積206.6平方キロメートル。大分市まで約60キロメートル。北は周防灘に面し、豊かな自然と温暖な地にあります。鎌倉時代から戦国時代まで、当地域は国東半島地域の武士団の瀬戸内海への根拠地であり、明治以降においては関門地域の内外航路の拠点となるなど、歴史的には西瀬戸地域の交流の結節点の役割を果たしてきました。

平成17年3月31日、1市2町の新設合併により、人口2万5,415名、世帯数1万199世帯あります。「学びの21世紀塾」の開塾の動機は、平成14年度からの完全学校週5日制の実施に伴い、児童・生徒、保護者に向けたアンケートを実施したところ70パーセントの保護者が導入に不安を抱いていた。その主なものは、学力低下が40パーセント、目が行き届かない不安が25パーセント、児童・生徒の要望では、友達と外で遊ぶ、家族で過ごすのが一番多かったが、勉強、趣味、スポーツなども20パーセントあり、保護者の要望では以上の三つが約50パーセントという結果が出た。このような視点から、子どもの学びの選択肢を広げ、可能性を最大限に引き出したいという思いで「学びの21世紀塾」をスタートさせた。内容は、1. いきいき土曜日事業、2. わくわく体験活動事業、3. のびのび放課後活動事業、4. 大分大学との連携事業であります。

平成18年度組織をいたしまして、平成18年度の組織としては実行委員会を結成し、委員長に市PTA連合会長、委員には民生委員や各種団体の長など、約13名で組織。ボランティアでは、いきいき土曜事業が185名、わくわく体験活動事業が48名、のびのび放課後活動20名協力を得て運営している。「学びの21世紀塾」全体事業費、総額1,082万7,320円、収入として市補助金450万円、県委託金627万1,300円、参加費負担、利子などで5万6,000円。支出の主なものは、事務局費209万7,460円、いきいき土曜日680万2,500円、わくわく体験費22万7,670円、のびのび放課後費70万円であります。

平成18年10月1日現在、熟成の人数の内訳は、いきいき土曜日事業1,013名、わくわく体験活動事業1,203名、のびのび放課後活動事業、主にスポーツ少年団事業768名。参考までに豊後高田市の児童数は1,277名、生徒数は726名です。

子どもたちからの反応として、学んでよかったという反応が小学生から中学生まで寄せられています。本市も完全週休2日制に伴い、今日まで様々な事業がなされてきましたが、豊後高田市に似たような各校区別・公民館別にしっかりした組織と今まで述べたような事業ができるような体制が早くできるよう強く望むものであります。

私たち文教委員会は、豊後高田市の「学びの21世紀塾」調査、見聞の空いた時間を利用して、全国的に注目を集めている「昭和の町」を調査いたしました。なお、今年4月の法改正により、議員は複数の常任委員会に所属することができますので、大変参考になるものと思います。昭和のまちづくりについては、奄美テレビでも放送され、民放などで数多く特集番組として放送されています。江戸時代から明治・大正・昭和の30年代にかけて、豊後高田の中心的商店街は国東半島一のにぎやかなまちとして栄えていました。豊後高田昭和の町は、この商店街が最後に元気だった時代、昭和30年代のにぎわいをもう一度よみがえらせようという願いを込めて、平成13年に着手したまちであります。昭和の町の通り沿いには、次の四つの昭和の再生を目指す昭和の店が軒々と並んでいます。1. 昭和の建築再生。2. 昭和の歴史再生。3. 昭和の商品再生。4. 昭和の商人再生。店の総数は35、なつかしい昔の店が通りに並んでいました。昭和の町の取組は、平成12年度からいろいろな事業をその後導入。平成13年度に1店1宝事業。平成13年、昭和ロマン蔵を開店。その中には、駄菓子屋の夢博物館、昭和の絵本美術館などがあります。マスコミの取材が多く、全国各地から視察調査が毎日絶えないということでもあります。年間約30万人。

今年のゴールデンウィークは、昭和ロマン蔵の入館料800円を払って入館した人数が5万人に達したそうです。

本市は、活性化、活力あるまちづくりということで、中心市街地の道路を拡幅しようといういる事業を導入していますが、自動車が1台通行できるぐらい曲がりくねった昔の通り、肩と肩とがふれあう小さな通り、逆発想のまちづくりに大変参考になりました。本土と似たようなまちづくりではなく、奄美らしいほのぼのとしたまちづくりはできないものではないでしょうか。

次に、ちょっとだけ所感を述べて終わりたいと思います。

今回の私たち文教委員会は、本県と似たような九州の宮崎県日向市、大分県豊後高田市を調査いたしました。調査に行く途中、列車、バス、タクシーなどの乗物の車窓から、田や畑にどんな作物が植え付けられているか、街並みはどうなっているか参考になるものばかりです。宮崎県の農地は、たばこ畑が目立ち、高鍋地区は有名になったマンゴーなどのビニールハウスが数多く見られました。大分県は、日本で一番販売量の多い麦焼酎の麦畑が、黄色のじゅうたんを敷いたような光景が永遠と続いていました。遊休地はほとんどなく、やがて田植えが始まるということでした。私は、朝の早い時間、朝食前の時間を利用して散歩がてら、ポイ捨てやごみの散乱状況、公園の管理、ごみ出しのマナー、小中学校の管理、通学マナー、駐輪・駐車状況、空き家・空き店舗、さら地の状況など、目的の調査事項以外、学ぶことが多く、財政的に余裕があれば農業・漁業・商業・福祉・教育・介護・まちづくりなど、あらゆる産業に従事している市民を先進地や特色ある都市を視察調査したならば、本市の産業振興やまちづくりに大いに役立つものと思われれます。また、議員が職を辞めても一市民として調査した見聞は、本市においても住んでいる地域においても非常に役立つだろうと思います。今回調査した小中一貫校、学びの塾の開設、まちづくりなど、本会議や委員会の質問などを通じて提案・提言していきたいと思います。

最後になりましたが、私は、議員生活11年間、1回の海外調査研修もなく、奄美とよく似た沖縄県の離島、石垣島・西表島・南大東島など、サトウキビ産業や観光産業など非常に参考になることばかりでした。今回、文教委員会の調査先の自治体の職員の説明を熱心に聞き、相手方に失礼ではないかと思われるぐらいそれぞれの議員が質問し、決して物見遊山や慰安旅行ではなかったということを報告し、文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

議長（前田幸男君） これをもって報告を終結いたします。

○

議長（前田幸男君） 日程第2、議案第61号を議題といたします。

本案に対する総務建設委員長長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（渡 京一郎君） それでは、総務建設委員会に付託されました議案第61号 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして審査の結果を御報告いたします。

この議案につきましては、お手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおり、原案どおり可決すべきものと決しました。

その審査の経過について御報告いたします。

当局の補足説明の後、委員より、平成18年4月1日にさかのぼって適用した場合の差額支給があるのか、また金額設定の基準はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し当局より、さかのぼった期間に対する報酬については、合併時と同額なので差額が生じない。また、駐在員の支給額の基準は、笠利町は均等割70パーセント、世帯割30パーセント、住用町は均等割50パーセント、世帯割34パーセント、人口割16パーセントになっているとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（前田幸男君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

最初に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第3、議案第55号から議案第60号、議案第62号から議案第67号及び議案第69号までの13件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案13件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に質疑を許可いたします。

初めに、三島 照君の発言を許可いたします。

7番（三島 照君） おはようございます。

私は、今日は、本会議でも言いましたので、次の常任委員会もありますし、また解散前にしての質疑ですので、総括的にお聞きだけしたいと思います。

まず、一つは、議案第55号の10ページですね、14款3目1節、ここに委託金ということで事業費、地域ICT利活用モデル構築事業というのがあるんですけど、この事業の内容というか、もう少し詳細に聞かせていただいたうえで常任委員会でも議論したいと思いますので、その問題と、同じ10ページの14款4目1節のこの委託金と事業費も具体的にどういう事業なのかということをちょっと説明をいただきたいということです。

続けて一括していきます。次に11ページの15款2目の5項の1節のところですけど、教育県委託金のところで、問題を抱える子ども等に対する自立支援事業委託金ということになっているんですけど、この問題を抱える事業がどういう事業かということも一つあるんですけど、この問題を抱える子どもという、どういう子どもが問題を抱える子どもなのかね。その認定を誰がどこでするのか。そういうこの委託金というのがどういうことかということがあります。

次に、14ページの2款1節1目の11項の15のこの工事請負費が4,480万円、打田原地区ということになっているんですけど、これ打田原で何の事業が始まるのかなということ、もうちょっと詳細な工事のことを聞きたいということです。

続いて18ページです。ここでも18ページの7款の1目8節の13のところ、奄美の健康な暮らしに根ざしたビジネスモデル構築事業が5,394万2,000円が計上されているんですけど、この事業ももう一つちょっとどういう事業なのかということがはっきりわかるような説明をお願いしたいということです。

次は、議案第64号の辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定についてということが、64号・65号で出されています。この総合計画の中で、私はいろんな必要とする事情があって1・2・3・4・5と出ていますし、そこで計画も5年間計画ということで計上されています。私はこの計画、あとでまとめて聞きますけど、本当に地元、それこそさっきの所管事務報告でやっぱりこれからのまちづくり、むらづく

りは、こういう計画が本当に市民にもわかって、市民との協働、市民からの要望を踏まえた事業でなければ、国や県の補助が出るからといってその補助だけを目当てにした事業では困るんじゃないかな。地元と十分協議したうえで出てきた計画を、その中で補助やそういう返済やいろんな借金がしても、役に立つ借金の仕方であればという思いがあります。そういう点では、先日も一般質問でやりましたけど、やっぱりしっかりした住環境整備、基盤整備、安心して住みやすい、若い人たちが定住促進、さっきも報告書で見えていますけど、やっぱりいろんなところが国・県からの指導だけじゃなくて、独自の定住促進施策を実行している中で、正に補助金だけを目当てにするからこういう事業になるんじゃないかなということがありますので、そこらへんの問題で上水道対策や農業用水や排水事業などが、なぜここに具体的に浮かんでこないのかなということが一つです。

同じことが65号でも出てきます。ここで特に私がびっくりしているのはですね、この65号は名瀬市内ですね、旧名瀬市内、市街地のことだと思うんですけど、ここで必要とする事業は住民福祉の向上と地域の活性化に寄与するために各種施設の整備を実施しようとするということが必要とする事情なんですけど、しかし中身はどこにそういうもんが出てきているのかなということで、この必要とする事情と整備計画の整合性ですね。最後に言いますが、これをやるために約96億4,000万円を超す総事業費が組まれて、39億円もの借金がこの名瀬の計画だけで組まれてくるんですよ。なんか見たら、合併は辺地債や過疎債を名瀬で使うための合併の借金かなと思いたくなるぐらいに感じている。そのこのところをわかるように説明していただきたい。

同じ65号の中で、住用辺地のことがあるんですけど、ここでも出てきているんですけど、この公共施設の整備、必要とする事情の(2)は農道の整備、(3)は保育所及び児童館、そして教職員住宅とかいろんなのが出てきます。下水処理のための施設整備ということになっているんですけど、ここもこの間質問などでも言われているように、住用に行けば配水管がどこにあるか探さなければわからない。何メートルか下に配水管が埋まって、昨日、渡議員の質問の中でも出ましたけど、そういう点ではやっぱり緊急時にいつでも対応できるような上水道・下水道の整備をやっぱり一気に進めていくべきではないかなという思いをしております。教職員住宅の整備についても、今、崎原にしてもどこにしてもほとんどが名瀬から通っていますよね。そういう実態調査をしっかりと、本当に先生らがそこに住もうと思えるような住宅整備を本当に考えているのかですね。そういう点で、この整合性を含めて、住用辺地の公共事業のところ具体的にどこを示しているのか。この児童館の3番の問題もですね、今の少子化問題などと併せてその現状や見通しを考えた計画が出ているのかなということを思っています。

この5番の上水道の整備をどうするかということについては、これは昨日の本会議の答弁で、役勝から西仲間までの整備を5年間でやるとかという答弁がありましたけど、それがこれに入っているのかなということを感じています。

最後に、これをやるためにこの3地域の計画で約146億3,600万円の負債が事業計画ですよ、5年間で。年間20万超す計画。その辺地債・過疎債だけでも約59億4,700万円、これを合計するだけで。5年間でこれだけの借金が新たに増える。これは30億円、50億円の中に、8億円の中に全部入っている計算なのか。別にこの計画は出てきているのかですねということもありますので、そこらへんを聞かせてください。

議長（前田幸男君） 当局の答弁を求めます。

商工水産課長（前里佐喜二郎君） ただいま御質問のございました議案第55号 奄美市一般会計補正予算（第1号）中、10ページ、14款国庫支出金、3項国庫委託金、3目商工費国庫委託金、地域ICT利活用モデル構築事業費委託金についてと、関連いたしますので、歳出18ページ、7款商工費、1項商工費、8目振興開発費、13節委託料の奄美の健康な暮らしに根ざしたビジネスモデル構築事業委託料について、御説明を申し上げます。

地域ICT利活用モデル構築事業は、総務省が地域の抱える課題に対処するため、情報通信技術を活用

して、課題解決及び地域産業の振興につながると判断した提案に対し、100パーセントの支援を行う事業費5,600万円の歳入と同額と委託事業でございます。

本事業は、総務省から2月に公募があり、本市は「奄美の健康な暮らしに根ざしたビジネスモデル構築」をテーマに応募いたしましたところ、5月に委託が採択されたものでございます。

奄美は、健康、長寿の島と言われております。このことは、自然、気候、食を含めた健康な暮らしが要因にあると言われております。今回の奄美市の提案は、このことを生かしたビジネスモデルを構築しようとするものでございます。具体的には、「奄美の風土、生活様式が健康、長寿にどの程度影響を及ぼすのか等を科学的に評価するシステム」、「商品開発に対して消費者側からの声を反映するシステム」、「商品開発されたものを広く情報を発信するシステム」を構築いたします。これらを連動させることにより、地元だけではなく本土におられる奄美出身者や、奄美への関心の高い奄美ファンとのより密な情報交換が可能となり、これらの方々のニーズを踏まえた形での商品サービス、さらには健康に関する科学的な評価を活用した観光プログラムづくりなどで奄美の可能性を広げていこうとする事業でございます。

この歳出につきましては、これに関する委託料で5,394万2,000円を計上してございますが、ただいま御説明申し上げました各システムの構築業務とシステム構築に必要な各種調査業務を委託するものでございます。

次に、歳入の10ページ、14款国庫支出金、3項国庫委託金、4目農林水産業国庫委託金、農林水産研究高度化事業費委託金について御説明申し上げます。

この事業は、平成17年度に旧名瀬市が農林水産省の先端技術を生かした農林水産研究高度化事業の公募に提案し、海草ソゾノハナの利用技術の開発と養殖技術の開発研究について、平成19年度、今年度までの3か年の研究委託地として採択されている、こちらも100パーセントの委託事業でございます。事業費は100パーセント委託ですので、同じく955万7,000円となります。

研究内容につきましては、3点ございます。ジャガイモそうか病に対する省農薬環境保全型病害防除技術に関する研究。これは、農薬を省いてソゾノハナの抗菌作用を使ってジャガイモそうか病を抑える研究でございます。これと海草ソゾノハナの養殖技術の開発に関する研究。海草ソゾノハナに含まれる生理活性物質の有害微生物阻害作用の解明とその利活用に関する研究。これは、ソゾノハナがどの菌に効くのか。また、その抗菌性を利用した商品開発の研究でございます。これを本市及び各研究機関との共同研究で行います。今年度の研究が最終年度となり、省農薬環境保全型病害防除技術の開発に南西諸島産海草ソゾノハナを利用することにより、水産業の振興、赤土バレイショの地域ブランド化、亜熱帯農産物の鮮度維持、海洋汚染防止といった持続的な農林水産業の確立につながるものと考えております。

教育長（徳永昭雄君） 11ページ、15款3項県委託金、5目教育費県委託金の真ん中にごございます問題を抱える子ども等に対する自立支援事業委託金180万円でございますが、これに対応する歳出は20ページでございます。10款教育費、1教育総務費の2学校教育振興費、19節負担金補助及び交付金のほうに、問題を抱える子ども等に対する自立支援事業補助金180万円を計上してございます。

内訳でございますが、教育委員会の別棟3階にごございますふれあい相談室がございまして、そこに自立支援相談員を常駐させております。この方は、NPO法人青少年支援センター「ゆずりはの郷」の理事長をされている方でございます。主に不登校に関する件で、この原因を解明するために各学校を訪問して、何が原因であるか、その調査そして解決を図るための相談事業を実施いたしております。子どものサポート体制のためでございます。なお、詳細につきましては文教委員会での審議をお願いしたいと思います。

企画調整課長（瀬木孝弘君） おはようございます。

4番目の御質問の一般会計補正予算（第1号）の13ページから14ページにかけて記載しております2款1項11目自治振興費の14ページ目、15節工事請負費は何のための工事かとお尋ねでございますが、この度、総務省の過疎対策事業を導入いたしまして、笠利西部地区の打田原集落に地域間交流拠点施設を建設する工事請負費を計上したものでございます。この交流拠点施設は、過疎地域において、自

然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を生かした人・文化・情報等の交流促進を図ることを目的として建設するものでございまして、当初予算に笠利東部地区を計上いたしましたことが、追加採択されたことから、今般、補正予算で計上しているものでございます。

本市が推進しております一集落1ブランドと連携をいたしました体験交流や歴史文化等の学習の拠点施設として、島内、島外の方々と地域の方々との交流による地域活性化を促進しようとするものでございます。施設の基本設計にあたりましては、打田原集落や笠利町西部地区の駐在員、大学教授等をメンバーに検討委員会を設置いたしまして、西部地区住民の創意工夫を取り入れながら具体的な機能などの整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、議案第64号、それから議案第65号にかかります5点の御質問がございましたのでお答えをいたします。

まず始めにですが、今般、市町村建設計画につきましては、合併特例法の規定に基づきまして策定しましたことについては御理解をいただいていると思っております。なお、新市での総合計画につきましては、19年度に策定を進めたいというふうに考えておりまして、既に18年度から19年度にかけてむらおこし懇談会等を開催しておりますので、そのあたりの御意見等も当然取り入れながら検討をしていきたいと思っております。なお、具体的にどのような方法で住民との接触を図っていくのか、あるいは意見の反映に努めていくかということにつきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

それでは、若干お時間をいただきまして、過疎辺地計画の基本的な考え方をまず最初に申し上げさせていただきます。

まず、過疎計画及び辺地計画の考え方でございますが、これは過疎地域・辺地地域としてある一定の基準を満たした場合、財政上の特別措置いわゆる過疎債・辺地債が講じられることになっております。

この特別措置を受けるためには、過疎の場合は事業名ごとに過疎地域自立促進計画を、また辺地の場合につきましては分野ごとに事業の総枠を定める必要のあります辺地総合整備計画を策定する必要が生じてまいります。その際、過疎は、事業を実施する、または実施しないにかかわらず各事業を計画書に登載する必要がありますが、辺地の場合は先ほど申し上げましたように予想される事業の総枠を確保し、しかも分野ごとの枠設定ということになっております。このことによりまして、今後の事業実施の段階での事業にどの起債を充当するのか、各事業の補助率等を勘案しながら、各年度の予算編成に応じて弾力的かつ臨機応変に対応することが可能となるものでございます。

議案第64号に関しまして御答弁を申し上げます。

議案第64号につきましては、笠利辺地総合整備計画が平成18年度をもって終了いたしましたので、奄美市実施計画をもとに平成19年度から平成23年度までの5年間の計画を新たに策定する必要が生じたものでございます。お尋ねの上水道対策につきましては、事業費の50パーセントを簡易水道事業債、残りの50パーセントを辺地債または過疎債を充てることができそうですが、今回の事業につきましては過疎計画により事業を推進しているところでございます。

次に、農業用水対策につきましては、須野ダムを生かしましたかんがい排水事業などがございます。これらにつきましても、その他の起債、財源対策債で対応しているところでございます。

次に、議案第65号でございますが、冒頭申し述べさせていただきましたように、今後予想される分野の枠設定ということで計画は策定をいたしております。したがって、箇所付けにつきましては、事業の緊急性、優先度あるいは選択と集中という観点などを踏まえまして、今後具体化することにしておりますので御理解をお願いいたします。

主な事業につきまして、分野別にかいつまんで申し上げますと、名瀬辺地におきましては農道及び林道の基盤整備事業といたしまして、ホド地区、古見方地区の農道の整備、それから知名瀬地区教職員住宅の老朽化に伴う教職員住宅整備事業、それから観光レクリエーション施設整備といたしまして、海洋展示館改修事業等を見込んでおります。一方、住用辺地につきましては、基盤整備促進事業といたしまして、見里地区、市地区、それから東仲間、西仲間、山間地区等の農業改良舗装事業を見込んでいただいております。

次に、3点目にお尋ねの保育所及び児童館の現状と見通しということで承りました。

今回予定しておりますのは、東城へき地保育所の改修費用を財源として辺地債を見込んで計上いたしましたものでございます。なお、東城へき地保育所につきましては、昭和48年度に建設をされておりまして、定員30名で運営されておりますが、現在の入所児童数につきましては4月1日時点で15名でございます。

それから、今後の整備の見通しということでございますが、先ほど来申し上げておりますように、この整備計画の周期であります22年度までの間に整備しようとするものでございますので、御理解をお願いいたします。

次に、4番目の下水道処理のための施設は5年でできるのかとの御質問でございました。

住用地区の農業集落排水事業として登載しております。現在、山間集落で既に整備が終了して供用開始しておりますが、今後、順次整備を拡大するため、あらかじめ枠の確保を図るものでございます。また、上水道はどうするのかとお尋ねのようでございますが、上水道の整備につきましては平成17年度をスタートする過疎計画に既に登載しておりまして、過疎債で対応しようということの予定であります。

いずれにいたしましても、これまで述べてきておりますように起債額につきましては毎年度一般会計におきまして30億円以内、特別会計につきましては8億円以内の総額制を設定しておりまして、行政改革大綱実施計画並びに財政計画との整合性を図るよう、毎年度見直しを行ってまいらる予定にいたしております。

財政課長（則 敏光君） 最後に、59億4,781万円ということでございますが、これは名瀬辺地、笠利辺地、住用辺地の合計の5年間の起債総枠が59億4,700万円ということでございます。単年当たり11億8,000万円ほどになりますが、今申し上げましたとおり、一般会計、特別会計、38億円枠という最低ラインを持っておりますので、その中に入るように実際の事業としては調整してまいりたいというふうに思います。

国のほうは、地方財政に対しまして地方債計画というのを示しておりまして、起債の総額はマイナス10.6パーセントという形で今年度来しております。その中の辺地債はマイナス5.6パーセント、過疎債につきましては1.7パーセント減、合併特例債は前年度並という指針を示しておりまして、特に辺地債・過疎債につきましては全国の都道府県市町村が飛び付いてまいります。そういう意味で、県枠あるいは市町村枠という形でどうしても枠を確保したいと、議決をいただいて枠を確保したいというのが主なねらいでございます。後年度辺地債につきましては80パーセントの交付税措置がございますので、実質公債費比率にも非常に有利に働くというような起債でございますので、何とぞ御理解をお願いいたしたいと思っております。

7番（三島 照君） 別にもう再質問はしません。しかしですね、今お聞きしたらこの計画は借金を確保するための予想も含めた計画だということですので、しかし、さっき言いましたように、こういう計画が今予想を含めた枠を確保するためということですのでそれでいいんですけど、こういう事業を計画するとき、本当にやっぱり地元と相談して、これが本当に地元の要求なのかどうか。それが私は市民との協働のまちづくりでもあると思うし、やっぱりいくら行政が勝手に計画して県や国のこういう負債が取れるからといって計画しても、地元の住民に納得のいかないものはいくらええもんを与えても誰も喜びませんわ。そういう点でも、こういう計画を実施しやろうとするときはやっぱり前もって、区長もお二人いるんですから、地元との十分な相談、地元の声を受け入れた計画にしてほしい。今、あわててさっきの説明では枠確保のための計画というものもいくつかあるみたいですから、是非そういう事業計画をし、実施にいたっては特にそれに努めてほしいと思っております。あとまた常任委員会ありますから、そこでお聞きします。終わります。

議長（前田幸男君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

議案第59号、議案第60号、議案第62号から議案第67号、議案第69号及び議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算(第1号)中の関係事項についての10件は、これを総務建設委員会へ、議案第56号から議案第58号及び議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算(第1号)中の関係事項についての4件は、これを厚生委員会に、議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算(第1号)中の関係事項についての1件は、これを産業経済委員会に、議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算(第1号)中の関係事項についての1件は、これを文教委員会にそれぞれ付託いたします。

本定例会において、受理いたしました請願・陳情はお手元に配付してあります文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理等のため、明日30日から7月10日まで休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、30日から7月10日まで休会とすることに決定いたしました。

7月11日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。(午前10時55分)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1番	多田義一君	2番	奥輝人君
3番	大迫勝史君	4番	橋口和仁君
5番	朝木一昭君	6番	平川久嘉君
7番	三島照君	8番	師玉敏代君
9番	和田美智子君	10番	満永健一郎君
11番	与勝広君	12番	伊東隆吉君
13番	崎田信正君	14番	叶幸与君
15番	肥後笑子君	16番	竹田光一君
17番	保宜夫君	19番	渡京一郎君
20番	南修郎君	21番	中山雅己君
22番	松山信一君	23番	栄勝正君
24番	平高市君	25番	石神友夫君
26番	元井孝信君	27番	榮吉岡君
28番	泉伸之君	29番	福芳樹君
30番	向井俊夫君	31番	山田良一君
32番	福田利広君	33番	柊田謙夫君
34番	川上勝君	35番	前田幸男君
36番	奈良博光君	37番	世門光君
38番	西村タカ子君	39番	平敬司君
40番	榮年男君	42番	田部義和君
43番	師玉憲夫君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町	森米勝君	笠利町	朝山三千丸君
地域自治区長		地域自治区長	
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民課長(名瀬)	幸廣光君	福祉事務所長	大井進良君
自立支援課長	小倉政浩君	産業振興部長	赤近善治君
商工水産課長	前里佐喜二郎君	建設部長	平豊和君
建築住宅課長	徳田照久君	会計管理者	田畑米利君
教育部長	重田茂之君	教委総務課長	安田義文君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼調査係長	山崎實忠君
		事務取扱	
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君

庶務係主査 麻井 庄二 君

議事係主事 重田 俊彦 君

議長（前田幸男君） 市民の皆様，議場の皆さん，おはようございます。

ただいまの出席議員は41人であります。会議は成立いたしました。（午前9時30分）

○

議長（前田幸男君） これから，本日の会議を開きます。

当局から発言の申し出がありましたので，許可いたします。

財政課長（則 敏光君） おはようございます。お手元に配付いたしておりますが，18年度の一般会計事故繰越の計算書の正誤表を配付いたしております。下段のほう为正誤前，上のほうが訂正後でございます。翌年度繰越額652万8,000円につきましては変更はございませんが，左のほうの財源内訳支出未済額に記載漏れがございました。同額652万8,000円で，支出済額1,159万2,000円，支出負担行為額を1,812万円ということで訂正方をお願いしたいと思います。申し訳ございませんが，よろしくお願いいたします。

議長（前田幸男君） 本日の議事日程は，お手元に配付してあります日程第3号を予定しております。

○

議長（前田幸男君） 日程に入ります。

日程第1，議案第55号から議案第60号，議案第62号から議案第67号及び議案第69号までの13件について，一括して議題といたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に，厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（田部義和君） おはようございます。御報告申し上げます。

6月29日，本委員会に付託されました案件，議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項から議案第58号までの4議案の案件について，6月29日委員会を開会し，理事者の出席を求め審査を行い，慎重審査の結果，議案第55号中関係事項から議案第58号 平成19年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第1号）までの4議案の案件については，全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。皆さまのお手元に配付してあります審査報告書のとおりでございます。

審査の経過と概要につきましては，主なものを御報告申し上げます。

まず，議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項について，各担当職員より補足説明を受けたあと，委員より格別の質疑はございませんでした。

次に，議案第56号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明のあと，委員より，特別調整交付金について，国の算定の誤りで概算でどの程度戻ってくるのかの質疑があり，何年さかのぼるか決まっていない状況，ただ平成17年度を基礎として計算したとき，平成17年度分で200万円前後になるのではないかと答弁でございました。

また，委員より，地元から要望は出せないのかの質疑があり，国の方針が固まらない限り先に進まない状況であるとの答弁でございます。

また，委員より，ヘルスアップ事業について詳しい説明をと，ヘルスアップ事業の謝金と委託料についての説明を求める質疑がございました。この事業は平成17年度から国の補助事業で事業化したもので，生活習慣病対策として特定検診，特定保健指導が義務付けられているとのことでございます。謝金については，医療費の分析，医師・栄養士・看護師・食生活推進員に対するもので，また委託料はタラソ施設，アクア施設での運動指導と鹿児島大学に効果検証の委託料との答弁でございます。

委員より，共同事業交付金の30万円以上のレセプト点検は何件くらいあるのかの質疑に対し，県全体で抛出する事業で，件数については示されていないが見込額は248億円であるとの答弁でございました。

委員より，手術によっては100万円以上，200万円以上もあるが，248億円の根拠は実績なのかの質疑に対し，これは2年前の実績をもとに計算したものであるとの答弁でございました。

次に、議案第57号 平成19年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明を受けたあと、委員より格別の質疑はございませんでした。

次に、議案第58号 平成19年度奄美市笠寿園特別会計補正予算（第1号）について補足説明のあと、委員より、講師謝金50万円は何回かに分けてやるのか。これに対し、年2回予定をしている。1回につき25万円であるが講師はどのような方かとの質疑に対し、介護アドバイザーで全国を回って介護の指導をされている方で大阪に在住、25万円の中の8万円か9万円程度は旅費との答弁でございました。

以上が本委員会に付託されました案件の審査の経過と概要でありますので、各議員の御賛同を得たいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（前田幸男君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（保 宜夫君） おはようございます。

それでは、経済産業委員会に付託されました議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について、審査の結果を御報告いたします。

この議案につきましては、お手元に配付してあります産業経済委員会審査報告書のとおり、原案可決すべきものと決しました。以下、その審査の結果について、主な内容を御報告いたします。

議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の関係分についてであります。

当局から、農林水産費に関し、農業費の奄美農業創出支援事業費の負担金、補助及び寄付金の45万円は、大川パッションフルーツ生産組合補助金で、共同施設ビニールハウス整備に係る増額分を計上。農地費の農業施設管理費の需用費の519万2,000円の増額は、名瀬における西田地区及び朝戸地区の農業用水本管修繕料361万2,000円と住用の稲袋地区営農用水管架橋の修繕料で158万円を追加計上したものである。水産費の水産振興費では、ソゾノハナに関する事業が主なもので、委託料の542万円はソゾノハナの養殖技術と利用技術の研究開発を行う奄美看護福祉専門学校、鹿児島大学、中央農業総合研究センターに対する委託料である。この事業については、農林水産省の100パーセント委託事業である。商工費に関し、商工振興費の旅費10万4,000円は、総務省の地域情報基盤整備事業により、地上デジタル放送における民放の名瀬中継局の整備が図られることになったので、その説明会と実績報告のための旅費。振興開発費の補正総額5,981万6,000円のうち381万6,000円は、7月中に予定されている新エネルギー産業技術総合開発機構（通称NEDO）からの補助を計上。この事業は、NEDOの100パーセント補助事業で、この補助金についてはNEDOからの補助金を市が受け入れ、風力発電会社に対し同額の補助を行うものである。振興開発費のうち5,600万円は、新規事業の健康な暮らしに根ざしたビジネスモデル機構事業に伴う予算を計上。委託料の5,394万2,000円は、健康分析システム開発・保守業務、生産者・消費者向けのシステム開発・保守業務、アンケート調査の委託料。使用料及び賃借料の126万円については、ビジネスモデル機構のために設けられるシステム管理をするサーバー3台分のリース料である。この事業は総務省の100パーセント委託事業である。奄美北部観光交流拠点整備事業費として、2,182万4,000円を計上。主な事業は、あやまる岬の草スキー場の駐車場の中にあるトイレの設置工事費用である、などの補足説明がありました。

委員からの質疑に対し、あやまる一帯の総合的な整備については、北部奄美観光交流拠点施設整備計画ができており、具体的には旧あやまる荘があった台地に、ビジターセンター、交流広場、下の園地には地元の方や観光客用に散策路など、また下のほうでは車の通り抜けができるような通路などが提案されております。

ソゾノハナについては、平成7～8年からの事業で、今年度が農林水産省事業の最後の年ということで、ポイントはソゾノハナの養殖・増殖の技術にかかわっている鹿児島大学水産学部と奄美市の連携ということで、成分抽出についてはある程度の技術が進んでいるので、今後の課題としてはどう増殖させるかである。なお、平成18年度までの総額約6,000万円支出されております。

大川地区の奄美パッションフルーツの補助金45万円は、この事業は奄振事業の中で取り組んでおり、

奄美地区でのビニールハウスについての補助は今回が初めてである。ビニールハウスの導入については、3名以上の任意の農家の組合からの申請で導入できる。

健康に根ざしたビジネスモデル構築事業で、構築、協議会の役割は事業の方向性を決めるという位置付けで考えている。システムの基本設計や委託業者の選定に至る手順などを決める。協議会の中には、科学的分析部会、地域資産発掘部会、都市ニーズ発掘部会、システム検討部会の四つの部会を設置する。この中から数名を協議会委員として選任しようと考えている。それに加えて、鹿児島大学のタラソセラピーや花粉症、森林浴に実績のある嶽崎教授と、琉球大学の食に関する専門家である上江洲教授のお二人を加えて協議会を設置しようと考えている。

情報の発信方法については、大きく分けて三つのシステムを作ろうと考えている。まず、奄美の風土、生活様式、これがどの程度長寿に影響を及ぼすかという点。これを科学的に評価するシステムを作る。次に、商品開発に対して消費者からの声を反映させるシステム。三つ目に、商品開発されるものを広く情報発信するシステム。この三つのシステムを構築することにより、健康をテーマとして開発された製品の情報発信を奄美市でサポートするということになるなどの答弁がありました。そのほかにも委員から質疑がありました。この際省略させていただきます。

以上をもちまして、産業経済委員会における審査内容の報告を終わります。

なお、御質問がありましたら他の委員の協力を得て答えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（前田幸男君） 次に、文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（栄 勝正君） おはようございます。

文教委員会は、去る7月2日午前9時30分から開催され、熱心な議論がなされました。以下、文教委員会に付託されました議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項分について御報告いたします。

この議案につきましては、お手元に配付してあります文教委員会の報告書のとおり、原案どおり可決すべきものと決しました。以下、審査の経過について御報告いたします。

議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項分について、当局より補足説明があり、教育費の総額は施設補修費や学校教育振興事業負担金及び文化財保護事業などの増額により、総額2,508万6,000円の増額で、補正後の教育費総額は19億3,513万2,000円となり、主なものは東城小中学校屋根雨漏り補修、同校舎水道管漏水補修及び佐仁小学校整備事業費など785万円を計上。笠利給食センターの引込柱の腕金補修費、東城小中学校給食室にキッチンワゴン購入代として22万4,000円。問題を抱える子どもなどに対する自立支援事業費や豊かな体験活動推進事業費など、新規事業による賃金や活動補助費200万3,000円。中学校2年生の英語が新版になった。そのため教師用教科書及び指導書購入によるもの、88万7,000円。三儀山運動公園の陸上競技場や体育館屋根防水、クロスカントリーコースの芝張替えなどに265万円。辺留、城発掘調査費420万円などがあります。

委員から、三儀山運動公園の補修の件、小中学校の机・いすなどの購入の件、佐仁小学校工事費の件、学校給食費の納入状況、問題を抱える子どもなどに関する質疑などがあり、スクールカウンセラーの件、辺留、城などの件など、ほかに多くの質疑がありました。省略いたします。

なお、御質疑がありましたら、他の委員の協力を得て答弁したいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（前田幸男君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（渡 京一郎君） おはようございます。

それでは、総務建設委員会に付託されました議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項について、ほか9件につきまして審査の結果を御報告いたします。

これら10件の議案につきましては、お手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおり、全て原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第1号）において、お手元に配付してあります正誤表のとおり訂正の申入れがあり、本委員会において了承いたしておりますので、後刻議長におかれましてはよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以下、その審査の経過について、議案審査の順に従って御報告いたします。

審査内容報告。

議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項について。

補足説明のあと、負担金で一般コミュニティー事業の具体的な内容についての質疑があり、中身については笠利町屋仁集落が音響機器、照明施設一式、行事の備品で250万円、名瀬平田町の中央自治会が会議室の机・倉庫・草刈り機で250万円、浜里自治会で倉庫、会議室、テーブル、いす、コピー機で250万円の3か所であるとの説明がありました。ほかに保険の計上漏れや世界自然遺産登録について、市営住宅の空き家待ちと荷物の置き去りについて、弁護士謝金についてなど、その他委員から多くの質疑がありました。省略いたします。

次に、議案第59号 平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

補足説明のあと、運営委員会の報酬は当初予算のほうに計上すべきではないかとの委員質疑があり、当局より、指摘のとおりであるので今後このようなことがないよう進めてまいるとの答弁がございました。

次に、議案第60号 奄美市情報公開条例及び奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第62号 鹿児島県市町村総合事務組合設立に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、及び議案第63号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更については、補足説明がありましたけれども特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第64号 辺地に係る公共的施設の総合計画の策定について、議案第65号 辺地に係る公共施設の総合計画の変更について、及び議案第66号 過疎地域の自立促進計画（後期）の変更について。

辺地度数はどのような基準でつけるのかとの委員質疑に、点数の試算の仕方が8項目ある。例えば名瀬地区の中心地から停留所までの距離、あるいは中心になる小学校までの最短距離、あるいは高等学校までの最短距離などに対して点数が付けられる。それで100点以上のものが辺地に該当するとの説明がありました。ほかにも質疑がありましたが、省略いたします。

次に、議案第67号 奄美市道路線の認定について。

今回の認定路線は、伊津部30号線は幅員6.0メートル、延長が54.5メートル、また伊津部31号線は幅員が4.0メートル、延長が15.9メートルの道路で、財団法人奄美市開発公社からの市道編入の申請を受け、諸条件が整いましたので、市道の認定を行い、交通の安全確保と地域の福祉増進を図ろうとするものであるとの説明に対し、委員から、奥まった所が行き止まりになっているが、ここは何かできなかったのか。行き止まりだが、道路として認定できるのか。この間で何か事故があったときなど、委員から多くの質疑がありましたが、省略いたします。

最後に、議案対69号 建設工事委託協定の締結について。

委員から、14条では11条の精算が終わったあとと書いてあるが、20年間何を補償するとかが書かれていない。かし担保に対する項目という文面が一つも書いていない。今後どのようにするのかとの質疑がありましたが、後日当局より説明があり、かし担保については日本下水道事業団から奄美市に引き渡される時についてくる形になっているとの説明がありました。

以上をもちまして、総務建設委員会における議案審査の報告を終わります。

なお、御質疑がございましたから他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。以上で報告終わり

ます。

議長（前田幸男君） ただいま総務建設委員長報告の中にありました議案第55号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の訂正については、配付してあります正誤表のとおり、これを御了承願います。

これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから採決を行います。

採決は、これを一括して行います。

議案13件については、委員長報告のとおり、いずれも原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号から議案第60号、議案第62号から議案第67号及び議案69号までの13件については、委員長報告のとおり、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第2、陳情第9号 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助実施を求める陳情、陳情第12号 奄美市斎場の改善を求める陳情及び陳情第18号 公立保育所・へき地保育所の存続、特別保育事業継続に関する陳情の3件を一括して議題といたします。

本案に対する厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（田部義和君） 御報告申し上げます。

厚生委員会に付託されました陳情第9号 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助実施を求める陳情と、陳情第12号 奄美市斎場の改善を求める陳情2件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で不採択とすることに決しております。

次に、陳情第18号 公立保育所・へき地保育所の存続、特別保育事業継続に関する陳情について、審査の結果を御報告申し上げます。

陳情者は、奄美市名瀬平松町、名瀬地区保育連合会会長 大津幸久氏であります。陳情の趣旨については、皆様のお手元の陳情書のとおりでございます。陳情事項につきましては、1. 公立保育所とへき地保育所は必ず存続させてほしい。2. 特別保育事業も今後も継続していただきたい。

本案件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上、報告を終わります。

議長（前田幸男君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

まず、陳情第9号及び陳情第12号に対する委員長の報告は不採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、陳情第9号及び陳情第12号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第18号に対する委員長報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、陳情第18号については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま採択された陳情第18号の取扱いは、委員長報告の中にありましたとおり、これを市長に送付し、会議規則第135条及び第136条の規定により、その処理の経過及び結果報告を求めることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、陳情第18号の取扱いは、これを市長に送付し、その処理の経過及び結果報告を求めることに決定いたしました。

○

議長(前田幸男君) 日程第3, 陳情第19号 日豪経済連携協定(EPA)交渉に関する意見書採択等を求める陳情についてを議題といたします。

本案に対する産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長(保 宜夫君) 御報告申し上げます。

産業経済委員会に付託されました陳情第19号 日豪経済連携協定(EPA)交渉に関する意見書採択等を求める陳情について、審査の結果を御報告いたします。

陳情者は、奄美市名瀬幸町4の24, 奄美群島市町村振興議員連盟会長 栄 強志氏であります。

この陳情につきましては、お手元に配付いたしました委員長報告のとおり、採択すべきものと決しております。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

関係当局から、日豪経済連携協定交渉(EPA)については、オーストラリアと日本の貿易や投資などの自由化を進めるもので、オーストラリアとの貿易関係で農畜産物である牛肉・砂糖・米・小麦など我が国の重要品目の関税が撤廃されますと、農業はもとより地域経済に甚大な影響を与えることになる。

また、離島のサトウキビ、畜産農家は壊滅的な打撃を受け、多大な影響が出るとの試算も報告され、危機感を募らせている。

なお、5月に鹿児島県農政部より「日豪EPA交渉に関する署名活動」の協力依頼があり、市職員や市職員の家族の協力で署名活動を実施し、約600名の署名を集めた。については、オーストラリアとのEPA

A交渉において、牛肉・砂糖・乳製品・米・小麦など我が国の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、農業の分野の適切な国際規律を確立するよう、国に対して強く望むものであるとの意見があり、委員から、3月議会においてもこの件に関する意見書を提出したところであるが、重複することで問題がなければ賛成であるとの意見がありました。

審査の結果、陳情第19号は全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、ただいま御報告いたしました陳情第19号に関しては、採択と決した際は、後刻、産業経済委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、産業経済委員会における審査の結果の報告を終わります。

議長（前田幸男君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結します。

これから採決を行います。

陳情第19号に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第19号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○

議長（前田幸男君） 日程第4、議案第71号 日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決定いたしました。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

○

議長（前田幸男君） 日程第5，議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

39番（平 敬司君） 議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議の提案理由を申し上げます。

平成18年3月20日，旧名瀬市，旧笠利町及び旧住用村の新設合併により新生「奄美市」が誕生いたしました。合併に際しては，合併協議会での決定により「名瀬市，大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書」において在任特例の適用を確認し，議員の任期は平成19年11月19日まで在任することとなり，今日まで3市町村の代表として合併後の3地域の均衡ある発展を目指し，あらゆる場を通じて議会活動を行ってまいりました。

しかし，当初期待された合併効果による財政難の解消は思うように進まず，平成18年度当初予算では約14億円の財源不足を生じ，基金取崩しのスタートになりました。財政状況の改善と更なる行政改革，このような諸問題が山積する中，本議会は今後の奄美市議会の在り方を議論し，議会としての方向性を見極めるべく，平成18年5月に「奄美市議会のあり方等に関する特別委員会」を設置いたしました。そこでは，在任特例期間に関する論議もあり，平成19年6月議会での自主解散すべき旨の報告がなされております。

さらに，本議会は，平成18年12月に「奄美市行財政改革特別委員会」を設置し，奄美市の抱える多くの問題点，特に行財政面からの改革に対して具体的かつ詳細な提言・提案をしてまいりました。

その中で，議会自らの改革にも目を向け，一つ，在任特例期間，二つ，議員の報酬，三つ，議員定数，四つ，政務調査費の4点についても報告書に取りまとめ，平成19年第1回奄美市議会定例会で報告を行っております。

なお，在任特例期間に関しては，報告書の中で「第1回定例会において，6月議会終了後自主解散する旨の決議案を提出する。さらに6月議会において解散議案を提出する」となっており，第1回定例会の最終日（3月26日）には6月議会での解散をうたう決議案が全会一致で原案可決されております。

今日，地方自治は危機的状況を呈しており，行政なканずく議会に対する地域住民の関心は日を追うごとに大きな高まりを見せております。我々は，市民の負託を受けた代表として，6月議会での解散するとの決議を粛々と実行し，市民とともに新たな奄美市の建設にまい進しようとするものであります。

よって，地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定により，奄美市議会を解散する。

以上，決議する。

平成19年7月11日。

議長（前田幸男君） これから質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに，保 宜夫君の発言を許可いたします。

17番（保 宜夫君） 無所属の保です。議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議について，確認のため4点ほど質疑いたします。

まず第1点目は，7月解散となると選挙日程はどうなるか。

2点目，参議院議員選挙日程が変更になりましたが，選挙管理委員会の諸作業等に支障はないのか。

3点目，解散後の選挙となりますが，その期間中に当市内における公式の行事予定はどうなっているのか。

4点目が，平成18年度の奄美市の決算審査日程はどのようになっているかを質疑いたします。

議長（前田幸男君） 答弁を求めます。

39番（平 敬司君） 順を追って答えたいと思います。

1番目、7月解散となると選挙日程はどうかということですが、公職選挙法第33条の第2項の規定により、議会の解散の日から40日以内に選挙を行うこととなっております。投票日はおおむね日曜日に行いますので、その間の日曜日と言いますと7月15日、22日、29日、8月5日、12日、19日となっておりますので、8月19日が投票日になろうかと思えます。

2番目、参議院選挙が変更になって諸作業に支障はないかということですが、当初7月22日選挙予定で作業を進めておりましたが、選挙期日の変更により諸作業に支障を来しております。文書等の発送、入場券の印刷のやり直し、また臨時職員の雇用期間の延長、道路占用許可の再申請など、その他種々の諸々の準備で現在急ピッチで作業に取り組んでいるところであります。お尋ねは市議会はどうかということだと思いますが、市議会の選挙も参議院選挙中でも作業は進められ、立候補予定説明会も同様に進められるものと考えられております。

3番目、8月5日は奄美まつりがあります。12日にあやまる祭りと三太郎祭りが予定されておりますが、三太郎祭りは11日土曜の予定になっているようでございます。

次に、決算の日程ですけれども、決算の日程は9月議会決算認定議案が上程され、一般会計と特別会計の両特別委員会が設置され、その特別委員会の中で日程を決めるというのが今まで行われてきました。要は、特別委員会で決めるということになります。

議長（前田幸男君） 再質疑ありますか。

17番（保 宜夫君） 今聞いてみますと非常に8月というのは行事が多いし、しかも私の地域では8月15日が新の盆という形にもなってくるものだからですね、大変暑い中でもし8月19日になったら大変だなと個人的には思っております。

もう1点、ちょっとこれはあれですが、もし仮にこの案件が否決された場合に、辞職する議員が出るとも聞いているんですが、補欠選挙ね、これはちょっと皆さんとの確認のためですが、補欠選挙があるのか。あるとすればどうなのか、ないのか。そのへんまでちょっと、わからなければ当局で御答弁願います。

39番（平 敬司君） 補欠選挙のことですけれども、50日以内に欠けた場合補欠選挙ということになりますので、11月19日が任期満了です。11月19日と10月が30日ありますので、31日だったかな。ちょうど50日になります。ということは、その10月の1日までに条例定数の3分の1欠けた場合に補欠選挙ということになろうかと思えます。さらに、任期が11月19日ですので、補欠選挙と合わせて本選挙が行われることになろうかと思えますけれども、それも補欠選挙あるいは本選挙、粛々で行われることになろうかと思えます。

議長（前田幸男君） 再々質疑ありますか。よろしいですか。

次に、20番、南 修郎君の発言を許可します。

20番（南 修郎君） 自由連合の南 修郎であります。先ほど保議員にほとんど質疑をされちゃったわけですが、今、平 敬司議員、提出者の答弁によりましたら、8月19日が適当であろうと。じゃ、それまで今日解散をして8月19日まではもう議会というのは存在しなくなると思うんですが、空白期間、当然そうだと思うんですが、その空白期間が生じるが行政執行においては何ら支障があるのかないのか、提出者としてはどうお考えなのかをお尋ねしたいのと同時に、これ賛同者も5名いらっしゃいますが、賛同者にお尋ねしてもいいのかなと思っているんですが、どういう意味で賛同したのか。（「駄目で

す。提出者に」と呼ぶ者あり) 提出者がお答えすると。じゃ提出者の平 敬司議員にお尋ねですが、せんだっての議会運営委員会で日程第6で議員の辞職というのが出てきまして、取下げになりましたが、辞職を予定されている議員が、否決することを前提として第6号というふうに上がったんですが、平議員は否決されると見越してこの70号を提案されたのか、併せてお伺いいたします。

議長(前田幸男君) 答弁を求めます。

39番(平 敬司君) 私は、平成18年のこの奄美市議会のあり方等に関する検討委員会の報告も尊重いたすと、前、解散議案を出したときに述べました。今回も私が提出しました。なぜ議員辞職をとすることは、私は、皆様が全会一致をもって決めた議案は粛々と進められると思いながら、ある面、どうかなどという声も上がりました。その辞職を覚悟して議案の提案をしたわけでございます。

議会の空白期間ということですが、6月議会が終わりまして8月、1か月間のことですので、私は空白期間に支障はあまりないんじゃないかなと思っております。

20番(南 修郎君) 約一月間ということでございます。じゃ、どのくらいの期間であれば空白期間が支障がないのか。半年ぐらい、議会なんかいらぬという声もちらほら聞いておりますので、この際いらぬと何か考えていないかどうか、1か月だからいいのか。どのくらい、40日以内ですよ。とにかくね。空白期間を支障はないということでございますが、いろいろこれはまたほかの機会に言いますが、一月だから、約一月であるので空白期間で支障は生じないと提案者はお考えなのか。更にそのへんをもう少し深く考え方を、先ほどのまたお答えでは否決された場合でも辞職をもって自分の考え方を通されると。なかなか個人的に尊敬を申し上げているとおりでなと思います。その一月ぐらいだったら支障を来さないというもう少し掘り下げた考え方を、とともに私に対しても御指導方も含めて御答弁お願いいたします。

39番(平 敬司君) これは何日間空白があったら支障が出る出ないとかいう問題じゃありませんで、議会の解散でございますので、次の選挙に選ばれたときからまた新しく皆さんの議員の活動が始まるものだと思います。衆議院の解散においても、正にそのようなことが行われているものだと思います。明日、参議院の公示がありますけども、改選組はもう終わりかな。それは日程があると思いますね。衆議院の解散の時ですね。

20番(南 修郎君) 確か衆議院の解散は、次に決まるまではいわゆる在任、いわゆる資格ですよ。我々が今日例えばなった場合は、議員としての資格は全くもうこの瞬時に消滅するのかなのか。いわゆる次の選挙で選ばれる。普通の定例の選挙のときは、現職のほうは一応身分は議員として残っていますよね。だから、それが今、今日、瞬時に決議以降、誰も我々の資格というものはなくなるのかなのか。そこまでお願いをいたします、御説明を。

39番(平 敬司君) 解散ですので、この11日をもって議員の資格はなくなるものと考えられます、私としては。

議長(前田幸男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。
よって、本案は委員会付託を省略いたします。
これから討論に入ります。
通告のありました順に発言を許可いたします。
初めに、反対者の発言を許可いたします。

27番（榮 吉岡君） おはようございます。南風会の榮 吉岡です。

平成19年第2回議会、反対討論、議案第70号。

ただいま提案されました議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議に対して、反対の立場から討論いたします。

参議院議員選挙の日の関係等から本日の解散決議の情勢となりましたが、私は去る3月議会では解散を要求する市民の意向を受け止め、6月議会をもって自主解散することに賛成しましたが、旧町村の議員数が減ることで地域の声が届かず取り残されるのではという不安の声があり、市民の声の方向は決して一つの方向性ではないということを認識させられました。

旧住用議員の在任期間に対して、裁判、報酬の差押えの監査請求などの声も聞かれますが、報酬云々はそれでも構いません。我が地域の衰退を危ぶむ市民の意向に耳を傾け、旧住用議員として信念と愛郷心から反対の意思を貫くことにしました。

そもそも旧住用議会は、合併時に解散することを全員一致で合併協に提案しておりましたが、協議会において、時間と経費を費し協議した事項を各旧議会に持ち帰り検討し、在任特例の1年8か月という在任期間が決定されたという経緯があります。なぜ協議中に異議申立てしなかったか。次期選挙を見据えた保身のためのパフォーマンスととらえられても仕方ないではありませんか。

また、この在任期間に関しては、県合併推進協も合併特例法が優先するとのことであり、協議会の会長である市長をはじめ、法律をつくった国（立法府）を相手にすべきであって、旧住用議会をやり玉に上げ非難を浴びせる状況には、我々を議会に送り出し、合併後の地域の推移に民意を委ねた住用住民への配慮に欠けるものです。

また、旧住用議会の在任特例を問題視するのであれば、合併特例法で決定された事項の中には見直さなければならぬ点は多々あります。先の同僚議員の一般質問で、二人の区長を廃止すべきとのことに対して、市長は、区長制は合併協議会で決められた事項であり任期中の廃止はできないという見解でした。見事な揺るぎない姿勢には敬服をいたします。しからば、ここまできたら、議員の任期も合併協議会で決められたことであり、合併協での決定事項は全ての合併協の会長がある市長の責任において行われたことなので、大部分の市民の理解は得られるものと考えます。

1年8か月在任中、笠利・名瀬・住用の議員間の交流により、各地域性、また地域実情を互いに知る重要な期間でもあり、今後の各地域活性化に役立つとの市民の声も多く聞いております。解散を望む声が民意とあるならば、こういった声も民意であります。また、財政難の理由で解散するならば、競争一般入札にして談合をなくし、落札率を引き上げるなど、公共工事の入札の在り方を変えたり、効果の見えない公共事業の見直しをすることなどで大幅に削減することができます。

このような観点から、平成18年度の決算審査が10月となっておりますので、状況をよく知っている現在の議員で合併後の決算を審査し、地域の要望が確実に果たせたかをしっかりチェックし、地域間の格差をなくすることから、合併協での調整項目の調整など、合併特例債が偏らず旧3市町村に行き渡るように、議会軽視することなく、最後までしっかり推移を見届けたいと思います。賛成・反対においては、何をもって良識とするか非常識とするかは、各地域の状況を踏まえた一人ひとりの議員の信念と職責に対する心構えの違いであり、自ら判断すべきことではないでしょうか。

このような立場から、今回ここにきての決議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議について、粛々と反対いたします。

議長（前田幸男君） 次に、賛成者の発言があれば許可します。

13番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は、ただいま上程されました議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議に、賛成の立場で討論を行います。

決議案にあります、奄美市は平成18年3月20日に合併し、合併による市長選挙が行われております。本来ならば、合併と同時に議員は失職し、市長選挙と同時に議員選挙も実施されなければなりません。強引な合併を進める国の政策により、特例法により旧市町村の議員がそのまま議員として居座ることが許されたものであります。

しかし、合併前の住民説明会では、在任特例の話は全くありません。定数特例の正当性が説明をされてきました。合併協議会は、瀬戸内町・宇検村・大和村を含めた6市町村から、瀬戸内町が離脱し、5枠のときは定数特例で33人と合意をしていた。それが宇検村・大和村が離脱し3枠となったときに、当時の46人全員を新市の議員とする在任特例を導入したものであります。住民の皆様には寝耳に水の出来事であり、我々議員に対してもまともな説明はなかったものと理解をしております。「マンモス議会は速やかに解散を」との住民運動が起こるのは必定のことであり、議会の度ごとに解散を求める陳情が繰り返し提出されてきたのは周知のとおりであります。

この間、幾度となく指摘をされているように、特例法は最大限利用すべきものではありません。最小限にとどめる努力がされなければならないものであります。

決議文書が述べているように、奄美市の財政状況はひっ迫しており、国による財政の三位一体の改革は地方には厳しい状況をもたらしております。その対応策が迫られており、行財政改革の一環として、特別職の報酬カット、議員の報酬も4月からカットし、市役所職員の給与の減額は既に実施をされ、さらに5パーセントの給与カットが論じられている状況であります。

一方、市民サービスのほうも少なくない自治体で実施をされている自治体独自の減免制度は多種多様なものがありますが、私が議会で再三取り上げてきた低所得者の方々への国民健康保険税の減免、医療費の一部負担金の軽減、介護保険料、利用料の減免、障害者自立支援法によって負担増となった人への減免制度などは、財政難を理由に実施できないとしております。また、先の一般質問でも取り上げました妊婦の無料健診の拡大についても、厚生労働省が通達を出しているにもかかわらず、財政問題で今年度の実施は見送られております。

このような状況の中で、旧住用村選出の議員は、すでに6月12日で4年間の議員の任期そのものが過ぎており、1年8か月と県内では例のない長期の在任特例の任期満了を待たず議会が自主解散し、速やかに26名の議員選挙を行うことは誰の目にも当然のことだと思います。我々が自ら決めた3月議会の決議どおり、議会の良識を示さなければなりません。もう時間がないんです。これを逃しては、汚名を挽回する機会はありません。私は、議員数は少なければいいという考えは持っておりませんが、合併を機に改めて議会とはどういうものか、議会はどうかあるべきかを考えてまいりました。その結論は、一刻も早く正常な議会に立ち返ることだ、速やかに解散すべきとの結論であります。そのことが、いよいよ実現をいたします。議員として間違いのない選択ができる、胸を張って誇りある選択ができる。この喜びを表明して、賛成の討論といたします。

議長（前田幸男君） 次に、反対者の討論を求めます。

20番（南 修郎君） 自由連合の南 修郎であります。先ほど反対討論でございますが、榮 吉岡同僚議員と全く同じような気持ちでもございますが、私は何も原稿も書いておりません。確かに3月26日の議会では全会一致でございましたので、私も解散すべきかなと感じたわけであります。しかしながら、一日一日、社会情勢の動向は変化をしております。先ほどの空白期間が生じるという提案者の考え方なども

聞きましたが、今まさに新聞紙上で「大型公共工事、県が凍結」という意向で、昨日、その検討委員会も県のほうで開かれた模様でございますが、それがどうなったかも聞いておりません。おがみ山バイパス、名瀬旧港埋立て、そういった大型事業が県が凍結と。じゃ議会の我々は、今ぱつと辞めて、またいろんなトンネルルート変更かと。この変更というのが、当局はどこに変更というのは知っているんじゃないかというの、私は議員としてお尋ねをしたい。ルート変更でも大きなそこに住む住民のこれからの生活が大きく変わるわけでありまして。一部の者がルート変更を知っていて、言いにくいわけでございますが、その土地を買い占めてどうのこうのしておくということは、あつてはならないことであります。そういうことなんかないかということを経験していくのも、議会の職務だと私は思います。

それと、提案者、意向賛同者から奄美市議会の解散に関する決議ということで14億円の財源不足を当初予算で生じた。我々も同じように心配をいたしました。せんだつての私の一般質問で、第二の夕張市説は免れたかという質問に対し、だいぶ行政当局としては努力をし、その圧縮をしているということであります。わずか1か月、2か月、11月19日までの任期でございますが、それ以前に当然改選があるわけでありまして。1か月か2か月かの期間を短縮して、その我々の給料やら何やらの財源を圧縮するということ、私は一月余りの議会空白を生じさせて、いろんなこういう大きな変化がある中で、議員が一人もいないという状況で職務を放り出すのがいいのか。私は、もうここまできたらですね、多分10月の末か11月の初めに選挙には当然反対やら賛成やら関係なくなるわけでございますので、そこまで居座りたいんじゃないんです。

居座るといふ、市民の会から私にも議員各位で「議席に居座つて」という手紙が来ました。私は大変憤りを感じて、抗議をいたしました。お電話で抗議をしまして、その代表に。居座つているというその文書は、はなはだ遺憾だと。よつて抗議をする。そして、市民の会の皆さんとこちらのほうから申し込んで話合いをいたしました。すぐ近くにおつた議員に、中山雅己議員、保宜夫議員、榮吉岡議員4名、これは各位で来ましたので、私個人が居座りといふのはちょっとおかしいんじゃないかということで、中央公民館の2階で話合をしたのも事実であります。11名、市民の会側は御出席をされました。話せばわかるなという人もいるし、あんたに辞めれと言つているんじゃないよとか、だけどそういう居座り発言をされたりマンモス議会とやゆされ、在任特例は常に私議会で使つておりますのでこの場でも使います。在任の「ざい」は、「罪人」と書いて罪人特例、罪人扱いをされていると。そして今ごろは「税金の私物化」といふ、道に、あれは違法掲示じゃないかなと思つてますが、あれほど言われて、しかし私は堂々と私の考えを、その市民の方々にもはっきりと正々堂々と考え方を申し述べたいと思つます。そのまま「税金の私物化」とか罪人扱いされる要素はないよといふ、また説明責任も私ら議員もあると思つます。黙つて無口で貝のように口を閉じて新聞やら何やらに書かれると、もう辞めようかなと、辞めるのよそうかなといふような感じですね。そういうパフォーマンスは私はいさぎよしとしません。堂々と先ほどの空白期間、こういう事業凍結、いろいろありますから、これ何百億円ですね、通算しましたらね。100億円どころの話じゃない。それに、港・末広の区画整理事業は市が事業主体ですが、この二つを結ぶといふ事業計画がございます。そこまで波及するのは、当然、私としては可能性が影響必至であるといふふうを考えます。

今ここで是非議員の皆さん、一人ひとりの判断、私が誰に何をしてくれと頼んだことは一切ありません。皆さんの一人ひとりの考え方でもつて賛成議員の賛成討論も「なるほどな」と思はず心が少しはぶれましたけども、私は私の考え方を持っておりますので、反対討論の通告をいたしました。それぞれの考え方できつちり、そしてまた新聞か何かにもありましたけども、議会の議決の仕方を記名式にしてくれとか、それは議会が決めることであつて、新聞で書かれてみんなそのとおりにするといふのも、普通どおりの議案第70号として、普通どおりに議決権を行使したほうが議会としての職務だといふふう信じております。いちいちこう書かれたからこうだあだといふのは、いかななものかと私は思つます。終わります。

議長（前田幸男君） 次に、賛成者の発言を許可いたします。

17番（保宜夫君） 無所属の保でございます。ただいま提案されました議案第70号に対して、今ま

での同僚議員の反対討論やら賛成討論を私も聞いていて、気持ちはここまできたら限りなく反対に近いんですが、先ほど榮議員も言いましたとおり、私は一貫して区長制との絡みを訴えてまいりました。そして、12月議会では早期解散を求める請願に対し、紹介者議員として私は早期解散を求めてきたところであります。

この区長制につきましては、合併前から私は疑問を持ち、当局に質したところでした。いわゆる在任特例、区長制もこれは合併後にいきなり議員数が少なくなったら各地域の意見が吸い上げられなくなるんじゃないかと。これは先ほど榮議員も申し上げましたが、全くそのとおりなんです。この在任特例が決まったあとに地域自治区長制というのが出てきて、これもやはり周辺地域の意見を吸い上げるための区長制でございます。しかも、その中で当初当局は名瀬市にも区長制を置くということを提案したので、全くこれは私は意味が違うということを追及しまして、結果的には名瀬市には置かなくなったんですが、区長制というのが存続しました。今議会におきましても、この件について、財政難に陥っているならばこの区長制、そして二人市長制は廃止すべきだと。我が市より大きな薩摩川内市・鹿屋市においても、副市長は1名です。地域自治区長は置いておりません。恐らくこの4名の年間の報酬を計算しますと、4,500万円から5,000万円に私はなると思っております。そういう中で、先ほども話がありましたが、この間の議会の中で区長制を廃止せよということについては、合併協議会で決まったものだからこの任期2年期間中は見直さないという当局の答弁でもありました。

それから、私たち産業経済委員会は、一応問題になりましたいわゆる視察調査に隠岐の島に行っていました。（「保議員、簡潔に」と呼ぶ者あり）わかりました。このへんはやっぱり簡潔というか市民がいっぱい来ていますからですね、このへんはやっぱりしっかりあれしたいと思うんですが、隠岐の島では当初4町村、人口が約1万7,000人の所です。45名の議員が当初1年9か月の在任特例であったんですが、合併前に在任特例はそれはおかしいということで9か月に短縮して22名で選挙したということもあります。言いたいのは、ここまで大きく市民の皆様をはじめとしてこの問題が大きくなったということは、南議員も言いましたけどもこれはやっぱり当局の落ち度だということをつけ加えて、私はここまできたらそういう区長制との絡みで賛成したいと思っております。終わります。

議長（前田幸男君） 次に、反対者の発言を許可いたします。

24番（平 高市君） こんにちは。南風会の平 高市です。討論の事前通告はしておりませんが、突然の発言に御配慮くださいました議長に感謝申し上げます。

ただいま上程されている議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議案について、反対の立場から討論いたします。

第1点目に、初めに3月議会当時は適当な時期に自主解散すべきだと思っておりましたが、旧住用村議員は憲法違反だとか解散前の所管事務調査は卒業旅行ではないかと報道され、思いが一転いたしました。

旧住用村議員は、通常任期はきたかもしれませんが、合併特例法では合併後2年を超えない範囲で在任することができるとなっております。決して憲法違反とは思いません。現議員は、合併前日の昨年3月19日で全て失職し、3月20日の新生奄美市が誕生した日から在任期間の特例を受け、現在に至っているものであります。旧住用村議が憲法違反であれば、旧名瀬市・旧笠利町は平成20年、来年の9月14日までの任期であります。どうでしょうか。所管事務調査については、合併前でも旧3市町村ともこの時期に慣例的に毎年実施しております。議会活動の一環であると思えます。

次に、第2点目に、合併法定協議会における調整項目で、在任特例法適用、最初大島本島の1市2町3村参加時点での協議会では、定数特例法適用の方向で調整が進められたと思えます。しかし、最終的には旧名瀬市・旧笠利町・旧住用村の3市町村となり、この時点から在任特例法適用の調整となり、新設対等合併で旧市町村が均衡ある発展を期すため、在任期間を平成19年11月19日までの1年8か月と定めたものと認識しております。なお、平成18年度の決算状況まで現議員に審査確認させるのが目的とも聞いております。

3点目に、議員報酬について。議員報酬について、旧市町村間で格差が生じているのは不公平と思いますが、これも合併法定協議会で調整している項目でありますので、これを尊重しております。

4点目に、この在任期間の件については、合併法定協議会の調整時点で市民代表の意見として提起すべきではなかったのではないかと考えているところであります。

以上のようなことで、新設対等合併した旧3市町村の周辺部まで政治の手が届くよう、将来の奄美市発展のため在任期間満了まで頑張る決意で、自分の意思を明確にすることを申し添えて反対討論といたします。

議長（前田幸男君） 次に、賛成者の発言を許可いたします。

12番（伊東隆吉君） おはようございます。新生会の伊東隆吉でございます。

私は、議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議案に対し、賛成の立場から討論いたしたいと思っております。

新生奄美市が平成18年3月20日に誕生して、早1年と3か月が経過いたしました。この間、当局や議会において、新市としての一体感の早期醸成に向け、種々の課題に取り組んでいるところでありますが、本市の財政状況は、合併初年度から財源不足を生じる大変厳しい幕開けとなりました。

この財政難の改善に向け、議会において、平成18年5月に奄美市議会のあり方等に関する特別委員会が設置され、議会の在り方と方向性が、各党、会派の代表14名で真剣に論議されました。結果、在任特例期間は、平成19年6月議会最終日までとし、自主解散が望ましいとの報告がなされたことは御承知のとおりであります。

さらに、平成18年12月に奄美市行財政改革特別委員会を設置し、これも各党、会派代表15名で諸問題を論議、在任特例期間については平成19年第1回定例会において、この6月議会終了後、自主解散する旨の決議案を提出し、この6月議会において解散議案を提出するとの報告がなされております。

このことを受けて、平成19年第1回の定例会、先の3月議会において、奄美市議会の解散に関する決議案が提出され、本会議、全会一致で可決に至りました。私は、議会における本会議での決議は、遵守することを第一義とし、ほごすることは絶対あってはならないものと考えております。

議会の皆さん、本市のひっ迫する行財政の打破に向けて、是非とも前進しようではありませんか。

以上、議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議案に賛成の立場から討論といたします。

議長（前田幸男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議を採決いたします。

この採決は、記名投票により行います。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

出席議員2名以上から「異議あり」が出ましたので、無記名投票の要求があるものと認めます。

よって、会議規則第71条第2項の規定により、投票を記名で行うか、無記名で行うかの決定を無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は41名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票を記名とする諸君は賛成と、投票を無記名とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に与 勝広君，伊東隆吉君を指名します。

両者の立会いをお願いいたします。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数40票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

賛 成 22票

反 対 18票

以上のおおり、賛成多数であります。

よって、議案第70号の投票方法は、記名で行うことに決定いたしました。

これより、議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議についての採決を記名投票で行います。

念のため申し上げます。

記名投票は、各議員の政治的責任を明確にするものであります。

よって、投票漏れや白票・青票を同時に入れるなどの行為は慎む必要があります。

なお、仮に投票漏れ等があった場合、無効となりますが、出席議員の数には入りますので、結果的に反対票と同じ効果を持つものであります。この旨、御了承をお願い申し上げます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は41名であります。

白票及び青票を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議について、賛成の諸君は白票、本案に反対の諸君は青票を、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に崎田信正君、叶幸与君を指名します。

両者の立会いをお願いいたします。

(開票)

念のため申し上げます。

本案は、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定により、議員数の4分の3以上の出席を必要とし、その5分の4以上の同意が必要であります。

ただいまの出席議員は41名でありますので、法定出席数の4分の3に達しております。

なお、出席議員の5分の4は33名であります。

投票の結果を報告します。

投票総数41票。

白票(賛成) 29票

青票(反対) 12票

これは先ほどの議長を含んだ出席議員に符号いたしております。

以上のとおり、白票は所定数以下であります。

よって、議案第70号 奄美市議会の解散に関する決議は、否決されました。

(賛成票を投じた議員の氏名)

1番 多田 義一 君	2番 奥 輝人 君	3番 大迫 勝史 君
4番 橋口 和仁 君	5番 朝木 一昭 君	6番 平川 久嘉 君
7番 三島 照 君	8番 師玉 敏代 君	9番 和田 美智子 君
10番 満永 健一郎 君	11番 与 勝 広 君	12番 伊東 隆吉 君
13番 崎田 信正 君	14番 叶 幸与 君	15番 肥後 笑子 君
17番 保 宜夫 君	21番 中山 雅己 君	23番 栄 勝正 君
26番 元井 孝信 君	30番 向井 俊夫 君	31番 山田 良一 君
32番 福田 利広 君	36番 奈良 博光 君	37番 世門 光 君
38番 西村 タカ子 君	39番 平 敬司 君	40番 榮 年男 君
42番 田部 義和 君	43番 師玉 憲夫 君	

(反対票を投じた議員の氏名)

16番 竹田 光一 君	19番 渡 京一郎 君	20番 南 修郎 君
22番 松山 信一 君	24番 平 高市 君	25番 石神 友夫 君
27番 榮 吉岡 君	28番 泉 伸之 君	29番 福 芳樹 君
33番 終田 謙夫 君	34番 川上 勝 君	35番 前田 幸男 君

39番(平敬司君) 日程の追加の動議をしたいと思っております。よろしくお取り計らいを願います。

議長（前田幸男君） 平 敬司君，もうちょっとはっきり言ってください。

39番（平 敬司君） 日程の追加をお願いしたいと思います。この日程の追加は，辞職に関する件であります。

議長（前田幸男君） お諮りいたします。

ただいま平 敬司君から，議員辞職の動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので，会議規則第16条の規定により，動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本動議を日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

本動議を日程に追加し，議題とすることに決定いたしました。

本動議を議題といたします。

暫時，休憩いたします。（午前11時40分）

○

議長（前田幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時52分）

休憩中，西村タカ子君，平 敬司君，伊東隆吉君から議員辞職が提出されました。

日程第6，議員の辞職についてを議題といたします。

本市議会議員，西村タカ子君，平 敬司君，伊東隆吉君から，本日限りをもって議員を辞職したい旨の辞職願いが提出されました。

本案につきましては，地方自治法第126条の規定により，議会の許可を求めるものであります。

最初に，西村タカ子君の辞職についてお諮りいたします。

西村タカ子君の一身上に関する件でありますので，地方自治法第117条の規定により，西村タカ子君の退席を求めます。

（西村タカ子議員退席）

お諮りいたします。

西村タカ子君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，西村タカ子君の辞職については，本日限りをもって許可することに決定いたしました。

西村タカ子君の着席を求めます。

（西村タカ子議員着席）

次に，平 敬司君の辞職についてお諮りいたします。

平 敬司君の一身上に関する件でありますので，地方自治法第117条の規定により，平 敬司君の退席を求めます。

（平 敬司議員退席）

お諮りいたします。

平 敬司君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，平 敬司君の辞職については，本日限りをもって許可することに決定いたしました。

平 敬司君の着席を求めます。

（平 敬司議員着席）

次に、伊東隆吉君の辞職についてお諮りいたします。

伊東隆吉君の一身上に関する件でありますので、地方自治法第117条の規定により、伊東隆吉君の退席を求めます。

(伊東隆吉議員退席)

お諮りいたします。

伊東隆吉君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

異議がありますので、動議ですよね。

(「議長、人事案件について、事務局から説明していただければいかがですか。この辞職に関しては、認めないわけにいかないと思っています」と呼ぶ者あり)

議長(前田幸男君) 暫時休憩します。(11時56分)

○

議長(前田幸男君) 再開します。(11時56分)

ただいま南 修郎君から「異議あり」の動議が出ました。

その動議に対し、賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立なしと認めます。

お諮りいたします。

伊東隆吉君の辞職を許可することに御異議ありませんね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、伊東隆吉君の辞職については、本日限りをもって許可することに決定いたしました。

伊東隆吉君の着席を求めます。

(伊東隆吉議員着席)

お諮りいたします。

お手元に配付してあります文書表のとおり、議会運営委員長及び各常任委員長から申し出がありました、議長の諮問に関する事項等及び各常任委員会の所管事務調査について、並びに請願第6号及び請願第10号の2件については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

議長の諮問に関する事項の調査等及び各常任委員会の所管事務調査並びに請願第6号及び請願第10号の2件については、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって、平成19年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前11時59分)

○

以上、本議会の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 前 田 幸 男

奄美市議会議員 平 川 久 嘉

奄美市議会議員 三 島 照

奄美市議会議員 師 玉 敏 代